

水  
俣  
市  
議  
会  
会  
議  
録

# 水俣市議会会議録

平成17年第1回臨時会（2月7日招集）

平成17年第2回定例会（2月28日招集）

平成十七年第一回（二月）  
平成十七年第二回（三月）  
臨時会  
定例会

水俣市議会事務局

# 平成17年2月第1回水俣市議会臨時会会議録目次

平成17年2月7日(月)

出欠席議員.....	1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程.....	2
開 会.....	2
開 議.....	2
諸般の報告.....	2
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	2
日程第2 会期の決定について.....	2
議案上程.....	3
日程第3 議第1号 工事請負契約の締結について(15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架 設工事).....	3
市長の提案理由説明.....	3
休憩・開議.....	4
質 疑.....	4
委員会付託.....	4
休憩・開議.....	4
産業建設委員長の報告.....	5
委員会審査報告書.....	5
委員長報告に対する質疑.....	6
討 論.....	6
採 決.....	6
閉 会.....	6



## 平成17年2月第1回水俣市議会臨時会会議録（全）

- 1、平成17年2月7日水俣市長第1回水俣市議会臨時会を招集する。
- 1、平成17年2月7日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。
- 1、平成17年2月7日午前10時42分水俣市議会議長第1回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

平成17年2月7日（月曜日）

午前10時 0分 開会

午前10時42分 閉会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（岩橋建夫君）	次 長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（中村俊彦君）
書 記（赤司和弘君）	

（説明のため出席した者） 6人

市 長（江口隆一君）	助 役（滝澤行雄君）
収 入 役（徳富邦博君）	総務企画部長（高口義幸君）
産業建設部長（松山勝征君）	産業建設部次長（松田大作君）

## 議事日程

平成17年2月7日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 工事請負契約の締結について(15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事)

(産業建設)

---

開会

午前10時0分 開会

議長(松本満良君) ただいまから平成17年第1回水俣市議会臨時会を開会いたします。

---

議長(松本満良君) これより本日の会議を開きます。

---

議長(松本満良君) 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る12月定例会で可決された水俣病未認定患者の救済を求める意見書外5件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成16年11月分及び12月分の一般会計、特別会計等並びに公営企業に関する例月現金出納検査の結果報告、平成16年度の小中学校及び公営企業会計に関する定期監査並びに平成16年度財政援助団体及び公の施設の管理受託者監査結果の報告があり、それぞれ事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、高口総務企画部長、松山産業建設部長、松田産業建設部次長、以上の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(松本満良君) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において淵上道昭議員、野中重男議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

議長（松本満良君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

日程第3 議第1号 工事請負契約の締結について（15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事）

議長（松本満良君） 日程第3、議第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

---

議第1号

工事請負契約の締結について

15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成17年2月7日提出

水俣市長 江口隆一

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 1 工 事 名       | 15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事           |
| 2 工 事 内 容     | 施工延長65メートル、橋梁上部工55メートル、幅員12メートル |
| 3 工 事 場 所     | 水俣市南福寺地内                        |
| 4 工 期         | 契約締結の日から平成17年6月30日まで            |
| 5 契 約 金 額     | 166,950,000円                    |
| 6 契 約 の 相 手 方 | コーアツ工業株式会社熊本営業所<br>所 長 森 誠 一    |
| 7 契 約 の 方 法   | 指名競争入札                          |

（提案理由）

15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

---

議長（松本満良君） 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第1号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、平成15年発生豪雨災害により被災した鶴田橋上部工架設工事の請負契約を締結しよう

とするものであります。

本工事につきましては、去る1月31日、10社による指名競争入札を行い、2月1日付でコアツ工業株式会社熊本営業所と1億6,695万円で仮契約を締結いたしております。

工事内容は、土木工事でありまして、施工延長65メートル、橋梁上部工55メートル、幅員12メートルであります。

工事場所は、水俣市南福寺、工期は、契約締結の日から平成17年6月30日までとするものであります。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議案について、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松本満良君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩いたします。

午前10時3分 休憩

---

午前10時4分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました議第1号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、産業建設委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のためしばらく休憩いたします。

午前10時5分 休憩

---

午前10時38分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど産業建設委員会に付託しておりました議第1号について、委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 淵上道昭議員。

（産業建設委員長 淵上道昭君登壇）

産業建設委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました議第1号工事請負契約の締結について、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

契約の内容は、平成15年発生豪雨災害により被災した鶴田橋上部工架設工事の請負契約を締結しようとするものである。

本工事については、去る1月31日、10社による指名競争入札を行い、2月1日付でコアツ工業株式会社熊本営業所と1億6,695万円で仮契約を締結している。

工事の内容は、土木工事であり、施工延長65メートル、橋梁上部工55メートル、幅員12メートルである。

工事の場所は、水俣市南福寺、工期は、契約締結の日から平成17年6月30日までとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、早期開通についての市民の要望が強いので、工期を遵守してほしいとの意見が出されました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

---

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年2月7日

産業建設常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 松本満良 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	工事請負契約の締結について（15年発生災害関連事業鶴田橋上部工架設工事）	原案可決	全員賛成

---

議長（松本満良君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 御異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(松本満良君) 以上で今期臨時会の全日程を終了いたしました。

これで平成17年第1回水俣市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

## 平成17年 2 月第 1 回水俣市議会臨時会（ 2 月 7 日 ）

### 〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議 第 1 号	工事請負契約の締結について（15年発生 災害関連事業鶴田橋上部工架設工事）	2月7日	産業建設	2月7日 原案可決	

### 〔報 告〕

番 号	件 名	報 告 月 日
報告第1号	専決処分の報告について	2月7日

## 平成17年3月第2回定例会（2月28日招集）会期日程表

（会期 2月28日から17日まで18日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容	
1	2月28日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 議案理由説明並びに所信表明 平成16年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決	
2	3月1日	火		休 会	議案調査	
3	2日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）	
4	3日	木			議案調査	
5	4日	金			議案調査	
6	5日	土			市の休日（土曜日）	
7	6日	日			市の休日（日曜日）	
8	7日	月			議案調査	
9	8日	火			議案調査	
10	9日	水	午前9時30分		本会議	一般質問（真野頼隆君・緒方誠也君・中山徹君・ 田中功君）（質疑通告正午まで）
11	10日	木	午前9時30分		本会議	一般質問（福田斉君・吉田正和君・藤本寿子君）
12	11日	金	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君・野中重男君・大川末長君） 議案質疑 委員会付託	
13	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）	
14	13日	日			市の休日（日曜日）	
15	14日	月	———	委員会	委員会	
16	15日	火	———		委員会	
17	16日	水		休 会	（議事整理日）	
18	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会	

# 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成17年2月28日(月) — 1日目 —

出欠席議員.....	1 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第1号.....	2
開 会.....	3
開 議.....	3
諸般の報告.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
議案上程.....	6
日程第3 議第2号 水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定 について .....	7
日程第4 議第3号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について .....	9
日程第5 議第4号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について .....	10
日程第6 議第5号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定に ついて .....	11
日程第7 議第6号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につ いて .....	12
日程第8 議第7号 水俣市児童館設置条例の制定について .....	13
日程第9 議第8号 水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する 条例の制定について .....	13
日程第10 議第9号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について .....	14
日程第11 議第10号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に 関する条例の制定について .....	16
日程第12 議第11号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について .....	17
日程第13 議第12号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について .....	17
日程第14 議第13号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について .....	18
日程第15 議第14号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について .....	18
日程第16 議第15号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	19

日程第17	議第 16 号	水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について .....	1 ~ 19
日程第18	議第 17 号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について .....	20
日程第19	議第 18 号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	21
日程第20	議第 19 号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	22
日程第21	議第 20 号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について .....	23
日程第22	議第 21 号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	23
日程第23	議第 22 号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	24
日程第24	議第 23 号	水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	24
日程第25	議第 24 号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	25
日程第26	議第 25 号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について .....	25
日程第27	議第 26 号	平成17年度水俣市一般会計予算 .....	26
日程第28	議第 27 号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 .....	29
日程第29	議第 28 号	平成17年度水俣市老人保健特別会計予算 .....	31
日程第30	議第 29 号	平成17年度水俣市介護保険特別会計予算 .....	32
日程第31	議第 30 号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 .....	34
日程第32	議第 31 号	平成17年度水俣市病院事業会計予算 .....	36
日程第33	議第 32 号	平成17年度水俣市水道事業会計予算 .....	38
日程第34	議第 33 号	平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号） .....	39
日程第35	議第 34 号	平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） ...	43
日程第36	議第 35 号	平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） .....	44
日程第37	議第 36 号	平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） .....	45
日程第38	議第 37 号	平成16年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） .....	46
日程第39	議第 38 号	あらたに生じた土地の確認について .....	47
日程第40	議第 39 号	町区域の変更について .....	48
日程第41	議第 40 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について .....	48

日程第42 議第 41 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について .....	1 ~ 49
日程第43 議第 42 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について .....	50
日程第44 議第 43 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について .....	51
	市長の所信表明並びに提案理由説明.....	53
	休憩・開議.....	61
	市長の所信表明並びに提案理由説明（続）.....	61
	休憩・開議.....	69
	先議案件に対する質疑.....	69
	委員会付託.....	70
	休憩・開議.....	70
	総務文教委員長の報告.....	71
	厚生委員長の報告.....	72
	産業建設委員長の報告.....	73
	委員会審査報告書.....	74
	委員長報告に対する質疑.....	76
	討 論.....	76
	採 決.....	76
	議案上程.....	76
日程第45 議第 44 号	水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	76
	緒方誠也君の提案理由説明.....	77
	質 疑.....	77
	討 論.....	77
	採 決.....	78
	散 会.....	78
平成17年3月9日（水）—— 2日目 ——		
	出欠席議員.....	2 ~ 1

事務局職員出席者.....	2 ~ 1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第2号.....	2
開 議.....	3
諸般の報告.....	3
日程第1 一般質問.....	3
真野頼隆君の質問.....	3
1 施政方針について.....	3
2 葉草園構想について.....	4
3 ひばりヶ丘グラウンド問題について.....	4
4 ペイオフ制度下における公金の管理について.....	4
市長の答弁.....	5
真野頼隆君の再質問.....	9
市長の答弁.....	9
真野頼隆君の再々質問.....	11
市長の答弁.....	11
市長の答弁.....	12
真野頼隆君の再質問.....	14
市長の答弁.....	15
産業建設部長の答弁.....	15
真野頼隆君の再々質問.....	16
産業建設部長の答弁.....	16
総務企画部長の答弁.....	17
真野頼隆君の再質問.....	18
総務企画部長の答弁.....	18
真野頼隆君の再々質問.....	19
総務企画部長の答弁.....	19
収入役の答弁.....	19
真野頼隆君の再質問.....	21
収入役の答弁.....	21
真野頼隆君の発言.....	22
休憩・開議.....	22

緒方誠也君の質問.....	2 ~ 22
1 産業廃棄物のごみ捨て場（最終処分場）の進出について.....	23
2 上水道水質保全について.....	24
3 水俣病問題等について.....	24
4 水俣湾内汚染魚問題について.....	25
市長の答弁.....	25
緒方誠也君の再質問.....	27
市長の答弁.....	30
緒方誠也君の発言.....	31
水道局長の答弁.....	33
緒方誠也君の再質問.....	34
水道局長の答弁.....	34
福祉環境部長の答弁.....	35
緒方誠也君の再質問.....	35
市長の答弁.....	36
緒方誠也君の発言.....	37
福祉環境部長の答弁.....	37
緒方誠也君の再質問.....	38
市長の答弁.....	39
緒方誠也君の発言.....	40
休憩・開議.....	40
中山徹君の質問.....	40
1 介護保険5年目の制度見直しについて.....	40
㊦ 政府の見直しについて	
㊦ 見直すべき幾つかの課題と改善について	
㊦ 地域密着型サービスの創設について	
㊦ 地域包括支援センターの創設について	
2 （株）IWD東亜熊本の産廃最終処分場について.....	42
㊦ 進捗状況について	
㊦ 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について	
㊦ 市長の基本的スタンスについて	
㊦ 「建設予定地」買収について	



æ@ 環境対策課の調査結果について	
3 行財政改革について.....	2~44
æ@ 市長等特別職の報酬・退職金の引き下げについて	
æ@ 部長制の廃止について	
市長の答弁.....	44
福祉環境部長の答弁.....	45
中山徹君の再質問.....	47
福祉環境部長の答弁.....	49
市長の答弁.....	50
中山徹君の再質問.....	52
福祉環境部長の答弁.....	55
中山徹君の発言.....	55
総務企画部長の答弁.....	56
中山徹君の再質問.....	56
総務企画部長の答弁.....	56
市長の答弁.....	57
休憩・開議.....	57
田中功君の質問.....	58
1 人口減少問題と地元経済活性化について.....	58
2 産業廃棄物最終処分場について.....	59
3 ひばりヶ丘運動場について.....	59
市長の答弁.....	60
総務企画部長の答弁.....	60
産業建設部長の答弁.....	62
田中功君の再質問.....	64
市長の答弁.....	66
総務企画部長の答弁.....	66
田中功君の発言.....	67
市長の答弁.....	67
田中功君の再質問.....	69
市長の答弁.....	70
田中功君の再々質問.....	71

市長の答弁.....	2 ~ 71
総務企画部長の答弁.....	72
田中功君の再質問.....	73
総務企画部長の答弁.....	74
田中功君の発言.....	74
散 会.....	75

平成17年3月10日（木） — 3日目 —

出欠席議員.....	3 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第3号.....	2
開 議.....	2
諸般の報告.....	2
日程第1 一般質問.....	2
福田斉君の質問.....	2
1 雇用の確保、拡大に向けた水俣市の取り組みについて.....	3
2 「総合的な学習の時間見直しの動き」と学力向上の取り組みについて.....	3
3 学校の危機管理について.....	4
4 豪雨災害後の生活について.....	5
5 新たな小崎親水公園の利活用について.....	5
市長の答弁.....	6
福田斉君の再質問.....	7
産業建設部長の答弁.....	8
福田斉君の発言.....	8
教育長の答弁.....	9
福田斉君の再質問.....	10
教育長の答弁.....	10
福田斉君の発言.....	11
教育長の答弁.....	11
福田斉君の再質問.....	13

教育長の答弁.....	3~14
福田斉君の発言.....	14
福祉環境部長の答弁.....	15
福田斉君の再質問.....	16
福祉環境部長の答弁.....	16
福田斉君の再々質問.....	17
市長の答弁.....	17
産業建設部長の答弁.....	17
福田斉君の再質問.....	18
産業建設部長の答弁.....	19
福田斉君の発言.....	19
休憩・開議.....	20
吉田正和君の質問.....	20
1 水俣病問題について.....	20
2 産廃最終処分場問題について.....	21
市長の答弁.....	23
福祉環境部長の答弁.....	24
吉田正和君の再質問.....	24
市長の答弁.....	25
吉田正和君の再々質問.....	26
市長の答弁.....	27
市長の答弁.....	27
吉田正和君の再質問.....	29
市長の答弁.....	31
吉田正和君の再々質問.....	32
市長の答弁.....	34
休憩・開議.....	35
藤本寿子君の質問.....	36
1 子育て支援事業について.....	36
2 障害者のための「グループホーム」事業について.....	37
3 休耕田の活用事業について.....	37
4 長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場について.....	38

市長の答弁.....	3 ~ 39
福祉環境部長の答弁.....	39
藤本寿子君の再質問.....	40
福祉環境部長の答弁.....	41
藤本寿子君の発言.....	42
福祉環境部長の答弁.....	43
藤本寿子君の再質問.....	43
福祉環境部長の答弁.....	44
市長の答弁.....	44
藤本寿子君の再々質問.....	44
市長の答弁.....	45
産業建設部長の答弁.....	46
藤本寿子君の再質問.....	46
市長の答弁.....	47
藤本寿子君の発言.....	48
市長の答弁.....	48
藤本寿子君の再質問.....	50
市長の答弁.....	52
福祉環境部長の答弁.....	52
市長の答弁.....	53
藤本寿子君の発言.....	53
散 会.....	54

平成17年3月11日（金）—— 4日目——

出欠席議員.....	4 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第4号.....	2
陳情文書表.....	4
開 議.....	4
諸般の報告.....	4

日程第1 一般質問.....	4 ~ 4
西田弘志君の質問.....	5
1 ペイオフ解禁について.....	5
2 本会議の中継について.....	5
3 医療センター業務改善について.....	6
4 最終処分場について.....	6
市長の答弁.....	6
収入役の答弁.....	6
西田弘志君の発言.....	8
総務企画部長の答弁.....	8
西田弘志君の発言.....	8
総合医療センター事務部長の答弁.....	9
西田弘志君の発言.....	10
市長の答弁.....	11
西田弘志君の再質問.....	12
市長の答弁.....	15
休憩・開議.....	17
市長の答弁.....	17
西田弘志君の発言.....	18
休憩・開議.....	20
野中重男君の質問.....	20
1 水俣病問題について.....	20
2 防災行政無線放送の難聴問題の解消について.....	21
3 小・中学生の学力向上と環境教育について.....	21
市長の答弁.....	22
野中重男君の再質問.....	22
市長の答弁.....	24
野中重男君の再々質問.....	24
休憩・開議.....	25
市長の答弁.....	26
総務企画部長の答弁.....	26
野中重男君の再質問.....	27

総務企画部長の答弁.....	4 ~ 28
野中重男君の発言.....	29
教育長の答弁.....	29
野中重男君の再質問.....	31
教育長の答弁.....	32
休憩・開議.....	33
大川未長君の質問.....	33
1 産業廃棄物処分場問題について.....	33
2 小・中学生の学力向上について.....	34
3 一般会計決算特別委員会の意見・要望について.....	34
4 産業団地への誘致企業について.....	34
市長の答弁.....	35
大川未長君の再質問.....	36
市長の答弁.....	37
教育長の答弁.....	37
大川未長君の再質問.....	39
教育長の答弁.....	39
大川未長君の再々質問.....	40
教育長の答弁.....	40
産業建設部長の答弁.....	41
大川未長君の再質問.....	42
産業建設部長の答弁.....	42
大川未長君の発言.....	43
産業建設部長の答弁.....	43
大川未長君の再質問.....	44
産業建設部長の答弁.....	45
大川未長君の再々質問.....	45
産業建設部長の答弁.....	45
休憩・開議.....	46
質 疑.....	46
日程第 2 議第 3 号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について.....	46
日程第 3 議第 4 号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について.....	46

日程第 4	議第 5 号	水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について .....	4 ~ 46
日程第 5	議第 6 号	旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について .....	46
日程第 6	議第 7 号	水俣市児童館設置条例の制定について .....	47
日程第 7	議第 9 号	水俣市法定外公共物管理条例の制定について .....	47
日程第 8	議第 10 号	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について .....	47
日程第 9	議第 11 号	水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について .....	47
日程第10	議第 12 号	環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について .....	48
日程第11	議第 13 号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について .....	48
日程第12	議第 14 号	水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について .....	48
日程第13	議第 15 号	水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	48
日程第14	議第 16 号	水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について .....	48
日程第15	議第 17 号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について .....	49
日程第16	議第 18 号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	49
日程第17	議第 19 号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	49
日程第18	議第 21 号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	49
日程第19	議第 22 号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	50
日程第20	議第 23 号	水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	50
日程第21	議第 24 号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	50
日程第22	議第 25 号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について .....	50
日程第23	議第 26 号	平成17年度水俣市一般会計予算 .....	51
日程第24	議第 27 号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 .....	52
日程第25	議第 28 号	平成17年度水俣市老人保健特別会計予算 .....	53

日程第26	議第 29 号	平成17年度水俣市介護保険特別会計予算 .....	4 ~ 53
日程第27	議第 30 号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 .....	53
日程第28	議第 31 号	平成17年度水俣市病院事業会計予算 .....	53
日程第29	議第 32 号	平成17年度水俣市水道事業会計予算 .....	53
日程第30	議第 38 号	あらたに生じた土地の確認について .....	54
日程第31	議第 39 号	町区域の変更について .....	54
日程第32	議第 40 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につ いて .....	54
日程第33	議第 41 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につ いて .....	54
日程第34	議第 42 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につ いて .....	54
日程第35	議第 43 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につ いて .....	54
議案上程.....			54
日程第36	議第 45 号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について .....	54
市長の提案理由説明.....			55
休憩・開議.....			55
質 疑.....			55
委員会付託.....			56
議案上程.....			56
日程第37	議第 46 号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について .....	56
日程第38	議第 47 号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について .....	57
竹下武義君の提案理由説明（議第46号） .....			57
緒方誠也君の提案理由説明（議第47号） .....			57
休憩・開議.....			58
質 疑.....			58
日程第39	特別委員会の設置について.....		58
休憩・開議.....			59
正副委員長互選結果の報告.....			59
日程第40	陳第 1 号	水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について .....	59



散 会.....	4 ~ 60
----------	--------

平成17年3月17日（木）— 5日目—

出欠席議員.....	5 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第5号.....	2
開 議.....	3
諸般の報告.....	4
日程第1 議第3号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから 日程第36 陳第5号 企業間連携に対する優遇措置の導入に関する 陳情についてまで36件に関する委員会の審査報告.....	4
総務文教委員長の報告.....	5
厚生委員長の報告.....	9
産業建設委員長の報告.....	12
委員会審査報告書.....	15
委員長報告に対する質疑.....	18
討 論.....	18
野中重男君の反対討論（議第26号）.....	18
採 決.....	18
日程第37 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	19
採 決.....	20
閉会中継続審査・調査申出書.....	20
議案上程.....	21
日程第38 意見第1号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について.....	21
日程第39 意見第2号 企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書について.....	22
田中功君の提案理由説明（意見第1号）.....	23
福田斉君の提案理由説明（意見第2号）.....	24
質 疑.....	25
討 論.....	25
採 決.....	25

閉 会..... 5 ~ 25

## 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成17年2月28日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成17年2月28日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成17年3月17日午前10時50分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成17年2月28日（月曜日）

午前10時0分 開会

午後3時21分 散会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田  斉君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中  功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山  徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（岩橋建夫君）	次	長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書	記（中村俊彦君）
書	記（赤司和弘君）	

（説明のため出席した者） 15人

市	長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収	入  役（徳富邦博君）	総務企画部長	（高口義幸君）
福祉環境部長	（吉海安丈君）	産業建設部長	（松山勝征君）
総合医療センター事務部長	（森  近君）	水道局長	（窪田正人君）
教	育  長（宮本勝彬君）	福祉環境部次長	（葦浦博行君）
産業建設部次長	（松田大作君）	教育次長	（塩山一之君）
総務企画部総務課長	（中田和哉君）	総務企画部企画課長	（田上和俊君）
総務企画部財政課長	（伊藤亮三君）		

議事日程 第1号

平成17年2月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第2号 水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

(総務文教)

第4 議第3号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

第5 議第4号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

第6 議第5号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

第7 議第6号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

第8 議第7号 水俣市児童館設置条例の制定について

第9 議第8号 水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

(産業建設)

第10 議第9号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について

第11 議第10号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第12 議第11号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について

第13 議第12号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第13号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第14号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第15号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第16号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

第18 議第17号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議第18号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議第19号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議第20号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第22 議第21号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議第22号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議第23号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

第25 議第 24 号 水俣市障害者サービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第26 議第 25 号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

第27 議第 26 号 平成17年度水俣市一般会計予算

第28 議第 27 号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第29 議第 28 号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算

第30 議第 29 号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算

第31 議第 30 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第32 議第 31 号 平成17年度水俣市病院事業会計予算

第33 議第 32 号 平成17年度水俣市水道事業会計予算

第34 議第 33 号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号） （各委）

第35 議第 34 号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） （厚生）

第36 議第 35 号 平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） （厚生）

第37 議第 36 号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） （産業建設）

第38 議第 37 号 平成16年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） （産業建設）

第39 議第 38 号 あらたに生じた土地の確認について

第40 議第 39 号 町区域の変更について

第41 議第 40 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

第42 議第 41 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

第43 議第 42 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

第44 議第 43 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

第45 議第 44 号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

議長（松本満良君） ただいまから平成17年第2回水俣市議会定例会を開会いたします。

---

議長（松本満良君） これから本日の会議を開きます。

---

議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

本日、議会運営委員会で発議の条例案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、地方自治法第180条第 2 項の規定による市長の専決処分の報告 2 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年 1 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により、議席に配付の議員派遣書のとおり、淵上道昭議員、野中重男議員、松本和幸議員、緒方誠也議員を水俣病問題の全面解決を求める陳情のため東京都に派遣いたしましたので、御報告いたします。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、高口総務企画部長、吉海福祉環境部長、松山産業建設部長、森総合医療センター事務部長、窪田水道局長、葦浦福祉環境部次長、松田産業建設部次長、中田総務課長、田上企画課長、伊藤財政課長、宮本教育長、塩山教育次長、以上の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 1 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（松本満良君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において牧下恭之議員、谷口真次議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定について

議長（松本満良君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

---

平成17年3月第2回定例会（2月28日招集）会期日程表

（会期 2月28日から17日まで18日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月28日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成16年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	3月1日	火		休 会	議案調査
3	2日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）
4	3日	木			議案調査
5	4日	金			議案調査
6	5日	土			市の休日（土曜日）
7	6日	日			市の休日（日曜日）
8	7日	月			議案調査
9	8日	火			議案調査
10	9日	水	午前9時30分		本会議
11	10日	木	午前9時30分	本会議	委員会
12	11日	金	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
13	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
14	13日	日			市の休日（日曜日）
15	14日	月	——	委員会	委員会
16	15日	火	——		委員会
17	16日	水		休 会	（議事整理日）
18	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

議長（松本満良君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって会期は、18日間と決定いたしました。

- 日程第3 議第 2 号 水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第4 議第 3 号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第5 議第 4 号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議第 5 号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第7 議第 6 号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第8 議第 7 号 水俣市児童館設置条例の制定について
- 日程第9 議第 8 号 水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第10 議第 9 号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第11 議第 10 号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第12 議第 11 号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議第 12 号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 13 号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第 14 号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 15 号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第 16 号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第 17 号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第 18 号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第 19 号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第 20 号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第 21 号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第 22 号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第 23 号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第 24 号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正



する条例の制定について

- 日程第26 議第 25号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第27 議第 26号 平成17年度水俣市一般会計予算  
日程第28 議第 27号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算  
日程第29 議第 28号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算  
日程第30 議第 29号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算  
日程第31 議第 30号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算  
日程第32 議第 31号 平成17年度水俣市病院事業会計予算  
日程第33 議第 32号 平成17年度水俣市水道事業会計予算  
日程第34 議第 33号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号）  
日程第35 議第 34号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第36 議第 35号 平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第37 議第 36号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第38 議第 37号 平成16年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第39 議第 38号 あらたに生じた土地の確認について  
日程第40 議第 39号 町区域の変更について  
日程第41 議第 40号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について  
日程第42 議第 41号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について  
日程第43 議第 42号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について  
日程第44 議第 43号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 議長（松本満良君） 日程第3、議第2号水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから、日程第44、議第43号地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてまで、42件を一括して議題といたします。

---

議第2号

水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について  
水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように制定することとする。  
平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ㉞ 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- ㉟ 市の機関 法第2編第7章の規定により置かれる市の執行機関若しくはこれらに置かれ、若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）第3条第1項の規定により水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限に属する事務を行う市長を除く。）をいう。
- ㊱ 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- ㊲ 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- ㊳ 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- ㊴ 申請等 申請、届出その他条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- ㊵ 処分通知等 処分（行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- ㊶ 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- ㊷ 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成又は保存することをいう。
- ㊸ 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する個別の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する個別の条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する個別の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する個別の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する個別の条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知書等に関する個別の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する個別の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する個別の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 市は、手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民等が条例等に基づき市の機関に対して行う申請、届出等について、書面によることに加え、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにし、もって市民の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

議第3号

水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

水俣市人事行政の運営等の状況に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告の時期）

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- α、 職員の任免及び職員数に関する状況
- α<sub>ニ</sub> 職員の給与の状況
- α<sub>ハ</sub> 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- α<sub>ニ</sub> 職員の分限及び懲戒処分の状況
- α<sub>ニ</sub> 職員のサービスの状況
- α<sub>ニ</sub> 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- α 職員の福祉及び利益の保護の状況
- α<sub>ニ</sub> その他市長が必要と認める事項

（公表の時期）

第4条 市長は、第2条の規定及び熊本県から水俣市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約に規定する事項の報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び熊本県から水俣市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約に規定する事項の報告を公表しなければならない。

（公表の方法）

第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- α、 市広報に掲載する方法
- α<sub>ニ</sub> 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- α<sub>ハ</sub> インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第2号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。

- α、 水俣市役所
- α<sub>ニ</sub> その他市長が認める場所

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い人事行政の運営等の状況の公表に関して条例を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第4号

### 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

水俣市職員の修学部分休業に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 水俣市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

ae, 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等専門学校及び大学

ae,, 学校教育法第82条の2に規定する専修学校

ae" 学校教育法第83条に規定する各種学校

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給料の月額(給料の調整額を含む。)並びにこれに対する調整手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認められるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

ae, 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

ae,, 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

ae" 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

### 議第5号

水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について  
水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 本市が行う公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、水俣市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融期間への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に定める経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

施設整備時の財源の確保を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第6号

旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について  
旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定することとする。  
平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 水俣市代替バス通学生交通費助成条例(平成10年条例第1号)に基づく助成措置及び旧山野線の交通体系再編に要する経費の財源に充てるため、旧山野線沿線交通基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,500万円以内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に定める財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(山野線代替バス交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

2 山野線代替バス交通基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和63年条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、山野線代替バス交通基金に属していた現金は、この基金に属する現金とする。

(提案理由)

山野線代替バス交通基金の処分については、水俣市代替バス通学生交通費助成条例に基づく助成措置の財源に充てていたが、旧山野線沿線の交通体系の再編に要する財源についても充てることとし、旧山野線沿線地域の効率的なバスの運行及び利用者の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第7号

### 水俣市児童館設置条例の制定について

水俣市児童館設置条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市児童館設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第40条に規定する児童厚生施設として、水俣市児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水俣市こどもセンター	水俣市陣内二丁目16番17号

(所管)

第3条 児童館は、福祉環境部の所管とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市児童館を設置するため、地方自治法第244条の2の規定により、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第8号

### 水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

### (設置)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と契約を締結し、その受託事業によって整備した恒久対策施設の維持管理に関する経費の財源とするため、水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (基金の処分)

第6条 市長は、第1条に定める経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

### (提案理由)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と契約を締結し、その受託事業によって整備した恒久対策施設の維持管理に関する経費の財源とするため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第9号

### 水俣市法定外公共物管理条例の制定について

水俣市法定外公共物管理条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 水俣市法定外公共物管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、当該法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受けない道路及び河川法(昭和39年法律第167号)の適用若しくは準用又は下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受けない河川、河川の堤防、水路、みぞ、湖沼、ため池等の公共物で本市が所有しているものをいう。

### (行為の禁止)

第3条 何人も法定外公共物において、次に掲げる行為をしてはならない。

α, 土石、竹木、ごみ、汚毒物その他これらに類するものを投棄し、又は堆積する行為

α,, 法定外公共物を損傷し、又は損傷するおそれのある行為



ae” 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為  
(行為の許可等)

第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その内容を変更し、又は更新しようとするときも、また同様とする。

ae, 法定外公共物の敷地又はその上空若しくはその地下を占用し、工作物、構造物等を設置する行為

ae,, 法定外公共物の敷地の掘削、盛土又はこれらに類する行為

ae” 法定外公共物の施設、構造物その他附属物の改築、付替え又はこれらに類する行為

ae> 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用する行為

2 前項の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(許可条件)

第5条 市長は、許可に際し、法定外公共物の管理に必要な条件を付することができる。

(許可の期間)

第6条 第4条の許可の期間は、5年以内とする。ただし、公益の用に供する電柱、電線、水道管、下水管、ガスパイプその他これらに類する施設の用に供する土地の場合にあっては、10年以内とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 許可を受けた者は、許可により生じた権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(管理義務)

第8条 許可を受けた者は、許可期間中その許可に係る法定外公共物及び工作物等について、常に良好な状態に保持するとともに、法定外公共物の管理、機能及び構造に支障が生じないように注意しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 許可を受けた者は、許可の期間が満了したとき、許可が取り消されたとき等は、速やかにその場所を原状に回復し、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(占用料の徴収)

第10条 市長は、法定外公共物の占用を許可したときは、その許可を受けた者から占用料を徴収する。

2 占用料の額及び徴収方法は、水俣市道路占用条例(平成8年条例第41号)第2条及び第4条の規定を準用する。

(占用料の不還付)

第11条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が公益上の必要により占用の許可を取り消した場合においては、この限りでない。

(占用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

ae, 国又は地方公共団体が公益事業のため占用の許可を受けたとき。

ae,, 日常生活の用に供するための目的で占用の許可を受けたとき。

ae” 出入用通路で幅2メートル以下の部分。

ae> 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(届出)

第13条 第4条の規定により許可を受けた者が、住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(権利義務の承継)

第14条 許可を受けた者が死亡し、又は許可を受けた法人が合併若しくは分割した場合において、その相続人、合併後に存続する法人若しくは合併によって新たに設立された法人又は分割により設立された法人が、当該許可により生じた権利義務を承継しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、又は原状回復を命ずることができる。

æ, この条例に違反したとき。

æ,, 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

æ" 死亡、解散又は所在不明となった場合において、承継人がいないとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

æ, 国又は地方公共団体等が法定外公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。

æ,, 前項に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

æ, 第3条の規定に違反した者

æ,, 第4条の許可を受けない同条各号に掲げる行為をした者

æ" 第5条の条件に違反した者

æ> 第9条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

æ... 前条の規定による処分又は命令に従わなかった者

2 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(水俣市公有水面占用条例の廃止)

2 水俣市公有水面占用条例(昭和34年告示第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号、道路法第90条第2項、下水道法第36条及びその他法令に基づき、水俣市が譲与を受けた法定外公共物を、熊本県知事の許可を受けて占有している者及び前項の規定による廃止前の水俣市公有水面占用条例の規定により許可を受けている者については、当該許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

(提案理由)

里道・水路が国から市町村へ平成17年3月31日までに無償譲与されることとなり、平成17年4月からは機能管理、財産管理ともに本市の事務として行うことになるので、本案のように制定しようとするものである。

## 議第10号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  
(水俣市文化財保護条例の一部改正)

第1条 水俣市文化財保護条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条」を「第182条」に改める。

第7条中「その条例」を「この条例」に改める。

第16条第1項中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項中「3箇月」を「3月」に改める。

第20条第1項中「第56条の3」を「第71条」に、「県指定無形文化財」を「県指定重要無形文化財」に改める。

第26条第1項中「第56条の10」を「第78条」に、「熊本県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）」を「熊本県指定重要民俗文化財（以下「県指定重要民俗文化財」という。）」に、「重要無形文化財」という。）を「重要無形民俗文化財」という。）に指定されたもの」に、「熊本県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）を「熊本県指定重要無形民俗文化財（以下「県指定重要無形民俗文化財」という。）」に改める。

第27条第5項中「県指定重要有形民俗文化財」を「県指定重要民俗文化財」に改める。

第34条第1項中「第69条」を「第109条」に改める。

第40条第1項中「第83条の7」を「第147条」に改める。

第41条及び第43条中「保持団体」を「保存団体」に改める。

（水俣市文化財保護審議会条例の一部改正）

第2条 水俣市文化財保護審議会条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条」を「第190条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

文化財保護法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第11号

水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について

水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例

水俣市おおさき偕生学園条例（平成15年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

知的障害者更生施設を障害者デイサービスセンターとするため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第12号

環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について

環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例

環境水俣賞顕彰条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

α、 流域・海洋生態系部門 流域・海洋生態系の保全、再生及び回復に関すること。

α<sub>二</sub>、 循環型社会形成部門 循環型社会形成の保持及び回復に関すること。

α<sub>三</sub>、 先進技術部門 先進技術による環境汚染の抑制及び回復等に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

対象である流域生態系部門と海洋生態系部門を統一し、共生社会部門を見直し、新たに水俣市が目指す循環型社会形成部門と先進技術部門を設けるため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第13号

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例

水俣市部課設置条例(昭和34年告示第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7項」を「第1項」に改める。

第2条中「健康高齢課」を「健康推進課」に改める。

第3条総務企画部総務課中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

α<sub>一</sub> 広報広聴に関すること。

α<sub>二</sub> 市民相談に関すること。

第3条企画課中第10号及び第11号を削り、同条福祉環境部中「健康高齢課」を「健康推進課」に改め、同部健康推進課の項中第4号から第6号までを削り、同条福祉課中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

α<sub>三</sub> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関すること。

第3条福祉環境部福祉課中第9号の次に次の2号を加える。

α<sub>四</sub> 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。

α<sub>五</sub> 高齢者の総合対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(水俣市福祉事務所設置条例の一部改正)

2 水俣市福祉事務所設置条例(昭和26年告示第60号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び水俣市牧ノ内16番」を削る。

(提案理由)

行政組織・機構の効率を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第14号

水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年 2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例

水俣市役所支所設置条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成17年 6月 1日から施行する。

#### （提案理由）

水俣市役所支所を地方自治法上の支所から任意設置の支所にするため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第15号

#### 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年 2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

水俣市農業委員会に関する条例（昭和41年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20人」を「17人」に改める。

本則に次の1条を加える。

#### （議会の推薦による委員の定数）

第3条 法第12条第2号の規定に基づく委員会の委員の定数は、2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年 7月19日に任期が満了する委員会委員の当該任期満了に伴う委員の一般選挙後の委員から適用する。

#### （提案理由）

水俣市農業委員会の委員のうち、選挙による委員の定数を改め、議会の推薦による委員の定数を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第16号

#### 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年 2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例

#### （水俣市職員定数条例の一部改正）

第1条 水俣市職員定数条例（昭和24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「767人」を「720人」に、「467人」を「420人」に、「893人」を「846人」に改める。

#### （水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項の表中「及び湯之児病院」を削り、「11,040円」を「20,000円」に改める。

別表第3中診療部長の次に「、診療技術部長」を加える。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)の一部を次のように改正する。

第5条の4中「並びに国保水俣市立湯之児病院」を削る。

(水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中国保水俣市立湯之児病院(以下「湯之児病院」という。)の項及び国保水俣市立湯之児病院附属義肢センター(以下「義肢センター」という。)の項を削る。

第2条第2項の表中「367」を「418」に改め、湯之児病院の欄を削る。

第2条の2第2号を削る。

第3条第1項中「、湯之児病院」を削り、「、健康管理センター及び義肢センター」を「及び健康管理センター」に改める。

第4条本則中「及び湯之児病院」を削り、同条第1号を次のように改める。

æ, 総合医療センターに診療部、診療技術部、看護部及び事務部を、診療部に診療各科を、診療技術部に診療技術各科を、事務部に総務課及び医事課を置く。

第4条第2号を削る。

(国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部改正)

第5条 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例(昭和28年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表2中湯之児病院1日につきの欄を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

国保水俣市立湯之児病院の閉鎖、国保水俣市立総合医療センターの病床数の見直し及び組織の充実、責任体制の明確化を図ることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第17号

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	固定資産評価審査委員会の委員長	〃	154,700円	を
	同 委員	〃	120,300円	
」	固定資産評価員	年額	104,300円	
	学校医	〃	210,000円	

「	固定資産評価審査委員会の委員長	日額	5,900円	に、
	同 委員	〃	5,900円	
」	学校医	年額	210,000円	

「	婦人相談員	”	107,800円	」を
	家庭相談員	”	107,800円	
「	婦人相談員	”	106,600円	」に、
	家庭相談員	”	106,600円	
「	環境水保賞委員会委員（学歴）	日額	40,000円	」を
	環境水保賞委員会委員（知経）	”	10,000円	
「	環境水保賞委員会委員（学歴）	日額	20,000円	」に、
	環境水保賞委員会委員（知経）	”	5,900円	
「	財産価格審議会委員	”	5,900円	」を
「	財産価格審議会委員	”	5,900円	」に、
	固定資産評価員	”	5,900円	
「	保育士	”	750円	」を
	体験活動支援センターコーディネーター	”	800円	
「	保育士	”	750円	」に

改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

婦人相談員月額基準額の改定等により非常勤職員の報酬額の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第18号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「夜間勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第16条の3を第16条の5とし、第16条の2中「前条」を「第16条」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の次に次の2条を加える。

(災害派遣手当)

第16条の2 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

2 災害派遣手当の額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第4に定める額とする。

(退職手当)

第16条の3 退職手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法は、別に条例で定める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第16条の2関係)

災害派遣手当

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
本市の区域内に滞在する期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

1 本市の区域内に滞在した期間は、第16条の2に規定する職員が本市の区域内に到着した日から出発した日の前日までの期間とする。

2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設以外の施設をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

2 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加え、第13条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第13条の2 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

2 災害派遣手当の額は、管理者が別に定める。

(提案理由)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う地方自治法の一部改正に伴う条例整備等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第19号

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一



### 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成11年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第20条第2項中「15日」を「10日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の特殊勤務手当の支給について適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第20号

#### 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第5項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第72条中「不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）第2項若しくは第3項若しくは第57条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

（提案理由）

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

### 議第21号

#### 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

雇入契約公認に係るもの	1件につき430円
-------------	-----------

を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第5条及び第11条の規定により、船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され平成17年4月1日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第22号

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例(平成8年条例第6号)の一部を次のように改正する。  
別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

ワークプラザ使用料の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第23号

水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

水俣市生きがい対応型デイサービス事業	1回	700円	を
水俣市生きがい対応型デイサービス事業	1回	700円	に
水俣市生きがい対応型デイサービス事業(地域ふれあいモデル事業)	1回	600円	
転倒骨折予防事業	1回	150円	

改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市介護予防・生活支援事業に新たな事業を加えようとするため、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第24号

水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆一

水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

第2条中「水俣市浜町2丁目7番13号」を「水俣市浜4051番地」に改める。

第4条を次のように改める。

(事業)

第4条 センターの業務は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業とする。

第5条中「1日当たり15人とする」を「別に規則で定める」に改める。

第6条中第1項を次のように改める。

センターを利用することができる者は、法第15条の6第2項の規定により、居宅生活支援費の支給決定を受けた者とする。

第10条第3項を次のように改める。

3 利用料金の額は、法第15条の5第2項第1号に掲げる額とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市障害者デイサービスセンターの移転等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第25号

水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆一

水俣市水道条例の一部を改正する条例

水俣市水道条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第29条第2号及び第3号を次のように改める。

æ,, 設計審査手数料 第6条第2項の設計審査をするとき。

新設の場合、1件につき 3,000円

新設を除く場合、1件につき 1,000円

æ” 工事検査手数料 第6条第2項の工事の検査をするとき。

工事 1 件につき 500円  
 水栓 1 個につき 100円  
 給水管延長10m (端数は切り上げる。)につき 100円

第29条第 6 号中「(新設を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

給水装置工事の設計審査手数料、工事検査手数料等に関する規定内容の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第26号

平成17年度水俣市一般会計予算

平成17年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,661,710千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

æ、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年 2 月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		2,671,646
	1. 市 民 税	901,448
	2. 固定資産税	1,541,245
	3. 軽自動車税	53,547
	4. たばこ税	165,858
2. 地方譲与税	5. 入 湯 税	9,548
		243,000
	1. 自動車重量譲与税	95,000
	2. 地方道路譲与税	35,000
	3. 特別とん譲与税	4,000

	4. 所得譲与税	109,000
3. 利子割交付金		10,000
	1. 利子割交付金	10,000
4. 配当割交付金		2,000
	1. 配当割交付金	2,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		100
	1. 株式等譲渡所得割交付金	100
6. 地方消費税交付金		259,000
	1. 地方消費税交付金	259,000
7. ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	12,000
8. 自動車取得税交付金		40,000
	1. 自動車取得税交付金	40,000
9. 地方特例交付金		73,000
	1. 地方特例交付金	73,000
10. 地方交付税		4,883,000
	1. 地方交付税	4,883,000
11. 交通安全対策特別交付金		4,573
	1. 交通安全対策特別交付金	4,573
12. 分担金及び負担金		200,689
	1. 分担金	13,171
	2. 負担金	187,518
13. 使用料及び手数料		158,127
	1. 使用料	135,738
	2. 手数料	22,389
14. 国庫支出金		1,483,995
	1. 国庫負担金	1,201,534
	2. 国庫補助金	272,361
	3. 委託金	10,100
15. 県支出金		962,993
	1. 県負担金	505,008
	2. 県補助金	405,332
	3. 委託金	52,653
16. 財産収入		224,554
	1. 財産運用収入	10,985
	2. 財産売却収入	213,569
17. 寄附金		50
	1. 寄附金	50
18. 繰入金		307,263
	1. 基金繰入金	307,263
19. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
20. 諸収入		301,019
	1. 延滞金加算金及び過料	3,283
	2. 市預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	160,925

	4. 雑入	136,810
21. 市債		824,700
	1. 市債	824,700
	歳入合計	12,661,710

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		177,004
	1. 議会費	177,004
2. 総務費		1,844,969
	1. 総務管理費	1,298,943
	2. 徴税費	184,197
	3. 戸籍住民基本台帳費	69,027
	4. 選挙費	46,973
	5. 統計調査費	210,415
	6. 監査委員費	35,414
3. 民生費		3,739,991
	1. 社会福祉費	1,495,676
	2. 児童福祉費	1,545,602
	3. 生活保護費	698,713
4. 衛生費		1,798,098
	1. 保健衛生費	660,570
	2. 清掃費	629,965
	3. 簡易水道設置費	10,982
	4. 環境対策費	116,581
	5. 病院費	380,000
5. 農林水産業費		344,230
	1. 農業費	227,565
	2. 林業費	73,336
	3. 水産業費	43,329
6. 商工費		229,828
	1. 商工費	229,828
7. 土木費		1,632,705
	1. 土木管理費	156
	2. 道路橋りょう費	431,278
	3. 河川費	24,136
	4. 港湾費	27,815
	5. 都市計画費	881,112
	6. 住宅費	268,208
8. 消防費		348,533
	1. 消防費	348,533
9. 教育費		829,293
	1. 教育総務費	119,725
	2. 小学校費	160,947
	3. 中学校費	153,638
	4. 社会教育費	173,263
	5. 保健体育費	221,720

10. 災害復旧費		39,747
	1. 農林水産施設災害復旧費	29,303
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,442
	3. 文教施設災害復旧費	1
	4. その他公共施設・公用施設災害復旧費	1
11. 公債費		1,662,312
	1. 公債費	1,662,312
12. 予備費		15,000
	1. 予備費	15,000
歳 出 合 計		12,661,710

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ファクシミリ借上 (総務課)	自 平成18年度 至 平成22年度	千円 4,425
小型合併処理浄化槽設置整備資金の融資に対する利子補給 (環境対策課)	自 平成17年度 至 平成23年度	融資に対する利子 補給額に同じ
小型合併処理浄化槽設置整備資金の融資に対する損失補償 (環境対策課)	自 平成17年度 至 平成23年度	融資に対する未償 還元金利子及び延 滞利子額に同じ
白浜団地3号棟建設工事 (都市政策課)	自 平成18年度 至 平成18年度	277,605

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
一般公共事業(海岸事業)	12,100			
一般公共事業(港湾事業)	19,800			
一般公共事業(農業農村事業)	8,800			
一般公共事業(水産基盤事業)	5,400			
一般公共事業(災害関連事業)	9,800			
一般単独事業	65,700			
過疎対策事業	124,400			
県道路整備事業負担金	10,400			
生活環境施設整備事業債	8,700			
公営住宅建設事業	109,700			
自然災害防止事業	9,700			
臨時地方道整備事業	55,800			
災害復旧事業	5,400			
減税補てん債	19,000			
臨時財政対策債	360,000			
計	824,700			

議第27号

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,518,728千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

æ, 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

æ,, 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		802,325
	1. 国民健康保険税	802,325
2. 使用料及び手数料		486
	1. 手数料	486
3. 国庫支出金		1,239,677
	1. 国庫負担金	831,807
	2. 国庫補助金	407,870
4. 県支出金		128,298
	1. 県負担金	14,828
	2. 県補助金	113,470
5. 療養給付費等交付金		770,948
	1. 療養給付費等交付金	770,948
6. 共同事業交付金		41,350
	1. 共同事業交付金	41,350
7. 財産収入		23
	1. 財産運用収入	23
8. 繰入金		223,036
	1. 他会計繰入金	223,035
	2. 基金繰入金	1
9. 繰越金		308,069
	1. 繰越金	308,069
10. 諸収入		4,516
	1. 延滞金加算金及び過料	2,512
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	2,003
歳 入 合 計		3,518,728



## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		62,314
	1. 総務管理費	32,588
	2. 徴税費	23,645
	3. 運営協議会費	81
	4. 趣旨普及費	60
2. 保険給付費		2,448,072
	1. 療養諸費	2,156,404
	2. 高額医療費	277,786
	3. 移送費	2
	4. 出産育児諸費	8,400
3. 老人保健拠出金		717,651
	1. 老人保健拠出金	717,651
4. 介護納付金		170,418
	1. 介護納付金	170,418
5. 共同事業拠出金		59,317
	1. 共同事業拠出金	59,317
6. 保健事業費		14,070
	1. 保健事業費	14,070
7. 基金積立金		23
	1. 基金積立金	23
8. 公債費		822
	1. 公債費	822
9. 諸支出金		6,041
	1. 償還金及び還付加算金	2,807
	2. 繰出金	3,234
10. 予備費		40,000
	1. 予備費	40,000
歳 出 合 計		3,518,728

## 議第28号

## 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算

平成17年度水俣市老人保健特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,694,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、180,000千円と定める。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 支払基金交付金		2,637,414
	1. 支払基金交付金	2,637,414
2. 国庫支出金		1,353,986
	1. 国庫負担金	1,352,492
	2. 国庫補助金	1,494
3. 県支出金		338,123
	1. 県負担金	338,123
4. 繰入金		364,975
	1. 一般会計繰入金	364,975
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		4
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	3
歳入合計		4,694,503

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		26,038
	1. 総務管理費	26,038
2. 医療諸費		4,666,464
	1. 医療諸費	4,666,464
3. 諸支出金		1
	1. 諸支出金	1
4. 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳出合計		4,694,503

議第29号

平成17年度水俣市介護保険特別会計予算

平成17年度水俣市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,631,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

α, 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた

場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

æ,, 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		328,375
	1. 介護保険料	328,375
2. 使用料及び手数料		122
	1. 手数料	122
3. 国庫支出金		709,225
	1. 国庫負担金	508,770
	2. 国庫補助金	200,455
4. 支払基金交付金		814,032
	1. 支払基金交付金	814,032
5. 県支出金		317,982
	1. 県負担金	317,982
6. 繰入金		402,802
	1. 一般会計繰入金	402,802
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 市債		59,297
	1. 市債	59,297
9. 諸収入		4
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	2
歳 入 合 計		2,631,840

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		82,821
	1. 総務管理費	38,770
	2. 徴収費	9,270
	3. 介護認定審査会費	34,140
	4. 趣旨普及費	29
	5. 運営協議会費	612
2. 保険給付費		2,543,848
	1. 介護サービス等諸費	2,265,772
	2. 支援サービス等諸費	256,298
	3. その他諸費	4,300
	4. 高額介護サービス等費	17,478
3. 財政安定化基金拠出金		2,204
	1. 財政安定化基金拠出金	2,204

4. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
5. 公債費		665
	1. 公債費	1
	2. 財政安定化基金借入金償還金	664
6. 諸支出金		301
	1. 償還金及び還付加算金	301
7. 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳 出 合 計		2,631,840

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
介護保険事業	千円 59,297	証書借入	無利子	4年以内（うち据置期間1年以内）。 介護保険財政安定化のために貸し付けを受けた介護保険財政安定化基金貸付金の合計を3で除して得た金額を、次の事業運営期間の各年度において償還する。 ただし、市財政の都合により、繰上償還をなし、又は災害等の特別の事情がある場合には償還期限の延期又は各年度の償還時期の延期をすることができる。

議第30号

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,302,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		15,110
	1. 負担金	15,110
2. 使用料及び手数料		272,180
	1. 使用料	272,169
	2. 手数料	11
3. 国庫支出金		85,000
	1. 国庫補助金	85,000
4. 繰入金		695,375
	1. 繰入金	695,375
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		1,939
	1. 延滞金加算金及び過料	1
	2. 預金利子	10
	3. 雑入	1,928
7. 市債		233,000
	1. 市債	233,000
歳 入 合 計		1,302,605

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 公共下水道事業費		381,573
	1. 公共下水道事業費	381,573
2. 公債費		920,032
	1. 公債費	920,032
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,302,605

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成17年度 至 平成23年度	未償還元金利子、 延滞利子に対する 損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成17年度 至 平成23年度	償還利子に対する 利子補給額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 231,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営企業借換債	1,300			

議第31号

平成17年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

æ, 病床数	総合医療センター	418床(一般414床、感染4床)		
æ,, 年間患者数				
ア 入院	総合医療センター	138,700人		
イ 外来	総合医療センター	274,912人		
	診療所	2,871人	合計	277,783人
æ" 一日平均患者数				
ア 入院	総合医療センター	380人		
イ 外来	総合医療センター	1,136人		
	診療所	29人	合計	1,165人
æ» 主要な建設改良事業				
建設工事費	総合医療センター	79,030千円		
固定資産購入費 (器機及び備品購入費)	総合医療センター	59,613千円	合計	138,643千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	総合医療センター事業収益	6,661,086千円	
第1項	医業収益	6,366,782千円	
第2項	医業外収益	287,978千円	
第3項	特別収益	6,326千円	
第2款	診療所事業収益	34,808千円	
第1項	医業収益	24,936千円	
第2項	医業外収益	9,870千円	
第3項	特別利益	2千円	
	収益的収入合計	6,695,894千円	
		支 出	
第1款	総合医療センター事業費	6,638,866千円	
第1項	医業費用	6,406,490千円	
第2項	医業外費用	197,375千円	
第3項	特別損失	35,001千円	
第2款	診療所事業費	26,550千円	
第1項	医業費用	25,575千円	
第2項	医業外費用	874千円	
第3項	特別損失	101千円	
第3款	予備費	2,000千円	
第1項	予備費	2,000千円	
	収益的支出合計	6,667,416千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

139,999千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	272,489千円
第1項 企業債	138,400千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 繰入金	1千円
第5項 負担金	134,085千円
資本的収入合計	272,489千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	411,488千円
第1項 建設改良費	138,643千円
第2項 企業債償還金	272,845千円
第2款 予備費	1,000千円
第1項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	412,488千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 78,800	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具整備事業	59,600			
計		138,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区分	科 目		備 考
		(1) 職員給与費	(2) 交 際 費	
1	総合医療センター	3,814,399千円 (3,494,528)	500千円	
2	久木野診療所	9,542千円 (8,868)		
	合 計	3,823,941千円 (3,503,396)	500	

上記の( )書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,466,202千円
2 久木野診療所	14,590
合 計	1,480,792

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 議第32号

### 平成17年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

æ, 給 水 戸 数	11,067戸	
æ,, 年 間 総 給 水 量	3,328,678 <sub>1</sub> <sup>a</sup>	
æ" 1 日 平 均 給 水 量	9,120 <sub>1</sub> <sup>a</sup>	
æ» 主要な建設改良事業		
ア 建設改良工事	下水道工事に伴う陣内1丁目配水管移設工事	21,871千円
イ 機械器具購入費	第3水源地濁度計設置	5,973千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	498,801千円
第1項 営業収益	498,225千円
第2項 営業外収益	574千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 水道事業費	405,356千円
第1項 営業費用	319,717千円
第2項 営業外費用	84,332千円
第3項 特別損失	307千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,973千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,165千円、減債積立金60,000千円及び過年度分損益勘定留保資金96,808千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	22,041千円
第1項 負担金	20,725千円
第2項 国県支出金	1,315千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	183,014千円
第1項 建設改良費	98,755千円
第2項 企業債償還金	83,259千円



第3項 予備費 1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

æ, 職員給与費 132,694千円

æ,, 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,176千円と定める。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口隆一

### 議第33号

#### 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

平成16年度水俣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,195,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・廃止・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口隆一

第1表 歳入歳出予算補正(第7号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 市税		2,623,550	33,095	2,656,645
	1. 市民税	853,811	50,418	904,229
	2. 固定資産税	1,558,540	△39,016	1,519,524
	3. 軽自動車税	52,363	△504	51,859
	4. たばこ税	149,217	18,396	167,613
	5. 特別土地保有税	1	4,782	4,783
6. 入湯税	9,618	△981	8,637	
9. 地方特例交付金		73,000	△408	72,592
	1. 地方特例交付金	73,000	△408	72,592
12. 分担金及び負担金		202,714	△419	202,295
	1. 分担金	16,317	20	16,337

	2. 負担金	186,397	△439	185,958
13. 使用料及び手数料		165,420	△2,460	162,960
	1. 使用料	137,975	△1,827	136,148
	2. 手数料	27,445	△633	26,812
14. 国庫支出金		1,868,155	△33,877	1,834,278
	1. 国庫負担金	1,582,631	△4,324	1,578,307
	2. 国庫補助金	274,748	△36,395	238,353
	3. 委託金	10,776	6,842	17,618
15. 県支出金		1,171,700	△18,605	1,153,095
	1. 県負担金	404,680	7,588	412,268
	2. 県補助金	684,966	△14,610	670,356
	3. 委託金	82,054	△11,583	70,471
16. 財産収入		82,033	11,765	93,798
	1. 財産運用収入	10,253	145	10,398
	2. 財産売払収入	71,780	11,620	83,400
18. 繰入金		267,162	△58,149	209,013
	1. 基金繰入金	267,162	△58,149	209,013
20. 諸収入		719,936	169,403	889,339
	1. 延滞金加算金及び過料	3,050	△706	2,344
	3. 貸付金元利収入	138,934	11,019	149,953
	4. 雑入	246,307	185,545	431,852
	5. 受託事業収入	331,624	△26,455	305,169
21. 市債		1,567,900	△89,400	1,478,500
	1. 市債	1,567,900	△89,400	1,478,500
	補正されなかった款に係る額	5,443,277		5,443,277
	歳入合計	14,184,847	10,945	14,195,792

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		181,259	△236	181,023
	1. 議会費	181,259	△236	181,023
2. 総務費		1,733,424	79,409	1,812,833
	1. 総務管理費	1,155,624	85,202	1,240,826
	2. 徴税費	181,370	△2,173	179,197
	5. 統計調査費	237,607	△3,620	233,987
3. 民生費		3,653,184	△7,025	3,646,159
	1. 社会福祉費	1,475,864	△21,646	1,454,218
	2. 児童福祉費	1,497,222	14,621	1,511,843
4. 衛生費		1,802,554	△31,497	1,771,057
	1. 保健衛生費	639,359	△13,253	626,106
	2. 清掃費	635,937	△16,767	619,170
	4. 環境対策費	127,246	△1,477	125,769
5. 農林水産業費		732,089	93,714	825,803
	1. 農業費	618,456	93,431	711,887
	2. 林業費	73,254	283	73,537
6. 商工費		259,132	△3,028	256,104
	1. 商工費	259,132	△3,028	256,104
7. 土木費		1,644,074	△91,489	1,552,585

	2. 道路橋りょう費	426,249	△4,601	421,648
	3. 河川費	43,605	9,375	52,980
	4. 港湾費	48,367	△19,345	29,022
	5. 都市計画費	1,015,500	△54,415	961,085
	6. 住宅費	109,964	△22,503	87,461
8. 消防費		431,093	△24,597	406,496
	1. 消防費	431,093	△24,597	406,496
9. 教育費		870,671	△8,711	861,960
	2. 小学校費	163,462	△740	162,722
	3. 中学校費	152,373	△4,514	147,859
	4. 社会教育費	203,552	△1,740	201,812
	5. 保健体育費	232,353	△1,717	230,636
10. 災害復旧費		667,447	△1,862	665,585
	1. 農林水産施設災害復旧費	150,786	2	150,788
	2. 公共土木施設災害復旧費	505,268	△562	504,706
	3. 文教施設災害復旧費	9,706	△1,302	8,404
11. 公債費		2,194,920	6,267	2,201,187
	1. 公債費	2,194,920	6,267	2,201,187
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳 出 合 計		14,184,847	10,945	14,195,792

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	社会福祉施設等整備事業費補助金	2,711 千円
5. 農林水産業費	1. 農業費	県営災害関連事業	3,653
6. 商工費	1. 商工費	地域総合整備資金貸付金	15,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	栄町地区コミュニティ道路整備事業	18,378
		八ノ窪・湯出線道路改良（交付金）事業	21,924
		八ノ窪・湯出線道路改良（地方特定）事業	300
		桜ヶ丘・大戸口線道路新設（交付金）事業	33,010
		桜ヶ丘・大戸口線道路新設（地方特定）事業	30,010
	3. 河川費	丸石川災害関連事業	11,430
10. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	1,600
		現年発生補助災害復旧事業	78,029
	2. 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	8,955

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
水俣市議会会議録印刷業務 （議会事務局）	自 平成16年度 至 平成17年度	千円 668
気象情報システム保守委託料 （総務課）	自 平成16年度 至 平成21年度	263
気象情報提供料 （総務課）	自 平成16年度 至 平成21年度	7,680
気象情報装置賃借料 （総務課）	自 平成16年度 至 平成21年度	338
防災行政無線保守点検委託料 （総務課）	自 平成16年度 至 平成17年度	3,820

広報みなまた印刷業務 (企画課)	自 平成16年度 至 平成17年度	3,986
庁舎特定建築物維持管理業務委託料 (財政課)	自 平成16年度 至 平成17年度	400
市庁舎清掃委託料 (財政課)	自 平成16年度 至 平成17年度	3,000
共済組合会館エレベーター保守点検委託料 (財政課)	自 平成16年度 至 平成17年度	630
所得税及び市県民税申告書データパンチ委託料 (税務課)	自 平成16年度 至 平成17年度	678
重機借上料 (環境クリーンセンター) (環境対策課)	自 平成16年度 至 平成22年度	3,917
エレベーター保守点検委託料 (水俣病資料館) (環境対策課)	自 平成16年度 至 平成17年度	492
施設警備委託料 (水俣病資料館) (環境対策課)	自 平成16年度 至 平成17年度	355
住民健康管理システムリース料 (健康高齢課)	自 平成16年度 至 平成22年度	22,400
施設警備委託料 (保健センター) (健康高齢課)	自 平成16年度 至 平成17年度	75
施設警備委託料 (老人福祉センター) (健康高齢課)	自 平成16年度 至 平成17年度	360
施設警備委託料 (新水俣駅交流センター) (商工観光課)	自 平成16年度 至 平成17年度	249
水俣産業団地用地取得造成及び附帯等事業に係る債務保証 (都市政策課)	自 平成16年度 至 平成17年度	170,467
施設警備委託料 (小学校) (教育総務課)	自 平成16年度 至 平成17年度	3,164
施設警備委託料 (中学校) (教育総務課)	自 平成16年度 至 平成17年度	2,461
施設警備委託料 (蘇峰記念館) (生涯学習課)	自 平成16年度 至 平成17年度	336
エレベーター保守点検委託料 (図書館) (生涯学習課)	自 平成16年度 至 平成17年度	489
施設警備委託料 (図書館) (生涯学習課)	自 平成16年度 至 平成17年度	355
施設清掃委託料 (図書館) (生涯学習課)	自 平成16年度 至 平成17年度	453
図書館情報システム保守点検委託料 (図書館) (生涯学習課)	自 平成16年度 至 平成17年度	788
施設警備委託料 (総合体育館) (スポーツ振興課)	自 平成16年度 至 平成17年度	288
施設警備委託料 (総合体育館南部館) (スポーツ振興課)	自 平成16年度 至 平成17年度	217
施設清掃委託料 (総合体育館) (スポーツ振興課)	自 平成16年度 至 平成17年度	2,072
エレベーター保守点検委託料 (総合体育館) (スポーツ振興課)	自 平成16年度 至 平成17年度	693

機械設備保守点検委託料（総合体育館） （スポーツ振興課）	自 平成16年度 至 平成17年度	2,595
施設警備委託料 （学校給食センター）	自 平成16年度 至 平成17年度	336

## 2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
台風対策農業経営維持安定資金の融資に対する利子補給 （農林水産課）	自 平成16年度 至 平成19年度	千円 34
台風対策農業経営近代化資金の融資に対する利子補給 （農林水産課）	自 平成16年度 至 平成21年度	55

## 3 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
パソコンリース料（中学校） （教育総務課）	自 平成17年度 至 平成21年度	千円 15,435	自 平成17年度 至 平成21年度	千円 13,264

第4表 地方債補正

## 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業（海岸事業）	千円 14,400				千円 16,600			
一般公共事業（港湾事業）	41,400				23,400			
一般単独事業	79,400				71,500			
過疎対策事業	214,000				170,300			
県道路整備事業負担金	16,700				13,100			
公営住宅建設事業	21,700				11,200			
自然災害防止事業	9,300				16,000			
災害復旧事業	169,700				169,500			
減税補てん債	32,000				27,400			
臨時財政対策債	478,400				468,600			
補正されなかった事業に係る額	490,900				490,900			
計	1,567,900				1,478,500			

## 議第34号

平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,546,783千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年度2月28日提出

水俣市長 江口 隆一

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,463,539	29,602	1,493,141
	1. 国庫負担金	928,864	△10,428	918,436
	2. 国庫補助金	534,675	40,030	574,705
5. 療養給付費等交付金		770,954	10,028	780,982
	1. 療養給付費等交付金	770,954	10,028	780,982
8. 繰入金		226,279	434	226,713
	1. 他会計繰入金	226,278	434	226,712
9. 繰越金		213,025	△26,074	186,951
	1. 繰越金	213,025	△26,074	186,951
補正されなかった款に係る額		858,996		858,996
歳入合計		3,532,793	13,990	3,546,783

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		68,030	0	68,030
	2. 徴税費	23,168	0	23,168
2. 保険給付費		2,460,156	0	2,460,156
	1. 療養諸費	2,201,077	0	2,201,077
3. 老人保健拠出金		742,561	△24,910	717,651
	1. 老人保健拠出金	742,561	△24,910	717,651
4. 介護納付金		144,151	△1,130	143,021
	1. 介護納付金	144,151	△1,130	143,021
9. 諸支出金		9,013	40,030	49,043
	2. 繰出金	6,206	40,030	46,236
補正されなかった款に係る額		108,882		108,882
歳出合計		3,532,793	13,990	3,546,783

### 議第35号

#### 平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成16年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年度 2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7. 繰入金		374,731	△5,142	369,589
	1. 一般会計繰入金	374,730	△5,142	369,588
補正されなかった款に係る額		2,031,551		2,031,551
歳 入 合 計		2,406,282	△5,142	2,401,140

歳出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		84,192	△5,142	79,050
	1. 総務管理費	38,206	△443	37,763
	3. 介護認定審査会費	35,000	△4,699	30,301
補正されなかった款に係る額		2,322,090		2,322,090
歳 出 合 計		2,406,282	△5,142	2,401,140

議第36号

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,549,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成17年 2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		182,668	65,332	248,000
	1. 国庫補助金	182,668	65,332	248,000
4. 繰入金		725,270	813	726,083
	1. 繰入金	725,270	813	726,083
7. 市債		297,300	△1,400	295,900
	1. 市債	297,300	△1,400	295,900
補正されなかった款に係る額		279,751		279,751
歳 入 合 計		1,484,989	64,745	1,549,734

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		510,396	△974	509,422
	1. 公共下水道事業費	510,396	△974	509,422
2. 公債費		973,593	65,719	1,039,312
	1. 公債費	973,593	65,719	1,039,312
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,484,989	64,745	1,549,734

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 公共下水道事業費	1. 公共下水道事業費	公共下水道事業 (東部第一汚水15号幹線工事他)	千円 84,765

第3表 地方債

## 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 58,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

## 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 274,000				千円 215,600			
公営企業借換債	23,300				21,900			
補正されなかった事業に係る額	0				0			
計	297,300				237,500			

## 議第37号

## 平成16年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成16年度水俣市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収支の補正)

第2条 平成16年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額182,282千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,090千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,275千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,966千円」に、「過年度分損益勘定留保資金175,019千円」を「過年度分損益勘定留保資金170,136千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	18,291千円	1,315千円	16,976千円
第1項 負担金	16,975千円	0千円	16,975千円
第2項 国県支出金	1,315千円	1,315千円	0千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
	支	出	
第1款 資本的支出	200,573千円	6,507千円	194,066千円
第1項 建設改良費	117,944千円	6,507千円	111,437千円
第2項 企業債償還金	81,629千円	0千円	81,629千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり追加・変更する。

追加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
第1 水源地警備業務委託料	自 平成16年度 至 平成17年度	473
休祭日採水業務委託料	自 平成16年度 至 平成17年度	1,008
庁舎清掃業務委託料	自 平成16年度 至 平成17年度	723
時間外給水装置検査業務等委託料	自 平成18年度 至 平成18年度	単価契約額に件数を掛けた額

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
電話機リース料	自 平成17年度 至 平成21年度	721	自 平成17年度 至 平成21年度	578

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 議第38号

#### あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内に、公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市祇園町19、22及び186地先公有水面埋立地

9,200.04平方メートル

(提案理由)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するためには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決

を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

### 議第39号

#### 町区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の町の区域を次のとおり変更するものとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口隆一

あらたに生じた土地	編入する町
水俣市祇園町19、22及び186地先公有水面埋立地 9,200.04平方メートル	水俣市祇園町

(提案理由)

市の区域内の町の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

### 議第40号

#### 地公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江口隆一

#### 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約

(事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、久木野郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「地方公共団体事務」という。）を取り扱うこととする。

- æ, 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- æ,, 納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- æ" 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求（当該外国人登録原票に外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定により登録されている外国人からのものに限る。）の受付及び引渡しに関する事務
- æ> 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- æ... 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- æ% 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(取扱方法)

第2条 地方公共団体事務の取扱いにおける水俣市と久木野郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、水俣市

が久木野郵便局に設置したファクシミリ装置による送受信によって行い、水俣市は、当該事務に係るデータの窃取の防止について対策を講ずるものとする。

(取扱いに関する経費)

第3条 地方公共団体事務の取扱いに要する経費は、水俣市の負担とする。

2 水俣市は、地方公共団体事務に係る事務手数料を久木野郵便局に支払うものとする。

3 地方公共団体事務の取扱いにより請求者から徴収する交付手数料は、水俣市に帰属するものとする。

(取扱期間)

第4条 久木野郵便局における地方公共団体事務の取扱期間は、平成17年6月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、取扱期間の満了の日の1月前までに水俣市及び久木野郵便局から何らの申出がない場合は、取扱期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(取扱日及び時間)

第5条 久木野郵便局における地方公共団体事務の取扱時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(連絡会議)

第6条 この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合、その他地方公共団体事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、水俣市長と久木野郵便局長は、連絡会議を開くことができる。

(協定)

第7条 この規約に定めるもののほか、地方公共団体事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市長と久木野郵便局長が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を久木野郵便局において取り扱わせるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第41号

### 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約

(事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条第1項の規定に基づき、袋郵便局において、次に掲げる水俣市の事務(以下「地方公共団体事務」という。)を取り扱うこととする。

æ, 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書(戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書)の交付(当該戸籍等に記載され、又は記録されている)の請求の受付及び引渡しに関する事務

æ,, 納税証明書の交付(当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

æ" 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求(当該外国人登録原票に外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定により登録されている外国人からのものに限る。)の受付及び引渡しに関する事務

ae> 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

ae... 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

ae& 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

（取扱方法）

第2条 地方公共団体事務の取扱いにおける水俣市と袋郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、水俣市が袋郵便局に設置したファクシミリ装置による送受信によって行い、水俣市は、当該事務に係るデータの窃取の防止について対策を講ずるものとする。

（取扱いに関する経費）

第3条 地方公共団体事務の取扱いに要する経費は、水俣市の負担とする。

2 水俣市は、地方公共団体事務に係る事務手数料を袋郵便局に支払うものとする。

3 地方公共団体事務の取扱いにより請求者から徴収する交付手数料は、水俣市に帰属するものとする。

（取扱期間）

第4条 袋郵便局における地方公共団体事務の取扱期間は、平成17年6月1日から平成18年3月31日までとする。

ただし、取扱期間の満了の日の1月前までに水俣市及び袋郵便局から何らの申出がない場合は、取扱期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（取扱日及び時間）

第5条 袋郵便局における地方公共団体事務の取扱時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

（連絡会議）

第6条 この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合、その他地方公共団体事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、水俣市長と袋郵便局長は、連絡会議を開くことができる。

（協定）

第7条 この規約に定めるもののほか、地方公共団体事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市長と袋郵便局長が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を袋郵便局において取り扱わせるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第42号

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を次のように制定することとする。

平成17年2月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約

（事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称）

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、釣橋郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「地方公共団体事務」という。）を取り扱うこととする。

- ae. 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者の対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- ae.ii. 納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- ae.iii. 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求（当該外国人登録原票に外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定により登録されている外国人からのものに限る。）の受付及び引渡しに関する事務
- ae.iv. 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- ae.v. 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- ae.vi. 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

（取扱方法）

第2条 地方公共団体事務の取扱いにおける水俣市と釣橋郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、水俣市が釣橋郵便局に設置したファクシミリ装置による送受信によって行い、水俣市は、当該事務に係るデータの窃取の防止について対策を講ずるものとする。

（取扱いに関する経費）

第3条 地方公共団体事務の取扱いに要する経費は、水俣市の負担とする。

2 水俣市は、地方公共団体事務に係る事務手数料を釣橋郵便局に支払うものとする。

3 地方公共団体事務の取扱いにより請求者から徴収する交付手数料は、水俣市に帰属するものとする。

（取扱期間）

第4条 釣橋郵便局における地方公共団体事務の取扱期間は、平成17年6月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、取扱期間の満了の日の1月前までに水俣市及び釣橋郵便局から何らの申出がない場合は、取扱期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（取扱日及び時間）

第5条 釣橋郵便局における地方公共団体事務の取扱時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

（連絡会議）

第6条 この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合、その他地方公共団体事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、水俣市長と釣橋郵便局は、連絡会議を開くことができる。

（協定）

第7条 この規約に定めるもののほか、地方公共団体事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市長と釣橋郵便局長が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を釣橋郵便局において取り扱わせるため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第43号

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を次のように制定することとする。

## 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約

(事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条第1項の規定に基づき、湯出郵便局において、次に掲げる水俣市の事務(以下「地方公共団体事務」という。)を取り扱うこととする。

α、 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書(戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書)の交付(当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

α<sub>1</sub>、 納税証明書の交付(当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

α<sub>2</sub>、 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求(当該外国人登録原票に外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定により登録されている外国人からのものに限る。)の受付及び引渡しに関する事務

α<sub>3</sub>、 住民票の写し及び住民票記載事故証明書の交付(当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

α<sub>4</sub>、 戸籍の附票の写しの交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

α<sub>5</sub>、 印鑑登録証明書の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡しに関する事務

(取扱方法)

第2条 地方公共団体事務の取扱いにおける水俣市と湯出郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、水俣市が湯出郵便局に設置したファクシミリ装置による送受信によって行い、水俣市は、当該事務に係るデータの窃取の防止について対策を講ずるものとする。

(取扱いに関する経費)

第3条 地方公共団体事務の取扱いに要する経費は、水俣市の負担とする。

2 水俣市は、地方公共団体事務に係る事務手数料を湯出郵便局に支払うものとする。

3 地方公共団体事務の取扱いにより請求者から徴収する交付手数料は、水俣市に帰属するものとする。

(取扱期間)

第4条 湯出郵便局における地方公共団体事務の取扱期間は、平成17年6月1日から平成18年3月31日までとする。

ただし、取扱期間の満了の日の1月前までに水俣市及び湯出郵便局から何らの申出がない場合は、取扱期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も、同様とする。

(取扱日及び時間)

第5条 湯出郵便局における地方公共団体事務の取扱時間は、日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(連絡会議)

第6条 この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合、その他地方公共団体事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、水俣市長と湯出郵便局長は、連絡会議を開くことができる。

(協定)

第7条 この規約に定めるもののほか、地方公共団体事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市長と湯出郵便局長が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を湯出郵便局において取り扱わせるため、本案のように制定しようとするものである。

---

議長(松本満良君) 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

市長(江口隆一君) 平成17年第2回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、平成17年度の施政方針について所信の一端を申し述べさせていただきます。

この1年を振り返ってみますと、昨年3月13日、待望の九州新幹線が開業しました。近未来を予感させる斬新なデザインの新水俣駅のホームで、真新しい新幹線つばめの出発を皆さんとともに晴れやかな気持ちで見送ったことを思い出します。新幹線の開業は、水俣の未来への新たな旅立ちの日であったと思います。全線開業に向け、産業振興や交流人口の拡大など、新幹線を十分に活用して地域の活性化につなげていきたいと考えています。同時にJRから分離開業した肥薩おれんじ鉄道も、通勤や通学に欠かせない住民の足として大事に守り育てていく必要があります。

また、国から「水俣環境・リサイクル産業特区」の認定を受け、今年17、18日には、第1回全国エコタウンサミットを開催し、全国のエコタウン12地域から160名の方々に参加していただき、水俣エコタウンを広くアピールすることができました。さらに、「第3回全国環境首都コンテスト」では、過去最高の総合第2位(人口規模別第1位)を受賞し、水俣の環境の取り組みが引き続き高い評価を得ています。

昨年12月には、社会福祉事業団による知的障害者通所授産施設が着工されましたが、環境と経済、さらには福祉が両立する施設として注目されています。

このような中で、市内に建設が計画されている産業廃棄物最終処分場は、市民の皆様方も大きな関心を持っている問題でもあります。さきに本市が独自で実施した産業廃棄物最終処分場の設置許可に関する調査結果でも明らかなように、実に86.4%が許可されている現状を重く受けとめ、市の検討委員会などを中心として、今後も引き続き真摯に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、昨年10月の「水俣病関西訴訟」最高裁判決にこたえる国・県の未認定患者救済を含む解決策についても、市としてその対応をしっかりと見守っていく必要があります。

さて、我が国の社会経済情勢は刻々と変化し、地方分権や三位一体改革の推進により地方行財政制度も大きく転換しつつあります。また、急速に進む市町村合併の結果、全国の市町村数が近い将来3分の2以下になるのは確実です。

本市を取り巻く環境も同様に極めて厳しく、これからの熾烈な地域間競争の時代を生き抜いて

いかなければなりません。みずからの地域は、みずからが守り育てていかなければならないのです。

その対策として、平成16年度から水俣独自の地域自治の確立を目指した「第3次行財政改革大綱」及び「財政健全化計画」をスタートさせました。

市長就任以来これまでの3年余りで、市長交際費や市長給与等を県下の市で最低にし、職員の1割削減、職員流動応援体制の実施、CS顧客満足度研修やQCサークル活動の実施、フロアマネージャー体制の導入により住民サービスの向上に努めてまいりました。

また、委員会・審議会の統廃合、歳入アップと地域の活性化を目指した遊休市有地の売却促進、住民による公園管理手法の導入、湯之児病院の総合医療センターへの統合などにも取り組みました。

市役所の組織・機構の見直しについては、今回、高齢福祉や介護に係る業務を統合するとともに、総合案内で代表電話の取り次ぎ業務を開始し、さらに6月からは、久木野、釣橋、湯出、袋の各郵便局で、戸籍や住民票などの各種証明書の交付ができるようにするなど、市民の皆様方の利便性向上を図ります。

平成17年度当初予算は、平成16年度予算に比較して6.9%、約9億4,000万円の減額予算となっていますが、災害復旧費、減税補てん債借りかえ、新幹線渇水対策事業などの臨時的経費を差し引いた実質的な収支では約1%の微減となっています。さらに、公債費は、対前年度比で5億3,000万円、約24.3%の減少となっており、財政健全化の成果が着実にあらわれ、新たな総合計画の中で戦略的・重点的に取り組む事業に重点配分することができるようになりました。ようやくこれからの水俣の浮揚に向けた積極的な投資ができる環境が整ってきたと言えます。

また、将来の公共施設の整備に要する財源の確保を図るため、新たに「公共施設整備基金」を設置します。

昨年12月、市議会で「第4次水俣市総合計画」基本構想を議決していただきました。平成17年度から21年度までいよいよこの新しい総合計画がスタートします。

この総合計画では、まちづくりの基本理念として、「世界に類を見ない水俣病の経験とそこから得た貴重な教訓を生かして、これまでの『環境モデル都市づくり』を中心とする環境の取り組みをさらに進めるとともに、人づくりを基盤に、環境と調和した持続可能な経済の発展を追求しながら、健康で安心安全な暮らしを同時に達成する中で、そこに住む人が誇りと自信に満ちて輝くまちを目指して、市民と行政が『もやいの精神』で協働して、新たなみなまたづくりに取り組むこと」を掲げています。

そして、将来の都市像である「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」の実現を目指して、今後、まちづくりの5つの基本方向に沿った施策の展開を図っていきます。



現在、この基本構想に基づいて、重点戦略を含む実施計画の最終調整を行っているところであります。

以下、基本構想の「施策の大綱」に沿って、主要な取り組みと事業について申し上げます。

まず、「ゆとりある暮らしの創造」について申し上げます。

水俣病問題の残された課題・教訓の発信について申し上げます。

水俣病問題は、平成7年の政府解決策により、被害者救済問題を中心とする一定の解決が図られ、市民間の「もやい直し」が進み、水俣病に対する理解も深まってきました。

しかし、新たに「水俣病関西訴訟」最高裁判決を受けた国・県の対応など、未解決の被害者救済問題や福祉対策など残された課題があります。このような中で、平成18年には、水俣病公式発見から50年の節目の年を迎えます。これまでも増して多くの犠牲者に対する祈りと鎮魂をささげ、市民間の「もやい直し」を新たな人間関係をつくる「もやい創り」へと進めていくとともに、これを機に、国・県を初め、関係者がそれぞれの50年を振り返って検証を行い、水俣病問題の風化を防ぐためのさまざまな事業や取り組みを展開し、水俣病の貴重な経験とその教訓を発信していくことが検討されています。

本市においても、近く設立予定の実行組織を中心として、関係者と連携しながら準備を進め、市としての役割と責任をきちんと果たしていきます。

また、水俣病資料館において、貴重な映像資料の保存や子ども用学習資料の作成などを行い、水俣病関係資料の整備・充実を図りながら水俣病の教訓の発信に努めます。

エコポリスみなまた、環境首都への新たな挑戦について申し上げます。

「みなまた未来の環境ミュージアム」構想は、水俣病の経験と教訓を生かして市民と行政が協働して取り組んできた「環境モデル都市づくり」を基礎として、環境学習やエコツーリズム、水俣独自のグリーンツーリズム、エコタウンなどハード・ソフト両面にわたる集積を有機的に連携させながら、さらに今後、新たに市内各所の公共施設や民間企業などで、再生可能な新エネルギー、省エネルギー技術などの先進的な環境技術を積極的に導入・展示し、ほかの取り組みと一体化して、市全体を一つの大きな生きた環境の博物館として整備していくものです。具体的には、公共施設などにエコ商品を積極的に使って見せていく「チャレンジ・ショップ」的な発想をまちじゅうに取り入れるなど、この構想の実現に向けた取り組みを開始します。

また、市民監査委員を増員し、環境マネジメントシステムの充実を図るとともに、新たに中小企業などへの環境管理システムの普及を図る制度「エコアクション21」に取り組み、審査員の養成などを実施してまいります。

さらに、「水俣市認定リサイクル製品」認定制度の創設による再生品の利用促進、ごみの減量とリサイクルの徹底など、引き続き資源循環型地域社会の実現に向けた施策に取り組めます。

これら環境に関する一連の施策・取り組みを通じて、「日本の環境首都」の実現に向けて挑戦します。

豊かな自然環境と景観を未来へ引き継ぐことについて申し上げます。

「日本の桜百選」に選ばれている湯の児海岸の桜並木は、植樹から40年余りが経過し、白アリ被害などによって木の勢いが衰えてきており、将来的に消滅する危機にあります。そこで、市民の協力も得ながら、楽しみと潤いを与えてくれる桜並木を再生保存し、次世代の市民へと引き継いでいきます。また、中尾山コスモス園についても、さきに結成された市民ボランティアグループと協力して、市民憩いの場としての再生整備を図っていきます。この湯の児海岸桜並木と中尾山コスモス園の再生事業を、「水俣花の名所再生事業」として取り組みます。

このほか、「海藻の森構想」推進による不知火海の環境再生、下水道整備などの水質浄化対策、森林の保護育成、元気村づくりによる農山漁村の景観保全と創出などに努めます。

次に、「豊かな暮らしの創造」について申し上げます。

暮らしを支える社会基盤と生活環境の整備について申し上げます。

交通ネットワークの整備については、昨年3月に先行開業した九州新幹線の6年後の全線開業が予定されており、「日帰り圏」の大幅な拡大による都市間競争の激化も予想されることから、今後、全線開業を見据えた各分野の施策の充実を図っていく必要があります。

南九州西回り自動車道は、昨日、田浦インターが開通したばかりではありますが、今後も事業の確実な進捗が図られるよう、沿線自治体や関係団体と連携しながら、国などに対し強力な働きかけを行うとともに、袋インターチェンジへのアクセス道路の整備に関連する業務に着手します。

主要幹線道路の整備につきましては、平成18年度完成に向けた水俣と津奈木を結ぶ市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事、八ノ窪・湯出線の改良工事を継続して進め、安全で快適な交通の確保に努めます。

バス路線につきましては、路線の維持と利便性の向上を図るため、コミュニティバス「みなくるバス」を新たに大川・中屋敷線へ導入するため、平成18年1月の運行開始に向けて計画的に諸準備を進めていきます。

市民生活の基盤となる住宅につきましては、景気低迷に伴う住宅ニーズや、高齢者・身体障害者を取り巻く住宅事情に対応するため、引き続き白浜団地の第2期建てかえ工事を進めます。

また、月浦台地福祉ニュータウンの整備につきましては、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、国土交通省の「まちづくり交付金事業」の採択を受けた上で、地区内のアクセス道路や地域住民のワークショップをもとにした福祉公園の整備に向けた実施設計に入る予定です。

このほか、上・下水道の整備促進や地籍調査の推進、合併処理浄化槽の普及促進、市内一般道

路の整備、肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上と利用促進などに取り組みます。

広がるエコタウン・にぎわう商店街を目指した商工業の振興について申し上げます。

水俣エコタウンプランについては、資源循環型地域社会の構築を目指し、環境と調和した産業の創出を図ってきましたが、当初のプランで期待されたものと現在の環境リサイクル企業の時流にズレが生じてきています。そこで、現行のエコタウンプランのグレードアップを図るため、関係者による研究会を設立して、新たな事業の可能性を調査します。

また、環境への取り組みを切り口として商店街の活性化を図っていくため、「人に優しいエコ商店街」構想を進め、これからの水俣の商業を担うリーダー等を育成するための若手や女性を対象とした商人塾を開催します。

さらに、産業の国際化、グローバル化が進展する中で、海外展開する企業の支援についても、今後、何らかの方策を検討していきます。

このほか、市の産業技術開発補助金制度を改正し、新たに商品開発や技術改良等の枠を設けて、市内企業等の商品開発力の向上及び新商品の発掘に努めます。

豊かで風格のある元気村づくりを目指した農林水産業の振興について申し上げます。

まちとむらの交流を図りながら、自然と生産と暮らしがつながり、常に新しいものをつくり出す力を持つ「元気村づくり」を進めてきましたが、平成14年度に「村丸ごと生活博物館」に指定した頭石地区に加え、先日、久木野地区と大川地区の2地区を指定し、生活学芸員と生活職人の認定をそれぞれ行いました。両地区を含め、新たに助成制度を設け、今後の取り組みをさらに支援していきます。

また、給食センターの整備とあわせて、地元で生産される安心安全な食べ物を地元で消費する「地産地消」を推進するための仕組みとして、「給食畑」事業に取り組みます。

このほか、農業振興につきましては、地域特性を生かした商品作物の振興や水俣独自の環境保全型農業の推進、生産基盤の整備などを進めます。

水産業は、「海藻の森構想」による不知火海の再生と活用を目指して、各種海藻による藻場の造成や試験養殖に取り組むとともに、木材魚礁の設置や過去に設置した魚礁等の追跡調査を実施し、水産資源の確保と漁業振興に努めます。

さらに、地域資源を活用した農林水産業と工業の振興のみならず、福祉や健康づくりを目指す薬草園構想については、東証マザーズ上場のベンチャー企業創業者と地元企業家によって、今春設立される健康食品関連の新会社を中心として、農林水産業関係者を初め市内外の研究機関や企業の連携を図りながら、実現に向けて取り組んでまいります。

水俣型観光の振興と交流の推進について申し上げます。

観光は、入込客の減少などで大変厳しい状況にありますが、一方で教育旅行の増加や新幹線の

開業効果など期待できる要素もあります。観光客のニーズの多様化に対応して、地域の特性や資源を生かした観光資源の充実や商品開発に努める必要があります。

そこで、昔から湯治場として栄えてきた湯の鶴温泉の振興を図るため、薬草を薬湯や薬膳料理として活用して趣のある魅力的な温泉地づくりを行い、薬草湯治場としてのブランド確立を図っていく「湯の鶴湯治村づくり」に向けた取り組みを支援します。

このほか、観光物産協会エコみなまたを通じて、各種の観光物産イベントの補助や「ガイドライバー」の研修などを支援することで、水俣型観光の確立を図ります。

次に、「いやしのある暮らしの創造」について申し上げます。

健康で元気な暮らしをつくる保健・医療について申し上げます。

介護保険制度の見直しに伴って、予防重視型の総合的なシステムへの移行に備え、転倒骨折予防事業や生きがいデイサービス、高齢者の交流の場づくりを、今後、各地域主導で展開していくため、介護予防基盤づくり事業をモデル的に開始します。

また、食生活改善推進員の活動支援や養成講座の実施によって、食を通じた健康づくりを推進するとともに、住民健康管理システムの更新と統合を行い、市民の健康管理の一元化とサービスの向上を図ります。

このほか、基本健康診査、予防接種事業、救急医療対策などに取り組みます。

医療の充実については、総合医療センターと湯之児病院が統合され、急性期リハビリ機能が充実されますので、さらに病院経営の健全化を図り、質の高い医療サービスの向上と供給に努め、中核医療機関としての確立を図ります。

だれもが助け合って安心安全に暮らせる福祉・地域づくりについて申し上げます。

だれもが安心して子育てができる仕組みづくりや環境を整え、市民が子どもを産み育てやすいまち、すべての子どもが健やかに育っていくまちづくりを推進します。

そこで、総合的に子育てを支援していく施設として、さわやか保育園跡に水俣市子どもセンターを整備し、育児相談や子育てサークルへの支援、子育て支援講習会の実施、絵本の読み聞かせ事業、親と子の食事セミナー事業などに取り組み、あわせて療育の必要な乳幼児を対象とした地域療育推進事業を実施します。

また、冒頭にも申し上げましたが、環境と経済、そして福祉が両立する施設として、知的障害者通所授産施設「わくワークみなまた」が4月に開所し、ペットボトルのリサイクル作業などを通じて、障害者の方々の自立と社会参加を促進します。

このほか、高齢者や障害者の在宅福祉サービスの充実、社会参画と自立に向けた環境づくり、母子・父子世帯の経済的自立や生活基盤の確立、市立養護老人ホーム再編に向けた検討などに取り組みます。

地域づくりにつきましては、住民主体の地域づくりの基礎となる自治会制度の設立に向けて、現行の区長・行政協力員制度からの円滑な移行を図るため、各地区での説明会の実施や設立準備作業の支援を行います。

また、警察や防犯協会とも連携して、市民の皆様が安心安全に暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

豪雨災害の教訓を生かす防災のまちづくりについて申し上げます。

おとしの水俣豪雨災害の教訓を踏まえ、災害の発生をできる限り未然に防ぎ、被害を最小限に食いとめる災害に強い防災のまちづくりを進めます。

防災・消防施設の整備を進めるとともに、組織率100%を目標に、引き続き自主防災組織の設立を積極的に推進し、自主防災組織の連絡網を活用して情報を迅速に伝達するため、今後5年間で計画的に、各地区の班単位すべてに防災行政無線の戸別受信機の配備を進めていきます。また、雨量データなどの気象情報の端末受信システムを統合整備し、最新情報の確実な回収と活用を図ります。

このほか、湯の児海岸高潮対策事業の促進、治山・治水対策の推進、交通安全意識の普及と交通安全施設の整備充実などに取り組みます。

次に、「まちづくりの基盤としての人づくり」について申し上げます。

生きる力をはぐくむ教育と学力の向上について申し上げます。

国際化や情報化が急速に進展する中、水俣の将来を担う子どもたちが、社会情勢の変化に主体的に対応できる能力を育て、生涯にわたる「生きる力」の基礎を築くため、子どもたちの学力の充実・向上を図ります。これまでの全小・中学校での学力向上の取り組みはもとより、さらに学力向上研究推進校を公募により小・中学校各1校ずつ2年間指定し、モデル校としての研究を展開させます。また、学力向上対策のためのプロジェクトチームや教職員の資質・指導力向上対策委員会の設置、公募による個人研究と発表の助成などを行い、市内小・中学校の意欲的な教育活動を展開してまいります。

少子化に伴う児童・生徒数の減少は、小規模校での複式学級の増加、教育活動への影響、部活動の縮小など既に現実問題化しています。児童・生徒の生き生きとした学習活動を引き出し、学習効果が上がる適正規模の学校をつくるため、将来を見越した市内小・中学校の再編成に向けて現在協議を進めていますが、今後、プロジェクトチームを発足して再編成方針等を検討決定し、再編成に必要な諸準備を進めていきます。

このほか、環境教育の充実など特色のある教育の推進、計画的な教育環境の整備に努め、時代を生き抜くたくましさ、思いやりのあるやさしい心を持つ児童・生徒の育成に努めます。

文化やスポーツを楽しみ・伝え・つくるについて申し上げます。

昨年の「第17回県民文化祭in八代・水俣葦北」で取り組んだ実績や成果も踏まえ、水俣文化の理解と継承、新たな創造を進めます。

このほか、市民の自主的な文化活動の支援、文化財の調査と保護・活用、郷土芸能の伝承と保存などに努めます。

本市のスポーツは、昨年の熊本県民体育祭で躍進賞第2位を受賞するなど、盛んに取り組まれているところですが、さらに、幼児から高齢者まで、生涯を通じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、施設の整備や指導者の育成などに努め、スポーツ交流や競技会を開催するなどスポーツの振興を図ります。その一つとして、総合型地域スポーツクラブをまず袋地区をモデルとして取り組みを始め、新たな組織づくりを全市に展開する基点とします。

水俣の将来を担う人づくり・生涯学習について申し上げます。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画推進計画に基づき、推進条例の制定や「都市宣言」の実施、女性の人権相談、人材育成事業、地域リーダーの派遣研修などに取り組み、女性の社会参加・参画の推進を図ります。

まちづくりの基本は人づくりです。地域の特性を生かしながら、みずから考え主体的に行動する地域リーダーの育成に努めます。

このほか、青少年団体や地域活動への参加促進による青少年の健全育成、形式にとらわれないさまざまな学習機会の提供による生涯学習の推進、姉妹都市交流や子ども対象の交流活動などによる国際交流の推進、国際協力機構などと連携した国際協力に取り組めます。

最後に、「もやいによるまちづくり」について申し上げます。

市民の参加と協働によるまちづくりについて申し上げます。

まちづくりへの市民の参加と協働を推進するため、行政情報の共有化を進め、総合計画の重点戦略推進など市政への市民参画システムを積極的に導入し、市民の声を積極的に行政運営に反映させる仕組みづくりに努めます。また、市民主体の地域づくりを推進し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくため、さきに述べました自治会の設立と活動支援を行うとともに、福祉分野だけでなく災害救援活動などにも機動的に対応できるボランティアセンターの充実、公園や道路などを地域住民が維持管理するアドプト制度の推進などに取り組めます。

地域経営の基盤となる行財政運営の推進及び総合計画の推進について申し上げます。

国と地方の関係が大きく見直され、三位一体の改革や市町村合併が推進される中、今後は、真に主体性を持った自己決定、自己責任による自治体経営が求められています。

厳しい社会情勢の中にあって、総合計画を基本として、施策の計画的な推進を図るために、第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画に基づく行財政改革を着実に実行しつつ、住民ニーズに

的確に対応できる簡素で効率的な行政体制の確立に努めます。

また、政策評価制度の推進、民間活力の導入、市職員の人材育成、広域行政の推進などに積極的に取り組みます。

総合計画の推進につきましては、庁内推進体制の確立と組織横断的な連携を図り、計画全体の推進や重点戦略の実施に当たっては、市民参画による推進体制を整えるなど、より積極的な住民参加の手法を導入します。また、計画の進行管理には、政策評価制度を導入し、目標設定による事業管理を行い、市民参画による第三者評価を実施して、その成果と効果を明らかにして次の計画立案等に反映させます。

これからの水俣づくりのキーワードは、「人」、「環境」、「経済」の3つであると思います。これは、新しい総合計画の中の基本理念や将来の都市像でも使っている言葉です。このどの一つが欠けても、水俣はよくなっていかない、発展していかないと考えています。

3つのキーワードをバランスよく調和させ、臨機応変にうまく組み合わせながら、総合計画に描く「住む人が誇りと自信を持って輝くまち」を目指して、一步一步着実に前進していくことだと考えています。

「エコポリスみなまた」の実現は、行政だけでできることではありません。議会やさまざまな市民の理解、参加と協働が必要です。この1年、どうか市民の皆様と議員各位の温かい御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（松本満良君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時45分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君）（続） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第2号水俣市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、住民の方々、企業等が市に対して行う申請、届け出等を、書面によることに加え、インターネット等を通じて自宅や事業所等からも行うことができるようにし、もって住民等の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

具体的には、住民票の写し、納税証明の交付申請など、12種類の手続を平成16年度中に電子申

請で行うことができるように整備するものであります。

次に、議第3号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、人事行政の運営等の状況を公表する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、修学部分休業を導入するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

三位一体の改革により、施設整備に係る国庫補助負担金の一般財源化が予想される状況の中、施設整備時の財源を確保するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

山野線代替バス交通基金の目的以外に、旧山野線沿線の交通体系の再編に要する財源についても充てることとし、旧山野線沿線地域の効率的なバスの運行及び利用者の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市児童館設置条例の制定について申し上げます。

水俣市児童館を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の受託事業によって整備した恒久対策施設の維持管理に関する経費の財源とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市法定外公共物管理条例の制定について申し上げます。

里道及び水路の国からの無償譲与に伴い、平成17年4月から機能管理、財産管理ともに本市の事務として行うことになるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

文化財保護法の一部を改正する法律が平成17年4月1日から施行されることに伴い、関係条文等を整備するため、本案のように制定しようとするものであります。



次に、議第11号水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、知的障害者更生施設を障害者デイサービスセンターとするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、環境水俣賞の対象である流域生態系部門と海洋生態系部門を統一し、共生社会部門を見直し、新たに水俣市が目指す循環型社会形成部門と先進技術部門を設けるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

久木野支所機能の見直しにより、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市農業委員会の委員のうち、選挙による委員定数を20人から17人に変更するとともに、市議会が推薦する学識経験を有する委員定数を2人と定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国保水俣市立湯之見病院の統合閉鎖による国保水俣市立総合医療センターの病床数の見直し及び組織の充実、責任体制の明確化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第17号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

婦人相談員の国庫負担基準の変更等に伴い、非常勤職員の報酬額の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第18号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う地方自治法の一部改正に伴う条例整備等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

職員の特殊勤務手当の支給について適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第20号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、文言の整理を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第21号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成17年4月1日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第22号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、ワークプラザ使用料の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第23号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市介護予防・生活支援事業に新たな事業を加えるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第24号水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市障害者デイサービスセンターの移転等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第25号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給水装置工事の設計審査手数料及び工事検査手数料に関する規定内容の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第26号平成17年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ126億6,171万円で、平成16年度当初予算と比較すると9億4,004万5,000円、約6.9%の減額となっております。

主な減額の理由といたしましては、災害復旧費、公債費、九州新幹線濁水等被害対策事業などの大型事業の完了等によるものであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、証明書等交付事務委託経費、公共施設整備基金積立金、コミュニティバス運行事業、男女共同参画社会形成推進事業、自治会制度設立準備事業、地籍調査事業、第3款民生費に、社会福祉協議会運営費等助成事業、介護予防地域づくり事業、知的障害者通所支援費、余裕教室活用促進事業、児童館運営費、第4款衛生費に、予防接種事業、健康審査事業、乳幼児医療助成事業、合併処理浄化槽設置整備費補助金、簡易水道事業、水俣病公式発見50年事業、ごみ処理費やし尿処理費等に係る水俣芦北広域事務組合負担金、第5款農林水産業費に、農地情報管

理システム整備事業、中山間地域等直接支払事業、袋地区防災ため池整備事業負担金、森林整備地域活動支援事業、沿岸漁場整備開発事業、第6款商工費に、地場企業支援事業、みなまた環境テクノセンター管理運営事業、新水俣駅交流センター管理事業、第7款土木費に、八ノ窪・湯出線道路改良事業、桜ヶ丘・大戸口線道路新設事業、宝川内線道路改良事業、鶴田橋災害関連事業、月浦台地開発事業、特殊地下壕対策事業、白浜団地建替事業、第8款消防費に、自主防災組織補助金、防災行政無線戸別受信機購入経費、第9款教育費に、市学力向上対策事業、地域生涯学習施設整備事業、小・中学校運営経費、文化・体育施設管理運営経費、第10款災害復旧費に、過年発生災害復旧事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、白浜団地3号棟建設工事外3件を計上いたしております。

このほか、地方債につきましては、過疎対策事業債外14件を計上いたしております。

次に、議第27号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1,872万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、繰入金、繰越金などをもって充当いたしております。

次に、議第28号平成17年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億9,450万3,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、医療諸費及び一般管理費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などをもって充当しております。

次に、議第29号平成17年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,184万円を計上いたしております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、財政安定化基金借入金償還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、財政安定化基金貸付金等をもって充当いたしております。

また、地方債につきましては、財政安定化基金貸付金を計上いたしております。

次に、議第30号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億260万5,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、公共下水道事業費、公債費等を計上いたしております。

なお、公共下水道事業費の主な事業として、東部汚水管整備関係経費ほかを計上しております。

これらの財源といたしましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債等をもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしまして、水洗便所等改造資金の融資に対する損失補償外1件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、公共下水道事業債及び公営企業借換債を計上いたしております。

次に、議第31号平成17年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に66億9,589万4,000円、収益的支出に66億6,741万6,000円、資本的収入に2億7,248万9,000円、資本的支出に4億1,248万8,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、電気料等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、人間ドック改修工事監理委託料、人間ドック改修工事等の建設工事費、患者監視装置、食器洗浄機、インバーター方式エックス線高電圧装置、全身麻酔器等の医療機器等の購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等病院事業債を計上いたしております。

次に、議第32号平成17年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,880万1,000円、収益的支出に4億535万6,000円、資本的収入に2,204万1,000円、資本的支出に1億8,301万4,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,094万5,000円を増額し、補正後の総額を141億9,579万5,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、第2款総務費に、一般職給与費、市庁舎管理事業、第3款民生費に、法人立保育所運営費、第4款衛生費に、リサイクル推進事業、第5款農林水産業費に、九州新幹線湯水等被害対策事業、野菜産地復旧緊急対策事業、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、第7款土木費に、県砂防事業負担金等を計上いたしております。

また、各款において、事業の確定等に伴う事業費の減額を計上いたしております。

なお、財源としましては、第1款市税、第16款財産収入、第19款諸収入を増額し、第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債を減額し調整いたしております。

このほか、繰越明許費としまして、社会福祉施設等整備事業費補助金外11件を追加いたしております。

債務負担行為の補正としましては、住民健康管理システムリース料外30件を追加、台風対策農業経営維持安定資金の融資に対する利子補給外1件を廃止し、パソコンリース料の限度額の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正としましては、過疎対策事業債外9件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第34号平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,399万円を増額し、補正後の予算総額を35億4,678万3,000円とするものであります。

補正の内容としましては、老人保健拠出金、介護納付金を減額し、諸支出金を増額するものです。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金を増額し、繰越金を減額いたしております。

次に、議第35号平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ514万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億114万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、通信運搬費、主治医意見書作成手数料、水俣芦北広域行政事務組合負担金をそれぞれ減額いたしております。

これらの財源といたしましては、繰入金で調整いたしております。

次に、議第36号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,474万5,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ15億4,973万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしまして、特定資金公共投資事業債の繰上償還に伴う公債費の増額等について計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款繰入金及び第7款市債をもって充

当・調整いたしております。

また、繰越明許費といたしまして、年度内に完成が困難な事業について計上いたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債の追加及び下水道事業債の限度額の変更をいたしております。

次に、議第37号平成16年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成16年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を131万5,000円減額し、補正後の資本的収入の額を1,697万6,000円にするとともに、資本的支出の額を650万7,000円減額し、補正後の資本的支出の額を1億9,406万6,000円とするものであります。

なお、資本的収入及び支出の補正に伴い、補てん財源の額をあわせて変更するものであります。

また、平成16年度中に契約を締結する必要のある委託料4件について、債務負担行為を設定し、支払義務発生予定額の確定したリース料1件の限度額を変更するものであります。

補正の主な内容といたしましては、平成15年7月20日の豪雨災害により滅失した資産の災害復旧費に係る国庫補助事業の延期に伴い、資本的収入について災害復旧費国庫補助金を全額減額し、資本的支出について、災害復旧費を全額減額いたしております。

次に、議第38号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、熊本県が実施します丸島漁港広域漁港整備事業の公有水面埋め立てにより生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、市議会の議決を必要といたしますので、本案のように提案するものであります。

埋め立て場所は、丸島地区の丸島漁港の一部の公有水面で、面積9,200.04平方メートルであります。

埋立地は、漁業従事者の漁具保管修理施設用地、漁船保管施設用地、船揚場用地、臨港道路、護岸として利用する計画であります。

次に、議第39号町区域の変更について申し上げます。

本案は、議第38号で提案いたしました丸島地区の丸島漁港の一部の公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市祇園町に編入しようとするものであります。

町区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要といたしますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第40号から議第43号まで地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を久木野郵便局、袋郵便局、釣橋郵便局及び湯出郵便局において取り扱わせるため、本

案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第2号から議第43号までについて、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時23分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出議案のうち、議第2号水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議第8号水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議第20号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議第33号から議第37号までの平成16年度各会計補正予算は、本日審議をお願いいたします。

これから質疑に入ります。

議第2号水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

議長（松本満良君） 議第8号水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

議長（松本満良君） 議第20号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

議長（松本満良君） 議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

議長(松本満良君) 議第34号平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

議長(松本満良君) 議第35号平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

議長(松本満良君) 議第36号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

議長(松本満良君) 議第37号平成16年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号、議第8号、議第20号及び議第33号から議第37号まで議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のためしばらく休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午後3時0分 開議

議長(松本満良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。



初めに、総務文教委員長牧下恭之議員。

(総務文教委員長 牧下恭之君登壇)

総務文教委員長(牧下恭之君) ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、住民の方々、企業等が市に対して行う申請、届出等などを書面によることに加え、インターネット等を通じて自宅や事業所などからも行うことができるようにし、もって住民等の利便性を図るため、本案のように制定しようとするものであり、具体的には住民票の写し、納税証明の交付申請など12種類の手続を平成16年度中に電子申請で行うことができるよう整備するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、通常は4月からの施行であるが、本案はなぜ3月から施行しなければならないのかとただしたのに対し、平成16年4月から運用を行うよう国からの要請があっていたが、システムの開発がおくれたこと及び16年度内の運用開始ということから、今回になったものであるとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、文言の整理を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主なものとしては、一般職給与費の調整、市庁舎管理事業及び事業確定に伴う事業費の減額であり、歳出の主なものとしては、職員の退職金、総合案内所等移設工事費、久木野分収林組合分収交付金等を計上している。

その財源として、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務外22件を追加し、パソコンリース料の限度額の変更を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、職員の中途退職者が4名との説明であったが、病院の職員が多いのか、また、中途退職の理由は何であるのかとただしたのに対し、病院は病院会計の方に計上するため一般会計の職員で4名である。また、中途退職者の年齢については、定年前の方や50代前半の方もおられるが、理由としては一身上の都合ということであり、早目にやめたいということであろうと思われる。

また、市民税の法人税増額分については、件数は変わっていないのかとただしたのに対し、件数自体は変わっていないが、景気の回復が大きな要因だと考えているとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

議長（松本満良君） 次に、厚生副委員長田中功議員。

（厚生副委員長 田中功君登壇）

厚生副委員長（田中 功君） 委員長が体調不調ということで、かわりまして副委員長の私が報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり、事業の確定等に伴う事業費の追加、減額等の調整を行っている。

その主な内容は、第3款民生費に、法人立保育所運営費負担金を増額、介護保険特別会計繰出金や児童手当を減額している。第4款衛生費では、リサイクル推進事業助成金を増額し、ごみ処理費及びし尿処理費に対する水俣芦北広域行政事務組合負担金の減額を行っている。

これらの財源として、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、市債等をもって調整している。

また、繰越明許費補正として、社会福祉施設等整備事業費補助金を追加、債務負担行為補正に住民健康管理システムリース料等を追加し、地方債補正に、一般単独事業債の限度額変更を行っているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,399万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ35億4,678万3,000円とするもので、補正の主な内容は、国保直営診療施設整備費助成繰出金を増額し、老人保健医療費拠出金を減額している。

これらの財源として、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金、繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ514万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ24億114万円とするもので、補正の内容は、通信運搬費、意見書作成手数料及び水俣芦北

広域行政事務組合負担金を減額している。

これらの財源として、繰入金を減額し調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、意見書作成手数料の減額理由についてただしたのに対し、原則半年間だった認定有効期間が、1年間または2年間に延長され、意見書作成件数が減ったためであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生委員会の審査報告を終わります。

議長（松本満良君） 次に、産業建設委員長 淵上道昭議員。

（産業建設委員長 淵上道昭君登壇）

産業建設委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第8号水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の受託事業によって整備した恒久対策施設の維持管理に関する経費の財源に充てるための基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、基金の内容についてただしたのに対し、新幹線工事に伴う湯水被害の恒久対策施設の維持管理に関する経費の30年分、約1億3,000万円を基金として積み立てるものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、事業の確定等に伴う事業費の追加、減額等の調整であり、歳出の主なものとして、第5款農林水産業費に、九州新幹線湯水等被害対策事業、野菜産地復旧緊急対策事業、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、第7款土木費に、県砂防事業負担金等を計上するものである。

これらの財源としては、国・県支出金や市債等をもって調整している。

また、繰越明許費の補正として、現年発生補助災害復旧事業外10件の追加を計上し、債務負担行為の補正としては、水俣産業団地用地取得造成及び附帯等事業に係る債務保証外1件の追加を計上し、台風対策農業経営近代化資金の融資に対する利子補給外1件を廃止した。

このほか、地方債については、一般公共事業債等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、月浦台地開発費における市道月浦・村上・月浜線新設工事の工事請負費を5,112

万円減額する理由についてただしたのに対し、当初の見込みよりも土質がよかったため、工事費が安価で済んだことなどによるものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,474万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ、15億4,973万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、特定資金公共投資事業債の繰上償還に伴う公債費の増額等であり、これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款繰入金及び第7款市債等をもって調整している。

また、年度内に完成が困難な事業について、繰越明許費として計上している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業債の追加及び下水道事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第37号平成16年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成16年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を131万5,000円減額し、補正後の資本的収入の額を1,697万6,000円にするとともに、資本的支出の額を650万7,000円減額し、補正後の資本的支出の額を1億9,406万6,000円とするものである。

なお、資本的収入の額及び支出の補正に伴い、補てん財源の額をあわせて変更するものである。

また、平成16年中に契約を締結する必要がある委託料4件について、債務負担行為を設定し、支払義務発生予定額の確定したリース料1件の限度額を変更するものである。

補正の主な内容としては、平成15年7月20日の豪雨災害により滅失した資産の災害復旧費に係る国庫補助事業の延期に伴い、資本的収入については、災害復旧費国庫補助金を全額減額し、資本的支出については、災害復旧費を全額減額しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

---

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年2月28日

総務文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第 2 号	水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 20 号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 33 号	平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年 2月28日

厚生常任委員長 野中重男

水俣市議会議長 松本満良様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第 33 号	平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第 34 号	平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第 35 号	平成16年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年 2月28日

産業建設常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 松本満良様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第 8 号	水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 33 号	平成16年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第 36 号	平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第 37 号	平成16年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

議長（松本満良君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第2号水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議第8号水俣市九州新幹線湯水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議第20号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議第33号平成16年度水俣市一般会計補正予算第7号から議第37号平成16年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、以上8件を一括して採決いたします。

本8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

---

日程第45 議第45号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第45、議第44号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

---

議第44号

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年2月28日

提出者議員	緒方誠也
"	大川久洋
"	大川末長
"	真野頼隆
"	田中功
"	谷口真次

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

( 提案理由 )

本市の厳しい財政状況にかんがみ、本案のように制定しようとするものである。

( 別紙 )

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「24,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

議長(松本満良君) 提案理由の説明を求めます。

緒方誠也議員。

( 緒方誠也君登壇 )

緒方誠也君 議第44号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本市の財政状況は、地方交付税や市税などの歳入の減少により、極めて逼迫した状況に陥っております。

そこで、歳出の抑制のために、議員活動の調査研究に資するために必要な経費である政務調査費を昨年に引き続き減額しようとするものであります。

具体的には、議員1人当たりの月額2万4,000円を4,000円減額し、2万円とするものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長(松本満良君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明がありました議案について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 御異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第44号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 御異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

---

議長(松本満良君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明3月1日から8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2日正午まで、議案質疑の通告は9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時21分 散会



# 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成17年3月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時44分 散会

（出席議員） 20人

松本満良君	西田弘志君	福田  斉君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中  功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	本井道弘君	大川久洋君
竹下武義君	岩阪雅文君	松本和幸君
緒方誠也君	中山  徹君	

（欠席議員） 1人

清水晶夫君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（岩橋建夫君）	次  長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書  記（中村俊彦君）
書  記（赤司和弘君）	

（説明のため出席した者） 15人

市  長（江口隆一君）	助  役（滝澤行雄君）
収  入  役（徳富邦博君）	総務企画部長（高口義幸君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長（松山勝征君）
総合医療センター事務部長（森  近君）	水道局長（窪田正人君）
教  育  長（宮本勝彬君）	福祉環境部次長（葦浦博行君）
産業建設部次長（松田大作君）	教育次長（塩山一之君）
総務企画部総務課長（中田和哉君）	総務企画部企画課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	

議事日程 第2号

平成17年3月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 真野 頼隆 君 | 1 施政方針について<br>2 薬草園構想について<br>3 ひばりヶ丘グラウンド問題について<br>4 ペイオフ制度下における公金の管理について  |
| 2 緒方 誠也 君 | 1 産業廃棄物のごみ捨て場（最終処分場）の進出について<br>2 上水道水質保全について<br>3 水俣病問題等について<br>4 水俣湾内汚染魚問題について  |
| 3 中山 徹 君  | 1 介護保険5年目の制度見直しについて<br>æ, 政府の見直しについて<br>æ,, 見直すべき幾つかの課題と改善について<br>æ" 地域密着型サービスの創設について<br>æ» 地域包括支援センターの創設について<br>2 (株)IWD東亜熊本の産廃最終処分場について<br>æ, 進捗状況について<br>æ,, 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について<br>æ" 市長の基本的スタンスについて<br>æ» 「建設予定地」買収について<br>æ... 環境対策課の調査結果について<br>3 行財政改革について<br>æ, 市長等特別職の報酬・退職金の引き下げについて<br>æ,, 部長制の廃止について |
| 4 田中 功 君  | 1 人口減少問題と地元経済活性化について<br>2 産業廃棄物最終処分場について<br>3 ひばりヶ丘運動場について   |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

議長（松本満良君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成17年 1 月分の公営企業会計に関する例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、清水晶夫議員から所用のため本日から11日までの会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせいたします。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 2 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

真野頼隆君 おはようございます。

自由民主党水俣市議団の真野でございます。

ことしの水俣高校の卒業式には、潮谷知事が見えられました。県立高校が現在58校あるそうですが、仮に毎年 1 校を回られても、約60年に 1 回しかチャンスはめぐってこないのであります。

まさに還暦そのものであると思います。

また、水俣高校始まって以来の知事の卒業式出席は、卒業生にとっても、保護者にとっても大変意義深いものであると同時に、これからの水俣にとっても明るい話題となりました。これを契機に水俣のまちが元気を取り戻し、これから浮揚していくことを願いつつ、ことしのトップバッターとして質問を行いますので、執行部の明快なる答弁をお願いいたします。

まず、施政方針についてお尋ねします。

江口市長は、早いもので市長になられてから 3 年が過ぎました。バブル崩壊後の厳しい財政状況の中で、財政健全化のためよく頑張られていると思います。市長就任以来これまでの 3 年余りで市長交際費や市長給与等を県下の市で最低にし、職員の 1 割削減、職員流動応援体制の実施、CS 顧客満足度研修やQCサークル活動の実施、フロアマネージャー体制の導入により住民サービスの向上に努めておられます。

また、委員会、審議会の統廃合、歳入アップと地域の活性化を目指した遊休市有地の売却促進、住民による公園管理手法の導入、湯之児病院の総合医療センターへの統合などにも取り組んでおられます。これらは施政方針の中で少し触れられていますが、3年間の成果をどのようにとらえておられるのか、また、今後どのようにかじ取りをされるのかお尋ねします。

次に、エコポリスみなまた、環境首都への新たな挑戦の中で、みなまた未来の環境ミュージアム構想というものがあります。その構想の中で、公共施設などにエコ商品を積極的に使って見せていくチャレンジシヨップ的な発想を町じゅうに取り入れるとありますが、その具体的構想の中身についてお尋ねします。

次に、薬草園構想についてお尋ねします。

本市の将来の都市像を「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」としてあります。その中で、薬草園構想をどのように位置づけておられるのか、また、薬草園と聞くと現在健康食品ブームでもあり、環境、健康、福祉を標榜している本市にとっても深くかかわってくると思いますので、構想の中身についてお尋ねします。

また、薬草は陸のものだけに限らず、海藻を海の薬草ととらえるならば、フィッシングパーク一帯での海藻の森構想は薬草園構想とどんな関係を持つてくるのでしょうか、また、その中身についてもお尋ねします。

次に、ひばりヶ丘グラウンド問題についてお尋ねします。

長年、陸上競技、野球、市民体育祭等に使われてきましたひばりヶ丘グラウンドが売却されると聞きますが、どこに売却されるのかお尋ねします。

また、その売却金は公共施設整備基金として積み立てられるそうですが、どのように運用し、使用されるのかお尋ねします。

また、陸上関係者及び市民体育祭に関しては、エコパークに現在陸上競技場を整備中なので問題ないわけですが、野球関係者にとってはナイター設備の整ったひばりヶ丘グラウンドが使えなくなることは非常に困った問題であります。

そこで、野球場の代替地はどこを考えておられるのかお尋ねします。

最後に、ペイオフ制度下における公金の管理についてお尋ねします。

ペイオフ制度とは、御承知のとおり、預け入れている金融機関が万一破綻した場合、預金保険制度に基づき預金保険機構から預金者に元本1,000万円とその利息などの払い戻しが行われる制度であります。言い換えれば、預金の全額保護がされなくなって、元本1,000万円を超える預金がかットされるという制度であります。

過去において、手持ちのお金は金融機関に預金しておけば大丈夫という時代から、お金はより安全性の高い金融機関に預金者自身が判断して預け入れる時代へと変わりました。これまでのペ

イオフに伴う公金管理につきましては、平成13年3月と平成14年9月に大川久洋議員から質問が  
あっておりますが、そこでは市内の金融機関を中心に日々の受け払いに必要な資金を原則普通預  
金で管理し、そのほかの例えば基金などは定期預金で管理運用を行っているというふうに答弁さ  
れております。したがって、それらの市内の金融機関に預金してある公金の全額がペイオフ  
の対象になります。

ペイオフ制度のこれまでの実施の経緯を見ますと、去る平成14年4月からペイオフ第1段階と  
して定期預金や定期積み金などがペイオフ対象としてスタートしました。当初はそれから1年後  
の平成15年4月にペイオフ第2段階として普通預金、当座預金などを対象に加えてペイオフ制度  
が全面開始するという計画でありました。しかし、平成15年当時の金融情勢を含む経済情勢から、  
2年間延期されました。すなわち、平成17年4月まで延期されたのでありまして、その2年延期  
の期限がいよいよ本年の4月に迫ってまいりました。

去る1月の小泉首相の国会答弁では、4月から既定方針どおり実施される運びであるとのこと  
でありました。

以上の経過をもって、いよいよ来る平成17年4月から無利子の決済用預金などの一部を除いて  
ペイオフ制度がスタートすることになりましたので、制度の開始に当たりましての公金管理につ  
いて次の2点をお尋ねします。

その1、公金の安全性についてどのように考えておられるのかお尋ねします。

その2、公金保護に対する水俣市の基本姿勢をお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 真野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、施政方針及び葉草園構想については私から、ひばりヶ丘グラウンド問題については総務  
企画部長から、ペイオフ制度下における公金の管理については収入役から、それぞれお答えをさ  
せていただきます。

まず、施政方針についてお答えします。

これまでの3年間を振り返ってみますと、何よりもまず基本的な考え方として市役所の体質改  
善を図ることに努めてまいりました。

この基本姿勢のもと、市政の取り組みとして、第1に、激しく変化する社会経済情勢に対応し、  
熾烈な地域間競争の時代を生き抜くため、水俣独自の地域自治の確立を目指して徹底した行財政  
改革の推進に取り組んでまいりました。第2に、これまでの環境モデル都市づくりを中心とする

環境政策を新たな視点でさらに推進してまいりました。第3に、環境と経済がともに発展するまちを創造するため、経済の活性化や関連する社会基盤の整備に努めてきました。第4に、市民の暮らしや利便性の向上を図ってきました。これらの4点に集約できると考えています。

具体的な取り組みと成果を申し上げますと、まず、行財政改革の推進は市民参加による行財政改革推進委員会の意見を参考に、すべての事務事業と予算を見直し、平成16年度から5年間の第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画を策定しました。これに基づき、市長交際費、市長給与等の県下最低額への引き下げを初め職員削減による人件費の削減額約3億7,000万円、委員会・審査会の統廃合、遊休市有地の売却促進、顧客満足度研修やQCサークル活動の実施、1,000万円以上の市発注工事の請負金額や公共施設の運営経費の明示、アドプト制度や民間活力の導入推進などに積極的に取り組み、選択と集中による経費削減に努めた結果、公債費の大幅な減少など財政健全化の成果が着実にあらわれて、これからの水俣の浮揚に向けた積極的な投資ができる環境が整ってきたと思っております。

また、特に長年赤字に苦しんでいた総合医療センターの経営も平成15年度には単年度で約5億9,000万円の黒字に転じ、湯之児病院の統合も実現するなど大きく好転してきました。

2番目の、環境政策のさらなる推進については、ISO14001の運用を自己宣言方式に変更して市民監査委員による監査を導入し、制度の深化と経費節減を図ったこと、生ごみ分別のスタートによる資源化率の向上、子ども国連環境会議九州大会や学校版環境ISO全国集会、牛乳パックの再利用を考える全国大会等、環境関係の会議の開催などに取り組んだ結果、日本の環境首都コンテストでは第1回から3年連続で毎回、人口規模別第1位の高い評価を得ていることが挙げられます。

3番目の、経済の活性化や社会基盤の整備については、私みずからもトップセールスに努めました2つの環境関連企業の相次ぐ誘致・進出、情報交流プラザやエコタウンフェスタ、全国エコタウンサミットなどのイベントの開催、エコタウン協議会や観光物産協会エコみなまたの設立・運営の支援、産業技術開発補助金の創設、村丸ごと生活博物館指定による元気村づくりの推進、九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道の開業に伴う交流センターなどの周辺施設や道路の整備、水俣環境・リサイクル特区の認定、コミュニティ道路や幹線市道、百間雨水ポンプ場の整備などに取り組んできました。

4番目の、市民の暮らしや利便性の向上については、赤字路線バスの見直しによるコミュニティバス「みなくるバス」の運行開始、東部センター葛彩館のオープン、袋小学校の校舍改築、市営白浜団地の建てかえ、小・中学校の学力向上対策、こどもセンターの設置など、子育て支援関係施策の積極的な推進、新たな総合計画、男女共同参画推進計画や地域福祉計画の策定などに取り組んできました。

また、多くの犠牲者を出した水俣豪雨災害の被災者救済や災害復旧事業、その教訓を生かした防災のまちづくりにも懸命に取り組んでまいりました。

これら一つ一つの取り組みの積み重ねによる成果が、将来必ず水俣の再生と浮揚に大きく結びついていくものと確信しています。

今後どのような市政のかじ取りをするのかとのお尋ねですが、昨年12月に議決していただいた第4次水俣市総合計画の基本構想が、まさに市政運営の羅針盤であります。

将来の都市像「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」の実現を目指し、世界に類を見ない水俣病の経験とそこから得た貴重な教訓を生かして、環境モデル都市づくりを中心とするこれまでの環境の取り組みをさらに進めていきます。

これとともに、さらに人づくりを基盤に環境と調和した持続可能な経済の発展を追求しながら、健康で安心安全な暮らしを同時に達成する中で、そこに住む人が誇りと自信に満ちて輝くまちの実現を目指して、市民と行政がもやいの精神で協働して新たなみなまたづくりに挑戦していきたいと考えています。

具体的には、平成17年度施政方針でも申し述べましたように、総合計画基本構想の施策の大綱に沿って、みなまた未来の環境ミュージアム構想や水俣花の名所再生事業などによるゆとりある暮らしの創造、エコタウンのグレードアップ、薬草園構想や海藻の森構想など環境と経済を同時進行する産業の活性化、コミュニティバスの新たな整備などによる豊かな暮らしの創造、介護予防に関する事業や総合的な子育て支援、防災のまちづくり推進などによるいやしのある暮らしの創造、児童・生徒の学力向上や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みなどによるまちづくりの基盤としての人づくり、自治会設立と活動の支援、ボランティア活動の推進などによるもやいによるまちづくりにそれぞれ全力で取り組んでまいりたいと考えています。

市長就任以来、過去3年間は起債償還のピーク時に当たるなど、行政経営として最も苦しい時期であり、市議会や市民の皆様方の協力をいただきながら行財政改革と市役所の体質改善に専心してきました。しかし、これからは総合計画を基本として水俣の浮揚と未来に向けて積極的に施策を展開していく所存です。

次に、みなまた未来の環境ミュージアム構想についてお答えします。

本市は、これまで水俣病の経験と教訓を生かし、市民・行政協働の環境モデル都市づくりに取り組み、環境先進地として全国から多くの視察者が訪れるようになりました。しかし、他の地域でも環境の取り組みが進み、環境施策における本市の優位性が薄れてきているのではないかと思います。水俣が今後も環境先進地としての地位を保ち続けていくためには、住民に大きな負担を強いることなく、しかも低コストで環境にも人にも優しい環境技術の導入といった発想や、新たな環境の取り組みの展開が必要です。そして、さらに環境の取り組みをビジネスチャンスにもつ

なげていくような方策を考えていく必要があります。

このような基本的な考え方を背景として生まれたのがみなまた未来の環境ミュージアム構想です。本構想の内容は、これまでの環境モデル都市づくりをベースとして、水俣病資料館、環境センター、水俣病情報センター、環境産業の創出を目指すエコタウン企業などのハード施設と、環境学習や水俣独自のエコツーリズム、グリーンツーリズム、村丸ごと生活博物館の取り組みなどのソフト施策の両面にわたる集積を有機的に連携させながら、さらにこれを展開させようとするものです。

環境に関する既存の施設や施策に加え、今後新たに市内各所の公共施設や民間企業などで再生可能な新エネルギーや省エネルギー技術などの先進的な環境技術を、その技術を有する企業や市民などの協力を得て積極的に導入、展示するとともに既存の取り組みと一体化させ、市全体を一つの大きな生きた環境の博物館として整備していくものです。このことにより、本市への交流人口の増大と産業振興を図ろうとするものです。

メイン施設として考えている環境技術の常設展示場の整備とあわせ、チャレンジショップ的な発想で公共施設などにエコ商品を積極的に使って見せていくことは、この構想の核となる取り組みであります。

目に見える実例としては、既に有名となっているリ・グラスロードのガラス再利用舗装、市役所前の駐車場に設置した南九州タイヤリサイクルの車どめ、庁舎2階の窓ガラスに処理した紫外線防止コートや3階の窓の外に設置したハトよけなどです。このようなエコ商品を積極的に導入することは市にとってもメリットがありますし、また企業にとっても商品のPR効果などのメリットがあると思います。

今後、市の公共施設だけではなく、移転建てかえが計画されている水俣警察署など県や国の公共施設、市内民間企業へも積極的にチャレンジしていただくよう、協力をお願いしていくつもりです。

また、エコ商品を扱う環境関連企業への商品提供、協賛などへの協力を働きかけていくとともに、市民参加による導入手法などについてもあわせて検討していきたいと考えております。

このような取り組みが町じゅうあちこちに広がり、やがて市全体が環境のミュージアムと言えるようになれば、交流人口の増大や産業の振興だけではなく、ひいては企業誘致のきっかけになるのではないかと大いに期待しているところであります。

また、本構想に大変興味を示された熊本大学の教授の御依頼で、昨年、同大学で講演させていただきましたし、さらに県内の他の大学からは包括契約の申し入れもあっており、この取り組みが産官学の連携にもつながるのではないかと考えております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。



真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま3年間の成果につきましては、いろいろ述べられたわけですが、その3年間の成果を踏まえて、今度の平成17年度の当初予算、その中にどのようにその3年間の成果を反映されているのか、できれば具体例を挙げて説明をしていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、チャレンジショップの件なんですけれども、エコ商品を積極的に公共施設に導入していきたいということでございました。そのことは市にとっても、もちろんその企業にとってもメリットのあるいいことだと、そういうふうに思っております。

しかし、最終的にはやっぱりこの地域循環型社会を目指す水俣市にとっては、やはり市民がエコタウン企業で製造されるというんですか、そういう2次製品、そういったものをやはり公共施設で使うのはもちろんなんですけれども、市民がやっぱり自分たちが出した資源ごみをまたそれを再利用するという、それがやっぱり循環型社会の根本ではないかなというふうに思うんですね。そういった形で、やはり市民が最終的に使うという、やっぱりそこまで持っていくのがこの私はみなまた未来の環境ミュージアム構想というものの原動力につながってくるのではないかと、そういうふうに思います。

そういうことで、ちょっとお尋ねしたいんですが、そういう水俣市のエコタウン企業から出るエコ商品を市民が使用する場合に、やっぱり安価で使用できる、例えば市民特別価格とか、水俣市民には特別ですよというような形で使用できるように、エコタウン企業の方に申し入れをする考えはないか、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、これまでの3年間の成果をどのように新年度予算で反映されているのかということについてお答えさせていただきます。

まず、新年度予算の総括的なことで申し上げますと、これまでのさまざまな行財政改革の取り組みや財政健全化計画を策定した結果といたしまして、災害復旧費や減税補てん債の借りかえなどを除く平成16年度の予算と比較いたしますと、実質14億円程度のマイナスの予算となっていること、公債費はマイナス約5億円と大幅に減少し、財政調整基金の取り崩しも対前年度比較で減額、介護保険以外の特別会計予算も削減し、新たに公共施設整備基金を設けまして、将来の施設整備に備え、積み立てを行う予定であることなどが挙げられます。

また、これからの水俣の活性化と浮揚を図るため、積極的に施策を展開していくこととし、新たな総合計画基本構想の考え方に沿って予算を重点配分をしていきたいというふうに考えております。

ゆとりある暮らしの創造では、関係者が水俣病公式発見から50周年を振り返って検証を行い、

水俣病の風化を防ぎ、貴重な経験と教訓を発信していくためのさまざまな事業や取り組みを行う水俣病公式発見50周年事業、市全体を一つの大きな環境の博物館と見立てて整備していくみなまた未来の環境ミュージアム構想事業、湯の児海岸の桜並木や中尾山コスモス園の再生を図る水俣花の名所再生事業、市民監査委員の増員や中小企業への環境管理システムの普及を図るエコアクション21制度導入による環境マネジメントシステムの充実、さらに水俣市で製造されます再生商品の利用促進を図る水俣市認定リサイクル製品認定制度の創設などに取り組んでいきたいと考えております。

豊かな暮らしの創造では、エコタウンプランのグレードアップを図るための事業、商店街の活性化を図るためリーダー等を育成する商人塾の開催、村丸ごと生活博物館事業のさらなる推進、海藻を利用して不知火海の再生と水産資源の確保を図る海藻の森構想事業、薬草等をテーマとして民間活力による産業振興や市民の福祉、健康づくりを図る薬草園構想、同じく薬草等を活用して魅力ある温泉地づくりに取り組む湯の鶴湯治村づくり事業、地産地消で安心安全な給食づくりを目指す給食畑推進事業などに取り組めます。

また、引き続き月浦福祉ニュータウンの整備事業や市内主要幹線道路の整備促進、市民の利便性向上を図るコミュニティバス「みなくるバス」の大川・中屋敷線への運行開始に向けて取り組みをいたします。

いやしのある暮らしの創造では、自主防災組織の設立率100%を目標とした豪雨災害の教訓を生かす防災のまちづくり事業、各地域主導で介護予防や健康づくりを目指す介護予防基盤づくり事業や地域健康づくり事業、こどもセンターの新たな整備を中心にだれもが安心して子育てができる仕組みづくりや環境を整える一連の子育て支援関係事業などに取り組んでいきます。

まちづくりの基盤としての人づくりでは、昨年から取り組んでいる児童・生徒の学力向上対策をさらに推進するとともに、学習効果上がる適正規模の学校をつくるための学校再編成事業、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現していく男女共同参画社会推進事業などに取り組んでまいります。

もやいによるまちづくりでは、住民主体の地域づくりを推進していくため、自治会組織の設立と活動の支援事業、福祉分野だけではなく災害救助活動などにも対応できるボランティアセンターの充実などにも取り組んでいきたいと考えております。

今申し上げました事業を中心に、全力を挙げて今年度の施策に取り組むことでこれからの水俣の活性化と浮揚を図っていきたいと考えております。

次に、チャレンジショップ的な発想でエコタウン企業のエコ商品を市民に還元できないかということについてお答えさせていただきます。

真野議員の御提言の趣旨は、環境ミュージアム構想を公共施設や民間企業だけではなく、一般

市民へも拡大していくための一つの有効な手段であるというふうに私どもも認識をいたしております。今後もこの環境ミュージアム構想の実現に向けて、市内エコタウン企業へも自社のエコ商品について商品提供や協賛など積極的な協力をお願いしていきたいと考えておりますので、先ほど御提案のありました市民特別価格についても御提案をしていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 市長は、もう就任以来この3年間というのは、起債償還のピーク時にあった3年間だったと。本当にやっぱりそういう意味では、この3年間はやっぱり苦しい3年間であったんじゃないかなというふうに私は思うわけでございます。

公債費残高が、今、平成16年度末で22億と、平成16年度と17年度を比べた場合、ことしは5億余り下がったような状態、これは非常にいい傾向だというふうに感じているわけでございます。

なぜこういうふうになったのかというと、先ほども例を挙げられていましたけども、職員削減による人件費の削減で約3億7,000万、あるいは医療センターの平成15年度の単年度だけでもやはり5億の黒字を出したと、やっぱりこういったものが大きな要因になっているのではないかなというふうに思っております。そういうことで、非常にこの行財政改革が着実に進んでるんだなというふうに私たちは見ております。

そういうことで、平成17年度はそういったことでいろんな政策の展開に少し何か余裕が出てきたのではないかなと。そういう余裕を持った政策の展開をやっぱりすることが、市政の発展にも私はひいてはつながっていくのではないかなというふうに思います。

そういうことで、市長、施政方針演説の中でも述べられていますけれども、この第4次水俣市総合計画を中心に、これを羅針盤として政策を展開していくんだと、そういうことを述べられております。また、その基本理念として、水俣病の教訓を生かし、これまでの環境モデル都市づくりを中心とする環境の取り組みをさらに進めて、人づくりを基盤に、そしてその後述べられている言葉が、環境と調和した持続可能な経済の発展と、この環境と調和したという、エコタウン企業はあるんですけども、これは環境ビジネスかなと思うんですけども、あるいは地場産業のチッソさんなんかでもやはりそういう環境に配慮したそういったものをつくるとか、そういうものがこの環境と調和した持続可能な経済の発展かなと、私はそういうふうに思うんですけども、市長はその点をどういうふうにとらえられているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 環境と調和したと、持続可能といいますのが、簡単に言いますと、幾ら理想を掲げてても実現が不可能であったり、市民の方々が余り協力をしたくないもの、我慢を強いるものについては市民の理解が得られなければ継続も不可能であるということで、やはり市民の

方々にも無理、むだを省くことによりまして、協力し、共感していただけるものをやはり我々も進めていかなければいけないといったような意味を含んでおります。

これまで水俣というのは、不便さを受け入れるまちづくりというものをうたっておりますけれども、地形的に山が7割ある、それと高齢者率も上がってきている中で不便さを受け入れるということをしたときに、生活の弱者の方々に無理を強いることになるのではなからうかというふうな懸念を持ちましたので、そういう方々にも優しいまちをつくることができないだろうかといったときに、じゃそういう方々を金をかけずに補助金をやらずにどういったサポートができるかといったときに、先進技術を導入することによりまして、それを水俣に集積することによりまして流動人口をふやす、またそういう企業の技術とか、そういう予算をただで水俣が協力することにより誘致する。それが誘致できることによって、新たな企業の創出にもつながるのではないかと思いますし、またそれが当然水俣の活性化や雇用にもつながるといったことを実現することができればというふうなことを考えております。

その中で、先ほども水俣のチャレンジショップ的な話をしたときに、水俣の企業の名前も挙がりましたが、当然水俣の企業の皆様方が新しく生み出したもの、また環境とか経済の両立できるものについてはよそから視察の方々が、流動人口が多くなることによって当然アピールといいますが、宣伝も多くの方々にできることにつながりますので、そういった水俣は本当に環境先進地と言えるような事例を一つでも多く導入することによりまして、真野議員が言われたようなことの実現につながっていくのではないかというふうに思っております。

そして、来年度の水俣病の公式発見50周年というのが全国からも注目されるいい機会でございますので、その日までには一つでも多くのそういったものをこの水俣に導入することができれば、また注目度も上がるのではないかというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、薬草園構想について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、薬草園構想についてお答えいたします。

まず、薬草園構想の総合計画における位置づけと構想の中身についてお答えします。

現在検討中の仮称みなまた薬草園構想は、資源循環型農業で生産された薬草や農林水産物を使い、健康食品産業など新産業の創出を図るとともに、観光や地域づくりとの連携、活用、高齢者対策、市民の健康づくりなどさまざまな幅広い分野へ複合的に展開していこうとするものであります。

すなわち、新たな総合計画基本構想のまちづくりの基本方向のうち、ゆとりある暮らしの創造、豊かな暮らしの創造及びいやしのある暮らしの創造の3つの方向にそれぞれ深く関係する取り組

みであり、重点戦略事業の一つに位置づけられるモデル的な事業であると考えています。

現時点での構想の中身を概略申し上げますと、まず、水俣で目指すべき薬草園のコンセプトは、他の先行事例のように拠点整備型の薬草園ではなく、薬草等を活用した産業振興、高齢者対策、健康づくりの事業を先行させ、これらが軌道に乗った時点でシンボルとなる薬草園の整備を図っていく環境循環ネットワーク型薬草園であるということです。すなわち、単に観光施策としての薬草園を整備することを目標とするのではなく、1、環境循環型農林水産業を活性化させるもの、2、高齢者等の活躍の場となるもの、3、いやしのある暮らしを実現するもの、この3つの視点を実現することを目標としています。

環境循環型農林水産業を活性化させる薬草園の取り組みについては、給食用農園「給食畑」の整備育成を通じたノウハウの応用を図り、有機・減農薬などによる栽培技術を確立するとともに、村丸ごと生活博物館の一環としての取り組みや、まさに海の薬草と言えるほど有効成分を含んでいる海藻の活用まで含めた取り組みへの拡大などが考えられ、さらには当地域の特産品であるかんきつ類を原料とした健康食品の開発、販売が既に予定されています。

また、高齢者等の活躍の場となる薬草園の取り組みとしては、時間や手間がかかるものが多い薬草栽培は高齢者に適していると考えられますので、山間部の農業振興策の一つとして期待できます。さらに、栽培された薬草を加工する段階でも、高齢者等の雇用が期待できます。

いやしのある暮らしを実現する薬草園の取り組みとしては、観光への活用として湯の児・湯の鶴温泉での温泉と結びつけた薬湯や薬膳料理の提供、予防医学の観点からの老化防止策の取り組み、市民の健康づくりへの活用などが期待されるところです。

本構想に関する調査の一環として、昨年秋から冬にかけて薬草栽培や販売にかかわる課題を抽出する観点から、湯出、頭石の2地区において水菜の試験栽培を実施いたしました。生育は極めて良好、農家の反応もまずまずで、出荷や販売ルート、多品種による生産体制などの課題はあるものの、今後の可能性は十分にあると結果が得られました。

また、既に取り組みが始まっている湯出棚田組合でのベビーリーフ栽培ともあわせ、中山間地域での換金作物として将来的に十分採算ベースに乗るものと考えられます。

また、施政方針の中でも触れましたように、水俣特産のかんきつ類から健康サプリメントを生産する新会社が今春、東証マザーズ上場のベンチャー企業創業者と地元企業家によって設立されることとなっており、ここで培われたノウハウなども活用しながら、農林水産業関係者を初め市内外の研究機関や企業との連携を図りつつ、本構想の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、薬草園構想の推進に当たっては経営的に成り立つことが重要であり、行政主導による推進ではなく、民間のノウハウと活力を導入して推進することとしております。

次に、海藻の森構想の中身とその関係についてお答えします。

浅い海域の藻場では動植物プランクトンが発生し、生まれて間もない魚にとってえさが豊富であるばかりでなく、隠れ場所にもなり、魚介類にとって貴重な繁殖場所となります。また、海中への酸素の供給や水質の浄化といった効果もあり、環境面でも重要な役割を果たしています。

しかしながら、地球温暖化による水温の上昇、環境汚染といった海域環境の変化により、全国的に見ても藻場は減少傾向にあります。その藻場のさまざまな効果の面に着目し、水俣湾及び湯の児の海を豊かな漁場に再生させようという施策が海藻の森構想であります。この構想も、新たな総合計画の重点戦略事業の一つとして取り組む重要な施策であります。

その具体的な取り組み内容としましては、平成14年度から水俣市漁業協同組合が実施しております海藻類の養殖等に対する支援を行うというものであり、平成17年度から実施する新たな海藻類の実験養殖に対する補助や、今後の本養殖に向けた養殖体制の確立、商品や特産品としての海藻類の検討、また海藻の種つけや収穫、海で海藻を育てる意味等を学ぶ環境体験学習の検討を行っていくというものであります。

現在は海面だけでの海藻養殖であります。今後はその技術を確立し、あらゆる海藻を人の手で天然の護岸等に生えさせることができるように、他市町に先駆けて行おうと考えております。

先日、テレビで放映されました海藻類の養殖に用いる間伐材を利用した木毛板のように、本市としましても水俣を発信源とするようなチャレンジショップ的な発想で、環境再生等に可能性を秘めた先端的な商品やアイデアに対して、積極的に受け入れを行っていきたいと考えており、このような取り組みを行いながら、水俣の海だけにとどまらず、不知火海全体が再生していくように進めていこうと考えております。

次に、薬草園構想と海藻の森構想との関係について申し上げます。

さきにも述べましたとおり、本市の薬草園構想では、海の薬草と言えるほどに有効成分を含んだ海藻類や健康食品の材料となる地域の特産品なども含め、多様な素材を活用することとしています。このように、陸上の山野から海域まで広がる薬草園構想は、全国どこにもない水俣独自の特徴になるのではないかと考えています。

したがって、これらの構想は単体で機能するのではなく、相互に連携、補完し合いながら相乗効果を発揮することが期待できる関係にあると言えます。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 この薬草園構想の話聞いたときに、水俣でこういうものをやるのは非常におもしろいなという反面、もし第三セクターとかそういった形でやれば多分採算はとれないだろうなというふうに私は思っていました。そしたら民間活力を利用してやるということで、それで安心したんですけれども、先ほど説明がありましたように、水俣特産のかんきつ類から健康サプリメントを生産する新会社が今春、東証マザーズ上場のベンチャー企業の創業者と地元の企業家が

一緒に力を合わせてやられるということなんですけども、いつどういった方がされるのか、ここでそれをもし明らかにできるようにであればちょっとお聞きしたいなと、そういうふうに思っております。

それと、海藻の森構想なんですけれども、現在「どん がばちょ号」をどうするかといった、そういう問題で、あそこのフィッシングパークの問題でいろいろ検討委員会が行われているみたいなんですけれども、私もあそこでいろんな海藻を養殖をするということは非常にいいことだなと思っております。現在、水俣市に多くの修学旅行生とか環境学習のために多く訪れてるわけなんですけども、例えば「どん がばちょ号」からその海藻の生育状況なんかを見れるような形にもっていけば、また「どん がばちょ号」の利用価値というものもまた生まれてくるんじゃないかなというふうに思います。

そういったことから、環境体験学習のその内容につきまして、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思えます。

その2点についてお聞きします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） まず、ベンチャー企業の創業者といいますが、水俣に進出を予定されているのはどこかという御質問にお答えさせていただきます。

本県で初めて東証マザーズに上場をいたしました株式会社トランスジェニックの創業者が、同社代表取締役を退任して以来、本格的に手がける健康食品に係る事業に関して、私とその方とは県議時代から面識がございまして、水俣の企業家の方と、まだきちっと確認を、どこまで言っているかということをとっておりませんけれども、水俣の企業家の方とも連携して、会社を創設されるというふうになっております。

具体的な内容といたしましては、まず水俣特産の無農薬かんきつミカンを主原料とした健康食品のサプリメントを生産される計画をされているというふうに聞いております。

時期につきましては、今春にも新会社を設立し、ことしの夏にはもう本格的に事業化する計画で現在準備が進められております。

なお、市で取り組む予定の薬草園構想にも大変興味を持っていただいております。地域で生産される薬草や農林水産品を活用した健康食品の開発、販売にも協力をしていただけるものというふうにお聞きいたしております。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） 海藻の森構想の中で、環境体験学習の内容につきましてお答えをいたします。

これは海藻類が海中への酸素の供給や海域の浄化、それと魚類の養殖等についてよい影響を与

えているということを多くの人たちに知っていただきたいということと、その体験の学習の場を「どん がばちょ号」を中心として、同船の利活用も含めまして実施していこうという事業でございます。

具体的には、現在市漁業組合が取り組んでおります海藻の養殖を西湯の児の海域、「どん がばちょ号」の周辺で実施して、そこで海藻類の種つけ、それから間引き、収穫等を体験してもらい、それにより海洋環境への関心を深めてもらうというものでございます。

議員おっしゃいましたとおり、昨年「どん がばちょ号」を中心として海洋牧場の利活用等検討委員会を設置しまして、施設の利活用について検討いただいております。その中で、これまでは「どん がばちょ号」は観光的な位置づけにありましたが、本市には毎年多くの修学旅行生が環境学習のために訪れておりますので、今後は「どん がばちょ号」を修学旅行生等を対象にした環境学習の施設として整備し、環境体験学習の拠点にしたらどうかという意見も多く出ております。

体験学習の具体的な実施方法につきましては、海洋牧場利活用等検討委員会の提言書の中に体験学習等に関する検討など3部門の検討委員会設置が予定されておりますので、市長への提言書の提出後に具体的に協議が行われていくということと思っております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 海藻の養殖が西湯の児一帯、その「どん がばちょ号」の周辺で行われると。現在、漁協にそれは委託してある事業であるという答弁であったかと思えます。その中で、その海藻を養殖する中で、種つけとか収穫なんかの体験をしてもらうということなんですよ。

そういうことであれば、例えば海藻のオーナー制度といいますか、市民の方に例えばブイ1つというか、ああいうもので例えば5,000円とかそのぐらいの価格でオーナーになってもらって、そしてそういう種つけ、あるいは収穫も参加をしてもらう。そして、その収穫のときにその製品を持って帰ってもらう。それがオーナーとしての特典ですよ。そういった形でオーナー制をとると、やっぱり自分もそういった海藻の森構想に参加してるんだなという、そういうやっぱり意識が高まってくると思うんですよ。そうしたらやっぱりそういう薬草園構想にも、薬草とかいろんなものに、今度は健康食品とか、そういったものにもいろいろ興味を持ってくるということにつながるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、こういう構想をもし広げるのであれば、そういったオーナー制を設けるとか、その中で市がやってる事業ではございませんが、委託の事業なんですけれども、そういった形で検討会あたりでオーナー制をとるというようなことを検討するというので、その辺の考えはいかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） オーナー制度についてのお尋ねでございますけど、海藻の森で養



殖をします海藻に対してオーナーになることは、その海藻が自分の所有物になりますので、当然愛着等もわいてくると思います。

また、特に家族でオーナーになれば、子どもたちにとりましては生育の状態を観察等通じまして海洋環境の大切さを学習をする機会もできる、収穫時の楽しみも倍増すると思います。まさに海藻の森構想事業を目指す事業目的と一致します。

また、運営面から考えましても、資金確保などのメリットもあるなど海藻の森事業を活性化する意味では非常にいい方策ではないかと思っております。

まだ、海藻の森をどのように運営するか具体的になっておりませんが、この事業運営には当然市の漁業協同組合に協力をお願いすることになりますので、オーナー制度の導入については、漁業協同組合を初めとして今後海藻の森事業にかかわっていただく関係者の皆さんと十分に協議を行っていきたいと思っております。

議長（松本満良君） 次に、ひばりヶ丘グラウンド問題について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

（総務企画部長 高口義幸君登壇）

総務企画部長（高口義幸君） 次に、ひばりヶ丘グラウンドは売却されると聞きますが、どこに売却されるかについてお答えいたします。

ひばりヶ丘グラウンドは、昭和43年に53筆の買収後、野球やトラック競技ができるグラウンドとして順次整備を進め、現在に至っております。

売却の話は、昨年になりますが、熊本県から老朽化し狭くなった水俣警察署の移転先として、ひばりヶ丘グラウンドの一部を購入したいとの御相談を受けました。県警では、新しくつくる警察署の規模や駐車場の広さなど決定するまでやや時間を要しましたが、最終的に警備しやすい場所として、国道3号線から消防本部を見てグラウンド左側手前の土地6,500平米を購入したいという申し出を受けております。

次に、公共施設整備基金の運用についてお答えをいたします。

本基金は、三位一体の改革等により公共施設整備にかかわる国庫補助負担金の廃止や地方交付税の削減が予想されますので、施設整備時の財源確保を図るため基金を創設しようとするものでございます。

その積立金につきましては、大規模な土地の売却など臨時的な収入を原資として積み立てを行いたいと考えております。

また、基金をどのような施設整備に充当するかについては、現段階では具体的には定めておりませんが、今後施設整備時においてその財源を勘案し、決定していきたいと考えております。

次に、野球場の代替地はどこを考えているかとの御質問にお答えをいたします。

現在、本市における野球大会は、主にひばりヶ丘グラウンド、浜グラウンド及びチッソ所有の塩浜グラウンド野球場を借用して開催されております。

ひばりヶ丘グラウンドが使用できなくなった場合、大会の運営に支障を来すことが予想されますので、部活動などとの兼ね合いもございますが、市の学校グラウンドの活用も含め、関係団体と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

また、現在、エコパークみなまた潮騒広場にありますソフトボールグラウンド4面のうち、1面を野球場に改修する案につきまして県からお話があります。市といたしましては、新たに野球場を建設する場合の用地確保や財源等の問題を考えますと、エコパークの改修は早い時期での野球専用グラウンドの整備が期待できるとともに、さらなる有効活用が図られるのではないかと考えております。

今後、現在エコパークを利用されている団体や市野球連盟等の御意見も十分伺いながら、この計画を前向きに進めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 このひばりヶ丘グラウンドの問題ですけれども、ここでの一番問題は野球場をどこにするのかなという、そこになるかなとは思いますが。現在、そのひばりヶ丘にはやっぱりナイター設備があるということで、練習される方というのはやっぱり仕事をされてますので、夜が主なんですよね。そして土日に試合をしたりとか、そういった形になってるかなと思います。

それで、あそこのひばりヶ丘グラウンドがもう使えなくなるということは、結局ナイター設備がある施設は、浜グラウンドはありますけれども、浜グラウンドはソフトボールぐらいしかできないと。野球にはあそこは適さないグラウンドで、広さ的にもちょっと無理があるかなと思います。そういった場合、今、エコパークのソフトボール場の中の1面を野球場に改修して使えるという方向にもっていきたいという答弁でしたけれども、試合に関してはそれでいいのかなというふうには思います。しかし、やはりこの練習をされる方の場所の確保ということを考えるならば、このナイター設備というのはやっぱりどこかにその整備をする必要があるんじゃないかなと思っております。

それで、例えばチッソさんの塩浜グラウンドをもしお借りできるような、そういうことになれば、例えばあそこに市でナイター照明をつける、そういった考えはないかということをお尋ねしたいと思っております。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） 今の真野議員の御質問にお答えさせていただきます。

チッソ所有の塩浜グラウンドの野球場の使用にナイター設備をつけたらどうかという御質問でございますが、施設の利用状況等も踏まえながら、借用の可能性があるのでどうか、現在チッソ

の方とも打ち合わせをさせていただいておりまして、その結果を踏まえていきたいと考えております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 それで、こういうことを聞いていいのかどうか分かりませんが、ひばりヶ丘グラウンドの売却金1億5,900万だったですかね、警察署が買われるということで。それが今度公共施設の整備基金というような形でそういう基金を設けられるんですけども、その基金を使って例えば別の場所に、どっか適当な場所があれば、例えばその山を少し取り崩してそういうふうに野球場の整備をすとか、その整備基金を使っての野球場の整備ということは考えられないかということをお尋ねしたいと思います。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） 新たな野球場の整備のための資金として使えないかということでございますが、県内何町村かが野球場を持っているところがございます。整備費としては、大きくかけているところでいくと十五、六億から10億、少ないところでも大体五、六億ぐらいの費用をかけて野球場を整備しております。

その整備をするかどうかにつきましては、当面はその今のエコパークと、それから塩浜グラウンド、これの夜間照明とかの整備をまず最優先に考えていきたいというふうに考えておりますが、もし仮に将来そういう野球場の利用に対するニーズが非常に高まった段階でそういうことが出てくる場合がもしあったとして、それにこの基金が使えないかというふうな仮のお話だということではございますが、もちろん野球場も公共施設でございますから、その財源に充てるということは当然考えられるのかなということでもあります。

また、塩浜グラウンドあたりの夜間照明施設あたりの整備につきましても、また相当の費用がかかりますので、こういったものについては当然ひばりヶ丘の野球グラウンドの代替ということになりますから、この財源を使うことに関しては優先的に使うことが適当ではないかなというふうに考えます。

議長（松本満良君） 次に、ペイオフ制度下における公金の管理について答弁を求めます。

徳富収入役。

（収入役 徳富邦博君登壇）

収入役（徳富邦博君） ペイオフ制度下における公金の管理についてお答えをいたします。

公金のうち、まず歳計現金、歳入歳出外現金の一部につきましては、普通預金の形で主に水俣市指定金融機関に保管をいたしております。その預金残額は日々によって大きく異なりますけれども、おおむね約2億円から10億円程度の中で推移をいたしております。

次に、基金につきましては、基金条例に基づきまして原則定期預金として水俣市指定金融機関

並びに水俣市収納代理金融機関などに保管をいたしております。

基金の金額は、平成15年度の決算書によりますと16件で約26億円余でございます。

お尋ねの第1点目は、これらの預金で管理いたしております公金の安全性についてでございますが、ペイオフ制度は先ほど議員からの御説明のとおり、お預けしております金融機関が破綻に至った場合に発生するものでございます。

したがって、公金が安全であるか否かは当該金融機関の経営状況が健全であるか否かの判断になります。この点につきまして、平成13年3月に総務省より「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会とりまとめ」で示されております。そこでは、金融機関の経営状況の把握といたしまして、健全性の分析、収益性の分析、流動性の分析などが挙げられておりますので、市といたしましては、市内の各金融機関から決算期ごとのディスクロージャー誌等を提出していただきまして、必要に応じてヒアリングなどを実施いたしまして、金融機関の経営状況を把握して公金の安全性を図っております。

さらに、現在の金融機関を取り巻く状況についてでございますが、地域の金融機関が万一破綻するとなりますと、地域経済に大変大きな混乱を与えるとともに金融不安が高まりますので、国はこれらを防ぐ意味で「金融機能強化法」等の施策によりまして預金者保護や金融システムの安定に向けての対応策が講じられてきたところでございます。

このような金融安定化策や金融機関自体の努力や最近の景気の回復基調等が相まって、金融機関の不良債権処理もおおむね順調に進みまして健全性が高まり、ひところのような金融機関の厳しい状況からは脱しつつあるとの見方が現在の主流であるというふうに理解をいたしております。

以上のような視点に立ちまして、市の公金の安全性につきまして検討しておりますが、現在、水俣市指定金融機関1行並びに収納代理金融機関4機関の各金融機関におきましては、破綻に至ると見られる金融機関はなく、したがって市の公金の安全性は保たれているものというふうな見方をいたしております。

次に、第2点目の公金保護についての基本方針についてお答えいたします。

地方自治法の「公金は最も確実かつ有利な方法でこれを管理しなければならない」ということを基本にして管理をいたしております。

ペイオフ制度が開始する以前は、金融機関への公金は確実性は保証されておりましたけれども、有利性を求めるために預金に際して各金融機関から利率などの条件を入札する方式をとっておりました。しかし、今回のペイオフ制度に沿って開始されました無利子を条件といたしました決済性預金の選択では、有利性の確保が見込めないわけでございます。

そこで、ペイオフ制度下での公金を自治法で求める確実かつ有利な方法で管理するためには、

当該金融機関の経営状況を十分に的確に把握しながら、すなわち適切なリスク管理の中で有利性を確保していくということが求められるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げました総務省の「ペイオフ解禁への対応方策研究会のとりまとめ」では、金融機関の経営状況の把握が示されておりまして、内容については先ほど申し上げましたとおりでございますが、そのほかに公金預金保護のための方策といたしまして、預金債券と地方債借入債務との相殺や、国債などの有価証券等による管理も検討する必要があるなどと示されております。

このような公金保護についての国の内容を踏まえまして、市といたしましては、水俣市資金管理方針を策定いたしまして公金保護を行っております。

市といたしましては、今後も第一に安全確実にしてかつ有利な方法で公金の管理をしてみたいと考えております。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 ただいまの答弁では、日常のその支払いのための準備金として約2億円から10億円を普通預金に確保して、基金は原則定期預金でと。平成15年度決算では、約26億円を保管管理しているというふうにあります。このやっぱり市民の大切な公金ですので、これを管理するに当たりましては、まずやはり安全確実というものを第一義にさせていただいてされてるということでしたので、ぜひそのような基本方針で管理していただきたいというふうに思います。

そこで、預金している金融機関のその健全性を判断するためのチェック内容であります。健全性とかその収益性、あるいは流動性などを分析しているというふうに答弁されたかと思いますが、具体的にどのような方法で掌握しておられるのか、もう少しその点についてお伺いしたいと思います。

議長（松本満良君） 徳富収入役。

収入役（徳富邦博君） 実際に公金を預け入れております金融機関の健全性を判断するための具体的な項目についてお答えをいたします。

金融機関の経営状況の把握というのは、私どもにとりましては大変難しい問題ではございますが、先ほど触れました「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会のとりまとめ」の中で次のような項目で確認するように指摘がなされております。

健全性の分析といたしましては、資産の安全性を見るものとして、自己資本比率や不良債権比率、特に自己資本比率では、国内の基準で4%というラインを一応引いてあります。

次に、収益性分析という中では、総資産業務純益率、総資産経常利益率、それに経費率など。

次に、流動性分析といたしましては、貸借対照表の資産負債各項目の流動性、それから預金量の推移などというふうになっております。

そのほかに、健全性の把握のために格付機関の評価、不良債権の推移、株価の推移なども重要であるというふうになっております。

以上のようなことを踏まえまして、市は預金の切りかえの時期に直接各金融機関から必要な経営指標を提出していただきまして、それによって経営状況の判断材料といたしております。それに経済誌やインターネット等の情報など外部資料も参考にいたしまして、金融機関の経営状況の把握に努めております。

以上でございます。

議長（松本満良君） 真野頼隆議員。

真野頼隆君 この公金保護に関しては、本当は国のそういうセーフティーネットといいですか、やはり公金は国が100%保証するんだというような形で本当はしてもらえばよかったんですけども、やはりもうすべてのその預金に関しても結局このペイオフ制度がもう4月からされるということですから、もうそうなった以上は、やはり先ほども答弁されましたように、安全第一にということの基本に、この貴重な公金ですので、管理をされますよう要望しまして質問を終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時54分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い、私見を交えながら質問いたします。

人類最大の脅威の一つ、地球温暖化に対処するため、先進国に二酸化炭素などの温室ガスの削減を義務づけた京都議定書が2月16日に発効しました。1997年、京都市での気候変動枠組み条約国際会議から7年、死文化も懸念する中で復活し、地球温暖化防止のため、歴史的な国際法が一步を踏み出しました。ここでも米国の独善性が発揮され、ブッシュ政権発足時から米国は脱退し、国際協調に歩み寄りが見えないことは非常に残念であります。

議定書の発効は、究極目標達成のための重要だが小さな第一歩でしかなく、政府、企業、国民挙げての真剣な継続的な努力にかかっております。

今、環境モデル都市、環境首都を目指す水俣のさらなる取り組みが注目をされ、期待されることとなります。まず、身の回りでできることからを基本に再確認をして、行政、市民協働で努力しなければなりません。

地球環境を最大にして破壊するのは戦争であります。小さな努力の積み重ねは、簡単に吹き飛んでしまいます。戦争のない社会の実現は、地球が沈没しないための究極の目標であると思います。

我々は、第二次世界大戦争で大きな被害を受け、戦後の大変な苦しみを乗り越えてきました。戦争を知らない世代の議員たちにより、永田町周辺では憲法改憲が声高らかに論じられています。平和憲法の柱である9条の変更さえ論じられ、戦争しやすい国づくりが目指されています。

今議会に提案された議第18号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、武力攻撃事態等云々を見たとき、まさに戦争が近づいている感じを受けます。平和憲法を守り、9条の改悪を許さぬため、京都議定書の発効を機にさらなる取り組みをしなければならない。なぜならば、平和こそが地球を、人類、生物が住みやすい環境をつくるための大きな要因であり、日本の平和憲法はその大きな規範であり、世界に広げていかねばならない憲法であるからであります。

今回、私の質問は環境に特化し、気がついたらトップランナーの位置をキープするのか、市民の命をどう考えるのかの視点で、執行部、特に市長の考え方をお尋ねをいたします。

早速質問に入ります。

まず、産業廃棄物のごみ捨て場（最終処分場）の進出問題についてであります。

この問題については、市民の一番心配事であり、関心事であります。3月、方法書が縦覧されてから6月議会、9月、12月議会と多くの議員が取り上げ、質問をしています。私も6月議会で一般的な質問をした後、研修を重ねてきました。1月には京都での産業建設委員会で公社方式管理型処分場、2月には仲間と一緒に天理市安定型最終処分場計画、岐阜県御嵩町と研修をいたしました。結果として、行政の中立などあり得ない、金もうけのために施設をつくる側に立つのか、苦しむことが予想される市民の側に立つのか、市民の健康を守るという地方自治の基本が問われ、環境先進地を目指す水俣の姿勢が問われています。

産業活動のためにごみ捨て場が必要であることは異論のないところですが、出さない努力、中間処理で減らす努力が必要であり、設置場所もどこでもいいという代物ではありませんとの視点で以下お尋ねをいたします。

A、産業活動のごみ（有機水銀）によって環境を破壊され多くの犠牲者を出し、人間関係をずたずたにされ、それらを教訓としてまちづくりを進めている水俣に新たな被害を起こす可能性の高い産廃ごみ捨て場は、まちづくりの視点で市長は必要とお考えですか。

B、現在立地が計画されている長崎・木臼野地区は、湧水利用、水道水源源流、がけ崩れ、活断層、道路状況等を考えたとき、世界最大規模の産廃ごみ捨て場の適地と市長は思われていますか。

C、議会全会一致の陳情書、意見書の採択、2万人近くの署名、水俣市役所環境方針にも照らし合わせ考えたとき、環境モデル都市を目指す水俣の行政の中立方針は後世に間違いのない選択と自信を持って言えますか。

D、中立を保つことにより、業者に対して情報公開と設置時にハードルの高い基準を求め、設置後の監視をしやすいするためと言われていますが、権限もない市の厳しい基準、監視に業者が従い、将来的に市民の安全が保たれるとお考えですか。

E、予定地を買い上げ、水源涵養林などへの利用を求めた陳情があったと2月26日の新聞は報道していますが、市長はどのように受けとめられていますか。また、意見を議会に伝えたいとの市長の言葉があったと報道されていますが、どのようなことですか。

F、施政方針演説で、86.4%が許可されていることを重く受けとめ、真摯に取り組んでいかなければならないと述べられましたが、真意はどこにありますか。

次に、上水道水質保全についてお尋ねをします。

水道法は、第2条で「国及び地方公共団体は、国民の健康を守るため、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持のため必要な施策を講じなければならない」となっています。近年、生活環境の近代化に合わせ化学物質が陰に陽に出回り、その被害はわかりにくく、治癒が難しいことは水俣病で経験済みであります。環境モデル都市、エコポリスを目指す水俣、水道水質面から市民の健康を守るための施策の考え方についてお尋ねをします。

A、水道水質を確保し、市民に安心安全な水を供給するために、現在どのような水源源流対策をされていますか。

B、水道水源保護条例をつくり、将来にわたり安全な水の供給に努力する考えはありませんか。

次に、水俣病問題等についてお尋ねをします。

10月15日、関西訴訟の最高裁判決が出て以来、水俣病認定の申請者は2月28日時点で1,000人目前となり、認定審査委員会は休止状態、検診を業務委託されている水俣市総合医療センターも対応能力を超えていると報道されております。救済に向けた総合施策が急がれています。

議会も12月議会決議を持って環境省、国会議員に早期抜本的解決を陳情いたしました。以下の点についてお尋ねをします。

A、現在の救済に向けた水俣病対策案づくりの進捗状況をどのように聞いておられますか。

B、市長はどのような救済策を求めて行動をされていますか。

C、1月15日、国水総研の毛髪水銀調査の報道がされ、マグロ多食地ほど高目、水俣は平均以



下、平均で男は2.17ppm、女性は1.24ppmと発表されたとありますが、信じがたい数字であります。水俣での調査件数、最高値、数値分布、地域別数値分布、調査対象年齢層比較は聞いておられますかお尋ねをします。

次に、水俣湾内汚染魚問題について、12月議会でも取り上げましたが、その後の経緯について以下お尋ねをします。

A 12月27日に開かれた県検討会議での12月2日報道の規制値を越すメチル水銀の原因として、どのような意見が出て、どのような検討がなされたと聞いておられますか。

B 同会議で地元代表は、風評被害が心配などとして慎重な対応を要請したと報道されていますが、どのような意味での発言と聞いておられますか。また、実態把握のため調査方法の変更を求めての発言はされなかったのかどうか。

以上で当壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 緒方議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、産業廃棄物のごみ捨て場（最終処分場）の進出については私から、上水道水質保全につきましては水道局長から、水俣病問題等及び水俣湾内汚染魚問題につきましては福祉環境部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、産業廃棄物最終処分場の進出について、まちづくりの視点で最終処分場が必要と考えるかについてお答えさせていただきます。

平成4年11月、水俣病の経験を貴重な教訓として、自然の生態系に配慮した環境モデル都市づくりを目指す宣言を行いました。

その後、市民の集いや水俣展を初めとするさまざまな取り組みを通じ、水俣病の正しい理解と市民相互の理解促進が図られるとともに、市民と行政が協働してごみの21分別、地区環境協定、エコショップ認定制度、学校版環境ISO、ISO14001の市民監査制度など、地域の再生と振興を図る取り組みを進めてまいりました。

また、市議会では、平成4年6月に環境・健康・福祉を大切にすまちづくり宣言を行い、その中でこれまでの教訓を生かし、環境を大切にし、自然と人間と産業が調和したまちづくりを目指し、市民一体となって努力していると表現されています。

このように環境意識の高い水俣だからこそ、環境モデル都市としてこれまで市民が取り組んできた環境保全活動のノウハウを生かして、本市の環境施策に共鳴して立地したリサイクル産業を集積したエコタウンを中心に、環境と産業が調和したまちづくりを進めているところです。

なお、まちづくりの視点で最終処分場が必要かと言われれば、これまで何度も申しておりますように、自分の町に最終処分場をつくってほしいと思っている市長はどこにもいないという考えは変わっておりません。しかし、環境対策課の調査で、全国で86.4%が許可されているという事実もあり、建設を阻止する何の権限もない市として、建設許可された場合のことも想定しておくことは、今後のまちづくりにとって当然のことではないかと考えております。

なお、議員は今回の最終処分場計画で新たな被害が起こる可能性が高いと言われてますが、どういった有害物質による被害を想定されているのでしょうか。

事業者の説明では、廃酸、廃アルカリ等はいれないと説明されておりますし、危険な物質の場合は遮断型処分場に持ち込むことになっております。もし想定されている物質を教えていただければ、事業者はその対策をお願いしますとともに、市としても対策を立てていきたいと考えております。

次に、長崎・木臼野地区が最終処分場として適地と思われるかについてお答えいたします。

適地かどうかにつきましては、今後環境影響評価の調査結果等も含めて、県の環境影響評価審査会で詳しく検討していただくことになると考えております。

なお、県の公共関与による最終処分場の予定地には、当初、長崎地区が候補地に上がっておりました。

次に、中立方針は間違いのない選択と言えるかについてお答えいたします。

何の権限もない市として、仮に建設が許可された場合の保険という意味で、事業者と一定の関係を保つことで情報提供等を得やすくしておくことは、もし許可された場合、プラスに働くものと信じております。しかし、事業者に誠実さが見られなかったときは、毅然として反対していきたいとこれまでも申しており、市民の安全安心のために精いっぱい努力しているところです。

次に、予定地を買い上げ、水源涵養林などへの利用を求めた陳情についてどのように受けとめ、また議会に伝えていくかについてお答えいたします。

この陳情は、湯出地区の住民の皆様が反対と訴えるだけでなく、具体的な阻止方法として提案されたとのことで、市といたしましても何の権限もない市ができることの一つではないかと受けとめているところです。

これまでも買い上げ案につきましては議会の皆様方に打診したところですが、一部議員からは御理解をいただいたものの、議会としての御理解を得られていない状況です。今回の陳情を受けて、改めて地元の御意向などを議会の皆様とも相談させていただければと考え、早急に議会の全員協議会で御説明をいたしたく申し入れを行いましたところ、今議会の最終日に説明させていただくということを伺っている状況であります。

次に、施政方針演説での86.4%が許可されていることを重く受けとめ、真摯に取り組んでいく

との真意はどういうことかについてお答えいたします。

この調査は、市議会や市民の皆様には適切なデータを供給するため、環境対策課が独自に全国の最終処分場の許可権限を持つ都道府県、政令市に直接アンケート調査を行ったもので、全国で初の調査結果でございます。平成12年度から平成14年度までの3年間に新規に設置許可申請があったものについて調査したものです。

調査結果は、全国で103件の新規申請があり、89件が許可され、11件が不許可になっております。また、不許可理由につきましては、地下水対策の不備、環境保全上について配慮されていない等、技術的また資金的問題があるところが不許可になっております。

このように、設置許可申請があり、法令の基準を満たしていれば、ほとんどの場合許可されているという状況を改めて認識したところであります。

また、議員も御存じのことと思いますが、昨年、命と水を守る市民の会の皆様は松本議長も同席され県庁へ陳情された際に、県の廃棄物対策課長が、法の要件を満たしていれば許可するとの説明がっており、それ以前にも市の検討委員会で県の担当者から同様の説明がっております。議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2次質問をいたします。

市長自身としてはつくってほしくないのが本音だと。ただ、建設許可後を想定して考えているんだという話ですけれども、どういう問題があるか、そういう問題があれば教えてくれということですが、例えば、まず安定5品目にしても、プラスチックには可塑剤というのが入ってるんですよ。可塑剤は日々変化をしていくし、そういう中でいろいろな問題が出てくる。安定剤等も入れてますから、どういう方向に変化するかわからないという問題もありますし、また建築廃材にはシロアリ等の防腐剤とか何かが入ってる。ここら辺の影響にしてもまだはっきりわかっていない。いろいろとそういう問題もあるわけです。

そういうこともあって言うんですけれども、先ほどの真野議員の質問にも交流人口の増加をして何とか水俣を発展させたいという話があるんですけれども、どうもこの今の状況を見てみると、水俣に住みたくない、水俣に来たくない、水俣を食べたくないという水俣病で苦しんだ昔の再来になる可能性があるんですよ。我々はそこをやっぱり注意せんといかんということだと思っております。

また、もやいのまちですが、きょうの新聞折り込みでもまた新しい反対の会ができたというのが入ってますが、それと同時に市内には黄色い反対の旗が並んでいる状況。こういう状況を考えてとき、本当にもやいのまちづくりになってるんか、その方向に行ってるのかというふうになるわけです。やはりこれを見れば、この昭和37年のチッソの労働争議の時代のように、市民がいがみ合う時代をまたつくってしまうのではないかと。このごみ戦争というのは、やっぱり10年戦争だ

というふうに私考えてますから、やっぱりこの問題は早期に解決を求めて、市長が先頭に立って、この事業のやっぱり撤退を求めて動くことが大事じゃないかと。それについて市長の考えをまず1つ聞きます。

4点から5点聞きますので、ぜひよく書いといてください。

次に、確かに適地かという問題で、これは市長は県等の影響評価とか何かを見てから判断をしたいということですけども、私は市長の客観的な、市長の意見を聞いたかったんです。市長はどう思ってるのか。

そういうことで、業者はこの前の会議の中でも適地だと言ってますけれども、業者の適地はその土地がどう買えるのか、事業を行う上でプラスかマイナスか、それを判断しますから、市民の命とか何かの問題で適地判断はしないわけですね。だから産廃処分場というのは必要ではあるけれども、どこにつくってもいいという代物ではないことはもう御存じのとおりですね。特に水俣の場合は、飲料水に影響するところへ建って、近年、化学物質が人体への影響が大きいことは、これはもう水俣病で経験のとおり大変わかりにくく、人体への障害があればわかりにくく、そしてわかったときは大変なんだというのはもう水俣病で経験のとおりですから、そういうところで水に影響するところにはまずつくるべきではないんじゃないかと。

それと、湯の鶴温泉自身もそういうことであれば、あそこの水は大変だという風評被害が出て、薬湯温泉という形で非常に力を入れておられますけれども、マイナス効果が出るのではないかと。

そしてまた、大森地区は落石の関係で落石対策も県がとっておりますけれども、そういう面で振動等で崩落の危険がさらにふえてくるのではないかと、そういう心配があるわけです。

現在、袋の貯水池、あすこの防災工事が行われている。野川、長崎を経て茂川まで本当に大型ダンプが頻繁に通っております。もう大変、今まで散歩もできとったが散歩もできんと。もう怖いというのが住民の考えですよ。心配ですよ。ただ、これは期間限定だから我慢をしますと。しかし、これが20年間続いたら、我々はどうなるんですかと。まさに生活環境の破壊じゃないですかという住民の心配があります。これについて市長はどう思われるか、2つ目の質問です。

次は、正しい選択かということですけども、事業者と一定の間隔を置いて、保険としてそういう中立的態度をとっているんだということですけども、産業活動のごみという水銀で長い間苦しまれ、多くのとうとい命を失って、今なお苦しんでいる人がたくさんいるわけですね。それを教訓としての環境との共生、もやいのまちづくりをしているところの行政の態度としては、非常にやっぱり納得できないわけです。本当に中立なのかなと。例えば串良町の産廃問題の敗訴のピラ配布の問題とか、今回86.4%の許可調査の公表とか、もうどうせできるんだと。つくる側に軸足が動いてないかというふうに感じを受けるわけですね。やはり2万人の市民が反対してるんだということは、やっぱり大きく受け取ってもらわばいかんし、議会が全会一致で反対をして

いるということもやはり受けとめた中で、やはり市長はその中立というのを貫くかどうか、再度お尋ねをします。

厳しい基準、監視はできるかということですが、私たちは監視は物理的に不可能というふうに思っています。京都の産廃処分場を見学したときも、もうマニフェストを信用するしかないというふうに言われてるんです。

それと、串良町でいろいろと問題あってますけれども、大型ダンプの中に乾電池が入ったということで問題が起きたわけですけども、そのくらいのやつはほとんどやっぱり監視は難しいというふうになります。私は、建設を許可した場合は、県の責務だろうと思うんですよ、この安全管理は。だから県を通じて厳しい監視、厳しい指導をしてもらえばいいことで、権限のない市の指導を簡単に業者が受けとめてやっていくと口では言えますけども、長い間受けとめてやっていくということはありませんと思うんです。

そこで、奈良県では安定型処分場をつくるのに、県が遮水シート等の取り付け等水処理施設の設置を許可条件として出したわけです。そしたら業者はそれに対して不服審査さえ起こしたんです。県は許可権限ありますよ。許可権限のある県が出したのに対しても不服訴訟をしてるんです。そう簡単に業者というのはいかないんですよということを、これは伝えておきますけれども。

それと土地の買い上げの問題ですが、3月3日の特別委員会で業者は買い上げには応じないという話をされてますね。そういうことであれば、売場合はさらに値段は高くなるのかなということになりますけれども、市長は売らないならもう次の道はないんだという判断だろうと思いますけれども、水俣のまちづくりにふさわしくない事業で、例えば飲料水に関係ある、適地でない、また再び産業のごみで水俣を苦しめるのかというふうになるわけですね。だからそういう立場に立って進出反対の態度を鮮明にして、計画断念を求めて、県ないし国を通じて事業者に働きかけていくべきだと思うんです。金のない自治体がやっぱり数億円という額の支出を行えば、市民からの公金不法支出の訴訟さえ心配される問題だと私は思います。

また、別に進出計画があった場合は、またプラスアルファで買わざるを得ないということになりますから、それこそ財政の破綻につながる大きな問題ですので、こちら辺について市長はどう思われるか、3点目ですね。

続きまして、86.4%が許可されているという問題のとらえ方ですが、適切なデータを提供したんだということですが、どうも86.4%が許可をされてるんだから議会も黙っていてほしい、行政と一緒にできた後のことを考えてくれというふうに受け取れるような感じですよ。確かに壁が高いから白旗を上げて待つだけでなく、やはり公害で苦しみ、環境との共生を目指して市民の命を大事にする水俣だからこそ、行政、市民が一体となって計画断念を求めてやっぱり行動すべきじゃないでしょうか。これも市長にお尋ねをします。

以上、お尋ねします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 緒方議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるように、早期的なもう解決がやはり必要ではないかということはもう全く同感であります。

ただ、どの議員の質問についても共通するんですけども、私、一番当初から申し上げてきたのが、私が反対してとまるんですかということをお聞きしました。ですから、私は市長として当然自分が行動を起こしたことによってどのような結果につながっていくかということを考えて行動しなければいけませんし、例えばわざわざ全国のこういういろんな自治体に環境課の皆さん方を総動員してアンケートをとったというのも、県議の時代から、企業がある程度の資本力を持っていれば申請したときに相当の割合で許可をされるというのは何となくわかっておりました。しかし、具体的に数字を示しませんと、やはり議会の皆様方、市民の方々にも説明責任というものを果たせないということを感じましたので、各自治体にアンケートをとらせていただいて、実態把握に努めたということであります。

それと、私、環境モデル都市のとらえ方についてちょっと緒方議員とまず認識が違うのではないかと思いましたが、環境モデル都市というのは、これは水俣市がみずから宣言をしたわけがあります。なぜ自分の町にわざわざモデルというのをつけたかといいますと、これは趣旨というのは環境の手本となり、他の行政を牽引していきますということの表明ではなかったのか。その町が実際自分の町で廃棄物を他市に捨てているにもかかわらず、持ってくるのはけしからんというのを私は言えないのではなからうかということで、昨年9月の議会に環境モデル都市の看板をおろすのであれば、私も反対を堂々とできますよということを議会の皆様方にも一般質問の中でお答えしました。ですから、決して私が言っていることが矛盾してるとは思いませんし、議会の皆様方も環境モデル都市と、それと環境モデル都市宣言をしたのはどういう趣旨かということをもう一度よく御検討をいただければというふうに思っております。

ですから、これも当然民主的でございまして、独断でするのではなくて、議会の皆様方の判断もぜひお聞きしたいということを常々提案しておりますし、買い上げ方式につきましても、命と水を守る会の皆様方が11月に文化会館で大会をやられたときにも皆さん方が御信頼される馬奈木弁護士も買い上げは阻止する一つの方法だというふうに言われたのにもかかわらず、なぜそういうふうになって、私の案についてだけは全然協議もされないのかと。私の方が逆に疑念を感じざるを得ない状況ではないかと思えます。

そして、何度も言いますが、とめる方法があれば教えてくださいと。とめに入りますということですので、私がこの産廃を基本的にはとめたい気持ちもあるというのは御理解いただき

たいと思います。ただ、86.4%という数字を勘案したときに、当然市長としてできる可能性も視野に入れて行動するというのは、それは責任者として当たり前のことでございまして、この数字を無視して行動しなさいということであれば、現実的に非常に低い可能性にかけなさいと。議会の、今、緒方議員の質問から受けますと、その低い可能性にかけなさいとおっしゃっているような気持ちがしてなりませんので、そこは現実的にいろんな状況を踏まえて行動しなければならないのが当然ではなからうかというふうに思っています。

それに適地かどうかということで、先ほど議員から工事用のトラックがたくさん通って今住民が困っているというふうなお話であります、これも住民の皆様方のお気持ちというのはもう十二分にわかります。ただ、先ほども言いますように、市長として自分の地域にその産廃処分場ができてほしいと思ってる方はいないだろうということをおっしゃいましたとおり、このことも先ほどの意味から多分おわかりだろうというふうに思います。

この中立の意味につきましても、今ちょっと前語りで語ったようなところでございまして、約8割以上の高い許可された数字を見たときには、当然中立ということでの企業との話し合いの場も、話し合いといいますか、そういうパイプを切らないようにすることも必要ではなからうかというふうに思っております。

ただ、何遍も言いますが、とめる方法がもしあるのであれば、とめる可能性が高いものが確立されれば、保険というものを考えなくてとめる方向で向かいたいというふうに思っておりますし、ただ、緒方議員がおっしゃいますように、許可権限を持っている県が言うことも、奈良県の天理市ですか、聞かない可能性もあるというふうに言われましたけれども、そのときには私も、何遍も言っておりますけれども、毅然とした態度で断固反対に回りたいという姿勢も以前と全く変わっておりません。

それと、なぜ市長が、さっきも言いました、こういうデータをやったり、鹿児島県の串良町の話をするかということでございまして、私は本当の情報を議会そして市民の方々に伝えることは当然の責務であるというふうに考えております。ですから先ほども言いますように、この中立というのはいろんな場合を想定してのことではございまして、少しでも多くの情報、例えば自分たちにとっても不都合な情報でも市民の方々にきちっと提供していく。ただ、現在の場合というのは、どちらかといいますと、命と水を守る会の方々が中心に活動されておりますが、今言ったような情報というのは、本当に必要なことでも市民の方々になかなか提供されていないということもございまして、私どもは中立の立場で両面から考えたものをきちっと市民に提供していきたい。今後ともこの姿勢は変わらないというふうに考えております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 2回目の答弁いただきましたので。

今の問題で、市長が特に何回も言われるんですが、環境モデル都市の問題ですね。我々も環境モデル都市はずっとタッチしてきたわけですけども、環境モデル都市をつくるのは、まず環境と共生をしてからだ。環境を今まで汚してきたと。それをやっぱり大事に共生をしていこうというのが基本的であって、しかもゼロ・エミッションなんだと。地域内処理なんだということを目指してやってきたはず。よそからのやっぱり金もうけのためのごみを持ってきて、水俣市で処分してやると、それはやっぱり環境モデル都市の仕事ではないということ、これは申し上げておきたい。

それから、とめる方法の問題ですけども、私が言ってるのは、市民とともに闘ってほしいと。市民の命がかかっている問題では、そこに勝つ度合いが小さかっても闘った結果として判断すべきじゃないかと。やっぱり一緒になって闘うことが大事だということを申し上げたいと思います。

買い上げの問題もありますけれども、買い上げの問題も確かによそで買い上げしてる事例もあります。この事例も、最後の段階での買い上げですね。最初からもう買い上げオーケーという形ではありません。買い上げも最後の段階では一方策としてはあると思います。それは私も理解します。その前に、市民と一緒に計画断念を求めて行動をすることが大事だと思うんです。その積み重ねの結果としてなら市民の理解も得られるし、新たな進出計画もなくなってくるだろうというふうに考えます。

朝令暮改的な廃掃法というざる法も、やはり市民の意見が反映しやすいような法律に随時変わってきております。だからこの法律も将来さらに立派な法律に変わっていくでありますから、やはり市長はまず市民との和の中で闘うことだと思います。

奈良県天理市と岐阜県御嵩町の例を紹介しますと、天理市は市庁舎に産廃反対の看板を立てながら市長部局に対策室を設置して、天理の環境と命を守る会と市民団体の事務局も兼務しながらやってるんです。全市挙げて環境と命を守る理事会組織をつくって、理事会の会長には区長会の会長がなり、そして議長、助役が副会長に座る、市長も顧問になって鉢巻きはめて行動してると。市民生活の安全性が産廃処分場の必要性にも優先すべきだと、優先する事項だということで取り組んでるんです。

また、御嵩町では、町長選、町議選を経て建設容認の姿勢を変えて、一般会計は65億の会計規模の中で、10年間で35億円の寄附をしますよと。そういう誘いを振り切って、住民投票8割の反対をバックに町長挙げて闘いをやってるわけです。

その結果として、天理市では県の許可がおりて4年間たっても建設の動きがないし、御嵩町では13年間たってもその設置の動きがなくて、事業者は13本の訴訟を起こしとったんですけども、全部訴訟を取り下げてるんです。

岡山県吉永町では、計画地を市に寄附をして計画断念をするというふうに、市民挙げて闘いの



成果の中にはそういう先進事例もあるということをぜひ市長も考えて、今後の問題に対処していただきたいということをお願いして、もうこの問題については要望にしておきます。

議長（松本満良君） 次に、上水道水質保全について答弁を求めます。

窪田水道局長。

（水道局長 窪田正人君登壇）

水道局長（窪田正人君） 緒方議員の上水道水質保全についての御質問に順次答えたいと思います。

まず、水道水源を確保し、市民に安心安全な水を供給するために現在どのような水源源流対策を講じているかの質問についてお答えいたしたいと思います。

議員御存じのとおり、本市上水道の水源はそのほとんどが水俣川、湯出川等の河川の伏流水及び地下水に依存しております。

現在、本市水道事業では、これらの水源から採取した原水及び浄水について、水質基準に関する省令に定められた水質基準を確保するため、水道法第20条第1項の規定に基づき定期及び臨時の水質検査を市内6カ所の末端給水栓において採水し、実施しております。

また、国の通知に基づき、第1、第2、第3、第4水源地等の各水源施設の原水についても、水質基準に関する省令に定められた50項目のうち、一般細菌、大腸菌群等11項目について1カ月に1回の検査を実施し、原水40項目について年1回の検査をあわせて実施しております。

さらに、平成15年9月の水道法施行規則の一部を改正する省令の制定に伴い、平成17年度から事業年度開始前に浄水及び水道原水に係る水道水質検査計画の策定が新たに水道事業者には義務づけられ、これを受けて、本市水道事業におきましても、検査地点、検査項目、検査頻度等を定めた水質検査計画を平成17年2月に策定し、同年3月1日から広報みなまた及び水道局ホームページ等で市民の皆様公表しているところであります。

また、平成17年度から新たにこれらの水道法に基づく水質検査のほか、国からの通知に基づき熊本県において策定されている熊本県水道水質監視計画の見直しに伴い、水俣川流域と湯出川流域が当該計画に定める監視地点として新たに追加され、本市水道事業が熊本県からの依頼に基づき当該水質監視の実施主体となって、水俣川及び湯出川流域の2カ所の監視地点で上水道水源の水質監視を行う予定であります。

次に、水道水源保護条例を制定することについての御質問にお答えいたします。

現在、水道水源の保護、保全を目的として、水道水源保護条例を制定している自治体が全国的に増加しております。これらの条例制定自治体の多くは、その水道水源を上流域のほかの市町村に所在するダム、またはほかの市町村に源流部がある河川等に依存している自治体が多く、一つの市域の中を源流から河口まで貫流している水俣川や湯出川等の河川の伏流水及び地下水を主要

水源とする本市水道事業とは、水源の種類や水道事業の規模、経営形態等が大きく異なる自治体が多いのが現状であります。

また、現在、これらの条例制定自治体の中には、水道水源保護条例の規定に基づく対象事業者の指定や規制等の処分に対し、被処分者である事業者等から訴えの訴訟を受け、行政訴訟となった自治体もあり、昨年12月には三重県紀伊長島町が水道水源保護条例に基づいて行った規制対象事業場認定処分は違法であるとする最高裁判例も出ております。

近年、水道水源保護条例の制定及び当該条例の運用等について、新たな行政問題が生じてきております。

このため、本市水道事業といたしましては、現時点の水道水源保護条例の制定については困難であると考えております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 水源源流対策は相当やられておるといふことですが、監視分析が主でありますので、住民喚起、ぜひこうやってほしいという運動、そういう運動をさらに広げてほしいと、これは要望にしておきます。

それと、水源保護条例は、ダムとかそういうところで多くの自治体との絡みが多くて、そういうところがつくってるんだと。水俣は源流から使うところまで自分たちのところだからそう問題ないんだという趣旨で、制定にはいろいろ最高裁判決とか何かあって今難しいという答弁ですが、まず確かに平成13年末現在、200カ所近くの自治体が条例化している。

それと、最高裁判決が確かに平成16年12月24日、出てますけれども、これは水源法制定をだめだと言ってるでなくて、やはり産廃業者を事業者に入れるかどうか、そういうことでの手続処理上の問題で差し戻しが起きてるわけですね。問題は、だから私が言うのは、その狭い範囲で産廃処分場ができるからそれをつくれよというんじゃなくて、まず水俣は環境を大事にする自治体だから、環境基本条例だけではなくてそういうところに水道水源保護を大事にした条例をつかって、市民にいつまでも安心安全な水を飲ませるんだと、そういう基本理念がしっかり持ってるかと、そういう条例づくりをすべきだというのを提案してるわけです。

それで、今のところ困難だということですが、困難だと言われれば環境を大事にする町の水道局はそのぐらいかと言わざるを得ませんが、その点について1点お答えください。

議長（松本満良君） 窪田水道局長。

水道局長（窪田正人君） ただいまの件ですが、今のところつくる気はないというようなことだったんですが、実情に応じてまた今後検討するというようなことにせんと、今のところは関係各課等との協議もありますので、そのようなことで進めたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、水俣病問題等について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉海安丈君登壇)

福祉環境部長(吉海安丈君) 次に、水俣病問題等についての御質問にお答えします。

まず、現在の救済に向けた水俣病対策案づくりの進捗状況をどのように聞いているのかとの御質問ですが、具体的な対策案については、まだ正式には何もお聞きをいたしておりません。近ごろ、報道で国の対策案が伝えられておりますが、これらの内容につきましては、これまで国と県の協議の対象となっている事項ではないかと思っております。

なお、国と県におかれましては、被害者救済を早急に行うため全力で取り組んでおられますので、一刻も早い対策の決定を切望いたしております。

次に、市長はどのような救済策を求めて行動しているのかとの御質問にお答えいたします。

市長が12月議会でも申し上げましたとおり、解決のためには政治決着しかないと考えております。それで、市長みずから国会議員や関係各所に早急な政府の対応を強くお願いしております。

また、あわせて救済策がいち早くまとまるよう、環境省を初めとする関係省庁や熊本県に地元の要望を直接伝えております。

要望しております内容につきましては、平成7年の政府解決策との整合性を考えた救済策で、被害者に納得していただける補償と今後の福祉対策や社会活動支援、あわせて地域振興策などをお願いをいたしております。

また、地域社会の将来に禍根を残さないよう配慮していただくことも申し上げております。

次に、国立水俣病総合研究センターが実施されました毛髪水銀値調査の水俣市の結果でございますが、お聞きいたしましたところ、水俣市内の居住者の調査件数は938件に上るそうでございます。そのうち、最高値は10.56ppmであり、WHO(世界保健機構)が定める健康に影響がないとされる基準値50ppmを超える方は一人もいなかったと言われております。

数値分布につきましては、ほとんどが全国平均値であるとのことであります。

また、調査地域につきましては、市内のすべてを網羅し、年齢もゼロ歳児から80歳を超えるお年寄りまで偏りなく対象とされたそうです。

なお、詳細につきましては、今後報告書を作成し、公表を予定されていると伺っております。

議長(松本満良君) 緒方誠也議員。

緒方誠也君 市長の行動については、確かに我々議会の行動と大体同じですけども、その被害者に納得のいく形で解決をとということが一番大事だろうと思うんですね。

新しくできた被害者の会の要求は、医療手帳並みの救済と260万円の一時金の支給、出水の会に関西訴訟の一時金700万円というのを出しているわけですけども、環境省は、関西訴訟原告団については医療費を支給する、医療手帳の改善と保健手帳の支給限度額の引き上げをしたいとい

うふうに言ってるわけですが、きょうの新聞でも出水の会は裁判に提訴するという問題が出てきています。

環境省は、総合対策事業の医療手帳に対象を広げれば、チッソが負担する一時金260万円と行政施策の保健手帳、総合医療対策は別次元というのが崩れるからやっぱり踏み込まないんだという感じの新聞報道ですけども、関西訴訟の判決で、国、県、4分の1責任論が出てますよね。それを考えれば、平成7年の和解解決金の317億チッソ負担分、あるいは今回の関西訴訟分3億2,000万ですか、約320億の4分の1責任論をとるならば、国、県80億ずつあるわけですから、そこら付近を含めてやはりある程度の形の認定と、そして金額も考えたところの踏み込んだ形でせんと、もう今のままではまとまらんとするんです。だからそういうことを市長もやっぱり発言をされて、ぜひ環境省なり国会議員に要望されてますので、また今後、自民党小委では水俣市、あるいは議会の話も聞いた上で結論を出したいと言われますので、そういう点でここら付近を強く主張していただきたいというふうに思います。

それと、毛髪水銀調査ですが、全国平均よりも低くて熊本市よりも水俣が低いと。非常にこれは納得はいかないんですよ。私の知ってる限りでも200ppm以上の人もいますよ。現に私の周辺にも、10ないし20ppmになったという人もいますから、そういうことを知れば大変なこのデータだなというふうに思います。

ここに鹿児島県の環境白書の資料があるんですけども、この目的がすばらしくて、水俣湾のヘドロしゅんせつ工事の影響が鹿児島県の漁民にどう影響を及ぼすかという視点で、1977年から99年までの20年間、経年的に調査してるんですね。この中で、黒之瀬戸の沿岸の漁業組合に対してやったんですが、最大値で13.2ppm、平均で5.2ppmで、ほとんどこれは変わらないんですよ。少しずつ下がってるかなというぐらいです。

だから、また熊大による1960年調査の不知火海沿岸住民の毛髪調査の水銀値は、水俣では39から34、そのぐらいの高い数字でしたね。水俣市として、水銀による汚染の現状調査のため毛髪水銀値の調査を国、県の力をかりてでもこれはやっぱりやるべきじゃないかということ、そこら付近のデータについて、この分析データについて、水俣としては本当にどう思っているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 緒方議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、非常に数値が低いもんですから、でき過ぎじゃないかというふうな御不安かもしれませんが、私にとっては大変ありがたい数字が出たなというふうに思っております。これも長年にわたる水俣のいろんな環境問題に取り組むその成果が如実といいますが、徐々にあらわれてきた成果ではないかというふうに思っておりますし、これも水俣市が独断でや

ったことではなくて、国立水俣病研究センターが、日本の国の機関が正式にやられたということでございますので、そういう面では信頼に値するデータではないかというふうに考えております。

ただ、そうは言いましても、ついこの間の水俣の魚の検定のときに基準値がちょっと高いものが出たということで、油断するわけにはいきませんが、水俣のこれまでの長い間の環境に対する取り組みが私は成果としてあらわれたものではないかということで、逆に水俣にとってはいいことではなかったかというふうに思っております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 ありがたいというのは私も同感ですけども、ただ、環境の成果として出る数字じゃないんですね、これは。例えば黒之瀬戸のデータでも20年間そう変わってないんです。髪の毛の水銀の半減期とか何かあると思いますよ。それは確かにあるけれども、マグロと同等の魚を、常時水俣のマグロと同等の魚は水銀があるわけですから、それを食べて、もともと高いわけですから、高いやつと同じやつを食うて排出と取り入れをやってるわけですから、少なくともよそよりは高いことはあっても低いことはないはずですよ。こういう疑問点というのはやっぱりしっかり持って、行政は安全対策をしてほしいと思います。これはもういいです。

議長（松本満良君） 次に、水俣湾汚染魚問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、水俣湾内汚染魚問題の御質問にお答え申し上げます。

まず、12月27日に開かれた県の検討会議での12月2日報道の規制値を超過メチル水銀の原因としてどのような意見が出て、どのような検討がなされたかについてお答えします。

まず、県の方から、平成16年度の水俣湾魚類水銀調査の内容と結果の報告がございました。

ここで、今回の調査でカサゴが総水銀の暫定的規制値に近い数字が出たことについて、委員の間でさらなる魚類水銀調査が必要かどうか、どのような種類の魚について調査するのか、水質や底質の調査をするのかなどが検討されております。

検討の結果、水俣湾内についてはササノハベラ、カサゴ、動物プランクトンの3種類を調査し、水俣湾外ではカサゴのみを調査することで、湾内の分と湾外の分を比較することになり、調査時期については、水俣市漁協の組合長と相談し、決定することになったとのことであります。

なお、後日調査が行われ、湾内についてはカサゴとササノハベラを1月31日から2月3日までと、プランクトン調査については3月1日に実施、湾外については2月19日と22日に実施したとのことであります。

環境調査については、年に4回ある水質調査のうち、2回は魚類、水銀調査を同時に行い、底質調査については平成16年度は湾内の3ポイントで実施されましたが、来年度は範囲を広げて、湾内およそ30カ所のポイントで行うとのことでした。

次に、同会議で地元代表が風評被害が心配など慎重な対応を要請したという報道があり、それがどのような意味についての発言であるのかについてお答えいたします。

地元代表として出席いたしましたのは、水俣市助役と水俣市漁業協同組合代表理事組合長及び地元選出県議の3名でございます。

ここで、地元代表が風評被害について申し上げましたのは、平成16年12月2日報道の規制値を超えるメチル水銀を含んだ魚の調査結果についての反響が大きく、テレビ、新聞等でも報道されると魚の価値が下がって漁業関係者の生活が著しく苦しくなる心配があること、そのため地元の漁業関係者にそのような被害が及ばないように配慮することは地元代表として当然のことであり、今回の会議では慎重に委員の方たちの意見を聞き、原因を究明していきたいとのことであります。

実際に水俣市内の旅館で12月2日の報道を知った宿泊予約客から数件キャンセルの申し出がありました。旅館側が心配ありませんと説得し、宿泊してもらったということ聞いております。

また、今回の規制値オーバーに対する実態把握のため、調査方法の変更を求めている発言についての御説明につきましては、先ほど申し上げましたように、委員の皆様による検討の結果、調査対象、調査区域の追加などが決定されております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 確かに風評被害を起こさないようにする取り扱いは大事ですけども、往々にして風評被害を云々すれば、公表を避ける方向に行きますので、その点は押さえながら原因をいかに早く追跡をして市民に安心安全を与えるか、そのことに徹していただきたいというふうに思います。

2000年まで、総水銀、メチル水銀とも減少傾向だったが、確かに12月2日のあの報道を見る限り、やはり01年度から上昇傾向にあるというのは紛れもない事実のような感じがします。

それと、水俣湾の環境モニタリング調査をしたときの報告書を見ますと、1989年から95年まで、データ値は下がってきているわけですが、その後のことを考えれば、何らかの原因で上昇方向に転じているというふうにとらえておかないといけないんじゃないか。

第2点として、専門家間では根拠はないと言わせるいわゆるこの暫定値、総水銀0.4、メチル水銀0.3ppmですけども、これについても今見直しが厚生省では検討されております。特に大人に対する規制値であって、幼児、小児のハイリスクグループに対してはその影響力は10倍ぐらいになるんじゃないかという説もありますから、この前の12月議会で助役の方から10倍の安全率を掛けてると言われましたけれども、10倍と10分の1になれば当たり前の数字になって大変な危険ラインに来ているというふうに認識すべきじゃないかと、幼児に対してはですね。

それと、水俣川、水俣湾の安全宣言をした平成6、7年の熊本県調査では、カサゴの総水銀値は0.4ppm以下で、全部すべて安全だということで安全宣言をやったわけですけども、その

ときの水産庁有害物質漁業影響調査報告書によりますと、13センチ以上のカサゴではほとんどが0.4ppm以上というデータも出てるわけです。熊本県の分析値は、どうも低くなる傾向があると。

それと私、ちょっと入手した分析データでも、恋路島の外側ではやはり77検体のうち32検体が2002年でも規制値を超えているという実態もありますので、それはいろんな分析誤差とか何かもありますから、一概にそのとおりとは言えませんけれども、そういうふうなことを踏まえながら今後の対策をしていただきたいと。

それと、第4点としてマグロが大変水銀が多いというふうに言うわけですけど、マグロと同等の水銀値なんだということを考えれば、私が述べた1、2、3、4の理由でやっぱり今世界的にも微量水銀の影響が心配されてますから、そういう面で水俣市の妊婦は極力食しないようにとか、そういう指導もある面では必要ではないかと。

ちまたでは、水俣のカキは食うなということがささやかれてるということを聞いて私もびっくりしたんですけれども、そういう実態も考えながら、やっぱり水俣市としてはもとのように魚種をふやして、検体をまとめてではなくて各検体ごとの、1検体1検体のまた分析をして、言われるように外側のやつも分析するようになったということが、これはもういいんですけれども、ぜひしっかりした調査をしていただきたいと。そうせんと、環境センターの藤木館長の言葉として、新聞報道を見れば、有害産廃の処分場である埋立地からの流出はやっぱり注意せんといかんということを言われてますので、ぜひその水銀の埋立地からの流出なのか、そちらに残された25ppm以下のヘドロが残っている影響なのか、そこら付近を早目に調査をして、そして検討して、県、国がそこらの対策をとってもらおうと、そういう要望を強くしていかなければならないと思うんです。それについて、市長の答弁を。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、緒方議員がおっしゃったことは、もうもっともだというふうに私も思っております。

例えば、魚につきましても生態系、例えば回遊魚であったり、例えば回遊魚でも食べる食種によって当然その水銀を含んだ地底のものを食べるのか、それと水俣の湾内に生息する魚がどうなのかといったような幾通りのやはりパターンというものを想定することが必要だろうというふうに思っております。

ただ、水俣の場合というのは、これまで水俣湾のカサゴとかササノハベラとかそういう非常に水俣湾の地底で、それも影響を受けやすいようなもの、それとこれまで水銀値が高かったものをずっと県庁の方で検体をとってずっと継続して調査していただいたわけでありましたが、おっしゃったように、水銀の魚の検体からの検出する濃度が上がってきたということでありまして、それ

を自然増と漠然ととらえるのではなくて、やはり当然、せっかく水俣には国立水俣病研究センターもございますので、国、県、市と共同で、中には民間の方々の専門家の方々の知識も取り入れながら、水俣市民の安全を図るためにこれからも対応していく努力をしたいというふうに思っております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 終わります。

議長（松本満良君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 0 時03分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

中山 徹君 日本共産党議員団の中山です。

2005年度の国の予算案が衆議院を通過しました。今度の予算では、本格的な増税路線に足を踏み出した予算と言われています。定率減税の半減、年金への課税の強化、配偶者特別控除の廃止、消費税の免税店の引き下げなどであります。

そうした中で、社会保障の分野でも大幅な負担増などが予想されており、将来不安は募るばかりではないでしょうか。

いろいろありますけれども、そうした中で今回は介護保険問題について質問いたします。

1、介護保険 5 年目の制度見直しについて。

介護保険は、ことし 4 月に制度ができてから 5 年目を迎えて、見直しをされるわけであります。政府は、現在開会中の通常国会に法案を提出しています。そこで検討されている内容は、専ら介護への国の財政支出を抑制するために高齢者のサービス利用を制限し、国民負担を一層ふやすという大改悪となっています。

第 1 に、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げようとしています。サービス利用がかえって本人の能力実現を妨げているなどと言って、要支援、要介護度 1 の人への介護サービスを切り捨てようとしています。実際には、きちんと介護を受けている人の方が状態が悪化しないというのが現場の共通した声です。必要な介護サービスを取り上げることは、高齢者の生活と人権を踏みにじることになるのではないのでしょうか。



第2に、介護サービス利用料の大幅値上げであります。現行の1割負担を2割から3割負担に引き上げることさえ検討しています。

また、ホテルコスト、居住費などを徴収するという名目で特別養護老人ホームなどの利用料の大幅値上げも検討されています。特別養護老人ホームでは、月額で3ないし8万円程度値上げして、相部屋でも月額8万7,000円、個室で13万4,000円にするという試算も出しています。

第3に、二十から介護保険料を徴収し、それに伴って介護保険と障害者の支援費制度を統合することも検討しています。安易な国民負担増は、今の経済情勢からも20歳から39歳という負担増の対象となる若い世代の雇用と収入が不安定になっていることから、滞納や制度の空洞化すら招きかねず、やるべきではありません。

そして、障害者にもサービス水準の低下や負担増を押しつけることになります。政府が統合を言い出したのは障害者のためでなく、二十から介護保険料を徴収する大義名分にしようということではないのでしょうか。

第4に、介護保険導入から特別対策として行ってきた施設と在宅サービスの低所得者対策を廃止する方針のようであります。とりわけ特別養護老人ホームの利用料値上げや介護保険発足前から入所している自立、要支援の人の継続入所の廃止は、行く当てもないままに特別養護老人ホームを追い出される人を生み出しかねません。こんなことは絶対に許されないことです。

政府は、多くの高齢者が大して必要でもないサービスを介護保険で利用しているかのようなことまで言っています。しかし、介護保険の現状は、在宅サービスでは利用限度額に対する平均利用率がわずか4割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も少なくありません。今までさえ低所得者を中心に利用料負担が重いために必要と認定された介護サービスを、我慢せざるを得ない状況が広く存在しているわけであります。少ない年金から保険料が天引きされていながら必要と認定されたサービスを受けられないということは、社会保険制度の根本にかかわる問題です。介護保険をなるべく利用させないようにするという政府がねらう改悪は、この矛盾を一層激化させ、介護に対する国民の願いに反するものだと言わざるを得ません。

こうした改悪をやめさせ、介護制度の充実と改善を願う利用者とその家族の皆さん、介護現場で働く関係者の皆さんの願いにこたえて、サービス切り捨てでなく、安心できる介護のために改善を強く求めるものであります。

前置きはこれぐらいにして、以下質問いたします。

æ、政府の見直しについて。

一言で言えば、今回の政府の見直しの中身は介護サービスの切り捨て、負担増の大改悪と言わざるを得ないと思うんですけれども、市長はこの政府の見直しについてどういう見解をお持ちでしょうか。

また、この政府見直しが実施された場合、本市においてはこの市民への影響についてはどういふふうになるというふう認識されているのでしょうか。

æ 番目、見直すべき幾つかの課題と改善についてであります。

幾つか課題はたくさんあると思いますが、利用料、保険料をめぐる問題はないのかどうか。

ⓑ 番目、在宅、施設も含めて、両方ともという意味ですが、基盤整備を進める上で課題はないのかどうか。

ⓒ 番目、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進める上で支障になっているところはないのかどうか。見直しでは、介護予防などの福祉事業を介護保険に移して、本来今までずっと国が全額措置をしてきた高齢者福祉を後退させるということになりかねないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

ⓓ 番目、福祉は人であり、雇用を創出するという面からも介護労働者の労働条件の改善は不可欠だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

æ 番目、地域密着型サービスの創設についてであります。

今度の見直しの中で、市町村に事業主体、あるいはその事業責任を持たせるという意味で幾つか新規のことが提案されてるようですけれども、この密着型サービスの中で事業主体と介護報酬の設定、国の上限の枠内ですけれども、市が行うことになるというふうに思いますが、このことについて具体化をされているのかどうか。されていれば、どういふふうな検討をなされているのかをお示しいただきたいと思います。

æ 番目は、地域包括支援センターの創設についてであります。

総合的なケアマネジメントを行うための中核機関として、地域包括支援センターの創設が提起されているようですけれども、期待されているわけですけれども、どういふふうにごうされるのか。全国で5,000カ所ですかね、設置するということをおうてるようですが、本市はこれについてどういふふうにごうされるのか。

また、従来あるこの在宅介護支援センターとの関係はごうなるのかをお答えいただきたいと思ひます。

大きな2番目は、株式会社IWD東亜熊本の産廃最終処分場についてであります。

午前中の緒方議員の質問とかなり重複するところもありますので、できるだけ簡単にしたいと思ひますが、通告をしたとおり、一応角度を変えてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

3月3日の市議会の特別委員会が開催されて、市議会としても本格的な調査検討も始まりました。委員会では、進捗状況についても説明がありましたし、建設予定地の買収についての事業者の意向も示されました。

今後、議会としての調査検討も展開されていくと思います。また、市としての対応についての議会としての対応などについても本格的に議論がなされていくというふうに思います。

具体的な中身についてお尋ねいたします。

まず1点は、進捗状況についてであります。

環境影響評価報告書の準備書作成の段階だと思えますけれども、進捗状況について市長はどのように把握をされていますか。

æ,番目は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてであります。

新聞報道によると、熊大名誉教授で地質学専門の委員の方が議論の意味を感じないということで辞任されたようですけれども、どうなっているのでしょうか。

それから、検討委員会について、その新聞記事の中で部長の談話として出されていましたが、市独自に計画を検証し、事業者の高いハードルを提示するという委員会という趣旨の発言をされていますが、この検討委員会に市長はどのような役割を期待をされているのでしょうか。

æ,番目、市長の基本的スタンスについてであります。

これも繰り返し繰り返し聞いて、まだわからんのかと言われそうですけれども、何回も済みません。全体の流れがありますので、一応聞きます。

市長は、従来、問題が起きている処分場は不法投入が原因だと。正確に言うと、不法投入とその管理をきちっとしとけば問題は起きないんじゃないかという趣旨だったと思いますが。とか、また建設反対の署名、要望などを出されても、建設阻止はできないというふうな考えを述べてこられました。その考えに今も変わりはないのかどうかというのが第1点です。

ε番目は、ここは緒方議員のところとちょっとダブるんですが、環境基準や水質汚濁や活断層、道路事情などなどさまざまな専門家や市民の方の不安な点とかいろんな指摘はなされていますが、こういうことについて市長はどのようなふうに認識をしておられるのか。

それから、æ,番目が建設予定地買収についてであります。

ここはどうしてもわからんのが、わからんで聞くんですが、中立でハードルの高いものをつくればいいと。だから検討委員会にはそういうハードルを高めるためにいろいろ、さっきの話じゃありませんが、つくればいいということであるならば、買収する必要はないんじゃないかという、その買収することとハードルを高めることとの関係がどうもわからないもんですからお聞きをするわけですね。したがって、ハードルの高いもの、安全なものをつくればいいということであるならば、買収する必要はないじゃないか。できるということであれば、買収する必要はないかというふうに思うんですね。

それでその ε番目は、言うまでもなく厳しい財政難の中でも買収しないとイケないほど絶対につくらせていけないものだというふうに市長がおっしゃるならば、それはそれでわからんわけで

もないんですけれども、そういうふうに絶対つくらせていかんものだから、厳しい財政事情だけれども買うんだという趣旨なのかどうかということですね。

それからæ..番目が、これも緒方議員の質問とダブってるんですが、私がお聞きしたいのは、確かに86.4%が許可されているということですので、しかし逆に言えば、不許可になってるのが1割強、10.7%あるわけですね。だからこの1割強というのが大きいのか小さいのかというのがありますが、やっぱり1割強のところは許可されてないところもあるわけですから、最初から水俣はもう許可されるだろうという推定のもとに事を進めるといのはどうなのかというふうに考えれば、この1割強の不許可があるということはそれなりにちゃんと受けとめる、こちらもきちっと受けとめて対応していくべきではないかというふうに思うものですから、お聞きするわけでありませう。

大きな3番目は、行財政改革についてであります。

市長などの特別職、この場合、特別職というふうに申し上げておりますのは市の三役についてということでお尋ねをしていますが、この市長等特別職の報酬、退職金の引き下げについて、確かに市長はこの間ずっと思い切ってみずからの引き下げは断行してこられましたけれども、やっぱり市民の所得の水準だとか、県下の最低レベルだからいいということでもいいのかなという気もしますし、退職金のことなんかもありますので、思い切った引き下げを今後されるおつもりがないかどうかということをお尋ねをするわけでありませう。

それから、部長制の廃止については、以前、部長制にするときにいろいろ問題のあったというか、議論もありまして、廃止する方向でもう検討しようということで一たん検討の課題にも上がったように思うんですけれども、思い切ってこの部長制を廃止をするということと検討されたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めませう。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 中山議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、介護保険5年目の制度見直しにつきましては福祉環境部長から、株式会社IWD東亜熊本の本産廃最終処分場については私から、行財政改革につきましては総務企画部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） 介護保険制度5年目の制度見直しについて答弁を求めませう。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 介護保険制度見直しについての御質問に順次お答えいたします。

最初に、政府の見直しについての見解及び市民への影響についての御質問にお答えいたします。

介護保険制度改正につきましては、今国会において審議が行われており、主な改正の概要につきましては、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しをされているものと考えております。

一方、介護保険制度改正に対する市民の関心は非常に高いので、市報等による広報や住民説明会の開催など、制度改正に関する情報提供につきましてはできる限り早目に行い、市民の心配や懸念の解消を図りたいと考えております。

次に、見直すべき幾つかの課題と改善についての御質問に順次お答えいたします。

まず、利用料や保険料に関してですが、本市におきましては、現在、介護保険料の第1段階に該当する方で一部の方に対して、減免制度を実施しております。新制度のもとでの利用料、保険料につきましては、今国会で改正法案の審議が行われておりますので、詳細な内容が明らかになり次第、検討を進めてまいりたいと思います。

次に、在宅、施設の基盤整備を進める上で課題はないのかの御質問にお答えします。

介護保険制度開始当初は、介護サービスの需要と供給のバランスがとれたサービス提供になり得るか等、不安を抱えながらのスタートでございました。

特に施設サービスについては、その一つのサービスである介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームは導入前の待機者が130人を超えており、現状の受け入れ体制で十分かどうか推測が困難でした。このため、他の老人保健施設及び介護療養型施設との均衡等を考慮し、第1期介護保険事業等計画において、最終年度の目標に小規模の特別養護老人ホーム20床の増床を計画した経緯がございます。

しかし、介護保険制度がスタートし、制度に対する市民の理解と利用方法の周知等が進み、他の介護サービスの利用等もあり激減したため、増床することなく現在に至っております。

第2期介護保険事業計画では、本市の高齢者人口や介護認定状況、利用状況等から、施設サービスの需要、増加は見込めず、増床は計画しておりませんが、居宅サービスの一つであるグループホームは3ユニット、26室をふやし、認知症の方々の受け入れ体制を整えたところであります。

また、本市における現在の介護認定状況を見ますと、要支援、要介護1の軽度の介護状態の方々が約6割を占め、その大半の利用者が通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護等の単数による在宅サービス利用者が多く見られ、近年、居宅サービスの利用が微増しております。

しかしながら、市民や居宅介護支援事業者からのサービスに対する不満、苦情相談等が入っておりませんので、現在のところ施設サービスも含め、サービス提供に関しましてはおおむね充足しているものと推察しております。

今後も介護保険等運営委員会等による審議をいただき、介護保険制度が順調に遂行できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進める上では課題はないかの御質問にお答えします。

介護保険制度開始前は、少ないサービスの中でさまざまなニーズに対応したサービス提供ができるよう、特に処遇困難事例等について、保健・医療・福祉に従事するスタッフでケア会議を開催し、協力して対応してまいりました。

介護保険制度開始後は多くの高齢者福祉サービスが介護保険でのサービス提供に移行しましたが、現在、高齢者の実態把握調査等を通して、在宅介護支援センターが関係機関との連携、調整を担うなど、支援体制の充実に努めているところでございます。

今後はさらに介護サービス提供だけでなく、介護状態にならないための介護予防事業やサービス提供に対する定期的なアセスメントを実施し、介護状態の改善や重度化を予防するなど、保健・医療・福祉・介護の一体的な取り組みにより、健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉は人であり、雇用創出面からも介護労働者の労働条件改善は不可欠だと思うがとの御質問にお答えします。

介護保険制度開始以来、介護にかかわる労働者は増加し、本市においても全介護保険サービス事業所に約790名が働いておられ、そのうち訪問介護員は約170名、介護支援専門員は約40名おられます。

介護保険サービスに関する報酬は国で定められておりますが、報酬額や採算面での供給体制の確保ができないというサービスなどに関しては、3年に一度の報酬見直しの中で議論が行われております。

平成15年度からは、特に課題となっていた訪問介護員の家事支援や介護サービス計画を立てる介護支援専門員に対する報酬が引き上げられました。

また、現在も在宅サービスのかなめである介護支援専門員の報酬については、公平・中立性を保ち、利用者へ適切な介護サービスを提供するために1人当たりの受け持ち件数を減らし、採算が確保できるようさらなる見直しが必要との声も上がっており、平成18年度からの見直しに向けて国において議論されているとお聞きしております。

本市においても、介護労働者の質の向上や安定したサービス提供を図るため、介護保険サービス事業所への情報提供や情報交換、研修の場づくり等を行うことで、介護労働従事者の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービスの事業指定と介護の報酬設定を市が行うことを検討しているのかと

いう御質問についてお答えいたします。

改正後の介護保険法に盛り込まれる予定であります地域密着型サービスについては、身近な地域で地域の特性に応じた多様でかつ柔軟なサービス提供が可能となるよう、今回新たに設けられる事業であります。

しかし、事業指定、介護報酬設定については詳細な内容が明らかではありませんので、内容が判明次第検討を進めてまいりたいと思います。

次に、地域包括支援センターの創設についてお答えします。

今回の介護保険制度の見直しの中で、地域高齢者に対する実態把握等を行う総合的な相談窓口機能、新予防給付を含む介護予防マネジメント機能、さまざまな生活支援を含む包括的、継続的マネジメントの3つの機能をあわせ持つ地域包括支援センターの設置が示されております。

しかしながら、現時点での情報では、センターの責任主体は市町村であるが、現在の在宅介護支援センターと同じく委託が可能であること、生活圏域をもとに設置すること、配置する職員が社会福祉士、保健師、(仮称)主任ケアマネージャーの専門職種が必要との案件が示されているものの、日々見直しもあっており、具体的な機能や範囲等については今後示されることになっております。

また、今まで高齢者等の相談窓口として重要な役割を果たしてまいりました在宅介護支援センターについては、現在、基幹型と地域型をそれぞれ1カ所委託しておりますが、今回の見直しでその運営に対する補助金はなくなることとなります。このため、今までの在宅介護支援センターの活動を評価した上でスムーズに移行できるよう、介護、福祉、保健、医療等を含めた部門によるプロジェクトチームを早急に立ち上げ、国、県の動向を見きわめつつ、地域包括支援センターの設立について検討してまいりたいと考えております。

議長(松本満良君) 中山徹議員。

中山 徹君 大体前向きに具体的に答弁をいただいたので大体了解しましたけれども、この保険料と利用料の問題ですけど、非常にこの保険料というのが逆進性が強いんですね。もう御承知の、助役うなずいておられますけれども、本当にそうなんですよ。この決め方が5段階で、その市民税の非課税、世帯単位で考えて、世帯の中に課税の方が1人でもいるともうランクが上がるとかという形で、例えば私、ちょっと水俣の基準で当てはめて計算してみましたけれども、例えば年金が270万円の御主人と収入のない奥さんで2人世帯の場合と、それから御主人が年金260万円と奥さんが年金240万円という、単純に収入でいくと270万円と500万円の収入なんですけど、世帯で考えると。ところが、逆に年金270万円の御主人のいらっしゃる、奥さんが無収入というところの方が保険料は9万8,600円で、500万円収入の御夫婦のところは6万800円ということで、その年収の少ない方が保険料は高いんですね。3万8,000円くらい高くなるわけですよ。

こういうことが起きたりとか、それから御主人は年金は48万円で奥さんは無収入で、同じ世帯に娘さんがパートで働いておられる。娘さんの分の住民税の均等割がかかっているということになっていくと、これで計算すると、年金48万円の御主人も無収入の奥さんもそれぞれ保険料は第3段階になって4万2,900円ですから、御夫婦で8万5,800円ということで、年収500万円の御夫婦よりも高くなるという。本当にこの保険料の決め方自体が非常に逆進性が強い。しかも収入の全然ない人から何千万という収入のある人までをたった5段階でくくるといって、300万を頭打ちにしているということ自体が非常に問題じゃないかなと思うんですね。

この辺の、本当は本来ならば保険料を定率制にするというふうにやっぱりすべきじゃないかなと思うんですね。こういう点で、非常に国民健康保険もそうですけれども、介護保険は特にそういう負担の重くのしかかって非常に苦しんでる方というのはいらっしゃるんですね。そういう意味で、この減免の規制をきちっとつくって救済していく。

一応、介護保険の条例の中には減免を申請すれば受け付けるという、一定の条件があれば、減免を適用するというのがありますけれども、意外とこの減免については知られてないことが多いので、この辺をきちっと、本当はそういう保険料の決め方を国の法律の中でもせっかく見直すならばそこも含めて思い切って見直してもらいたいというのは強くあるわけですが、市長会の要望の中にもそういうはっきりとした書き方はしてありませんけれども、保険料についても一定要望がしてありますよね。そういう負担のあり方についてというふうな項で、市長会の要望の中にもそういうのがあります。ぜひ当市にも減免のそういう条例があって、申請があればちゃんと受け付けて対応しようということをやってるわけですから、そのところを国の基準を変えるように求めると同時に、きちっとその辺は対応してほしいなというふうに思います。

それで、減免の要綱とか規則だとかをきちっとつくっていただきたいというふうに思いますけど、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいというのが1つです。

それから、在宅と施設の基盤整備の問題では、おおむね充足しているということですので、それはそれでいいです。

あと、ただちょっと、今度、これは水俣にいらっしゃるかどうか分かりませんが、特別養護老人ホームに現在入所されている方で介護保険上では該当しない、非該当の方とか要支援の方で特別養護老人ホームに入ってる方は今回その入所措置が打ち切りになりますので、もしそういう方がいらっしゃれば追い出されるということになるんですが、そういう方は水俣にいらっしゃらないのかどうか。もしいらっしゃれば、どういうふうに対応されるのかというのが2番目です。わからなければ後でもいいですけど、わかれば教えてください。

それから、介護、医療、福祉の連携というのが、これ御存じのように、病院の医療保険の制度で言うと180日過ぎれば診療報酬が下がるものですから、病院からやれ退院してください退院し



てくださいと追い出されるわけですね。治ってもいないのに追い出されて、あとは介護保険でよろしく頼みますという形で介護で受けるという。そういう点で、非常に介護保険の場合にやっぱり本来医療で見るべきものを介護保険に回すというようなことがあったりして、非常に介護保険の財政を圧迫している面も、それだけじゃないですけどもあるわけですから、その辺もきちっと考えていくというのと、それから予防型に切りかえていくというんですけど、この予防という点では具体的には幾つか考えられてるようですけど、栄養指導のことだとかリハビリだとか幾つか考えられてるようですけども、そういった点については本来、この介護保険じゃなくても、さっきの部長の答弁で保健衛生の面でいろいろやられてるので、それはそれでいいんですけども、ひとつ気になるのは、そういう介護保険を利用するときに申請するのを代行してますよね、もうほとんど。それは代行、本人が申請できない場合が多いので代行は当然だと思いますけれども、この申請して本人にかわって代行で申請するという点について、何かちょっと適正な申請の方法に改めなさいというような、そういうふうな趣旨も入ってるんですが、これは自分で書いて出すには大変な書類だし、なかなか困難な面も多いわけですから、基本的には代行申請も認めるという方向でぜひ対応していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、もう1点だけです。このヘルパーさんたちの実態ですけども、時給を聞いてみたら、登録ヘルパーの人たちが多いんですが、時給は一般的なパートの人たちなんかよりも確かに高いですね。高いところで、例えば身体介護で1時間1,300円とか、生活介護で1時間1,000円とか。時給そのものは高いんですけども、時間が非常に拘束されてる時間の割にはその報酬の対象になる時間というのは非常に短くて、いわゆる給料としては生活保護並みというのが多いんですね。せっかく今おっしゃった790名という、そういう新しく雇用の場ができてるといわけですけども、実際にはそういう介護報酬などでいろいろ問題があって、なかなかやりがいのある仕事ではありませんけれども、苦勞しながら仕事をなさってるわけですけども、その辺についての市としての何か支援策みたいなのは何か考えられないのかどうか、そういった点について答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

保険料の設定、減免の件についての御質問だったと思いますけれども、当市では減免規定というのが御承知のとおりございまして、これにつきましては独自で条例の中に規定しているところがございます。

ただ、今後の申請の方の減免措置の可否につきましては今のところ未定でございまして、今後、本市の介護保険財政、そういったものの状況等を十分考慮に入れて判断していかなければならないものの一応現時点では考えております。

それから、2番目の質問でございますが、老人ホームの方の退去等を余儀なくされる方、こういった方については現在情報を把握しておりませんので、申しわけございません。

それから、介護保険の申請の代行でございますが、これは介護支援事業所等が代行しているという例が多いということでございますけども、これにつきましては、介護支援事業所が代行することになりますと、結局その事業所が介護保険に関するケアプラン等もつくるわけでございますけども、極力これにつきましては、本人は当然申請というのは困難でございますので、これは家族とかそういった方々の申請というのは当然必要かと思っておりますので、それはもうやむを得ないものと考えております。

それから、ヘルパーさんの支援でございますけども、現在、ヘルパーの方が多数頑張っております。これは市の社会福祉協議会とかいろんな事業所で頑張っておりますので、この方々のそういった活動につきましては、いろんな連絡会議とかそういったものも持っておりますし、当然市としては応分の支援をしていきたいと考えております。

議長（松本満良君） 次に、株式会社IWD東亜熊本の産廃最終処分場について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、IWD東亜熊本の最終処分場について順次お答えをさせていただきます。

初めに、環境影響評価の進捗状況についてお答えします。

3月3日の市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会で事業者から説明がありましたように、環境影響評価の調査はほぼ終了し、まとめの段階に入っているが、環境影響評価準備書としてまとめるにはもうしばらく時間がかかるとの説明がなされております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について、委員の辞任についてお答えさせていただきます。

地質学専門の委員であるこの先生は、委員就任時に事務局から検討委員会設立の趣旨をきちんと説明の上、委員を承諾していただいております。他の委員の先生にも同様に説明し、その必要性を認識の上、お引き受けいただいております。

しかし、この先生は、昨年8月の検討委員会発足時点では既に市長からの方法書の意見書提出が6月に終わっていたにもかかわらず、例えば地質調査のためのボーリングの位置や数等について、方法書の段階で意見できなければ検討委員会の意味がないと主張されるなど、委員のおっしゃられる趣旨がよくわからないまま困惑しているところへ、辞任届が届けられたということでございます。

しかし、地質学の専門委員は今後も必要になりますので、熊本大学の地質学専門の別の先生に

就任の依頼を行っているところであります。

検討委員会にどんな役割を期待しているかについてお答えします。

役割につきましては、12月議会で中村議員にもお答えしましたとおり、設立目的として、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会設置要綱第1条に各種資料等情報の収集を行い、市民との情報の共有化を図るとともに、環境モデル都市水俣として最終処分場の立地の是非等について環境保全上の観点から検討を行う。

第2条の検討事項で、最終処分場の建設計画に関して次の事項について検討を行う。1、環境影響評価方法書及び準備書等に関すること。2、建設計画における工事内容、方法等に関すること。3、事業者への情報開示請求に関すること。4、その他設置の目的を達成するために必要な事項に関すること、以上の目的、検討内容となっており、その点についてきちんと役割を果たしていただけるよう期待をしているところです。

次に、市長の基本的スタンスについて、問題が起きている処分場は不法投入が原因だ。また、建設反対の署名、要望等を出しても建設阻止はできないとの考えに変わりはないかについてお答えさせていただきます。

問題が起きている処分場は、確かに不法投入や不適切な管理によるものがほとんどであると理解しています。また、建設反対の署名、要望につきましては、これまでも熊本県から住民が反対しても法の基準を満たしていれば許可するとの説明がなされており、今回の環境対策課の全国の都道府県等の調査結果からも、住民の反対運動により不許可になった事例は1件も上がっておらず、建設反対の署名、要望等では建設阻止はできないものと理解しております。

次に、水質汚濁、活断層など専門家、市民の指摘についてどう認識しているかについてお答えします。

このようなことにつきまして、論理的、科学的に検討、判断するために、市独自の検討委員会を設置していますので、その中で検討していただければと考えております。

次に、建設予定地買収について、ハードルの高いものをつくれば買収の必要はない。手を尽くして最悪の場合の買収ならわかるがについてお答えいたします。

何の権限もない市が建設を阻止する方法の一つとして、事業者が開発資金を投入する前に早い段階で安い値段で買い上げできないかという考えで提案をしております。

手を尽くして最悪の場合の買収では、買い上げ価格も上がりますし、事業者との交渉もより困難になると考えております。

また、高いハードルにつきましては、もし許可されたときの保険としての考えであり、阻止できるならば阻止したいという考えは最初から変わっておりません。

次に、厳しい財政難の中でも買収しなければならないほどつくりだすにはいけないものかについ

てお答えいたします。

これまで何度も申し上げておりますように、最終処分場をつくってほしいと思う市長はどこにもいないと思っております。しかし、市には何の阻止する権限もありません。阻止する方法の一つとして買い上げがあるということで、先ほども申し上げましたけれども、昨年11月に開催された水俣の命と水を守る市民の会主催の講演会におきまして、馬奈木弁護士の講演でも、阻止する方法であり、実際に福岡県で買い上げしたとの事例を紹介されています。

また、仮に事業者が建設をあきらめたとしても、予定地を他に転売されたらまた同じことの繰り返しになります。そういう意味でも、買い上げは阻止する有効な手段であると考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、厳しい財政状況でもあり、議会の皆様の御意見も伺いたく、昨年からの協議について打診をしているところであります。

次に、環境対策課の調査結果についてお答えします。

先ほど緒方議員にもお答えしたところですが、申請があればほとんどの場合、許可されているという状況を改めて認識したところであります。

また、1割ほどの不許可につきましては、すべて技術的、資金的な問題で不許可になっており、きちんとした事業者が許可申請を行い、法令に定められた許可基準を満たせば許可されるものと理解しておりますし、熊本県もまた例外ではないと考えております。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 買収のことについては、今議会の最終日ですか、全員協議会で市長が説明されるということのようですので、そのことについてはもうこれ以上意見を言ってもかみ合わないと思いますのでやめます。そこでお聞きして、また意見を申し上げたいと思います。

それでちょっと誤解があるといけませんので、馬奈木先生の講演の話で、市長は全体の話聞いた上でそういうふうにももちろんおっしゃってるんだろうと思いますけれども、文化会館で馬奈木先生がこの間お話しされた中身は、買い上げの話は、話が全体が終わってから質問があった中で答えられたんですね。話の中心は、馬奈木先生自身がずっとかかわってきた最終処分場の建設の問題についてはいろいろやってきて、ほとんどとめてきたと。それでとめた内容について、こういうやり方でこうやってきたというお話が中心だったんですね。それで、確かに買い上げについては一つの選択、それが終わって質問の中でそういうのが出たわけですね。その際に、条件としては業者をもうけさせちゃいかんのだということと、それからその有効活用がきちっと図られるという、それがないといかんのじゃないかという、そういう話でした。中心的には、そういういろんな運動の面だとか専門家の協力も得ながら各地で建設をやめさせてきたというお話が中心だったので、そここのところはそういうふうに御理解いただきたいと思います。

それで、あと進捗状況はわかりました。

検討委員会の話は、今市長自身がおっしゃったように、確かに地質学の専門の先生というのはこの場合の検討委員会の中では非常に重要な専門家だと思いますので、もしこの方の辞任がもう意志がかたいということであれば、ほかの委員の方をぜひ入れていただきたいということで、市長もそのように考えておられるようですから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、この市長の基本的スタンスのところの「番目、環境基準、水質汚濁、活断層云々」というところのこの専門家や市民の指摘についてどう認識されているかということですが、これは検討委員会で検討してもらおうということですよ。それで検討委員会で検討してもらおうわけですが、検討委員会の結論はまだもう少し出るのは先だと思えますね、今のようなテンポでいくと。そうすると、検討委員会のその検討結果では、やっぱり今のところは適地じゃないと、いろいろ問題があるという結論が出る可能性だってあるわけでしょう。どうなるかわかりませんが、だからそれを見てからでも買収云々の話は、市長の方針を決められるのはそれからでも別に構わんのではないかと思えますね。検討委員会でまだわからないことがあれば、いろんな専門家を検討委員会に呼んできていろんな話を聞くとか、そういうことも含めてやればいいわけですから。

それから、知事の意見だとか、市長自身が方法書の段階で縦覧をして意見を上げておられます。この間、特別委員会のときに業者の方にお聞きしたら、そういう知事意見や市長意見も含めて、今調査が終わった段階だからという話でした。それで最終的に準備書という形で出てきて、それについてはまた縦覧をした上で問題があれば、ここが問題だということを指摘してやればいいわけですから、公聴会や説明会やあるわけですので、そういう中でここが問題だということが出てくることだってあるかもしれないですか。だからそうなったときには、やっぱりいろいろ県知事が許可を、これはもう許可できないということになる可能性もないわけじゃないと思えますね。可能性がどれぐらいかというのはわかりませんが、したがって、それが出てからでも十分いいんじゃないかなと。

市長の、これはちょっと私の取り違えかもしれませんが、中立とおっしゃってる中で、できた場合のことを考えとかないかんといい、そのための保険だという言い方をなさってますが、そこまで、もうできることを前提にももちろん考えられてるわけでありませんが、最悪の場合のことを想定していろいろ今から手を打つこうということなんでしょうけれども、その検討委員会の結論やいろんな学者の先生たちの指摘なんかを十分見た上で準備書ができて、それを縦覧して、公聴会その他ではっきりしてからでもいいんじゃないかなというふうに思えますね。

それで、私たちこの間、岡山県吉永町の視察に行ってきたんですけれども、吉永町は今合併しなかったものですから、岡山県の県庁に行きました。それで御存じのように、ここの吉永町のは申請があったのが平成10年3月10日なんです。それで平成10年5月20日に県知事が不許可

にしました。業者がその後、不許可になった1週間後に行政不服申し立てをしてるんですよね、業者が厚生省に対してですね。その厚生省に不服申し立てをしてるんですが、その不服申し立てを厚生省は平成11年6月8日に審査請求を却下してるんですよね。業者の不服申し立てを却下してるんですが、その行政不服の中で、知事が、当時の小泉純一郎厚生大臣ですけど、弁明書を出してるんですが、この弁明書の中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の3第2号に規定する公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項等については、当該地域ごとの地形、地質、水源などの具体的事情を踏まえ、災害防止、汚染の防止に関する事項に実効性があるか否かを個々のケースごと具体的に判断する趣旨だというふうに理解してるというわけですね。

それで、全国一律に画一的な基準で判断できるものであれば、都道府県知事に委任をする必要はないわけで、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定されている技術的基準及び規則第12条の3に定める災害防止のための計画の内容については、当該地域の特殊性を考慮したある程度の裁量は認められてしかるべきだというふうな申し立てですね。だから当然、水俣と例えば北海道なんかというのと、水俣病で地域全体がまだ健康レベルが非常に低いとか、まだ汚染されて全体が有病率が高いとか、そういったこととが違いますから、一応一律の環境基準ではいけないんじゃないかと思うんですね。

それから、もう一つ、この中で言われてるのは、審査請求人は業者ですけど、審査請求人は不許可処分の理由について極めて抽象的なおそれであるというふうに主張する。水が危ない水が危ないって抽象的に県は主張してるじゃないかと言ってるけれども、飲料水については汚染の事実が発生してからでは人の生命、健康について取り返しのつかない事態を招くことになり、極めて高度な安全性が要求されていることから、水道水源などの安全性確保に支障を来すおそれがあれば不許可理由となるものであると。だからその具体的に危ない、じゃ実際危ないのかどうかという確認はもちろんできるわけではないわけですから、抽象的なおそれでもいいということなんですよ。

そのほかにも幾つか書いてあるんですが、これ資料はぜひ見て参考にさせていただければと思いますが。こういうことを踏まえて最終的に国は業者が不服申し立てしてるのを却下したわけですよ。また最後に裁判にそれからなってるんですが、最終的には裁判を業者が取り下げて、土地は寄附したという形になって、寄附した土地は使う者がなくて荒れ放題という状況のようですけども、今現在。

だからそういうふうに考えると、熊本県が、確かに市長が検討委員会で県の担当者にも聞かれて、県の方は、いや、法を満たしておれば許可する以外ありませんというふうに明確に答えられてましたし、私たちが保健所でいろいろお聞きしたときもそういうことでしたので、熊本県の言

い方すれば、それは幾ら反対運動しても、いろいろ問題点を指摘しても幾らでもクリアしていけるわけだから、許可せざるを得んというふうにならざるを得んと思うけど、岡山県のこういう県知事と厚生省のやりとりの中では、そういう一定の地域の特殊性だとか、それからどこまで立証せないかんのかという立証の程度などについては限界があるわけですから、そういうことも踏まえて最終的に厚生省が県が却下処分したことは間違いじゃないということで認めてるわけですよ。

こういう事例だってありますので、やっぱり今、午前中緒方議員がおっしゃったように、ぜひ私たちは市長に、だれも好きこのんで来てほしいと思ってる市長はどこにもいないと。自分も反対なんだということですので、ぜひ先頭に立って最後までそういう、まだ断念、阻止できる可能性があるならばぜひ頑張っていたきたいなという思いを込めて言ってるわけですよ。だから岡山県のこれもぜひ参考にして検討していただいて、対策をまた講じていただければなと思いますけども、いかがでしょうか。それだけお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） ただいま岡山県の吉永町の事例を御紹介いただきましたが、岡山県につきましては、県が最初不許可にしまして、その不許可に対して異議ありということで厚生省に申し立てたということでございます。

これにつきましては、厚生省もその申し立てを却下したということでございまして、県の措置が正しかったということでございますが、県の不許可理由につきましては、先ほどおっしゃいましたように、水源ですか、水の問題について適切な配慮がなされていないというような申請があったということで、その実態をその地域の実態に即して県が判断したということで不許可になっているわけございまして、そういったことにつきましては、当然申請の段階で業者の方の申請に誤りがあったと申しますか、そういうふうなあれがあったわけでございますので、それは当然県の方としては不許可にすると。そういうのが実態だと思っておりますので、それは私どもも十分理解はしております。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 じゃ、この資料は、もう弁明書の中身は見られてるわけですね。お持ちなんですね。ちょっと何か部長、全部きちんと読んでいただきたいなと思いますので、後でじゃ資料を出しますので見てください。それで終わります。

議長（松本満良君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

（総務企画部長 高口義幸君登壇）

総務企画部長（高口義幸君） 次に、市長と特別職の報酬、退職金について、思い切った引き下げを断行したらとの御質問にお答えいたします。

現在、水俣市長の給料は、県下市長の中で最も低い給料であります。

また、市長等の特別職の退職手当につきましても、水俣市の算定方式では1期4年在職した場合、他市の算定額の約50%から60%の支給額となっておりまして、この支給額の余りの低さに県の方から確認の電話があったというふうな状況でございます。

さらに、交際費につきましても、暫定予算の山鹿市を除きまして最低額となっております。

したがいまして、現在これ以上の引き下げは考えておりません。

次に、部長制の廃止についての御質問にお答えいたします。

複雑多様化する社会ニーズ、あるいは住民のニーズを的確に把握し、行政の究極の使命である住民の福祉の向上を実現していくためには、トップマネジメントの補完、部門間の総合調整など部長職の担う役割は欠かすことのできない重要なものであると考えておりますし、行財政改革は経費の節減だけではなく、住民サービスの向上、組織の効率化をも追求する必要があると考えますので、今後も部長制は継続してまいりたいと思います。

なお、部長制を継続した場合におきましても、部長級への昇給に伴う影響分で考えますと、人件費の増につながるような影響はございません。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 1点だけ部長制の問題でお尋ねをいたしますが、確かに課間の調整というのは非常に大事だし、それが全部市長に負担がかかってくるということになると大変だと思うので、八女市の例で言うと、八女市は平成13年の7月から助役じゃなくて副市長制というのを取り入れてますよね。部長制を廃止してやってるわけですけども、ここでは逆に効果として、権限と責任が明確になって、市民により近い行政の推進ができるとか、増大する行政の役割に迅速に対応するため、執行責任者、助役を副市長というふうに明確に位置づけて、執行責任者と現場の責任者の課長とを直結してリアルタイムで現場行政が実現したとか、幾つかそういう、今のままだとそれは確かに大変だと思いますけれども、そういったようなことも含めて一遍検討してみられるおつもりはないかどうか。

それから、部長制を廃止した場合の財源の削減というのはどれくらいできるのか、部長制をなくした場合というのは試算されたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） 議員御指摘の副市長制につきましては、確かに今、八女の例を説明されましたが、平成11年度に全国に先駆けて導入されました新潟の上越市、こちらの方では導入した結果、横の連携が不十分であったというふうなデメリットが出てまいりまして、もとの組



織に戻したというふうな状況も出ております。

本市でも、これまで機構改革等ですっと不断の努力で見直しを行ってきておりますが、現在のところ、そういったところからしまして副市長制の導入については予定をしてございません。

なお、部長制を廃止した場合の財政的な面の試算はどうかということでございますが、単純に部長、今私を含めて3名おりますけれども、これをただ単純に3人減らせば済むかというふうな単純な問題ではないと思っております。3人減らせばその分だけ、各課長の方に業務の負担がかかりますので、場合によっては課を変更したり、課長をふやすとかいうふうなことをせざるを得ない状況も出てくる可能性もございます。それぞれ総合的に勘案する必要あるかと思っておりますので、必ずしも部長を減らしたから業務がうまくいく、あるいはそれで財政的にメリットが出るということは言えないのではないかというふうに考えています。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） ちょっとつけ足しみたいになりますけれども、私が市長に就任いたしました非常に感じましたことは、それぞれの課を横断しての連携というものが、なかなか行政にはとりにくいなというのを一番感じた事であります。例えばいろんな物事を対処するとき、1つの課だけでは対応できないと、それが2つの課、3つの課とか、多くの課にまたがることによって、柔軟かつ迅速で効果的な対応ができるというふうなことがあります。一般質問もそうですけれども、議員の皆様方も多分お感じになられたと思っておりますが、ほかの課と協議してくればいいのに、なかなか1つの課だけで担当決めて対応しようとするもんですから、議会の皆様方も満足いく答弁にならなかったということも多分経験されたと思っております。その上では、この部長というのはその幾つかの課をまとめた対応をしてくれますので、そういう面では部長級が必要ですし、その間の部長がなくなりますと、助役でも副市長でも一緒なんですけれども、そこがすべてに対応するというので、全庁的に見るのは私がきちっと庁議で連携をすれば必要なことでございますので、そちらの方が効果的ではないかと、そして前市長のときにも部長制を廃止しようかどうかということで、いろんな調査をされた経緯がありまして、そのときにもやはり部長級は必要であるということで、また部長の数をふやしたという経緯もございまして、今のところ水俣市では今の体制で円滑に機能しておるというふうに判断をいたしております。

議長（松本満良君） 以上で中山徹議員の質問を終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午後2時31分 休憩

---

午後2時41分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中功議員に許します。

(田中功君登壇)

田中 功君 皆さん、こんにちは。

きょう最後の質問者となります新水会の田中です。よろしくお願いいたします。

さて、来月の4月1日から市内、総合体育館、そして武道館内で禁煙となります。たばこ税1億6,000万円を納める納税者の一人として多少異議を述べたいところですが、健康上から、また、世界的な禁煙の風潮から、そういうことを理解しまして決まったことは守ろうというふうに思っているところです。

ところで、政府は日本経済は徐々にではあるが、回復の兆しが見えてきたと発表しております。ところが、私たちのまち、水俣を振り返ってみますと、最近では九州電力水俣営業所の閉鎖、チッソ吉野石膏の廃業などもあり、人口は減り続け、地元経済を取り巻く環境は一層に厳しい現状にさらされているように思っております。

そこで、最初の質問に入りますが、なお、質問の中身で、けさの真野議員、それから緒方議員、中山議員と重複する点がありますが、確認の意味もありますので、通告どおり質問をさせていただきます。

まず、人口減少問題と地元経済の活性化について。

私は、地元経済の活性化のためには、一つの要因として減り続ける人口、進む少子・高齢化を防ぐための具体的な歯どめ策を早急に取り組まなければならないと思っておりますが、市長はどのようにとらえ、考えておられるかお尋ねします。

B、地元企業の雇用が低迷し、失業者もふえ、新卒者の採用も少ない状況下であり、新たな企業誘致が水俣には不可欠であります。そこで、企業誘致を本市の最重点施策として取り上げ、そのためのプロジェクトチームを設置し、積極的に取り組む考えはないかお尋ねします。

C、最近、土曜、日曜日に水俣の商店街を歩いてみますと、人通りも少なく、そして商店の売り上げも減少しているというふうに聞いております。その原因として考えることの一つに、水俣では消費者のニーズが満たされないということがあるかと思えます。総合ショッピングセンター等が水俣にあれば水俣で買い物を済ませるんだがという市民の声があります。もちろん地元の店がテナントとして入れることが必要であり、また理想ですが、今後そのようなショッピングセンター等を市として検討していく考えはないかお尋ねいたします。

D、として、皆さん御承知のとおり、新幹線が昨年部分開業しました。熊本市、鹿児島市とも通勤、通学の範囲となりました。そこで、対象となる市民に、水俣市として、通勤、通学の費用の一部を援助することも必要かと思えますが、考えをお尋ねします。

E、本市の住宅新築状況を見てみますと、数少ない件数の中で大手ハウスメーカーの浸透など

もあり、地元の大工さんあるいは左官さんなどの建設業者が需用がかなり減ってきていると聞いております。行政としても何か手助けをする必要を考えなければならないというふうに思っております。そこで、水俣市に家を建ててもらうため、水俣市に住宅を新築する市民、または転入者が地元業者に建築を依頼した場合に限り支援の一環として税制面で優遇措置をとることも必要と思うが、考えをお尋ねいたします。

2番目に、産業廃棄物最終処分場について。

このことについては市民の多くの方が関心を持ち、また危惧を持ち、大変不安に思っております。しかし、その情報、そしてその知識をお持ちでない市民の方がたくさんおられるのも事実ではないかと思えます。

そこで、Aの質問では、当該企業のIWD東亜熊本に対し、水俣市としてその事業概要、事業計画、施設の構造的な説明などについて公聴会の実施を申し入れることができないかお尋ねします。

B、予定地の買い上げについて、全協で市長から打診はありましたが、議会としては全く判断材料のない中での審議はできないと思っております。先日、167名の方の買い上げ要望を受理され、今後正式に議会に提案されるのかお尋ねをいたします。

C、環境モデル都市づくりの中で、市民、当該企業、市長それぞれとらえ方が違います。市長は先に申されたとおり、建設反対の考えだけでは水俣市は環境モデル都市の看板を外さざるを得ないという考えは変わっていないのかお尋ねします。

D、先日、産業廃棄物最終処分場の設置許可等に関する調査についての資料をいただきました。その中で、不許可になった理由に市民、議会の反対の声が反映していないように思いますが、全くそうなのかお尋ねします。

E、IWD東亜熊本の場合でも、県の指導あるいは調整を図りながら関連法の基準をクリアしてしまったら、水俣市民の声が反映されないままに熊本県は許可する可能性は高いと考えておられるのか見解をお尋ねします。

F、この処分場については、市民の方が本当に不安に思っていることがたくさんあります。抵触する産業廃棄物最終処分場に関する法律に照らし合わせるとするならば、市民の不安は取り除けることも当然あると思いますが、いかがかお尋ねいたします。

3番目に、ひばりヶ丘運動場について幾つかお尋ねします。

A、この運動場はけさの真野議員の答弁に、熊本県警水俣署の新たな建設用地として売却し、17年度予算に1億5,900万計上してありますが、確定したのかお尋ねします。

B、その面積は、また運動場のどの位置になるのかお尋ねします。

C、売却後の残った用地が当然あると思いますが、その残った用地は今後どのような予定ある

いは計画があるのかお尋ねします。

Ｄ、売却が成立したならば、運動場として使用できなくなりますが、その時期はいつになるのかお尋ねします。

最後に、ひばりヶ丘運動場を主な会場として利用している競技が幾つかありますが、その競技にはどう対処されるのか、また特に野球につきましては、競技できる場所がなくなるという懸念を持っております。この際、野球場をつくる考えはないか強くお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 田中議員の質問に順次、お答えをさせていただきます。

人口減少問題と地元経済活性化につきましては総務企画部長及び産業建設部長から、産業廃棄物最終処分場については私から、ひばりヶ丘運動場については総務企画部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） 人口減少問題と地元経済活性化について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

（総務企画部長 高口義幸君登壇）

総務企画部長（高口義幸君） 人口減少問題と地元経済活性化についての御質問にお答えいたします。

まず、地元経済の活性化のため人口減少の具体的な歯どめ策への考え方ではありますが、本市の人口については、昭和31年の5万461人をピークにほぼ毎年減少を続けておりまして、平成17年2月現在で、3万68人となっております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、今後の日本の推計人口は平成18年度を境に減少すると予想されておりまして、人口減少は本市のみならず日本全体が直面している問題となっております。

そこで、今回策定した第4次水俣市総合計画においても、目標年次である平成21年の将来人口を増加とはせず、現在の人口から社会現象を食いとめ、自然減の人口を考慮した2万9,500人と、総合計画としては初めて人口減少の数字を設定したところでございます。

本市においては、江口市長就任以来、行政の体質改善を目指してさまざまな対策に取り組んでおりますが、平成16年度には第3次行財政改革大綱、財政健全化計画に基づき市の事務事業全般にわたり総点検、見直し作業を行い、事業のスリム化、公債費の削減などによる財政の健全化に取り組んできました。この結果、今年度は対前年度比で公債費が約5億円削減されるなど施策展開においても戦略的かつ前向きな投資が行われる行政体質になってまいりました。

そもそも水俣市は、風光明媚な海、山、川があり、海岸部の湯の児温泉と山間部の湯の鶴温泉という2つの特色のある温泉を有しております。医療、福祉につきましても集積されており、人口当たりの病床数が全国平均より約2.5倍も高く、また体育館や武道館などに加え、現在整備が進んでおりますエコパーク水俣や日本一長い運動場など、特色ある健康増進施設も有しております。

高速交通体系につきましても、平成16年3月に開業した九州新幹線、現在整備が進んでおります南九州西回り自動車道により大都市との時間距離は大幅に改善されつつあります。このように、本市はコンパクトでありながら多様な都市機能が充実しております。今回策定しました第4次総合計画におきましては、このような本市の住みやすいまちとしてのポテンシャルを十分に生かし、環境と経済、健康で安心安全な暮らしがバランスよく調和して持続的に発展向上していくまち、エコポリスみなまたを将来の都市像とし、そのエコポリスみなまたの基本方向に基づき、住みやすいまち、住みたいまちとして本市の魅力をさらに高める施策を展開してまいります。

ゆとりある暮らしの創造として、みなまた未来の環境ミュージアム構想等の推進により、これまでの環境への取り組みをさらに進め、豊かな暮らしの創造として水俣エコタウンプランの推進による雇用の拡大や住宅政策等に取り組んでまいります。

また、いやしのある暮らしの創造として、医療・福祉政策の展開や薬草園構想に基づく予防医学への取り組み、豪雨災害の教訓を生かす防災のまちづくり等による安全安心で住みやすいまちづくり、基盤としての人づくりの推進として、子育て支援の充実、学校教育における児童・生徒の学力向上対策等による子どもを産み育てやすい環境の整備等、積極的に進めてまいりたいと考えております。

このように、重点戦略や分野ごとの施策の取り組みを総合的に実施することで、住みやすいまち、住みたいまちとして本市の魅力を高め、交流人口、定住人口をふやすことで社会減少を食い止め、人口減少の抑制を図りたいと考えております。

次に、新幹線開通による熊本市、鹿児島市への通勤、通学に対する運賃の一部援助についてお答えいたします。

九州新幹線、新八代 - 鹿児島中央間は昨年3月13日の開業以来、はや1年を迎えようとしていますが、乗客数につきましては、先月2月15日に300万人を突破し、JR九州の当初年間目標の248万人を大幅に上回り推移しており、順調な滑り出しを見せております。また、新幹線の開業により、新水俣駅からも朝6時台から夜中の11時過ぎまで利用でき、さらに熊本 - 新水俣間58分が36分、鹿児島中央 - 新水俣間の87分が約3分の1の32分と移動時間も大幅に縮小されたことにより、熊本市や鹿児島市がぐっと身近になり、本市におきましても両市とも通勤、通学の圏域となっており、現在60から70名の方が新幹線を利用して通勤、通学等されているとお聞きして

おります。

これまで、熊本市や鹿児島市に在住し、通勤、通学されていた方が、新幹線の開業により利便性が増したことから、自宅から新幹線を利用した通勤、通学に変わってきているのではないかと考えております。料金につきましては、新幹線の定期券つばめエクセルパスが熊本 - 新水俣間 1 カ月通勤定期で 7 万 310 円、通学定期で 5 万 1 870 円、鹿児島中央 - 新水俣間の 1 カ月通勤定期で 7 万 9 550 円、通学定期で 4 万 7 320 円となっております。

このように、通勤、通学される方の経済的な負担は大きいものの、アパート、下宿等の経費、食費等の負担等の比較、または家族との生活を考えればメリットは大きく、今後、博多まで全線開通した場合、福岡方面への新幹線通勤、通学がさらにふえていくのではないかと期待いたしております。このことは多少ではありますが、本市からの通勤、通学により人口の流失、人口の減少への歯どめの一翼を担うものではないかと思っております。

議員御提案の運賃の一部援助により、確かに新幹線通勤、通学の利用の促進や本市の定住促進には、何らかの効果が考えられ、また定期券購入などの経済的負担の軽減が考えられますが、本市におきましては厳しい財政状況にありますことから、運賃の一部援助につきましては、今後その有効性について検討してまいりたいと考えております。

次に、市内に住宅を新築する市民、または転入者が地元業者に建築を以来した場合に限り、税制面で優遇措置がとれないかという御質問にお答えをいたします。

議員からの御質問の内容が新築住宅にかかわる税制ということから、固定資産税について御説明申し上げます。現在、新築住宅にかかわる固定資産税の減免措置につきましては、地方税法の規定によりまして当初課税年度から 3 年間、住宅部分の床面積のうち 120 平方メートル分までの税額につきまして 2 分の 1 の額を減額いたしており、またこの実績が平成 16 年度の実績で 516 戸分、2,094 万の額を減免いたしております。さらに、住宅が存在する土地の固定資産税につきましても、同様の軽減措置を適応いたしております。

住宅建築促進による人口の抑制、地域経済の活性化のための税制優遇措置も施策の一つであるかと思いますが、この件につきましては、地価の抑制や雇用の創出など、産業振興を第一義的に考える必要があることや、税の公平性の観点から現状でのさらなる優遇措置の実施は困難であると考えております。

議長（松本満良君） 次に、2 項目め、3 項目めについて答弁を求めます。

松山産業建設部長。

（産業建設部長 松山勝征君登壇）

産業建設部長（松山勝征君） 地元雇用の拡大のため企業誘致を本市の最重点施策として取り上げ、そのためのプロジェクトチームを設置することは考えられないかについてお答えします。

本市の企業誘致の推進体制は、現在、企業対策室に職員4名を配置し、企業誘致は本市の産業振興、ひいては地域経済社会の振興のための最重要課題として位置づけ、企業誘致活動に鋭意取り組んでおります。平成13年2月にエコタウンに承認後、これまで産業団地にリサイクル産業を中心に、6社が進出し、順調に操業が行われております。この誘致企業の中には、現在増設工事を実施している企業が1社、増設工事を計画中の企業が2社ございます。新年度には、樹脂混合ボード製造工場や授産施設でありますペットボトルリサイクル工場などが新たに操業を開始する予定になっております。

また、平成16年3月には、市の誘致企業であります河村電器産業株式会社が、江口市長の熱い呼びかけによりまして、同社水俣工場が、同社グループの広島から中四国、九州、沖縄での西日本地域の拠点として再編され、カワムラ西日本株式会社として立ち上げられています。

今後、工場の増設と既存のラインを活用し、情報通信関連の新たな製品を製造するため、従業員を現在の180人体制から、大幅に増員されると伺っております。そのほか、新栄合板工業株式会社が、新たな建築用合板材の製造のため、敷地内に設立したシンエイテクノウッド株式会社は、施設の能力増強のため平成16年3月に水俣産業団地内に新工場を建設されております。

マスコミ等によれば、全国的には景気は上向きにあると報道されております。しかしながら、企業を取り巻く経営環境は、いまだ厳しいものがあります。このような中で、本市の誘致企業の経営状況は順調に推移していると認識をいたしております。これも、市議会の皆様の御指導、御協力と市長のトップセールスの成果であると考えております。

企業誘致は、議員お説のとおり、地元雇用の拡大のための最重点施策であると認識をいたしております。現在、産業団地内の誘致企業の従業者は116名という状況です。従業員の募集に当たっては、可能な限り地元からの採用をお願いしてきておりますが、引き続き強く要望していく所存です。

企業誘致体制は、今後も、商工観光課の企業対策室を中心とした体制を維持しながら、企業誘致に係る環境整備をするため、担当課だけでなく、庁内で横断的に連携を図り、こちらから打って出る積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、地元消費流出の防止、または消費者ニーズを満たすためには、地元の商店がテナントとして入れるような総合ショッピングセンターも必要との市民の声もあるが、今後検討していく考えはないかについてお答えします。

現在、水俣市の北には、八代等の大型ショッピングセンターが、南には、出水市に大型スーパー等が立地しており、両方の商圈内に水俣市が含まれております。

総合ショッピングセンターは、消費者の立場から利便性、市外からの集客の増加、雇用の場の拡大、税収の増加を見込めるもので、経済的効果も期待できるものと考えられます。一方、本市

に総合ショッピングセンターが進出した場合、テナントに一部の地元商店が入居したとしても、競合業者が入ること地元商店街や市内商店への配慮が重要課題となってまいります。例えば、本市において過去に大型店であるエムズシティが開業する際に、テナント入居について地元商店に声かけが行われたようですが、経費的な面で非常に入居は困難であったとお聞きしております。

また、県内他市町の状況につきましても、地元商店のテナント参入は難しく、多くは市外からの業者が参入しており、地元商店が入店したとしても現在では空き店舗も目立ってきたとお聞きしております。

このようなことを考えますと、総合ショッピングセンターにつきましても解決すべき課題が多くありますので、民間からの提案があるならば、地元商店街を初め商業者などの理解を得ながら検討していきたいと思っております。

議員御承知のとおり、市内商店街を取り巻く環境も非常に厳しいものがありますが、市内商店街の中には女性の方々が活性化のために活動を始められており、これらの活動を支援しながら魅力ある商店街づくりを進めるために商工会議所や商店街、関係団体と連携を深めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 まず、人口減少問題の件からなんですけれども、部長、総合計画の中で、5年後は2万9,500人を設定しているという話がございました。今3万100前後ですよ。当然4月になれば、高校生も卒業しますし、あるいは水俣にまだ住所を置いているという大学生もかなりいますし、4月になれば当然水俣の人口は3万人を割るということはもう確実ではないかというふうに思っております。人口減少問題は水俣だけの問題じゃないということは私もよく理解できますし、なかなか具体的な策をここで申し述べよと言うても難しいことは理解できます。ただ、部長が申された中に、住みやすい水俣づくりという答弁がありましたが、私もそのとおりだと思います。これに沿ってそして第4次総合計画に沿っていくなれば、人口減少の2万9,500人を目標に進めていくということも可能かなというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

企業誘致につきましては、市長やそれから担当職員の方の努力で成果が非常に上がっていると、そういうふうに思っております。大変心強く思っているところですが、ただ、ここで当然満足することはなく、また満足してはいけないというふうにも思っております。現在、企業対策室にはたしか4人いらっしゃるかと思うんですけれども、企業対策室では地場産業の活性化というテーマも当然ございますし、また企業誘致におきましては水俣の諸条件、例えば流通経路の問題、用地確保の問題等で非常に厳しいというのも事実だと思います。そのためには、プロジェクトチームについてはっきりした答弁がありませんでしたので申し上げますが、答弁の中では最重点施策として考えたいということもありましたので、この際、予算も取りつけて、職員もふやしていた



だいて、専用のプロジェクトチームをぜひつくっていただきたいと思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、総合ショッピングセンターの件ですけど、おっしゃるとおり、地元の商店の皆さんあるいは既存の生協との兼ね合いもあると思います。大変難しい問題であります。ただ、出水、八代との地域環境、そのはざまである水俣は消費がよそに逃げているという現状も事実であります。市民が生活しやすいまちづくりという観点からも質問しましたが、この件では答弁でありましたように、商工会議所、商店街等の意向を確認しながらさらに協議、検討を重ねていただきたいというふうに思います。

D番目の通勤、通学の費用援助についてですが、部長のおっしゃられたとおりです。新水俣 - 熊本間は所要時間35分で一般が7万310円、学生が5万1,870円ですね。新水俣 - 鹿児島についても所要時間が33分で一般が1カ月7万9,550円、学生が4万7,320円。福岡も私調べたんですけども、新水俣 - 博多間が今現在、所要時間が約2時間くらいですね、一般が1カ月間で14万9,090円、学生が8万8,770円です。これは部長の調べてあるとおりです。ただ、新幹線が全面開通しますと、所要時間も当然1時間くらいになりますし、福岡市内も当然通勤、通学の範囲というふうになると思います。先ほど、人口流出の防止、それから住みやすい水俣づくりという観点からも、例えば通年的に通学の一部を負担したとしても、水俣市に住んでいただけるならば、市民税という形で返ってきますし、そんなに水俣市にとって収支のバランスにはあんまり影響ないと思うんです。だから、先ほど言いましたように人口流出の防止という観点から考えれば、これはぜひ検討していただいて、6月議会でも議会に、提案していただければありがたいなと思いますがいかがでしょうか。

市民の新築の支援について。千葉県の木更津市は建築資金の一部を補助しておるところであります。これもやっぱり人口流出の防止と地場産業の育成というのも兼ねていると聞いております。部長おっしゃいましたように、水俣でも今税制面で多少援助はしてありますが、私も固定資産税を参考に上げて申し上げようと思ったんですけども、例えば固定資産税を期間を定めて免除しても、先ほど同様、水俣に住んでいただくということであれば、市民税等で幾らか補えますし、またそれに附帯した効果も当然出てくるのではないかとこのように思います。

部長は、税の公平性ということを申されましたけれども、今既に3年間2分の1という補助をしてあるわけですから、水俣独自ですということも十分これは可能かと思っておりますので、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

2回目は以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 田中議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

今、田中議員から御質問がありましたとおり、トータルで物事を、水俣にプラスかマイナスかというのを判断するのは大変これからの地方行政にとって重要なことではなかろうかというふうに思っております。今回、先ほども褒めていただきましたけれども、第4次の水俣市総合計画も、ただいろんな補助金を普通に使うのではなくて、やはり付加価値をつけて他市にないような競争力を持ったものということで、相当細かい部分にまで言及をいたしております。その中で議員がおっしゃったように、通勤についての定期の方での補助をしたらどうかということをございまして、これも一つの手ではなかろうかというふうに私どもも実は考えました。新しく合併しました薩摩川内市もこのことを考えておられるようでございまして、様子を見てみようかというふうに思っております。それと、もう一つ具体的なことを申し上げますと、助成しても金額次第では本当に水俣に、その金額で移り住んでいただけることになるのか、ただ通勤する方々に金を出しただけになりはせんかというもございまして、そういう面ではちょっと具体的に数字までやはりはじくことも必要だろうかというふうに思っております。

また、住宅の施策にしても、非常に水俣というのは土地も狭いもんですから、値段も高いし、アパートにしても高いということで、やはり住宅政策も何らかの手を打っていく必要があるというふうに現在考えております。

水俣市の方で100%出すということになりますと、相当な財政負担になりますので、今、国土交通省の方ともいい手だてがないかということで都市政策課を中心に検討しておりまして、今回のちょっと質問でお答えするに至らなかったことは大変申し分けございませんでしたけれども、国土交通省の住宅課の方ともいろんな住宅施策の新しい補助金等が7月からあるやに聞いておりますで、そこを十分に活用しながら有効な手だてを打っていくことができればというふうに前向きに検討をいたしております。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） 田中議員の最初の質問にお答えをさせていただきます。

プロジェクトチームの件でございましたが、現在の本市の企業誘致につきましては、まず、誘致については情報の収集が一番大事でございます。これについては、もちろん商工観光課の方が一義的には動きますが、いろんなところに情報が入ってまいります。それを企業誘致の場合はやっぱり秘密が一番大事でございますんで、まずは市長の方に一元管理をしていただいて、基本的には、従来から市長申しましたように、トップセールスでそれに対して迅速に動くということで行っております。もし、具体化してくる中で庁内全体で動かしていくような必要が出てくる場合には、これまでも私ども執行部の方でいろんなプロジェクト動かす場合には、臨機応変に市長の支持を仰ぎながら、プロジェクトチームをつくっておりますので、そういった流れの中で具体化

をしてまいれば、そういったプロジェクトチーム当然つくりながら進めていくことになるのかなというふうに思います。

それから、最後の税金のことかと思えますけれども、確かに固定資産税と市民税と比べるとどうかということでございます。確かに、新築住宅、これは単純な計算上の話でございますけれども、大体本市の市民税の1世帯当たりの平均が5万2,000円ぐらいでございます。新築住宅をつくった場合の固定資産税の平均が大体6万3,000円くらいと。単純に比較すると市民税の方が少ないんで、賄うことはできないというふうなことでございますけれども、いろいろ議員がおっしゃられたようなことにつきましても、どうしたら本市の人口がふえるのかということについては、片面からだけの検討ではなかなか進まないと思えますので、先ほど答弁で申しましたように、産業振興施策あるいは社会基盤の整備等を一義的に考えてまいります。それを補完する部分としてどうしたらそういうのが誘導されるかというインセンティブという部分でいろんな税制上の問題についても、税の公平感はもちろん大前提として検討する必要があるんですけれども、それを踏まえた上で議員のおっしゃったことについても検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 財政面のことと言われると次の言葉がなかなか出にくいんですけれども、お互い共通しているのは、住みやすい水俣づくりというのは共通していますので、いろんな手を使いながらいろんなことを考えながらこれから進めていってもらいたいなというふうに思います。

それから、人口減少と企業誘致の件ですけれども、これは執行部だけに任せるのではなくて、我々議会も一緒になって活動しなければならないというふうに自覚しております。必要あればぜひ、引っ張り出してもらいたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（松本満良君） 次に、産業廃棄物最終処分場について答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 産業廃棄物最終処分場について、順次お答えをさせていただきます。

まず、当該企業のIWD東亜熊本に対し、水俣市として事業概要、事業計画、処理施設の構造的な説明などについて、公聴会の実施を申し入れることができないかについてお答えさせていただきます。

議員も御存じのとおり、この建設事業計画は、許可申請に先立ち環境影響評価法に基づく県の環境影響評価条例により、環境影響評価の調査を実施することとなっております。したがって、環境影響評価準備書の段階で県知事が必要に応じて公聴会を開催し、住民等の皆様から環境保全

の見地から意見をお聞きする場面がありますので、公聴会を県と重複し、市独自で事業者に申し入れを行う必要があるのかという御質問については、現在のところ考えておりません。

次に、予定地の買い上げについて、全協で打診はあったものの、議会としては判断基準のない中では審議はできないと思うが、市民167名の署名を受理し、正式に提案されるのかについてお答えします。

何の権限もない水俣市が建設計画を阻止するとした場合、一つの案として、昨年9月に建設予定地の買い上げに関する事業者との協議について市議会に打診いたしました。しかし、議会としては一部の議員からは御理解をいただいたものの、判断基準のない中では審議できないということで、賛同が得られなかったものであります。このような中で建設計画地の一番身近に住んでおられる湯出地区の自然環境を育てる会代表から、去る2月25日に167名の署名とともに自然環境の保全及び育成を求める陳情書が提出されておりますが、これら市民の意向を厳粛に受けとめながらも買い上げとなると高額な経費が予想され、市民の御理解もいただかなければなりませんので、議会で新たに設置されました廃棄物最終処分場問題特別委員会や各議員の皆様方の御意見を賜りながら慎重に判断したいと考えております。

次に、環境モデル都市づくりの中で、市民、当該企業、市長、それぞれの立場でのとらえ方が違うが、建設に反対では、環境モデル都市の看板を外さざるを得ないと言われているが、今でもその考えは変わらないのかについてお答えいたします。水俣市は水俣病発生後、さまざまな形で自治体、市民、企業などが一体となってあつれきや対立の解消を図りながら水俣市の再生を図ってまいりました。その結果がごみの21分別など環境に対する市民の意識の高さと自負するものであります。また、環境モデル都市づくりでは、有限な資源のリサイクルを基調とする社会システムを進めていくため、また水俣市の環境施策に共鳴し、環境保全協定を結び環境に配慮した取り組みを行っている企業をもっと率先して受け入れております。したがって、水俣市には一切最終処分場の建設は許せないという不合理な考えでは水俣病の教訓からさまざまな形で水俣市の再生を願い、振興を図り築くために宣言し、掲げてきた環境モデル都市としての看板を外さざるを得ないのではないかという懸念を持っているということです。さらに、このような中、市が中立という立場であることで議員の皆様方が疑義を持たれるのであれば、また本当の意味で私を建設反対の立場にさせたいのであれば、皆様方から最終処分場のために環境モデル都市としての看板をおろしてもよいという同意をいただければ、私はすぐにでも反対の表明を行います。

次に、産業廃棄物最終処分場の設置許可等に関する調査についての中で、不許可理由に、市民、議会の反対の声が反映していないように思うが、全くそうなのかについてお答えします。

調査は、産業廃棄物最終処分場の許可権者、いわゆる法定受託事務をされておられます都道府県47カ所、政令市と保健所設置市である市57カ所に、市独自でアンケート調査要旨を作成し、送

付いたしました。

したがって、不許可が全体で10.7%、不許可理由が設置計画事業者の資金面や技術上の基準に不備のためなどの理由により不許可となっておりますので、アンケート結果から見ると市民や議会の反対の声による影響はないものと判断しております。

次に、IWD東亜熊本が県の指導あるいは調整を図り、関連法の基準をクリアしたら市民の声が本市の場合でも反映しないままに許可される可能性は高いのかについてお答えします。

12月定例議会で大川議員にお答えしておりますとおり、この事業に関する設置許可は、国の所管事項の法定受託事務として県がその事務を担当しておりますが、平成16年10月に実施した第2回検討委員会時、県の担当者からも説明がっておりますし、昨年12月21日、水俣市民の方々が熊本県庁で最終処分場反対の署名を県知事あてに提出された際にも、廃棄物対策課長からも事業者が法の要件を満たしていれば許可しますとお話があり、県の方針を明らかにされております。

次に、この処分場については市民が不安に思っていることが数多くあるが、産業廃棄物最終処分場の関連法に沿うならば不安を取り除けると思うがについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、産業廃棄物最終処分場に対する情報の提供不足や虚偽、過大な情報の反乱が市民の混乱を招く一つでもあると考えます。さらに、市民の方々の声に巨大なごみ捨て場が長崎・木臼野地区に設置されるという不安なお声をお聞きいたします。したがって、この廃棄物処分場建設計画の件は環境モデル都市水俣として最も市民の重大な関心事項でもあり、重要な検討事項でもあると認識し、市としてのきちんとした考え方の説明や本当の意味での情報提供を行い、市民と一緒に考えて、理解していただくために市広報紙特報版の発行や建設計画に係る各種団体への説明会に出向き、市民に対し情報を提供しておりますが、一部の方からこの目的は何かという御指摘をいただいております。しかし、市は行政でありますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法を遵守しながらも水俣市の環境や市民の健康で安心安全な暮らしを守るため、この事業計画に関する情報を市民と共有しながら市民が不安を抱かないよう今後も機会があるごとに情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 まず、公聴会の件なんですけど、確かに手順はあります。その問題は十分わかります。ただ、私が思ったのは、水俣の命と水を守る市民の会の皆さんが集められた多くの署名の中に、間違った知識で署名されたというような方もたくさんおられたことも事実のようです。市民としては、この処分場については、ちゃんとした知識を持って、またちゃんとした情報が必要と思いましたので、こういう公聴会をしたらどうかという、公聴会をいわゆる業者に申し入れたらどうかという質問をいたしました。

IWD東亜熊本にしましても、手順にとらわれず、今の現状、水俣の現状を考えるならば、検

討委員会、特別委員会だけではなくて、市民の多くの皆さんに知ってもらう必要性も感じておられるでしょうし、公聴会の中身については、後日打ち合わせということもできると思いますので、ぜひ私は申し入れをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

それから、市民の声が反映するかどうかについてですけれども、県としては市民の反対の声が当然重く受けとめておられ、当然許認可に当たっては慎重に対処されるというふうに思います。しかし、法律の基準をクリアした場合許可率が高くなれば、市長はこれまでの発言どおり中立の立場が水俣市にとって将来的により結果をもたらすという考えは、今も変わってないのかお尋ねします。

それから、ちょっと2回目の質問でどうかなと考えたんですけれども、わからなければ答弁は要りませんのでよろしくをお願いします。

IWDは既に国内で最終処分場を幾つか持って、また操業もしてらっしゃいますが、その処分場の中でその地区の住民の方とトラブルがあったとか、そういう調査はしておられないか、調べてありましたらお答えいただきたいというふうに思います。

2回目の質問は以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 再質問にお答えさせていただきます。

1回目の質問とちょっと重複いたしますけれども、企業に対して、公聴会といいますか、そういうのを申し入れないかということでございますけれども、ちょうど今年の9月ごろに命と水を守る会の方から間を取り持ってほしいというお話が一度ございました。そのときに、企業には公聴会とかの要望をされたんですかということをお聞きしましたら、一度もしてないということをおっしゃったので、まず直接話をされたらどうでしょうかという御提案をさせていただきました。その後されたかどうかについては現在のところ確認をいたしておりません。

一応段取りのルールといたしまして、県の方が公聴会を開くというふうな権限を持っておりますので、県の方とも協議をしながらそのときに解消できるようであれば、させていただきたいというふうに思っており、その考え方は現在でも変わっておりません。

それと中立の考え方が水俣市にとって市として最大が一番いい方法であるかどうかと、思っているかということにつきましても、きょうも田中議員の前に2人ほど同じような御質問がございましたが、この考え方が今のところが一番ではないかというふうに思っております。今年の6月、9月からずっと、9カ月近くずっと申し上げてまいりましたけれども、とめる方法があるのであれば、保険というのを掛ける必要がありませんので、反対に回って阻止してもいいですよというお話を申し上げてきておりますけれども、現在のところ具体的にとめる方法というのはまだ、ど

なたからも提案があっておりませんので、今のところでは一つの方法として私が提案させていただきました買い上げ方式しかないのではないかというふうに思っております。しかし、その買い上げの方もまだ、議会の皆様方に賛同をいただいておりますので、現在のところは中立でいろんな可能性を考慮しながら今の立場で物事を進めていくことが一番現実的ではないかというふうに考えております。

それとIWDが事業を現在営まれております黒磯市につきましては、IWDから昨年2月に申し入れがあってから、早い段階で黒磯市の方に、IWDというのは一体どういう企業かと、それと行政に対して好意的なのかということを確認させていただきまして、現在のところ行政からお聞きした話では具体的にトラブルがあったということは聞いておりませんし、行政の方にもきちっと好意的でちゃんと情報の方も開示していただけるというふうなお話だけはいただいております。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 この件については、最後の質問をさせていただきます。

処分場の設置許可について許可率が高いと考えられる部分もあるということと、それから買い上げの問題で財政上の大きな問題もありますし、それから先日の特別委員会の中で、IWDの小林社長は売却は全然考えてないというふうに完全に否定されております。そういうことで買い上げも非常に難しいということになれば、後は業者に対して、出ていけじゃなくて計画断念のための交渉というようなことも考えてもいいんじゃないかと思う次第です、一つの方法としてですが。業者の方も今水俣市民の意向というのは十分わかってらっしゃると思うんですよ。そこで、皆さんよくおっしゃってるように、ほかの議員さんもおっしゃってるように、市長が市民の全体の先頭に立って交渉役を担うということも一つの効果があるのかなと私は思うのですが、そうしますと市長に対する市民の信頼度もさらに高くなるんじゃないかというふうに思います。この点について最後に市長のお考えを聞かせてください。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 今、田中議員がおっしゃいました断念のための交渉をすることもどうかということですが、実はそのことも想定に入れて中立ということでもあります。といいますが、県の方は許可権者でございますので、県の方が中立ということは事実上ありません。その中で権限を持たない市がそういう立場に立って交渉すること、それと以前から申し上げますとおり、環境モデル都市ということでございますので、我々のこの行動というのは多分全国各地から私は注目をされております。その中でやはり環境モデル都市の市長として、はずかしくないような対応をすべきであるというふうな自負のもとに行動をいたしております、買い上げの方式というのもただ何も無いのに断念をしてくださいというのは企業にとっても、当然企業という

のは営利を目的に動かれますので、何もなくて中止をしてくださいということも言っても、多分まとまることはないだろうというふうに考えております。それと、例えば産廃業者の宿命でございますが、反対がない地域はないというふうに多分覚悟されてこの事業に臨んでおられますので、そういう面では手ぶらではなくて、土地の方は買い上げますので出ていってくださいというふうなための交渉をすべきではないかということで、何度も言いますが、議会の皆様方にも交渉させていただきました。ただ、IWDの小林社長が土地は売る気はないというのもどこまで、本気だろうとは思いますが、もしいざというときのために土地を売って出ていこうかという想定をされているのであれば、当然売りたいけど売るということでの、価格を上げるための一つの手段でもないかということも想定されますので、あれを100%信じているかというその辺も裏の方も読みながらいろいろ対応していきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、ひばりヶ丘運動場について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） ひばりヶ丘運動場の売却益について、平成17年度予算に約1億6,000万計上しているが、確定したかとのお尋ねにお答えいたします。

確かに、平成17年度予算に運動場の売却益として約1億6,000万を計上いたしております。この土地の価格は予算計上の直前に不動産鑑定を行い、その鑑定額を根拠といたしております。しかし、土地の価格は年々変化するものです。したがって、熊本県の意向も踏まえ、土地売買契約を締結する前に、不動産鑑定を行った後、財産価格審議会からの答申を経て、価格を決定し、売却することとなります。

次に、その土地の面積、また運動場のどの位置になるかのお尋ねでございます。面積は真野議員の御質問にお答えしたとおり、6,500平米でございます。位置は運動場の左側手前になります。

次に、売却後に残った土地の活用についてお答えいたします。

現在、ひばりヶ丘グラウンドの総面積は約2万2,000平方メートルでございますので、そのうち売却予定の6,500平方メートルを差し引いた約1万5,500平方メートルが残ることになります。このうち、現時点では測量が終わっていないため、正確な面積は不明でございますが、ひばりヶ丘グラウンドの一部が南九州西回り自動車道の用地となるため、その部分を除きますと約1万2,000平方メートルが売却後に活用できる用地となります。現在、ひばりヶ丘グラウンドの奥に位置する水俣芦北広域行政事務組合及び消防署も同様に南九州西回り自動車道にかかることが予定されており、移転の必要性が迫られております。その移転先としましては、消防署と警察署が隣接することにより、緊急時にも即座に一体的な対応ができること、また水俣市と津奈木町の1市1町を所管する消防署が現行どおり両市町の間中に位置することが、機動上望ましいことか



らひばりヶ丘グラウンドの残地に移転することが最も効果的ではないかと考えており、優先的に検討しているところでございます。

さらに、水俣芦北広域行政事務組合及び消防署の移転用地を除いても残地が出る場合には民間への売却または公共施設の建設等も視野に入れ、ひばりヶ丘グラウンドの最も有効な利活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、運動場として利用できなくなる時期についてお答えいたします。

水俣市の移転スケジュールにつきましては、熊本県からは平成17年度末ごろに、用地買収を行い、平成18年度に設計など、19年度から20年度にかけて、建設工事を予定しているとお聞きしております。このため、19年度の建設工事に着工するまでは、引き続き本市が運動場として利用できないか、熊本県に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、主会場として利用している競技にはどのように対応するのか、またその中でも野球はどこで競技したらよいのか懸念しているが、野球場をつくる考えはないかとの御質問についてお答えいたします。

まず、ひばりヶ丘グラウンドを主会場としている競技は野球を初め、サッカーや陸上競技などがあります。サッカーの大会は、現在既にエコパークを中心に開催されており、陸上競技につきましては、エコパークに整備中の陸上競技グラウンドが供用開始され次第、そちらを利用できる予定となっております。野球につきましては、先ほど真野議員の御質問でもお答えしましたように、学校グラウンドを含めた既存の施設の有効利用を図るとともに、エコパークにおける野球グラウンド改修について関係団体と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

また、野球場の建設に関しましては、今後のエコパークの改修状況等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 今の答弁からしますと、約2年後はグラウンドとして使用できなくなるわけですね。余り時間もないような気がします。

そこで、一つお尋ねしますけども、エコパークに計画の陸上競技のグラウンドはいつから供用開始の予定なんですか、それをまず、お聞きしたいと思います。

それから、野球場については、昨年、水俣市軟式野球連盟が主催した試合数は240試合あります。その大半を塩浜球場とひばりヶ丘で消化しております。野球場の必要性については、前吉井市長、それから現江口市長とも必要性は認められております。ただ、財政上の問題で、それから場所の問題等がありまして、進展が全くなかったわけですが、今回競技ができなくなるという現実が近くにまいったわけですので、答弁にありましたように、エコパークの改善に向けて早急にもまず計画を立ち上げてもらいたいというふうに思います。また、その際には水俣市の軟式野球連

盟の意向も必ず取り入れていただくように、またそして、できる限りの範囲で調整を図ってもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、あと一点、けさの真野議員の答弁に塩浜のナイターの件をちょっとお話されましたが、その件について今後チッソあたりに御相談される予定はあるのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） まず、エコパークのグラウンドの整備状況がどうなるかというふうな御質問かと思えます。エコパークの整備につきましては、平成13年度から21年までの計画ということで、まちのゾーンの12.2ヘクタールが計画されて、順調に進んでるといふふうに聞いております。このゾーンには400メートルのトラックの多目的グラウンドを初めとしまして、テニスコート、グラウンドゴルフ場、多目的広場などが整備される予定となっております。すべての施設の完成につきましては、事業主体の熊本県からは平成21年というふうにお聞きしておりますが、現在の進捗状況から見ますと予定より若干早く進んでおるといふふうな状況だといふふうに聞いておりますので、市といたしましては、ひばりヶ丘グラウンドの使用期限等も十分勘案しながら、市民の方が利用するのに支障がないように、今後とも県の方に強くいろんな形の要望をしまいたいというふうに思っております。

それから、2番目の野球連盟との協議につきましては、もちろん利用される方が一番大事なことでございますので、既にいろんな形でスポーツ振興課等も通じている御相談させていただいておりますけれども、もっと詳細に詰めさせていただきながら、関係の団体の方がうまく協力がとれて、いい利用の仕方ができるように今後とも調整をしまいたいというふうに考えております。

それから、塩浜グラウンドのナイター設備につきましては、先ほど真野議員にも御説明しましたように、既にチッソの方に対しては協議を始めさせていただいております。今後も鋭意その協議を進めながら、関係の競技団体が利用に困らないように今後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（松本満良君） 田中功議員。

田中 功君 わかりました。

確かに、今の時点で具体的な計画を伺っても答弁は難しいなというふうに思えます。連盟としてもこれまでずっと我慢してまいりましたし、やっと本当に水俣市に野球場ができるのかという非常に期待を持っております。市の財政事情もうちの野球連盟の皆さんは非常に理解がありまして、今回の野球場建設についても実現できるような、余り夢ばかり追いかけた球場ではなくて、実現できるような球場をぜひ市に要望したいというふうに考えておられ、そして近いうちに参加

チームの署名を持って要望書を提出したいということも計画されておるようです。

最後に、ひばりヶ丘球場が使用できなくなる2年間の間に、この新たな球場というのは必ずつくっていただきたいというふうに思いますので、そこら辺を強く要望しまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 以上で田中功議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了いたします。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時44分 散会

## 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成17年3月10日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 20人

松本満良君	西田弘志君	福田  斉君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中  功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	本井道弘君	大川久洋君
竹下武義君	岩阪雅文君	松本和幸君
緒方誠也君	中山  徹君	

（欠席議員） 1人

清水晶夫君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（岩橋建夫君）	次  長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書  記（中村俊彦君）
書  記（赤司和弘君）	

（説明のため出席した者） 15人

市  長（江口隆一君）	助  役（滝澤行雄君）
収  入  役（徳富邦博君）	総務企画部長（高口義幸君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長（松山勝征君）
総合医療センター事務部長（森  近君）	水道局長（窪田正人君）
教  育  長（宮本勝彬君）	福祉環境部次長（葦浦博行君）
産業建設部次長（松田大作君）	教  育  次  長（塩山一之君）
総務企画部総務課長（中田和哉君）	総務企画部企画課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	

議事日程 第3号

平成17年3月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1 福田 斉君  | 1 雇用の確保、拡大に向けた水俣市の取り組みについて        |
|          | 2 「総合的な学習の時間見直しの動き」と学力向上の取り組みについて |
|          | 3 学校の危機管理について                     |
|          | 4 豪雨災害後の生活について                    |
|          | 5 新たな小崎親水公園の利活用について               |
| 2 吉田 正和君 | 1 水俣病問題について                       |
|          | 2 産廃最終処分場問題について                   |
| 3 藤本 寿子君 | 1 子育て支援事業について                     |
|          | 2 障害者のための「グループホーム」事業について          |
|          | 3 休耕田の活用事業について                    |
|          | 4 長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場について      |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

議長（松本満良君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田です。

議長のお許しを得ましたので、登壇させていただきました。

3月に入り、けさの新聞にも載っていましたが、熊本県の開花予想が今月の27日とのことでした。海あり山あり川ありの豊かな自然の水俣市には、桜の花と菜の花がとてもよく似合います。つくづくいやされるいいまちだなというふうに感じております。幼いころからなれ親しんだ郷土水俣を市民と一緒に発展させていくためにも、私たち議会の責務には大変重いものがあるというふうに自覚しております。今日は、大いに私見を交えながら、さきの通告に従って質問させていただきます。執行部の明快なる御答弁をお願いいたします。

初めに、1番、雇用の確保拡大に向けての水俣市の取り組みについて質問いたします。

市報の配布を受けたとき真っ先に目にするのが、片隅にある人口の動きの欄です。プラスかマイナスか、それだけで気分が左右される、何よりもインパクトのある記事です。昨今の人口の動きに対する関心は非常に高いものがあります。人口流出の要因についてはさまざまですが、若年労働人口の低下について言えば、働き口がなく、やむなく都会に出たり、あるいは大学を出て、そのまま他県に就職してしまったりして、なかなか地元に着定できません。特に市内の高校生の就職環境は厳しいと思います。親と同居しながら定職が見つかるまでアルバイトでもやりながら何とか水俣に残りたいとの思いが、親子ともども少なくありません。私の周りにもたくさんおります。わかっていながら大変悩ましい問題を抱えます。

熊本県が発表した平成16年度版の労働白書によると、景気低迷などを受けて就職や進学をしないニート、いわゆる無業者やフリーターが増加、昨年3月の学卒者のうち定職についていない若者の割合が全体の12%で、10年前からずっと増加傾向にあると報告されています。最近、ちまたでは日本経済が緩やかな回復傾向であるとも言われますが、それは経営者の経費削減効果によるところが大きいのであって、経費削減、いわゆるコストダウンの一番のターゲットが人件費であります。このことが雇用環境のさらなる悪化につながっていると思われまます。

きのうの田中議員の質問と一部重複する部分もあるかと思いますが、以下について質問いたします。

A A雇用の確保、拡大を図るために、市としては今日までどのような努力、取り組みがなされてきたかお尋ねします。

B Aそれにより、これまでどのような成果がおさめられたか、また、今後の課題をどうとらえられているかお尋ねいたします。

次に、2番、総合的な学習の時間見直しの動きと学力向上の取り組みについて質問いたします。

2002年春から新学習指導要領の目玉として導入されたゆとり教育を掲げた総合学習の時間も、わずか3年目にして今全面的に見直しがされようとしております。みずから課題を見つけ、問題を解決する能力や主体的にみずから取り組む態度を身につけさせるという目的で進められていた

わけですが、完全学校週5日制と相まって授業時間が減少し、結果的に子どもたちの学力低下につながってしまっているという趣旨の中山文科相の発言に端を發し、既に見直しに向けて方向転換が進められつつあるような感じがいたします。

生徒、保護者はもちろんのこと、学校現場を預かる教師に当然戸惑いも感じられます。総合学習の体験から得るとする部分では、この水俣市においては恵まれた環境であったと思います。子どもたちを十分受け入れられる地域社会や環境学習、都会と比べ水俣市はまさに体験学習の宝庫と言っても過言ではございません。私は、子どもたちを受け入れる水俣の恵まれた地域社会の環境を生かして、子どもたちにすばらしい力がつき始めていると期待していたやさきの見直し論でございます。国の今後の動きが注目されるところでございます。

そこで、以下について質問いたします。

A Aわずか3年目であるが、子どもたちの学力低下を懸念する声が広がっております。農業体験なども取り入れた水俣市は、まさに体験学習の宝庫と言ってもよく、その効果を期待されています。2002年導入後、本市のこれまでの取り組みの状況と結果はどうであったかお尋ねします。あわせて本市独自に取り組みされた全校に対する学力充実研究指定の成果をお尋ねします。

次に、3番、学校の危機管理について質問いたします。

平成13年、大阪教育大附属池田小学校の事件以来、全国の学校で子どもたちの安全を守るべく危機管理の徹底を目標に取り組んできました。そんな中で、新たに寝屋川市の中央小学校では悲惨な事件が発生し、学校の危機管理のあり方に新たな課題を突きつける結果となりました。この間、奈良では女児誘拐殺人事件も発生していますし、昨日も愛知県の方では不審者の侵入事件も発生しております。

水俣市においては、前回の池田小の事件後、市内各学校の危機管理の見直しが進められ、マニュアルも作成されました。しかし、今回、最初から教師を標的にした事件を考えると、学校そのものの安全対策の検証が改めて必要であるという思いを強くいたします。

そこで、以下について質問します。

A A市内各学校のその後のハード面、ソフト部分の整備徹底といった現在の危機管理対策の状況をお尋ねします。

B B各学校に意識の格差があってはならないと思いますが、未然に防止する日常の訓練、あるいは実際に発生した場合の対応の仕方など、実際マニュアルに沿った動きがなされているのかお尋ねします。

C C一般的に低年齢層、いわゆる小学生、幼稚園児がねらわれやすいという傾向があると言われております。中学生ともなれば体が大きく機敏であるため、犯行に及びにくいともいうふうに聞いております。市内には、幼稚園、保育園がありますが、そういった施設の先生方はほとんど

女性の方です。私立であれ危機管理について危機感の共有ということで関与していくべきと思いますが、現状はどうされているのかお尋ねします。

D A昨年、郊外において連れ去り未遂事件も実際発生しております。その後いかに対処されてきたのか、その後同様の事件が発生していないのか、あわせて今後の課題についてお尋ねします。

次に、4番、豪雨災害後の生活について質問いたします。

忘れもしません、平成15年7月20日、19名のとうとい犠牲を出した豪雨災害、自然の怖さと犠牲者の方々に対する追悼の思いを全市民が共有いたしました。市外からも多くのボランティアが駆けつけました。全国の心温まる励ましの義援金もたくさんいただきました。あれからやがて2年になろうとします。現地では、復興の工事が日に日に進んで、その全容をあらわそうとしております。被災された方々は、どのような思いで復興の様子を毎日間近に見ておられるのでありましょうか。なくしたものは決して戻りませんが、住みなれた愛着ある土地で生活したいとの強い思いが、不自由な仮設住宅の生活を続けられている力になっているものと思います。仲よく健康で、のんびりできる生活が一日でも早く訪れることを改めてお祈りしたいと思います。

そこで、以下について質問いたします。

A A被災された方々の仮設住宅での現在の様子についてお尋ねします。

B A仮設住宅の退出期限が迫っていますが、新たな生活の場となるめどは立っているのかお尋ねします。

C A全国から寄せられた義援金の額は市報等で紹介され、またその配分についても既に検討の上、配分がなされていますが、その後の寄附はあってないのか。また現在、義援金の残額はどれくらいあるのかお尋ねします。

D A残金があれば、義援金という浄財の性格上、その目的に沿って細分に処理すべきと思いますが、今後の取り扱いについてお尋ねします。

最後に、5番、新たな小崎親水公園の利活用について質問いたします。

水俣という地名のもととなった小崎周辺、線路わきには、数年前から市の都市計画公園整備によって利用しやすい憩いの場となっている小崎親水公園がございます。春の花見シーズンや夏場のレクリエーションの場として、一年じゅう市民に親しまれております。最近では、線路わきの遊歩道から車いすの方も行けるようにバリアフリーとなるようなスロープの整備もなされております。また、県の隣接した河川改修工事もほぼ終わり、すばらしい小崎周辺の新たな景観が生まれつつあります。総合体育館周辺を一体化した、新たに市民の集える場所として有効活用しながら、ぜひ元気なまちづくりにつなげなければならないと考えております。

そこで、以下について質問いたします。

A A県の河川工事は終了したのか、今後、県はどのように管理される見込みかお尋ねします。



B Aこの場所は、おれんじ鉄道沿線や日本一長い運動場から目にするすばらしい水俣のシボルの景観です。今後の親水公園の利活用についてお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 福田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

雇用の確保、拡大に向けた水俣市の取り組みについては私から、総合的な学習の時間見直しの動きと学力向上の取り組み及び学校の危機管理については教育長から、豪雨災害後の生活については福祉環境部長から、新たな小崎親水公園の利活用については産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、雇用の確保、拡大を図るために市としてどのような努力がされてきたのかのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

雇用の確保、拡大のためには、新規企業の立地と地場企業や事務所の事業拡大が進むことであり、これまでも最も重要な施策の一つであるととらえてまいりました。

企業の誘致につきましては、少しでも水俣に興味を抱いている企業を耳にすれば、すぐに担当職員を派遣するなど誘致活動を行い、水俣に立地していただけるよう誠心誠意お話をさせていただいております。私みずからトップセールスすることで士気を高めるとともに、立地の意向を示す企業があれば、市の熱意を強くアピールしてきております。企業の誘致を推進するための体制は、田中議員にもお答えしましたように、平成12年度に商工観光課の機構改革を行い、現在、企業対策室として職員4名体制で企業誘致を特化的に行っております。

また、雇用の確保を図るためには、企業の誘致促進と地域企業の拡充が不可欠でありますので、その対策としまして各種優遇制度を設けております。平成14年6月には、これまでの企業誘致条例を廃止し、企業の立地、投資意欲を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図るために、工場の対象範囲を拡大し、補助条件を緩和した企業立地条例を制定いたしました。さらに同年10月には、地場企業の技術開発と強化を図ることにより、企業の振興と雇用の創出を図ることを目的に産業技術開発補助制度を創設いたしております。

平成16年4月には、企業立地条例をさらに見直し、企業の進出や増設に伴う投下固定資産に対して3年間の課税免除を受けることができるよう条例を改正いたしました。これにより、新設、増設のために多額な経費を要した後の3年間は固定資産税を納税するための資金調達が軽減され、企業にとりましては大変有利になったのではないかと考えております。

一方、国の制度取得につきましては、平成9年に創設されました地域におけるゼロ・エミッシ

ョン構想に基づく本市のエコタウンプランの承認を、平成13年2月に水俣エコタウンプランとして取得いたしております。また、平成15年に創設された構造改革特別区域計画の認定で、平成16年3月に水俣環境リサイクル産業特区を取得し、産業団地の用地が賃借できるようになり、立地する企業には初期投資が大幅に緩和されることになりました。

このように議員各位の御理解と御協力によりまして、これまで産業団地を中心に本市の産業振興もおおむね順調で、雇用の確保、拡大も図られつつあります。平成17年度には、産業技術開発補助制度を見直し、これまでの技術開発に加え、商品開発、技術改良等の新規枠を設ける予定にいたしております。

次に、これまでどのような成果をおさめられたか、また今後の課題についてお答えさせていただきます。

新日本化学が撤退した跡地に2期の造成工事を経て得ました約20ヘクタールの水俣産業団地は、各種の優遇制度や水俣エコタウン事業の推進及び水俣環境・リサイクル産業特区によりまして、地場企業等の集積を進めながら新たな企業の誘致に取り組み、42区画中38区画の売買契約と3区画の賃貸契約を結ぶことができ、本市の産業振興の中核となっております。

また、この産業団地には、水俣エコタウンプランの計画に沿った企業誘致によって、家電リサイクル企業を初めリサイクル企業6社に立地いただいております。これらの企業の従業員数は116人で、採用に際しましては可能な限り地元からの採用をお願いいたしております。このように産業団地の売買等も順調に進み、産業団地内の用地契約はほとんど完了いたしておりますが、今後新たに誘致する企業に対する用地不足が大きな課題となっておりまいりました。その対策の一つといたしまして、産業団地に土地を求めたい企業と、既に産業団地用地を取得され、まだ未利用の方との市民の御相談にも対応してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

市独自の優遇制度やエコタウンプラン、リサイクル産業特区といった国の制度を取得されて、有効活用しながら企業誘致、雇用促進が着実に進められていることがただいまの御答弁でわかりました。

そこで、優遇制度の中で産業技術開発補助金制度について御説明されておられましたが、また、初日の市長の施政方針の中でも、この制度を改正して新たに商品開発や技術改良等の枠を設けて、市内企業等の商品開発力の向上及び新商品の発掘に努めるといふふうに言われておられますけども、少し詳しく以下のことについてお聞かせいただきたいと思っております。

まず、水俣市産業技術開発補助金制度のこれまでの申請件数及び採択された件数の状況について、それと、産業技術開発補助金制度をどのように改正されるおつもりか、この2点、2回目の

質問いたします。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） 福田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、水俣市の産業技術開発補助金制度のこれまでの申請件数、それから採択されました件数について申し上げます。

平成14年度に申請件数が4件ございまして、そのうち1件を採択をいたしております。平成15年度には4件申請がございまして、2件を採択をいたしております。平成16年度が申請件数2件で、1件を採択をいたしております。平成17年度以降も産業技術開発基金の範囲内で事業を継続してまいりたいと考えております。

それから、産業技術開発補助金制度をどのように改正するのかというお尋ねでございますけど、産業技術開発補助金制度は、これまで技術開発に限定したものでありましたが、補助金額が2分の1で100万から300万と高額であるため、申請件数が若干減少傾向にあります。そのために、これまでの技術開発に加えまして、補助対象に商品開発とか技術改良等の新しい枠を設けまして、市内企業の商品開発の向上、それから新製品の発掘をしてみたいと考えております。補助金額は2分の1で、限度額が50万とする予定でございます。

以上であります。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 ありがとうございます。

水俣市内の機械・鉄鋼業の技術は、県内でも有数の高い質を保っております。アイデアはずっと温めているけども、試作品をつくるには高額になってしまうと、そんな事業所も多いはずで。ハードルを下げることによって確実に利用がふえるものだと思いますので、地場企業にとっても非常に朗報だと思いますので、ぜひ事業所に対してPRをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

この間、水俣工業高校の卒業式に参列いたしました。5年後に、2010年ですか、創立50周年を迎えるということで、伝統のある高校でございます、皆さん御存じのように。専門分野では、現在の技術力は県内の工業高校でもトップクラスというふうに聞いております。御存じのように、恋龍祭のポスターデザインでもすばらしい作品を毎年見せてくれております。ことしの卒業生79名の就職内定率も既に、そのとき94.4%というふうに校長先生からはお聞きしております。ただ、残念ながらこのうちわずか1割程度しか水俣には残らないと、まさに技術力の流出というふうに考えております。企業誘致の努力はもちろんのこと、地場企業に対しても、企業の確保、拡大につながるような時宜をとらえた施策を今後ともどうぞよろしく願いたいというふうに思います。

終わります。

議長（松本満良君） 次に、総合的な学習の時間見直しの動きと学力向上の取り組みについて答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 水俣市における総合的な学習の時間の実施状況とその成果はどうであったかというお尋ねにお答えします。

現行の学習指導要領により総合的な学習の時間が実施されて3年が経過し、水俣市内の各小・中学校における実践は年々充実してきています。本来、総合的な学習の時間は、子どもたちが将来直面するであろうさまざまな課題に対して、問題を解決し、主体的に生きる力を身につけるために設けられたものであり、非常に意義のある学習であると考えています。

実際の指導の状況ですが、水俣市内の各学校では、水俣に生まれ育ったことに誇りと自信を持って生きていくことができるよう、多くの学校で郷土学習を実施しています。子どもの発達段階や地域の特性を十分に配慮し、各学校独自の計画で多様な展開を行っています。例えば低・中学年から高学年へと校区調べから始まり、地域の産業や資源、そして水俣病についても現地学習や資料館、語り部の方々との交流までを通して体験的に学んでいきます。また、同時に地域のよさ発見や地域の名人さん探し、水俣のガイドブックづくりまで学習が広がっていきます。

中学校では、水俣の産業、文化、生活環境などを現地で地域の方々に直接に学んだ上で、修学旅行などの機会に旅行先の学校等と交流会を持って、水俣のよさを発信したり、水俣自慢のサラダタマネギの栽培を実際に体験して、その苦勞と喜びを味わったり、地域に伝わる伝統芸能の継承活動をしたりと各学校でさまざまな創意工夫に満ちた学習活動が展開されております。そのほか、コンピューター学習やボランティア活動、国際理解活動など、いわゆる教科学習の枠を超え、これからの子どもたちが身につけなければならない資質を学ぶ実践が行われています。

現在、国において、今後の教育課程や学習指導要領についての議論がされているところですが、水俣市内の各学校においては、総合的な学習の時間を子どもたちの将来を支える貴重な体験学習の場としてとらえ、総合的な学習の時間本来のねらいが達成されるよう努力しているところです。今後とも、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

また、あわせて学力充実研究指定の成果と課題についてのお尋ねがありました。

本年度、全小・中学校を研究指定校としたことで、それぞれの学校においては、学力充実のためにさまざまな取り組みを進めてきましたが、そのことにより大きな収穫があったものと考えています。例えばすべての学校において工夫が進んできていることの一つに、授業の改善が挙げられます。今回の研究指定によって、すべての学校で授業の改善が進み、わかる授業、楽しい授業

づくりの努力がされてきました。その一端が先日の研究成果発表会で披露をされたところです。そのほか、子どもたちの学ぶ姿勢や教職員の意識の変容、地域や保護者の皆さんの一層の協力体制など、多くの成果を得ることができたものと考えております。

もちろん課題も明らかになりました。学校によっては、子どもたちにまだまだ伸びる可能性があること、学校がさらに自校の実態に即した主体的な研究に取り組む必要があること、そのために中堅、若手の教職員を育成していくことが重要であることなどです。

教育委員会といたしましては、これらの課題に対する効果的な施策をしっかりと検討して、適切に対処していきたいと考えています。皆様方の温かい御支援をよろしく願いする次第です。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

総合的な学習時間の取り組みが始められたころ、私も学校のPTAの役員として間近に子どもたちの取り組む姿を見てまいりました。教育の専門家ではありませんが、明らかに子どもたちに力がつきつつあるなというふうに感じておりました。水俣方式というか、事例がほかの自治体に対しても誇れるものだと、ただいまの御答弁でもよく理解できました。

ただ一つ苦言を言わせてもらいますと、学力向上にしろ能力の開発にしろ、やる気と工夫の足らない教師にかかると、単なる余暇時間の増加でしかありませんというふうに考えております。そういった資質の低い教師に当たったクラスの生徒は、大変不幸とも思っております。きつい言い方かもしれませんが、私はそういうふうに考えております。ぜひ先生方のさらなる資質の向上に向けて、御指導をよろしく願いしたいというふうに思います。

とは言っても、先生方には大変な御苦労があるということはよく認識しております。保護者というものは多くのことを期待しがちです。よりよい学習環境づくりのためには、精神的な負担も少なくはないというふうに考えております。

そこで、2回目の質問ですけども、余裕を持って笑顔で子どもたちに接してほしいというふうな意味においても、そういった先生方のお互いの相談の場とか、ケアといったことについて、学校とか教育委員会は何か対処しておられるのか、事例があれば教えていただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問といたします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、子どもに寄り添い、そして指導力を持ってきめ細やかな指導をしていく教師に出会った子どもは、まさに幸せな子どもであろうと、そのように思います。恐らくそういう教師に出会った子どもは、学ぶ喜びも感じるでしょうし、やる気もどんどん増していくのではないかなというように受けとめております。そのように教師の仕事の責務

といいますが、仕事は大変重く厳しいものであると受けとめております。したがって、教師の資質向上には教育委員会としても全力を尽くして今頑張らせていただいているところでございます。

とはいえ、近年、御案内のように、学校教育関係を取り巻く教育環境というのは、非常に複雑で厳しいものになってきているというのも現実でございます。その中であって、教師が病み、あるいは疲れているという、そういう現実もございます。したがって、学校では校長、教頭を中心として、できるだけ先生方と対話を交わしながら、そして心配りをしていただきながら、心のケアに努めていただいているところでございます。例えばある職員につきましても、校務分掌等の仕事の内容の軽重も考えたりしながら配慮をいただいているところでございます。

要は、今、議員がおっしゃいますように、余裕を持って子どもたちに向かっていける、そんな教育環境を我々はぜひつくっていかねばならない、そんなふうに今思っているところでございます。もちろんカウンセリング等の専門的な機関もございますけれども、現在は校長、教頭を中心として、そして学校では職場は楽しく、職務は厳しく、その目標をもって全先生方が力をあわせながら頑張らせていただいているところでございます。今後とも、先生方が精いっぱい力を出して頑張れるように、そういった教育環境づくりにつきましても、教育委員会としても精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 この間、私もずっと各学校の発表会の様子を見学させていただきました。非常にすばらしい取り組みの成果が出せていたというふうに思います。先生方も大変頑張られた結果だというふうに敬服いたします。今後、さらに継続されて、水俣の教育力が着実に伸びていくことを期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、学校の危機管理について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 次に、市内の各学校におけるその後の危機管理対策のハード面、ソフト面における状況についてのお尋ねにお答えします。

ここ数年、全国で学校への不法侵入や教職員、児童への殺傷事件等、学校への部外者等の不法侵入による事件が続いております。ここでの議員の御質問が、このような不審者侵入等に関する学校の危機管理対策を中心にしたものであると考えてお答えします。

まず、学校施設におけるハード面の危機管理対策です。現在、各学校においては危機管理対策のための施設改善や防犯設備の整備等は、各学校の日常での安全管理の範囲でできる限りのことをしています。例えば街灯やインターホン等の不備が生じないようにしています。また、特に校

舎1階に位置する教室、廊下等の窓、出入り口等については、的確な施錠管理を徹底し、施錠等の補修にも迅速に対応しております。学校によっては、独自の対策として「さすまた」を購入したり、自作したりして職員室に備えているところもあります。しかしながら、ハード面での対応ということになりますと、財政的にも限界があると言わざるを得ません。結局ハードの整備もさることながら、人的な運用がより重要になります。その点を自覚して、各学校においては学校を地域に開いて、より多くの人々の目で学校を見守ることを進める一方、すべての学校で危機管理マニュアルを作成し、年間計画のもとに避難訓練を実施するなど、非常事態に備えた体制づくりに取り組んでいます。最近、どの学校も警察との連携による訓練を実施しており、教職員の意識も高まってきております。教育委員会としまして、不審者について即座に各学校に対して情報を提供し、適切な対応を指示してきているところです。

次に、各学校での避難訓練等においてマニュアルに沿った動きがされているのかというお尋ねにお答えします。

先ほど申し上げましたように、各学校では、このところ毎年、不審者侵入に備えての訓練を行っています。その際、水俣警察署の御協力を得て実施することが多く、訓練内容も全校一斉、児童生徒対象、教職員対象と幾つかの種類で実施されています。犯人役に扮した警察官の方の迫力ある演技に、児童生徒ばかりでなく、教職員も圧倒されてしまい、不審者の侵入という事態がこんなに怖いものだとは想像していなかったという教職員の正直な声も耳にしました。訓練前にはこういう手順でと頭に入れていたことも、いざとなるとなかなかそのとおりにできないものであることも訓練体験を通して得た教訓です。その点から、ほとんどの学校で避難訓練の中に不審者対応訓練を取り入れていることは望ましいことだと思います。今後も、適宜訓練を取り入れて、学校が組織としての確に対応できるように指導していきたいと考えているところです。

次に、市内幼稚園、保育園における危機管理について関与していくべきであるが、現状はどうしているのかとお尋ねにお答えします。

すべての子どもたちは、大切な水俣の宝です。全国的にも今、就学前教育、幼児教育は大きな教育課題になっており、就学前の幼稚園、保育園から義務教育への円滑な接続のために関係者が知恵を出し合っているところです。教育委員会の幼稚園、保育園のかかわりということにつきましては、昨年10月に市内15の幼稚園、保育園の園長と9つの小学校の校長、それに先生方が一堂に会して水俣市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会が発足いたしました。これによって、子どもたちの成長を見守る水俣市内全体の組織的な基盤が整備されました。

この中で、今後子どもをめぐるさまざまな課題について、幼稚園、保育園、小学校がお互いの情報を交換し、相互に研修を深めていく場面も多くなっていくものと期待しております。教育委員会としまして、この協議会の事務局として、子育て情報ばかりでなく、不審者対策や危機管

理に関する双方向の情報交換ができるようにしていきたいと考えています。その一環として、園と学校との合同学習会や情報交換会の開催、警察に御協力を仰いでの避難訓練の実施など協力し合っていきたいと考えているところです。

次に、昨年、連れ去り未遂事件等が発生しているが、その後の対応及び同様の事件の発生はないか、また今後の対応はどのように進めていくのかとのお尋ねにお答えします。

近年、幼児、児童・生徒をねらった犯罪が多発しており、残念なことです。私たちの身の回りでいつでも起こり得る可能性があります。議員御指摘のとおり、不審な人物が下校中の小・中学生に声をかけるといふ事案も数件発生しました。幸いどの事案においても大事には至らず、中には子どもの機転のきいた対応で難を逃れたケースもありました。このような子どもたちの対応も、日ごろの学校や家庭での指導のあらわれと考えています。

教育委員会では、日ごろから繰り返し不審者の出没等、非常事態が発生した場合、各学校に速報や継続的な情報の提供を指示しており、同時に教育委員会からも即座に各学校に注意を喚起する指示を出すようなシステムを構築しております。

今後の課題といたしましては、犯罪が起こってからの対応ではなく、具体的な犯罪抑止の方策をどのように進めていくのかという点にあります。地域の方々による校区内パトロールが行われていることは御承知のとおりです。例えば第二小学校校区では、今年度から放課後の時間帯に絞った地域巡回を実施されており、犯罪の抑制に大きな効果をもたらしていると感謝をしていると同時に、このような地域活動の広がり期待しているところです。

教育委員会としましても、可能な範囲で子どもたちを見守る地域巡回等ができないか検討していきたいと考えております。いずれにしても、子どもたちを犯罪から守る安全・安心のまちづくりは、市民の皆様の御理解と御協力なしでは進めることができません。どうか今後とも子どもたちのためにお力添えをお願いいたします。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 〇の連れ去り未遂事件の件につきましては、警察との連携が不可欠でございますので、一度犯罪が成功すれば繰り返されると、先進地である二小校区での取り組みをぜひ市内に広められるように、防犯対策に力を注いでいただきたいというふうに思います。これは要望といたします。

各学校の状況ですけれども、この間、学力充実指定の研究発表会で各学校を参観させていただいたとき、防犯の取り組みという意味で、玄関先などでの学校の対応をじっくり観察してみました。やはり学校によっては、まだまだ温度差をちょっと感じております。しかし、ただいまの御答弁にもありましたように、警察と合同の想定訓練を実施されたりしているということをお聞きまして、大変心強く感じております。



幼稚園と保育園とのかかわりにつきましては、市内の小学校と合同の先生方の連絡協議会が発足したということで答弁にありましたけども、大変頼もしく思います。できれば中学校までというふうに欲張った思いもいたしますけども、ただ、「仏つくって魂入れず」ということわざもございませぬので、せっかくですけど、2回目の質問とさせていただきますが、昨年この10月に発足したということで、連絡協議会の方、これまでどのような動きといたしますか、活動がなされてきたのか、参考までにお尋ねしたいと思います。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） ただいまの答弁にもちょっと触れましたけれども、昨年秋に幼稚園、保育園、それから小学校の連絡協議会が発足いたしました。これまで3回にわたって会議を重ねてきておりますけれども、その会議の中では多様な、いろんな連携のあり方ということが話に出てきておりますし、連携のあり方を検討してきておりますし、特に各園からも安全確保や、あるいは危機管理に関しましても積極的な対応を望む声が出てきております。研修の大きな一つの柱になっているところでございます。

先日、第3回目を行いましたけれども、その際にも安全対策、危機管理の実施につきましては、重点活動目標の一つの大きな柱として取り組んでいこうというようなところで申し合わせが今できたところでございます。今後も、警察等との連携を密にさせていただきながら一生懸命に取り組んでまいりたいと、そのような気持ちでおります。要するに、先ほど申しましたように、子どもたちの命は大人の手で守るんだと、そういう強い意識を持って取り組んでいきたいと、そのように思っております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 ここに熊本県の私学文書課から幼稚園あてに出された危機管理についての指導書というべき文書の写しがございます。文書の配布だけでいいのかなというふうな感じはいたしますけども、園児の安全を守るという観点から、こういうものがスピーディーに出されているのであります。

私は、従来から保育園の管轄は厚生労働省、幼稚園は文科省というふうな縦割りの考え方でなくて、それらに通う幼児もやはり当然水俣市民のかけがえのない子どもたちですので、ぜひ保育園、幼稚園にも今後危機管理のレクチャー、アドバイスをしながら、市内の保育・教育施設が危機管理方法を共有していただきたいというふうに思っておりました。そういう意味で、協議会の発足は的を射た判断であると大変評価しております。

ただ、2回目の質問でも言いましたけども、しっかり協議会が機能しなければ何にもなりませんし、ある幼稚園の園長先生にお聞きしましたところ、危機管理の徹底に努めてくださいと県からの文書はいただきましたけども、何をどう進めたらいいのか全くわからずに頭が痛い。さす

またというんですか、先ほどありましたけども、そういった道具の手配もわからず、お手上げですというふうに変不安がられているんですね。そういった状態であれば、例えばの話なんですけども、兄弟間で変わってくるわけですね。お兄ちゃんは、小学校で訓練はしっかりと受けてると、しかし、弟は、幼稚園、保育園あたりで何も受けてないと。そういった兄弟間でも、おかしな状況が想定できるわけですね。親にしてみれば大変不安なわけだと思います。

最後になりますけども、せっかくの協議会ですので、末端までしっかり機能するように要望して終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、豪雨災害後の生活について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 豪雨災害後の生活について、まず仮設住宅での現在の様子についてお答えいたします。

現在10世帯、37の方が生活されていますが、災害直後から健康高齢課の保健師による健康相談等の訪問活動を行っており、今は2カ月から3カ月ごとに訪問、最近では本年1月末に訪問をいたしております。災害直後からいたしますと、今は皆さん精神的にも落ちつきを取り戻され、特に変わった様子もなく生活されておりますが、徐々に仮設住宅から転居される方もおられ、これまで助け合ってきた人たちと離れることへの寂しさも感じておられる反面、住宅の新築などによる新しい生活への期待感も伝わっています。今後も引き続き定期的な訪問活動を行い、生活状況を見守っていききたいと思います。

次に、新たな生活の場のめどは立っているのかとの御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、10世帯、37の方が仮設住宅に入居されていますが、1月に全世帯へ仮設住宅入居期限が終わる8月13日以降の転居先について聞き取りを行いました。その結果、住宅を新築中、あるいは新築予定が6世帯、市営住宅入居希望者が4世帯となっております。

次に、義援金の配分がなされたが、その後、義援金の寄附はあっていないのか、また現在、義援金の残額はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

災害義援金につきましては、平成15年10月に水俣豪雨災害義援金配分委員会を設置し、延べ4回の委員会を開催、その結果、平成15年11月に1次配分を、平成16年6月に2次配分を行い、総額3億4,067万5,000円の配分を終えました。2次配分終了後の残額は317万9,368円となっており、その後寄せられた義援金と合わせますと、3月2日現在で371万7,870円となっております。ただし、そのうち300万円につきましては、今年中に完成予定であります被災地の慰霊碑建設費に配分することが配分委員会において決定いただいております。

次に、残金の今後の取り扱いについてお答えいたします。

平成16年5月24日開催の最終配分委員会におきまして、当時の残金17万9,368円とその後ろに寄せられる義援金の取り扱いにつきまして御審議をいただいております。審議結果につきましては、平成16年7月20日までに寄せられた義援金が一定の額、具体的には配分基準となる1点当たり500円として計算した額が98万7,500円に達した場合、随時配分を行うこととし、配分する額に達しない場合は、災害弱者等への社会福祉事業を目的として社会福祉協議会への一般寄附とすることで決定をいただいております。

最終配分後、平成16年7月20日までに寄せられた義援金は15万3,500円で、残額合計は33万2,868円で、配分額に達しなかったため配分は行っておりません。また、平成16年7月21日以降、現在まで寄せられた義援金が38万5,002円で、総額71万7,870円が残額となっておりますが、10万円につきましては慰霊碑建設費に充ててほしいと寄附された方の意向でありました。配分委員会の事務局であります福祉課におきまして、371万7,870円の義援金を現在お預かりいたしておりますが、今後は配分委員会の決定と寄附された方の意向を踏まえ、310万円を慰霊碑建設費に、61万7,870円は社会福祉協議会へ引き継ぐこととして取り扱いたいと考えております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 全国から寄せられた義援金の額の大きさ、改めて驚きと感謝の思いを感じます。慰霊碑の建立につきましては、後世に残す意味でも、ぜひ実現をお願いしたいと思います。水俣の豪雨災害に胸を痛められた方々が何らかの機会に現地を訪れたときに、自分たちの浄財によって建立されたというふうな慰霊碑を見られたとき、改めて胸を打つというふうに感じておりますので、ぜひ実現をお願いしたいと思います。

そこで、今、御説明ありましたけども、建立に係る費用を除き、残った浄財の使い道の件ですけども、今後、仮設住宅を引っ越されたりするとき、いろいろお金も要ると思うんですね。例えばなくされた農具の購入とか、引っ越しの際の荷づくり費用とか、そういった引っ越しに係るもろもろのお金とか、金額は決して大きくはないと思うんですけども、額の問題ではなくて、浄財を寄せていただいた方々への返礼の意味でも、細やかな支出に使って初めて意味があるかというふうに思いますけども、これについてどう思われるか。2回目の質問といたします。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 現時点での残額61万円余りにつきましては、大変これは貴重な義援金、お金であるということは十分認識いたしておりますけども、既に配分委員会の委員の皆様のお意見も十分お聞きし、決定なされております。今から配分するといたしましても、新たに配分基準等を定める必要もございまして、また配分対象を特定するのも公平性の点から慎重に行う必要があると考えております。事務局といたしましては、配分委員会の決定に従い、社会福祉協議会、いわゆる弱者等のそういったような形のボランティア等の経費に使わせていただくという

ことで、その辺の事務局としての配分委員会の決定に従い、取り扱わせていただきたいと現状で考えております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 ちょっとくどい言い方で何遍も済みません。我々議員団も、熊本市内の街頭に立ちまして義援金の呼びかけを行いました、もちろん皆さん御存じですけども。市長も、一生懸命みずからメガホンを持って呼びかけられていたというふうに印象的でした。水俣に帰ってきてから、議長室のテーブルいっぱい、いただいた10円玉とか100円玉を一つずつ数えたことを覚えております。寄附してくださった人たちの思いの詰まったお金でございます。10円、100円、ぜひ最後まで被災者の方への細かい配慮をしていただきたいというふうに思っております。やはり地下足袋一足でもどうぞ買ってくださいといった行政の優しい心遣いが喜ばれて、これからの励みにもなると思いますので、ぜひそうやっていただきたいと思います。

本当にくどい言い方ですけども、これでちょっと3回目の質問ですけども、義援金の残りは今説明ありましたけども、やはり今後の災害弱者への社協への一般寄附ですか、そういう取り扱いで残しておくべきなのか、あるいは被災地の方のためにも最後までわずかずつでも配分すべき性格のお金であるかということで、もうお聞きしましたけども、再確認の意味で、どのように認識されているのか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 3回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、2度目の御質問にお答えしましたように、一応規定では98万7,500円という基準に達したときに分配するということになっております。現在の残高が61万7,870円ということで、期間をもう少し置きまして98万7,500円になるようにすると、これは配分できるということになりますし、私どもにおきましては、一応配分の検討委員会をつくったものですから、この金額を私どもの裁量で右に左にということとはできないような状況でございます。配分委員会の方も相当いろんな考えをされて配分を決めておられますので、できるだけ98万7,500円に達するように、私どもの方もまたこれからそういう少しでも集まるように努力をしたいというふうに考えておりますし、期間の方もできるだけその金額を満たすように、ちょっと長い期間を置きたいなというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、新たな小崎親水公園の利活用について答弁を求めます。

松山産業建設部長。

（産業建設部長 松山勝征君登壇）

産業建設部長（松山勝征君） 次に、新たな小崎親水公園の利活用についてお答えします。

まず、県の河川工事は終了したのか、また今後、県はどのように管理される見込みかについて

お答えします。

この工事につきましては、河川改修を目的として、水俣川広域基幹河川改修事業で国の補助を受けて熊本県が事業を行いました。熊本県にお聞きしましたところ、河川護岸の背後にあります平地を含めた護岸工事は、今年度で完了するとのこと。供用開始後の管理につきましてはまだ未定であります。今後、水俣市と十分協議を行いながら、よりよい利活用が図られるように考えていきたいとのことであります。

また、平地部につきましては、環境や景観に配慮した将来的な整備計画はありますが、今日の厳しい財政状況から、現時点での事業実施は困難とのことでありました。市といたしましては、平地部の整備と施設管理につきまして、熊本県で実施していただくように要望してまいりたいと考えております。

なお、市民の利用につきましては、車両が芝生に入らないような対策を図った後に開放したいとのことでありました。

続きまして、今後の親水公園の利活用についての御質問にお答えします。

水俣川と湯出川が合流する小崎にあります小崎親水公園は、各種グループによりバーベキューなど親睦を図る広場として広く利用されているところでございます。また、この場所は水俣市の地名発祥の地でもあること、議員が言われますように水俣のシンボリックな景観でもあることから、いろいろな行事が行われることにより、市内外へ向け水俣市のPRにもなると思われますので、親水護岸が開放されます折には、ますますの利活用が図られますように広報等でお知らせをしてみたいと考えております。

この小崎親水公園周辺には、浜公園、日本一長い運動場、親水護岸などが整備されておりますので、これらが一体的に利用され、水俣のシンボリックな場所になっていくことと考えられますので、今後、多くの方に利用されることを期待をいたしております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 水俣には楽しめるところが少ないというふうにはちょっと耳にするものですから、あえてこの場で提案するわけですが、何とか既存の公園と今回県で整備した河川敷の部分を、今、部長の答弁にもありましたけども、一体化させて利用できたらというふうに思っております。今の答弁にもありましたけども、県と今後についていろいろ話し合いをされるというふうな逆には持っていけば、なら水俣市で管理をしてくださいというふうなことも可能性もなきにしもあらずですので、やはり今、部長の答弁にもありましたけども、財政状況の厳しい中で管理範囲がふえることは即市の負担につながるわけですので、ましてや大雨で河川が増水した後のメンテナンスとか、そういうことを考えますと、とても市が管理していくべきではないというふうに考えております。市民が自由に使える、管理はしっかり県がやってもらえるというように、時期を見なが

ら要請をやっていただきたい、これは要望といたします。

今後の整備についてでありますけども、あそこは水俣の景色のよさをすばらしく再認識される場所でもあります。そこで、工夫次第であそこの新たなにぎわいが水俣の元気につながるというふうに確信しております。

そこで、2回目の質問なんですけども、今後は、市が現在管理している道路を含めた公園部分への桜の苗木程度、苗木とか菜の花の植栽とか、そういったできるだけお金のかからないようなひとつ基盤の整備を行って、市民にああいった一帯の公園名を募集するとか、そういった市としても多くの市民が利用して活性化につなげられるような積極的な取り組みをしていただきたいと思っておりますけども、それについてどう思われるかお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） 福田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

小崎親水公園に桜とか菜の花を植えればどうかという御意見でございますけど、桜は市の木で、春には市民の目を楽しませたり、心を和ませてくれるものでございまして、おっしゃるとおり、小崎親水公園は、先ほど申し上げましたが、水俣の地名の発祥の地で、景観的な位置からも公園にふさわしい場所かと思っております。住民の方や関係者の方の意見も聞きながら、適切な箇所に桜の木の植樹を考えてみたいと思っております。県が整備いたしております分につきましても、県と協議を進めながら植樹等もお願いしてまいりたいと考えております。

ちょっと余談でございますけど、市内各所に桜がたくさんございますけど、老木化やシロアリ等による被害も多数見受けられておりますので、新年度の重点戦略事業の水俣花の名所再生事業と、その一つとして今年度湯の児海岸線の桜の木を樹木医の診断とかシロアリ駆除等を行い、桜並木の再生、それから保存のために事業を計画いたしております。

議長（松本満良君） 福田斉議員。

福田 斉君 今、部長の御説明もありましたけども、17年度の当初予算の中で、今、答弁にありました水俣花の名所再生事業という御説明がありまして、私も内容は理解したつもりです。非常によい取り組みかと思えます。現在ある水俣の財産を守りながら、あるいは整備し直して、それぞれ観光的にも付加価値を高められるというふうに大いに期待しておりますので、ぜひじゃんじゃん進めていただきたいというふうに思います。

3号線を走りまして、八代の入り口、あそこの球磨川の河川敷の公園が橋の上からよく見えますけども、多くの八代市民が利用しているのをうらやましく思うんですね。小崎一帯はどうでしょうか、湯の児から中尾山を結ぶ中での水俣の最高のロケーションというふうに私は思っております。決して八代には劣っていないというふうに思っております。水俣という名称の発祥の地で

もありますし、将来は住民主導になるかと思いますが、簡単なモニュメントですか、そういったやつも必要になってくるんじゃないかならうかと考えております。例えば天気のよい日は野外での音楽会といったやつを開催すれば、直接市民が文化に触れられるいい機会もできるんじゃないかならうかというふうに思ってます。

今後は、今進められております自治会組織、こういったところをうまく生かしまして利活用の投げかけも必要じゃないかならうかというふうに思います。先ほど説明がありましたけども、遊歩道、グラウンド、それと体育館周辺のこの一帯を今後有機的に活用していけば、水俣のにぎわいの場としてはうってつけの場所だというふうに思っております。まだ穴場的な人気スポットですので、大いに市民が利用するきっかけとなるように、まず何か行事を単発的にも開催してみるとかやって、大いにPRしてほしいなというふうに思います。今後、担当部局もいろいろと多岐にわたってくると思いますので、じっくり今後検討していただけるように再度要望いたしまして、終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 以上で、福田斉議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時45分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

（吉田正和君登壇）

吉田正和君 おはようございます。

民主党の吉田正和でございます。

今回の質問は、水俣病問題と産廃最終処分場問題について行いたいと思います。

まず、水俣病問題について。

さて、水俣病が発生したのは、ほかのどこでもなく、まさに水俣であり、そういたしますと、水俣病問題の第一の当事者は、熊本県でもなく、国でもなく、我々水俣に住む人間、水俣人だということになります。そして、一般的に何らかの問題を解決するには、まず問題の当事者が解決のために最大限の努力をするというのが常識的ではないでしょうか。当事者がまずもって声を上げ、必死で動かなければなりません。では、水俣病問題において、政治指導者の中でその当事者とは一体だれでしょうか。先ほどの論理から考えますと、それは県知事でもなく、国会議員でもなく、総理大臣でもなく、まさに水俣病が発生した地元水俣の政治指導者であり、端的に申し上げれば、水俣市長と水俣市議会議員だと思うのです。

しかしながら、水俣病解決のプロセスの中で、従来、水俣の政治家のすべてが十二分なかかわりを持ってきたかと考えますと、必ずしも断じ切れない部分があると思うのです。その理由はさまざまでしょう。例えば党に所属する政治家にとっては、党本部の意向に沿う形でしか動けなかったとか、また問題が大き過ぎると感じて、水俣という自治体では対応に無理があり、中央に任せっきりにするしかないと考えたなど、いろいろあるかと思えます。

しかしながら、こういう状態にはどのように対処したらよいのでしょうか。その状態とは、国や県が一生懸命に問題解決に動かなかった場合です。もちろん問題のスケールから考えて、水俣だけでは全く手に負えないので、現実的には国や県に問題解決の自主的イニシアチブをとられてしまいます。しかし、そのことは、水俣の政治指導者が積極的にかかわる義務を免除されたことを意味するわけではありません。先ほどの筋論から考えますと、水俣市長と水俣市議会議員は地元水俣の問題を解決するために存在するわけですから、自主的イニシアチブは国と県が保持しているとしても、可能な限り積極的にかかわっていく必要があると思うのです。ですから、国や県が動かなかったときには、まさに水俣の政治家が積極的にかかわって、国や県に対して可能な限りの後押しをしなければなりません。

今回、国と県との間でこの問題が露見いたしました。先ほど申し上げました当事者性で見えてまいりますと、水俣市、熊本県、国の順で当事者性は薄くなっていきます。つまり国との関係では、県の方が当事者性は強いのですが、国の患者救済にける余りの思いの希薄さに、県の対策案が国に先駆けて策定されました。もちろん従来のやり方から考えるならば、県が上級官庁たる国に先駆けて対策案を求めるというのは、恐らく穏やかな話ではないのでしょうか。しかし、当事者性という筋論から動きを起こした今回の県の態度は、私は高く評価されるべきものと考えます。まさに潮谷知事は、後世の批判に耐え得る決断をされたものと考えます。

そこで、今回、環境省の動きを眺めておりますと、患者救済を第一と考えているようにはとても思われません。水俣病問題は、あくまで第一義は患者救済のはずですが、環境省のそれに向けての動きが芳しくない以上、先ほど申し上げた筋論から、まさに当事者たる水俣の政治指導者として環境省に抜本的患者救済の方向でもっともっと働きかけをすべきと考えますが、以上の趣旨から、被害当事者たる水俣市の責務をいかに考えるか、また、何ができるのかお尋ねいたします。

続きまして、産廃最終処分場問題について。

物事に処するには、まず理念や哲学と呼ばれるものがしっかりと確立していることが肝要と考えます。これがないと、必ずおそかれ早かれ処し方にぶれが生じ、大きな壁にぶつかった際にどうしてよいかわからず、おかしな方向に進んでしまうことが往々にしてあるからです。これらを確立するための時間と労力と議論は惜しんではならないように感じます。法的なものを含めて技術的各論は、その後に出てくる話でしょう。



産廃最終処分場問題の処し方についても、後世の批判に耐え得るようにその哲学をしっかりと練り上げることがまずもって重要と考えます。

さて、産廃問題に対する私の現時点における考え方は以下のとおりです。

まず、水俣は、水俣病から離れることはできません。このことは、そう思うからではなくて、客観的事実だからです。水俣病は、世界公害史上まれに見るビッグスト・イベントであり、社会・経済的にも水俣の性格を決定的に規定してしまいました。よくもあしくも水俣は、水俣病という十字架を未来永劫背負い続けなければならないことになってしまいました。水俣病は、水俣のみずからの生い立ちであり、それも決定的生い立ちであり、そのみずからの生い立ちを否定することはまかりなりません。それは個人であっても同じはずです。つまり水俣は、水俣病から逃げることはできないのです。ですから、水俣病を超克するには、目をそらさず正視して、がっばり四つに組んで、それで打ち勝っていくよりほかに方法はないと思うのです。

実際に言語に絶する苦労をされた方々がおられる水俣で、このような厳しい言い方をするのはまことに心苦しい限りですが、これしかないと思うのです。逃げたのでは不戦敗になってしまいます。勝って超克しなければなりません。水俣は、水俣病を経験したからこそ、今や世界一の環境先進都市になりおおせ、まことに立派だと言われるところにまでならねばなりません。世界じゅうから水俣の最先端の環境行政を視察しに人が訪れ、最高の環境理念を学びに人が集うような、そのような地にならなければなりません。

水俣の子どもたちが修学旅行先で、世界一の環境先進都市の水俣から来ましたと自信と誇りを持って言えるところまで到達しなければなりません。水俣産の製品だから、世界一安全・安心な製品のはずだと言われるまでにならなければなりません。蛇足ですが、そこまでいけば経済効果も必ず後からついてきます。それも着実についてきます。経済と環境の両立という言い方がよくなされますが、より仕分けして申し上げれば、経済効果をどんどんもたらすくらいに環境政策を徹底して行っていくというのが水俣のとるべき方法だと私は確信しています。

話をもとに戻しますと、産廃最終処分場問題は、水俣が本当に水俣病の教訓を生かしているのか否かを正面から水俣人に問うています。環境分野においては、水俣は人口3万の一地方小都市ではなくて、世界の水俣であり、世界じゅうの心ある人が水俣がこの問題をどう処するかを目を凝らして眺めているのです。この問題を正しく乗り切れれば、水俣は真の環境モデル都市たり得るでしょうし、逆に誤った処し方をすれば、水俣は世界の信用を失ってしまうでしょう。この問題の本質は、水俣が水俣のアイデンティティーを失うかどうかというところにあります。水俣は、世界で最も悲惨な公害病を経験したからこそ、環境分野においてはそれを超克して、世界に向けてリーダーシップをとることが期待され、我々水俣人も環境モデル都市、つまり水俣病の教訓を生かし続けていくまちとして生きていくことを決意いたしました。

結局は、人間にツケが必ず戻ってくる環境汚染を決して繰り返さないというのがその趣旨です。そのような水俣に対して、世界じゅうのだれが最終処分場の建設を期待してるでしょうか。世界が水俣に対して期待するのは、最終処分場の建設などではなく、この地球上で全世界の人々が最終処分場をつくらなくても暮らしていけるような社会、文明をつくり上げるにはどうしたらよいか、その研究をすることを期待しているのです。それが水俣病の経験から規定される水俣の使命であり、世界が与えた役割なのです。どこかにつくらなければならないなどというような一般的責任論に基づいての最終処分場の建設を水俣に期待する人は、世界じゅうどこを見渡しても恐らくいないでしょう。論を整理すると、世界は水俣に対して最終処分場の建設などではなく、環境分野における地球規模でのリーダーシップをとることを期待しているのです。

水俣は、ごみをこの地球上からどうしたら減らせるかを徹底研究するのが役割であり、ごみを無分別に集積、堆積するだけの最終処分場の建設は、水俣の役割とは全く逆方向を向いています。したがって、水俣の役割論から、他地域で発生したごみのための最終処分場の建設は、水俣であれば規模、場所を問わず絶対反対すべきという結論が導き出されます。

そこで、お尋ねいたします。

A 水俣病の教訓と最終処分場との理念的関係についてお尋ねします。

B この問題については、市長の中立という立場は成立し得るのかお尋ねします。

C 市長としてなし得ることは何か、あるとすれば、それをされるのかお尋ねします。

D 私としては、産廃最終処分場問題で民意がしっかりと議会に反映されているとは考えていないので、議会は自主解散すべきと思うが、そのことを市長はどう思われるかお尋ねします。

E 私としては、産廃最終処分場問題で民意がしっかりと議会に反映されているとは考えていないので、議員定数は抜本的に削減すべきと思うが、私といたしましては、選挙時から公約に掲げておりますとおり、議員定数は半分に減らすということを考えておりますが、このことにつきまして市長はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、水俣病問題につきましては福祉環境部長から、産廃最終処分場問題につきましては私から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） 水俣病問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉海安丈君登壇)

福祉環境部長(吉海安丈君) まず、現在の水俣病問題について、市長としてどう考え、何ができるかということですが、関西訴訟の最高裁判決にかかわらず、これまでも水俣病問題に誠心誠意取り組んでまいりました。そのため、地元水俣市は、判決後も地域社会が大きく混乱するような状況にはなっておりません。とは言え、今回、国と県の責任が認められましたので、同じ行政として判決の重みを痛感いたしております。

水俣市としてできることは、全身全霊で取り組まなければならないと思い、早急な対策が施されるよう、市長みずから国、県に強く要望をしております。あわせて対策がさまざまな立場の被害者や地域住民に受け入れられるよう、政党を超えた政治決着を国会議員や関係各所に日々お願いをいたしております。今後も、水俣病の全面解決に向けて全力で取り組み、水俣の将来につながる地域振興に努めていく所存でございます。

議長(松本満良君) 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

ふだんから江口市長は環境省のお役人とお会いされて、恐らく患者救済の方でいろいろな調整をされているかと思えますけれども、その他に例えば特に環境大臣の姿勢、言動等を見てみますと、本気で患者救済をやっぱり考えておられるのかなということについて疑念を持たざるを得ないことが多々ございましたものですから、せんだって私、ある患者団体と環境省の方に陳情に参りまして、その際も、事務次官、担当部長、担当課長、お出になりましたけれど、やっぱり大臣が出てこれなかったんですね。国会の会期中でもありましたので、お忙しかったのかもしれませんけれども、やっぱり私から見ますと、ちょっと避けてらっしゃるんじゃないかという、正直そういうふうな感じも持ちました。ですから、今回、私いろいろ水俣病問題を調査する中で、もう本当にやむにやまれぬ事情でもって、平成7年の政治決着のときに、かなり重症の方で漏れておられる方もおられるものですから、そういうことを考えますと、一度小池環境大臣には現地、こちら水俣、芦北、出水の方まで来られて、患者の状況を一度視察していただいてからいろいろ考えていただきたいというふうに思っておりますので、環境大臣に現地視察をするように、ぜひ市長の方から陳情されてみてはどうかというふうに考えております。そのことを一つお尋ねいたします。

あと、次でございますけれども、今回、県が国に先駆けて、かなり抜本的な内容を持つ対策案をまとめられました。県の案については、患者団体もしくは個人の患者からも一般的には高い評価を受けているように私自身は感じております。そういう意味で、県案の策定にも県議員も何がしかの程度においてかかわることがあるんでしょうけれども、そこで、水俣選挙区選出の県議員が関西訴訟最高裁判決を受けてだろうと思うんですけれども、せんだって私も拝見しました

けども、「言行一致」というタイトルのピラを配っておられまして、そこに水俣病のことがありましたからちょっと読ませていただきましたけれども、患者救済ということがやっぱり第一義的に出てこないんですね、文面見ましたけれども。地元が混乱することをやっぱり最も危惧するというのが先に出てまいりますんで、私としては患者救済ということが、どこまでいっても第一義であろうと。地元の混乱というのは、生じないにこしたことはない、混乱が起きなければベターだろうという話だろうと思うんですね。ですから、やはり患者救済第一義というふうに、県議のスタンスもそこに立っていただきたいというふうに私は思いますので、水俣選挙区選出の県会議員に対して、市長の方からそこも陳情されてみてはどうかというふうに考えておりますんで、そこもお尋ねいたします。

次に、やっぱり関西訴訟最高裁判決の第一義的意義と申しますのは、事実上、従来 of 行政の認定基準を否定したということだろうと思うんです。環境省はもうかたくなに認定基準の変更だけはしないぞということだろうと思うんですね。それは、もういろんなところでやっぱり私も感じております。それに引っ張られる形でかどうかわかりませんが、例えば患者団体の中にも認定基準の変更には当初はこだわっていたけれども、最近になってこだわらなくなってきた、非常に言い方が正しいかどうかかわかりませんが、花よりは実をという雰囲気も出てきております。しかし、関西訴訟判決のやっぱり第一義的意義というのは、行政の責任を認めたことと、あと事実上、従来 of 行政認定基準を否定したことだと思いますので、私は、患者団体の態度はどうであれ、やはり環境省が認定基準を変更するということは、いまだもって意味があると考えておりますので、そのことを被害当事者たる水俣の市長として環境省に陳情されてみてはどうかということもお尋ねいたします。

また、ちょっと細かな話になりますけれども、例えばきょう付のある新聞には、環境省の案の中に保険手帳の申請受付が再開ということが出ておりましたが、じゃ医療手帳については再開しないのかというような細かな部分もありますんで、そこら辺についても環境省の方に陳情されるおつもりがあるのかどうかお尋ねいたします。

以上が第2の質問でございます。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 吉田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、環境省の小池大臣に水俣を見に視察に来てくれというふうな要望をされないかということでございますが、先ほど議員から避けていらっしゃるんじゃないかというお話がございましたけれども、私は実はそうは思っておりませんで、ことしの1月にも東京に陳情しましたときに、これはちょうど、相当私も国会議員の方々からスケジュールを内々で聞いておりまして、このあ

たりに行けば会っていただけるんじゃないだろうかというのも想定して行きましたところ、間に地元選出の金子代議員も入っていただいたわけですが、会っていただいて私の話も、環境省の職員を入れないでくださいということで、相当詰めた話をしまして、よくお聞きをいただいております。ただ、大臣という立場上、個人的な私見はなかなか申し上げられないというところに、多分吉田議員から見たときに物足りなさを感じるかもしれませんが、水俣の市長が来たということで、やはり急遽会っていただくということを見たときに、十二分に水俣の気持ちは、水俣の方を何とかしようという好意はあるのではないかと私自身は感じております。

それと、地元選出の県議についての新聞の内容でございますけれども、私どももよく日ごろから申し上げておりますのが、当然被害を受けられた方々も被害者でありますけれども、水俣市民全員も被害者なんだということを通常から私どもずっと申し上げてまいりまして、その方で書き方がそのようになったのではないかというふうに思っておりますけれども、こういう御指摘があったこともぜひお伝えをさせていただきたいというふうに考えております。

それと、環境省の方にいろんな認定基準を初め、医療手帳の対策について陳情をされないかということでございますが、私ずっと一貫して申し上げておりますのが、県からのたたき台と言えるのかどうかわかりませんが、県の方針が出ましたときに、これは当然国ともめるんじゃないかと。私どもといたしましては、平成7年の和解のときもそうございましたけれども、非常に被害者の方々というのが高齢化してきております。ですので、生きているうちに何とか救済をということで和解を市を挙げて選んだわけでありまして、県と国の責任論とか、また基準よりもできるだけ早く対応をしていただきたいと。それも水俣病の公式発見の50周年前には完全決着をぜひつけていただきたいということで、話し合いをしてもらちが明かないのではないかという思いから、政治的な決着が一番近道ではないかと、またそれが最良の方法ではないかということで、昨年、そして年始、2月もそうでございますが、国会議員を初め環境省、県の方々にいろんなお願い、そして働きかけをしてまいり、今の水俣病小委員会が開催されているのではないかというふうに思っております、そういう意味では、私どもが国、県の負担割合について、また負担について言及することはありませんけれども、当然水俣にとってはメリットのあるような救済をしていただきたいということを強くお願いをしておりますし、これからもそれを継続していきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

第3の質問に入らせていただきたいと思います。

私自身も、やはり今、市長が述べられましたように、政治決着の重みを感じてないわけではございません。ただ、それよりも後にやはり高齢化してきて、初めて水俣病としての症状を自覚さ

れ始めた方も平成7年以降にも出てきていらっしゃいますので、それこそ今後長い将来にわたって、今回まさしく水俣病問題が再燃してるという言い方ができるかと思えますけども、今後二度とやはり再燃することがないように、今回、関西訴訟判決が出ましたのはいい機会でございますので、これを機に本当に抜本的に解決して、将来また再燃することを防ぐということが私は重要ではないかというふうに考えておりますので、そういう意味でも、ぜひ一度小池環境大臣には現地視察をしていただきたいというふうに思いますので、その要請を改めて環境大臣にされるかどうか、その1点だけをお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 1月に小池大臣にお会いしましたときに、私どもできるだけ、今、議員がおっしゃるように、地元をきちっとその目で確かめていただきたいというふうには思っております、5月の水俣病の慰霊式がございます。そのときにもぜひ来てくださいというふうなお願いをしましたら、私もできるだけ行きたいというふうに考えてるというふうなお話をいただきました。ただ、スケジュールの関係でどうなるかわかりませんが、個人的にはぜひ行きたいというふうなことをおっしゃっていただいておりますので、またその機会にでも、またその前にももし来ていただけるようなチャンスがあれば、ぜひ来ていただきたいというふうなお願いはしていきたいというふうに考えております。

それと、政治的な決着で、議員がおっしゃるように、重みは感じてるということでございますが、例えば環境省の態度がかたいときにも、環境省の方々がうんと言わなくても政治的な決断で対応するということが可能ですし、またいろんな幅を広げることもできますので、何度も言うようではありますが、私はぜひ政治的な決着に向けて市議会の方々も働きかけをしていただければ、水俣にとってもよりいいものになるのではないかとこのように思っております、またこれからも御協力のほどを切にお願い申し上げたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、産廃最終処分場問題について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 続きまして、産廃最終処分場問題について順次お答えをさせていただきます。

初めに、水俣病の教訓と最終処分場の理念的関係についてお答えいたします。

前回の12月定例会でもお答えいたしておりますが、水俣病の教訓をもとに、環境で苦しんだまちだからこそ環境に配慮したまちづくりを行おうと、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行いました。その後、住民協働でさまざまな環境施策に取り組んでまいりましたが、今後の課題の一つとして、水俣で発生したごみを水俣でリサイクルする地域内ゼロ・エミッションもあるので

はないかと考えております。そのためには、これまで市民が苦勞して取り組んできたごみの分別収集や地域経済の振興を担うエコタウン事業をむだにはいけないと思っております。ゼロ・エミッションにおいては、すべての廃棄物を再資源化することが最終目標ではありますが、現在の技術ではどうしても資源化できず、最終処分場が必要になります。もちろんエコタウンの工場からも廃棄物が発生しておりますので、他の市町村に設置された最終処分場に水俣の産業廃棄物を運んでいるのが現状です。

また、おととしの豪雨災害で発生した災害廃棄物につきましても、そのほとんどを他市の最終処分場に処理をお願いいたしております。

何度も申し上げますが、最終処分場の建設阻止の着実な方法があれば、今すぐにでも反対の表明をいたしますが、その方法がない今、市長の責任としてゼロ・エミッションのまちづくりや社会構造の変化を見据えなければならないと考えております。今回、最終処分場の建設が水俣病を経験した水俣市に計画されたことは、非常に大きな問題であります。全国からも注目されており、環境モデル都市水俣が問われていると強く感じております。

そこで、地域の将来を考えた中立という立場で全国の自治体に先駆けた対応をしていかなければならないとも考えております。水俣の廃棄物は他の市町村に持ち出しながら、水俣には一切最終処分場の建設を許さないという考え方は、環境モデル都市宣言の水俣病の経験を貴重な教訓として、自然の生態系に配慮した環境モデル都市を目指し、その成果を内外の人々と共有していくという宣言内容に反するものであると考えるところであります。

次に、中立という立場は成立し得るかにお答えします。

この御質問につきましても、これまでもお答えいたしておりますが、市や市民が反対しても、法の基準を満たしていれば建設は許可するという熊本県の説明がっておりますし、何の権限もない水俣市が建設を阻止する方法の一つとして、予定地の買い上げに関する事業者との協議を市議会に打診しておりますことは、議員も御承知のとおりであります。また、これまで事業者に対して厳しい申し入れや市独自の検討委員会を設置していますが、今後も環境モデル都市にふさわしい事業者として高いハードルを設けて対応してもらいたいと考えておりますので、これからも事業者にきちんと要求、要望をするためにも、あえて中立という立場をとって、現実的に市民の安全・安心を守る方策をとっていきたいと考えています。また、ハードルを上げることにより結果的に事業者の設備投資、管理費用など必然的にコストが高くなり、民間業者として営業的に厳しいと判断され、撤退することもあり得るのではないかと考えております。

次に、市長としてなし得ることは何か、あるとすれば、それをやるのかという御質問にお答えいたします。

これまでも申し上げますが、最終処分場の建設に関する許認可は国からの法定受託事務

により県知事が行いますので、水俣市としては意思表示する立場にはありませんが、これまで環境影響評価方法書段階で、議員御承知のとおり、企業にとっては厳しい内容の意見書を県に提出いたしております。また、市として論理的かつ冷静に判断するための市独自の検討委員会も設置し、その会議も住民公開のもとに、いろいろな問題を検討していただいております。さらに、市民に対して広報でも詳しく情報の提供を行うとともに、市の立場についても説明しているところ  
です。

なお、検討委員会設置に先立ち、事業者に対しましてもきちんとした資料の提供や情報公開等を行うように申し入れを行っております。今後も必要に応じて情報の公開等を含めて、市としての考え方を表明してまいりたいと考えております。

次に、議会の自主解散及び議員定数の削減についてお答えします。

議会の自主解散及び議員定数の削減につきましては、議会において判断される事柄でありますので、お答えする立場にはないと考えております。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

私、産廃問題につきましては、かねてより質問をしております、私の質問の内容も大事なことです、毎回逆に同じになっておるんですけども、それに対応する形で、市長の御答弁も大体毎回同じで固定化してきているのかなという感じがいたします。ですから、恐らく根本的な哲学で多分違う部分があるのかなとは思いますが。

先ほど市長の方から、例えば全く権限がない水俣市としては、そもそも意思表示をする立場にないというような御答弁ございましたけれども、このことも私かねてより感じておりますが、意思表示といいますが、私、2つに分類できると思うんですね。前も申し上げましたとおりですけれども、一つは法的な意思表示、もう一つは政治的な意思表示ですね。法的に考えますと、許認可権は県にあるということで、それもなおかつ国の法定受託事務ということですから、法的な意思表示をする立場にないということは、全くそのとおりでございます。ですから、私自身は、そうした意味での意思表示を求めたことは今まで一度もございません。私が今まで意思表示をしていただきたいというふうに申し上げておりますのは、先ほど申し上げました政治的な意味における意思表示ということでございます。

私は、法律がどうしたというような、私にとっては技術的各論に感じておるんですけども、現段階では、そうしたものは、後から出てくる話ではないかと。我々水俣人として、まず何をどう考え、どうしたいのかということをやりたい、法的なものはその後に出てくるんだというふうに、まずは私考えております。ですから、先ほど私、環境モデル都市、産廃最終処分場の理念的関係について持説を申し上げたけれども、先ほど申し上げたようなとおりでございます



んで、結論の部分は、最終処分場建設というのは、水俣であれば、規模、場所を問わず絶対反対すべきであるということでございますから、この政治的意思表示をぜひ私はやはり市長にさせていただきたいと。これは江口市長がどう考えられるかということではなくて、水俣が水俣病を経験した時点で、こうした結論が出てくるものだというふうに考えておりまして、私はそれを解釈したにすぎないというふうに考えておりますから、ぜひその意思表示をしていただきたいと、そのおつもりがあられるかという点、お尋ねいたします。

もう一つは、確実な阻止の方法があれば、それをやりたいというお話でございましたけれども、例えば、私もしかしたら誤解してるかもしれませんが、買い上げについては恐らく確実な方法だというふうに市長は感じておられるんだと思うんですけれども、ただ、買い上げであっても100%という意味では確実な方法ではあり得ないんですね。幾らこちらが高い金額を提示したとしても、業者としてはどこまでいっても法的にはノーと、買い上げには応じませんよという権利がございますので。ですから、そういう意味では買い上げさえも確実な方法ではないですね。ただ、確実な方法があるかないかで賛成、反対が決まるということではなくて、私、先ほど来ずっと申し上げておりますけれども、水俣は水俣病を経験した時点で、もう規模、場所を問わず絶対反対という結論が導き出されるはずですので、そういう趣旨から絶対反対を訴えていくべきではないかというふうに考えております。

確実な阻止の方法に絡めて申し上げれば、今議会でも二、三の議員から質問が出ておりますけれども、水源保全条例という手法ですね。これさえも100%という手法ではないんですけれども、私はこれは研究に値すべき方法だと考えております。水源保全条例自体が訴えられて、二、三判決例が出てるように思いますけれども、たしか最高裁判決も出てたんですか。あと私はちょっと新聞報道で読んだ程度ですけれども、それが最高裁判決だったか、一審、二審のものだったか、ちょっと記憶が定かではありませんけれども。条例自体が違法だというような判決ではなかったんですね。きのうもたしか指摘があったかと思っておりますけども。水道局長のお言葉をおかりいたしますと、まさに運用の面でちょっと問題があったというようなことを指摘した判決だったかと思えます。たしか特定の業者をねらい撃ちにするような形の条例を制定する場合、業者側と市当局でよく話し合いをしてくださいというようなたしか文言が入ってるような条例で、きちっとした話し合いができていなかったんじゃないかと、そこが指摘された判決文だったかと思えます。

ですから、この条例自体は私はやはり非常に有効だと考えておりますので、これを議会側から出してももちろん構わないんですけども、市長としてこの条例制定に向けて何らかのアクションをとられるおつもりがあるのかどうか、その点もお聞きいたしたいというふうに思います。

以上、第2の質問でございます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、政治的な意思表示をなぜしないのかという御質問にお答えさせていただきます。

意思表示は何遍も多分私自身はしてきたつもりでございまして、まず、吉田議員との最初のボタンのかけ違えと申しますが、環境モデル都市というものをどのように受けとめるかということではなかろうかというふうに思っております。この環境モデル都市というのは、昨日の緒方議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、モデルというのをなぜわざわざ水俣市がつけたかといいますと、議員おっしゃるように、他市の、日本じゅうだけではなくて世界じゅうの手本になろうということで、環境モデル都市宣言をされたものというふうに理解をいたしております。

しかし、実際に、先ほども申し上げましたとおり、すべてのものをリサイクルできること、有効資源化することができますとゼロ・エミッションというのは成り立ちますが、今の世界じゅうのいろんな技術を有効活用しても、やはり廃棄物が出ると。特にこの水俣市でもまだ廃棄物を他市に捨ててる状況の中で、水俣市が他の地域から持ち込むのは反対だということを環境モデル都市として、また、市長として、それを言うべきかどうかということを私、常に自問自答してまいりましたし、昨年の議会でも議員の皆様方にも問いかけをしたところであります。

ですから、私としてはっきりずっと申し上げてまいりますが、環境モデル都市としての看板をおろすのであれば、私はすぐにでも反対に回っていいですよということを申し上げておりますし、またとめる方法がありましたら、私はすぐにでもとめる方法を選び、反対に回りますということも申し上げてまいりました。しかし、残念ながら議会の皆様方からは、まだ具体的な提案は何もございませんので、今のところとめる方法は議会の皆様方も含めて見当たらないのではないかと申すというふうに推察をいたしております。ただ、市としてできることはどうかといいますと、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、100%ではございませんし、また企業とも全然打ち合わせはしておりませんが、市がとめる方法として買い上げの方式もあるのではないかと申すことを議会の皆様方にも御相談をさせていただいております。

それと、100%じゃないならばというお話がございましたけれども、水俣市が、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、都道府県、そして政令指定都市、保健所を設置するところにアンケートを出しましたところ、何とこれは私自身も高い数値でびっくりしたんですけども、許可率が86.4%あったと。そして、あと10.7%というのが技術的、基本的に企業の問題があったところと申すございまして、それを合わせますと約97%が、今、議員がおっしゃるようなことではなかったということと申すございまして、また市町村からのアンケートを見たときにも、反対してとまったというところは一つもございませんで、そういう意味では、私の今の進め方は間違っていないのではないかと認識をいたしているところでございまして。

それと、条例が有効な手段ではないかということと申すけれども、この条例には上乘せと

横出し条例というのがございます。全国的に平均してみたときに、国の基準に対して上乘せするような条例というのは、もし裁判を起こされた場合には、ほとんどが敗訴しているような状況でございまして、そういう意味では、国の基準値を上回るような条例の制定というのは余り意味がないのではないかと、現在のところ認識をいたしているところであります。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

やっぱりなかなかみ合わない部分が多いかとは思いますが、それは恐らく哲学の違いだろうとは思いますが、私、先ほど演壇でも申し述べましたように、やっぱり水俣というのは水俣病を経験しまして、もうこれはとてつもない経験だったと思うんですね。市長御存じのとおり、熊本県と言っても世界で知ってる人は恐らくいないでしょうけれども、水俣と言えばやっぱり知ってる人はたくさんいるわけですね。ですから、水俣といいますのは、やっぱり日本国の熊本県の中の人口2万だか3万だかの一地方小都市ではなくて、環境分野においては世界の水俣であるということは、私、間違いないと思うんですよ。その水俣に、じゃ世界じゅうの心ある人、水俣以外の日本国民が何を期待してるかということ、やっぱり最終処分場の建設を期待してるとはどうしても考えることができないんですね、私としては。水俣は、もうあれだけ大変な思いをしたわけですから、そうしたことが世界のどこであっても二度と繰り返さないように、それをきちっと教訓として全世界に向けて、日本国内はもとより発信していくということがやっぱり期待されていると思うんですよ。

ですから、産廃問題に絡めて申し上げれば、もしくはごみ問題に絡めて申し上げれば、やはり水俣に処分場の建設を期待する人はいなくて、水俣に期待するものは何かと申し上げますと、この地球上にどうしたら産廃最終処分場をつくらなくても我々が平穩に暮らしていけるのか、その技術的な研究をすることを恐らく期待しているんだろうと思うんですよ。ですから、そこに来て、先ほど市長がちょっと責任論に触れられましたけれども、どこかにつくらなければいけないというような、そうした一般的な責任論でもって水俣の人も最終処分場をつくるべきだというふうに期待してる人は、恐らく私は世界じゅう見渡してもいないだろうというふうに感じております。

つまり要約して申し上げますと、水俣の課せられた役割、環境分野においては世界に対してリーダーシップをとるという役割は、これはもう世界が課した役割であって、圧倒的な役割だと思うんですね。その役割の前では、どこかにつくらないといけないというような一般的な責任論というのは、その存在意義というのが極めて極小化すると思うんですよ。私は、もうないに等しい状態にもなると思うんですね。ですから、水俣の圧倒的な環境分野における役割論の前には、どこかにつくらないといけないというような責任論は、あってなきがごとくというふうに考えております。

実際問題、例えば私、この例えをよく方々で申し上げておるんですけども、以前原爆が投下されました広島、長崎、今の日本の電力需要を考えますと、火力発電、原子力発電、もう一つは水力発電ですかね、主なものは。この3つのどれが欠けても、やっぱりどこかで電気が消えてしまうんですね。ですから、そういう意味では原子力発電所というのは確かにどこかに必要なんですけども、じゃ、だからといってどこかにつくらなければならないというような一般的責任論をもって、広島、長崎に原子力発電所をつくるのかいということになると思うんですよ。それを期待する人は、恐らくだれもいないだろうと思うんですよ。もちろん例えの話ですけども、恐らく広島や長崎の人々は原発は恐らくノーと言うでしょう。ただ、ノーと言っただけでは反対のための反対になってしまいますから、恐らく代案として例えば自分らは風力発電とか、潮の満ち引きの潮力発電であるとか、そうしたものを一生懸命研究して、じゃんじゃん低コストで実用化できるように頑張っていくんで、それでいだろうというふうに広島が言ってきた場合は、それは本当に立派な代案として私は通っていくと思うんですよ。私は、その論理が今回、水俣の産廃の問題にはパラレルに妥当すると思うんですね。

ですから、例えば水俣はごみ問題に関しては、いかにしたら自然に戻らないようなタイプのごみがこの地球上から減らせるかというような研究にいそむべきと考えておりますんで、せんだってNHKのテレビで見ましたけれども、ブラジルでは、自動車のシート、これは中に金属製のスプリングが入っていたりとか、表面は革であったり、もしくはビニールであったりとか、捨てる際には自然に戻らないようなタイプのごみになるものも多分多く含まれているだろうと思うんですけども、ブラジルではヤシの皮、それだけでもってシートをつくり上げちゃったというような報道がありまして、もちろん植物繊維ですから、廃車しますときも土の上にそのシートをほっとけば、そのまま土に戻っちゃうんですね。非常にいい技術だということで、ベンツ初め世界じゅうの自動車メーカーがその技術を非常に興味持ってるということなんですけども。ですから、私は、水俣はそうした研究にやっぱりいそんでいくことが我々の役目だと思うんですよ。

そこに来まして、最終処分場というのは、ごみをどうやって減らすかということではなくて、先ほどもちょっと申し上げたけれども、全く逆の志向性を持ってるんですね。リサイクルしてもリサイクルしても残渣が出るというのは、もちろん理解しております、さっきの原発と同じような話ですんで。ただ、最終処分場の機能といいますのが、本当にごみを全く無分別に堆積し、集積し、こづみ、ごみの山をつくるというだけの作用しか持ってありませんから、やはり水俣の役割とは全く逆であると。そうした処分場の建設を水俣で期待する人は恐らくいないだろうと思います、改めて申し上げますけれども。

せんだってたしかJICAだったと思うんですけども、国際協力事業団の主催だったかどうか、ちょっとそこまでつまびらかではないんですけども、東南アジアの恐らく環境省あたりに

勤める若手の将来エースになるような役人が、水俣の進んだ環境行政を勉強しにということで、年1回水俣へ来て、正確に水俣だけに1カ月かどうかわかりませんが、1カ月ぐらい勉強していくということで、そのレセプションパーティーがありまして、私もお伺いしておりましたけれども。彼らは、やっぱり水俣は水俣病を経験したからこそ、世界に向けて環境問題においてはリーダーシップをとっていると、環境行政については世界の最先端を行っているはずだというところで水俣に勉強しに来ると思うんですね。そのときに私、思いましたのは、もちろん彼らには申し上げておりませんが、我々が最終処分場をつくると、水俣の役割とは全然違うんだけれどもというようなことを彼らに申し上げたら、彼らがまた来年水俣に勉強しに来るのかどうかと思ったときに、私、非常に心苦しい気分になりまして、恐らく彼らも水俣が最終処分場をつくる話はもちろん知らないんでしょうけれども、知れば絶対そんなことを水俣はすべきじゃないと、あなた方水俣人の役割は、一般的責任論に基づいて最終処分場をつくることではなくて、最終処分場をつくらないにはどうしたらいいか、そうしたことの研究をする役目じゃないんですかというふうに思い、言うと思うんですね。この前のJICAのレセプションでそうしたことを本当つくづく感じた次第でございます。

ですから、とめる方法が確実にあるとかないとかという問題以前に、もっと大前提のところ、水俣は水俣病を経験して、こういう役目を負ってるんだから、当然に絶対反対という結論しか私は出てこないと思うんですよ、とめる方法があるかないかということのもっとももっと大前提の問題として。

ですから、そういう趣旨で改めて市長にお尋ねいたしますが、以上の趣旨から、絶対反対に回られる気持ちはないのかどうか、改めてお尋ねいたします。

以上、質問といたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 吉田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私、議員の今御質問聞いておりまして、非常にちょっと何か私に言うことがもともとからやっぱり違うなというふうに思いましたのは、市の施策でこれはつくるわけじゃございません。それと、何度も言うておりますけれども、市長として地元につくってほしいと望む市長は日本じゅういないだろうということで、私のそこで個人的な気持ちというのも代弁をさせていただいております。しかし、とめる方法がないにもかかわらず、市長、あなたはなぜ反対に回らないんだと言われたのも、先ほど申し上げましたとおり、現実的なことを考えてのことであるということも申し上げました。

何度も言いますけれども、今度、水俣市が新しい総合計画をつくっております。議員がおっしゃるように、リサイクル率を少しでも上げよう、そして世界の環境モデル都市として頑張ろうじ

やないかということで、エコポリス構想を提案したり、また環境ミュージアム構想などを提案しております。議員がおっしゃるようなことは一生懸命前向きに頑張っております。しかし、それでもやはり産業廃棄物が出るということを考えてときに、じゃ議員がおっしゃったように、発電所の場合代替がございませぬ。しかし、この廃棄物処分場の場合というのは、リサイクルできないものは最終処分場に持っていき、また炉で燃やすといったようなことしかございませぬ。ですから、議員の理念の言い方でお話をしますと、じゃなぜ水俣にごみ焼却場をつくったときに反対されなかつたんだらうかというふうな疑問さえ私は抱かなければいけないような思いをいたしております。

ですから、ごみを燃やすということでも実際地球温暖化にも、またむだなエネルギーを使いますし、結局資源もそこでリサイクルせずに燃やすわけですので、中にはサーマルリサイクルということで、それを燃料に使うといったような手段もありますけども、ほとんど燃やすと、そのまま有効に使えないといったような現状でございまして、その現状をかんがみたときに、今、議員がおっしゃるようなことを本当に言えるのかどうかというのを私はぜひお考えをいただきたいというふうに思っております。

何度も言いますけれども、私、反対に回る方法というのを2点申し上げました。とめる方法があれば、中立ということで、できたときのことを考えて保険を掛ける必要はないということをお願い申し上げましたし、私が反対を非常にしにくい理由の中に、環境モデル都市宣言というのをされました。議員がおっしゃるように、水俣は水俣市の環境のことだけではなくて、世界の環境を考えて手本となっていこうということのみずから宣言をいたしております。ですから、議員がおっしゃるようなことを申し上げますと、水俣というのを自分の土地と仮定した場合に、ごみは自分が出すけれども、自分の土地にはごみ箱はつくらせないというふうな言い方で、よそに持って行って捨てるというふうなことを市長として公に言うことは、やはり環境モデル都市の市長として言うべきではないんじゃないかならうかというふうなことがございまして、環境モデル都市宣言というものの、そのものの受けとめ方に議員と私とは随分開きがあるのではないかなというふうに考えております。

そこで、ここで幾ら私と議員がこういう論議をしましても、実際とめる方法があればとめたいというのは以前から申し上げておりますとおり、私としてもぜひ具体的な提案をしていただきますと、その方法にのっとって本気でとめる方法があるんであればやりたいというふうに考えておりますので、哲学的なことよりも、もう少し現実的なことをぜひ提案していただければ、市としてもありがたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1 時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

藤本寿子君 こんにちは。

「いのち・みらい・みなまた」の藤本寿子です。

アマナツの収穫が終わり、そろそろサラダタマネギの収穫時期となっております。ことしはアマナツやかんきつ類の評判がよく、台風にもめげず実をならしてくれたことに感謝したい気持ちになっています。サラダタマネギも、あんなおいしいタマネギは食べたことがないと、早々リクエストがあり、自分は収穫時期の手伝いぐらいしかできませんけれども、何だか誇らしいような気持ちになります。

そんな芽吹きの中ですが、国内では一時期途絶えていた17歳の事件がまた顕著になってきています。なぜ相手を殺さなければならなかったのか、自分でもはっきりしないのに人を3人も殺傷してしまったという大阪寝屋川市の事件などは、現在の若者の心の状態を映し出す象徴的な事件です。よく言われる家庭内の環境の問題やいじめなど、外的な要因に加え、テレビ報道の中で、ある医者がおっしゃっておられましたが、中学生ぐらいから体の成長期にホルモンのバランスが崩れる、そのことが心のバランスまで影響するのではとっておりました。

その体はもちろん食べ物がつくっています。幸いなことに、17年度の水俣市の施政方針の中で給食畑を打ち出しておられ、市長の前向きな姿勢を評価しておりますが、いっそのこと自分たちがつくった作物をできるだけ学校から近い調理場で調理する、さらに生ごみを使って学校内で堆肥づくりもしてみたらと提案いたします。

昨年の9月に給食センター整備案が出てから、学校給食を考える会では、現在、他市への研修、校長会へのお話、教育委員会への懇談の申し入れ、食生活改善委員会、栄養士の皆さんへの懇談の申し入れなど、さまざまな方から意見を聴取しながら資料をまとめておられます。限られた予算の中ですので工夫が必要ですが、今後、子どもたちに食を通じ命の大切さを教育できるような学校給食センター建てかえのための審議会をつくっていただきたいとの趣旨のようです。

私も、全国で起こっている深刻な子どもたちの犯罪の対処のためには、水俣市もきめ細かい対応が今こそ望まれていると思っております。子どもたちの健やかな成長を祈りながら、質問に入ります。よろしく願いをいたします。

まず、1番目に、子育て支援事業についてです。

さわやか保育園閉園後に水俣市こどもセンターをつくるという市の意向でありますけれども、児童館の本来の趣旨と子育て支援の中身に整合性があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

この水俣市こどもセンターについては、今回の議案の中に水俣市児童館設置条例というのが提案されておりまして、その中にこどもセンターをつくるということでの案が提案されましたけれども、この第40条に規定する児童厚生施設として児童館を設置するということでしたので、第40条というのを法律の中で私が調べてみましたら、児童遊園や児童館など、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにするというので、法律の中ではそういうふうに規定されています。

そして、熊本市の方にも調査をいたしましたけれども、簡単な遊具や本があるということだけのことになっておりますので、後で御答弁いただくとお思いますけれども、整合性というのは、そういう意味で本来言われてました子育て支援センターとの整合性がどのように図られるのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、B番目は、子育て支援のための病後児保育所を設置される予定はないかをお尋ねします。このことについては、もう説明は省きます。

次に、2番目、障害者のためのグループホーム事業について。

このグループホーム事業については、大変私ごとではございますが、本年、正月を明けましてから、友達が、もう50歳を過ぎた障害を持つ友達なんですけれども、お母さんが79歳で亡くなられ、みとられる間も大変、自分が障害を持っていたので、苦労をし、最後、お葬式までつき合わせていただいたという経緯があったんですけれども、そのお葬式が終わったときに、彼女は本当にひとりになってしまいました。そして、私たち周りにたくさんの友人がいたんですけれども、一体この障害を持った私の友人はこれからどうなるのだろうかと思ったときに、本当にグループホーム事業ということの切実さを感じました。

それで、今回この質問をさせていただきたいと思います。

現在、水俣市で設置する予定があるかどうかをお尋ねします。

B番目に、グループホームについて、障害者本人や保護者から意見を聴取されているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、大きな3番で、休耕田の活用事業についてです。

これについては、少しお話をしてからと思いますので、また私ごとになりますけれども、袋の坂口の方で今、田んぼを何枚かお借りしてお米をつくっているんですけれども、見る見る休耕田がふえてきました。やはり景観というものは農業とともにつくられてきたんだという実感が、本当に私には今あります。そして、もう一つは、田んぼや畑で働いている方たちが貴重な存在だということをしみじみとこのごろは感じ出しました。



今回、この質問に当たりまして、農林水産課の方に、本当に私は不勉強でしたけれども、水俣市の水田面積などについて聞きました。水田面積は390ヘクタール、水稻面積が220ヘクタール、休耕田が62ヘクタールあります。残りは転作田で、つまり100ヘクタールになるわけです。108ヘクタールになると思います。

このように、水俣市の中でもだんだんと休耕田がふえているということは、皆さんも実感として感じておられることではないかと思えます。そして、本当に子どもたちがこの日本で暮らしていく中で、日本じゅうを見回したときに、ではどうなのかというとき、穀物の輸入量は2,800万トンです。私たちは2,800万トンもの穀物を輸入しています。当然世界の穀物輸入国です。米は自給はできて、小麦は約90%、トウモロコシは100%、菜種油も99.99%を輸入しています。この菜種油については、私たちが本物を扱うような生協をつくりたいといって立ち上げたときに、菜種の栽培のことを勉強しました。そのときにも本当にこの数字を見て愕然としました。99.99%がよその国から入っています。食糧自給率が低いということと、生産調整で田畑も荒れていきます。田畑が荒れていくということだけの問題ではなく、今後、世界的飢餓が起こったとき、日本の農地として再生可能かという切実な問題があると思えます。そういうことがありまして、私は、水俣市の休耕田についてさまざまな取り組みを農林水産課の方ではなさっておられると思えますけれども、今回改めて質問をしたいと思いました。

まず、A番に、水俣市で新しく取り組もうとしていることはあるかお尋ねします。

B番目に、市民の間に菜の花エコプロジェクトをやってみようと準備会が立ち上がっていますけれども、御存じかお尋ねします。

C番目に、この菜の花エコプロジェクトを支援するつもりがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、大きな4番です。長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場についてです。

A番目は、第3回水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の目的は何だったのかをお尋ねしたいと思います。

B番目に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の今後のスケジュール、目的についてお尋ねします。

それからC番目ですけれども、これは昨日の緒方誠也議員の質問と重なりますけれども、執行部の方で前向きな御返事をいただいたようでも、改めて質問をさせていただきたいと思えます。水俣市民の水源を守るため水道水源保護条例を策定するつもりはないかということをお尋ねします。

私は、2月9日と10日に数名の議員の方たちと産業廃棄物問題で視察に参りました。奈良県の天理市と岐阜の御嵩町というところですが、ここに参りましたときに、本当に不勉強であ

ったと思いましたが、耳元では水道水源保護条例というのを知ってはおりましてけれども、一体どんな内容を持つものなのかということはほとんど知りませんでした。そうして実際に天理市や御嵩町に行きまして、私たちのまち水俣にも水道水源保護条例が本当に必要だということを感じてまいりましたので、このことをお尋ねしたいと思います。

最後に、全国産廃問題市町村連絡会というのがございます。その活動に参加されるつもりはないかをお尋ねしたいと思います。

私からの質問は以上です。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 藤本議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、子育て支援事業及び障害者のためのグループホーム事業につきましては福祉環境部長から、休耕田の活用事業につきましては産業建設部長から、長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場につきましては私から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） 子育て支援事業について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） まず、子育て支援事業についてお答えいたします。

さわやか保育園閉園後、水俣市こどもセンターをつくるという市の意向であるが、児童館の本来の趣旨と子育て支援の中身に整合性があるのかとの御質問にお答えします。

さわやか保育園は、昨年12月の市議会におきまして、公立保育所の廃止条例を可決していただき、現在、本年4月から水俣市児童館水俣市こどもセンターとして新たなスタートを切るために準備をしているところであります。

また、国の児童福祉施設の整備の中に子育て支援センターはなく、児童館とすることで、国から児童福祉施設として位置づけられ、子育て支援から児童の健全育成まで、幅広く活用できる施設となります。平成17年度からは乳幼児から小学生までを対象とし、主に子育て支援センター事業、つどいの広場事業、児童館運営事業を行う予定にしております。

児童館とすることで、子育て支援センター業務以外にも、児童ふれあい交流促進事業、例えば絵本の読み聞かせ事業など、国の補助事業として実施することができます。

次に、子育て支援のため病後児保育所を設置される予定はないかとの御質問にお答えします。

病後児保育事業とは、保育所へ入所中の児童が病気回復期で集団生活に適さない場合、自宅で養育を余儀なくされる期間、当該児童を一時預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就

労の両立を支援し、あわせて児童の健全な育成の向上に寄与することを目的として行う事業であります。

病気回復期の児童受け入れには、個別対応となり、看護師の配置、施設の充実などの課題があり、現在の本市の状況からしまして、病後児保育所の設置は困難であります。保護者の家庭状況や就労実態からしますと、人的及び施設面からしまして医療機関での実施が望ましいと考えており、水俣市芦北郡医師会の御意見も聞いてみたいと思います。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 大きな項目を子育て支援事業ということで、今回の児童館のことを聞きましたのは、私が6月に質問をしております。そのときは、さわやか保育園は子育て支援センターということになりますよということで御回答をいただいていたので、本当に財政難の中でいろいろと頭を痛めていただいた結果だったんだろうとは思っているんですけども、できましたら子育て支援ということ、水俣市は、どの形でもいいので大きく打ち出してもらえないかという思いでこの質問をいたしました。

前にも申し述べたことがあったかと思うんですが、平成16年の3月に水俣市でまとめられた男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書というのがございます。今後、水俣市にどのようなことに力を入れてほしいかということを対象者に聞いているんですけども、何より要望が多かったのが保育の施設やサービス、高齢者の施設サービスが上げられています。また、ここはよかったらぜひ市政の中に生かしていただきたいと思うんですけども、少子化の原因はどこにあるのかという設問に対しては、69.3%が女性が働きながら子どもを育てる条件や環境が整っていないからという回答でした。

これは女性の回答者も男性の回答者もいます。少し男性が少なかったんですけども。それから夫の出産や育児に対する理解や協力が足りないからというのが多いかなと思ったんですけど、19.4%でした。意外に低いことに驚きました。それ以上に、今申し上げたように回答者の男女問わず、条件や環境が整備されていないからということをおっしゃっています。要するに子どもをもっと産みたいなと思っているんですけども、やっぱり市の体制として、市のいろんな施設だとか見たときに、もう一人産もうかなどうしようかなというふうに考え込んでしまうという方が割と多いのかなという現状をこの報告書が言ってるんじゃないかなというふうに思います。

それで、私が第2の質問にしたいことなんですけれども、補助事業として、本当にこの財政難の中でいろいろ頭を痛めてくださっているということはわかるので、その形としてもどこかにきちんと子育て支援ということをもっと大きく打ち出していただけないかな、そこに迷えるお母さんたちや迷えるお父さんたちがすぐ来れるような、そういった体制を市がつくっていただけないかなというのが私の第2の質問です。ちょっと大ざっぱで申しわけないんですけども。

それから、病後児保育についてですけれども、多分執行部の方でお調べになって、どういうものだという事をおっしゃっていただけたらと思いますので、私の方からは特に述べませんでしたが、ここにある日の新聞の投稿記事があります。こんな記事でした。「事情があってシングルマザーになりました。子どもが1歳で、近くの保育園に預けて仕事をしています。やっぱりシングルマザーはパートやアルバイトでは自立が難しいと思いますが、正社員として働けばちゃんと夕方には帰れるとは限りません。そんなとき安心して預けられる保育園があれば本当に助かります。先日、熱を出したとき、熱があるんですけどと恐る恐る保育園に言うと、お仕事でしょう、薬を持ってきたら預かりますよと言われ、涙が出そうになりました。普通は熱があれば預かってくれませんか。毎日大変ですが、こうした保育園の支えがあって頑張っています」という記事を見ました。

そして、この記事を読みながら、お母さんたちにも意見を聞いてみたいなと思いましたので、市内の保育園を少し回ってみました。市内の保育園長の方に実情をずっと聞いてみましたが、その中で、やっぱり初めはちょっと、はっきり言わせて親御さんの悪口なんかも出てきまして、解熱剤で対症療法をして連れてこられるような方もあって、連れてくるときには熱は下がってるんですけど、面倒を見てる間にだんだん上がってくるということがあったりなんかして、そういう親には私は応援したくないみたいな、そういったようなことを言われる園長さんもおられました。けども、例えばシングルマザーでも、しっかり病気に対処されている方もおられて、一生懸命働きながら子どもを育てられるお母さんがおられるわけですね。そういう方には応援したくなります。やはり感染症の場合とかは、ほかの子にうつったりするので、病後児保育所なんかがあればいいなというふうに思っていますということを、ほとんどのところでそういうような御意見を聞きました。

県内では、熊本県の方に聞きまして調べてみたら、現在、11カ所にあります。熊本はもちろんありますし、人吉、八代、山鹿、本渡、そういうところに、それからNPOが運営しているところなどもありまして、それと今、執行部の方でおっしゃっていただきましたけれども、病院の中が一番安心だと私もそう思ったんですけど、病院の中にもあって、そういうことで、実際にもう熊本県の中でも実施されているという状況があるようです。

私が2番目に質問したいのは、やっぱりいろんなお母さんたちの状況というのがあると思うんですけども、できましたら水俣市も子育てがしやすいように、そして安心して暮らせるようにということで、補助金も出てくるようなので、前向きに考えていただけないかということも2番目の質問にしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。2つです。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安文君） 子育て支援センターの関係の第2の質問にお答えいたします。

子育て支援センターというのは、制度上、看板という形で出すのは難しゅうございますが、児童館の業務内容といたしまして、まず考えておりますことが、子育て支援に関すること、児童の健全育成に関すること、それから地域療育に関することなど、いわゆる子育ての支援に関するということにつきましては、当然児童館の業務内容にうたい込んでおります。

そして、その子育て支援センターの業務の中には、育児、保健、発達の相談事業、それから子育てサークルの支援事業、子育ての情報発信事業、そういったものも入っておりますし、つどいの広場事業、先ほど申し上げましたけども、ゼロ歳から3歳児までの乳幼児につきましての育児相談とか、ふれあい交流とか、育児講座とか、そういったメニューをたくさん準備いたしております。ですから、児童館、こどもセンターという名前でも実施しますけども、内容といたしましては子育て支援センター業務にかかわるものを充実させているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、病後児保育の件でございますが、先ほど御説明いたしましたように、病後児保育所につきましては、看護師とか、いわゆるそういった資格のある方がやっぱりいらっしゃらないと安心できないという面もございます。そういうことで、先ほど申し上げましたが、水俣市芦北郡医師会等に御相談いたしまして御意見を伺いながら、小児科とかそういったところでどうだろうかとか、そういった御意見を賜りながら検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 最後は要望ということでさせていただければと思っております。

今、病後児保育をされているというところに、突然だったんですけど、二、三軒お電話差し上げましたら、2人から4人ぐらいの方たちを見ていらっしゃるということで、1人ずつ感染とかがあるので、隔離といいますが、1人ずつの方を見ていらっしゃるということだったんですけど、どんなですかと、たくさん来られてますかと言いましたら、冬の間はキャンセル待ちをするぐらいいっぱいだけれども、夏は利用率が半分ぐらいになるかなというところが多くありました。だからやっぱり本当に自分が子育てするときそうだったんですけども、冬の間、冬の下痢というのになりまして、これが10日間ぐらい下痢が続いて、仕事もできないというような状況があって、やっぱりシングルマザーにとっては生活がかかっていることだと思えます。もちろん少し手出しもしなければいけないことではあると思えますけれども、できましたら今後検討していただけないかなというふうに思います。

それで、これは補足ですけども、市内の保育園の先生にお聞きしたときに、保育園の連盟の方でもこのことが話が出ていて、すごく前向きな話でうれしかったんですけども、もしも病院なんかにあった場合は、保育園の方でも持ち回りで出かけて行って子どもたちの様子を見ようか

みたいなことを話してますというふうにおっしゃってましたので、本当にもし機を見ていい時期がございましたら実現していただければと思いますので、これは要望です。よろしく願います。

議長（松本満良君） 次に、障害者のためのグループホーム事業について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、障害者のためのグループホーム事業についてお答えします。

まず、現在、水俣市で設置する予定があるかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、現在、障害者のグループホームはありません。しかし、今後、障害を持たれている方が地域の中で暮らしていくための有効な形態の一つだと考えております。

市内におきましては、社会福祉法人等で知的障害者グループホームの設置に向けた動きがあることは聞いておりますし、本市としても支援をしていきたいと考えておりますが、現時点では市でグループホームを設置する考えはございません。

次に、グループホームについて、障害者本人や保護者からの意見を聴取されているかとの御質問にお答えいたします。

本市でグループホームについての意見を聴取したことはありません。しかし、水俣市社会福祉事業団で本年4月に開設予定の知的障害者通所授産施設わくワークみなまたの利用予定者の保護者の方に対しまして、グループホームを設置した場合、利用するかどうかについてのアンケートを行ったと聞いております。内容といたしましては、親亡き後を心配されて、何人かの保護者からはグループホームを利用したいとの声もあるとお聞きいたしております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 グループホームについてですけれども、全国的には、ちょっと調べてみましたところでは、大阪だとか岡山などが先進地域だということですね。それで、熊本県の方にお聞きしたんですけれども、知的障害者のグループホームというのはかなり、知的障害も身体障害もグループホームはあるということでお聞きをしております、具体的に資料をいただいているんですけれども、ちょっとここで議論をしてもしょうがないので、それを一つの質問といいますか、今後調査していただいて、県内でどんなふうな動きがあるのかというのをまず調べていただけないかというのがあります。それを質問の一つしたいと思います。

それから、もう一つ、3月3日付のある新聞にこういう記事が載っておりました。福祉的支援待ったなしという記事で、胎児性水俣病患者の親が亡くなってきており、その記事の中にK子さんの発言があつてます。同世代の人と同じようにひとり暮らしをしたい、グループホームのような場所で支援を受けながらも自立して生活できたらという記事がありまして、ああ、これは

私の気持ちと一緒にあって、K子さんはもちろん、友人の一人でもあるんですけども、本当に、この方のお母さんも亡くなられて、2人次々に胎児性というか、水俣病の被害の方たちのお母さんたちが亡くなってきている世代にいますので、私が2回目の質問として申し上げたいのは、先ほど吉田議員からのお話もありましたけれども、水俣病対策案の中で、市長がいろんなことを環境省の方にも、議会の方もこの間、代表が行っておられますけれども、対策案の中にやっぱり水俣独自の要望として、国に対して細かい施策の要望をしていただけないかなということで、これを第2の質問にしたいと思います。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） グループホームのことについて調査する考えはないかということの第1問目だったと思います。

グループホームにつきましては、先ほど申し上げましたように、知的障害者、精神障害者の関係のみ法律の方で国が定めておりまして、現在、身体障害者のグループホームということにつきましては法律上特にございませんわけですが、先ほど御紹介ございましたように、事例もあるようでございますので、そのグループホームにつきましては調査をさせていただきたいと考えております。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 藤本議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、相当いろんな角度から水俣のためにということをお願いはしておりまして、今おっしゃいましたように、私が県議時代から、水俣病ですと、例えば一時金とか、そういうお金だけで終わるんじゃないですよと、アフターケアまでやって初めて本当に解決と言えるんですよというふうな思いから、県営住宅で、本当に日本じゅうにこの十四、五年間で新規で建ったというのは過疎地域では水俣だけでして、それはただの県営住宅ではなくて福祉目的の県営住宅ということをお願いをしましたところ、県、そして以前の建設省の方も御理解をして建ったという経緯がございます。当然今、議員がおっしゃったような角度からも現在をお願いしておりまして、ただ、それにつきましては、本当に一応環境省という立場での話ですので、厚生労働省と話ししてるわけじゃございませんので、環境省が予算に対応できるかということと多少疑問はございますけれども、国会議員の方々、そして当然厚生労働省、また財務省あたりにもお願いをしながら、何とかこの水俣のため、そしてそういう困った方々のために全面解決ができるように要望してまいりたいというように考えております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 3番目の質問ですけども、できましたら他市にも足を運んでいただいて、私の友達も実はグループホームをしている人がいるんですけども、他市への研修など、積極的に動い

ていただけないかなということを一ツ質問したいと思います。

それから、水俣市は環境のまちでございますけれども、それとともに、やはり水俣病の患者を抱えた福祉のまちとして大きくなっていきなさいけないんじゃないかなという思いがございますので、ぜひともほかの市町村でもいろんな形で取り組んでいるようなので、水俣病の施策とあわせて知恵を絞っていただいて、福祉のまち、環境のまちとして大きくなっていかないかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 藤本議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

確かに今おっしゃいますように、他市にも障害を持った方のグループホームがございます。ただ、このグループホームにつきましても、痴呆症の方の建物につきましても補助金が県でもたしか1年間に1件か2件出るんですけども、知的障害とか、またこういうその他の障害でのグループホームにつきましては措置費しか多分出ないようになっていたということで、そういう面では痴呆症は多いですけども、ほかの面が少ないというふうなことではなかったかというふうに認識をいたしております。

それで、議員がおっしゃいますように、私も非常に福祉的な観点、また、そういう弱者の方々の観点からやはりこの水俣市を何とかしなければという思いで、多分、熊本県下で初ですけども、助役にドクターの免許を持った方を来ていただいたということでございまして、そういう面では素人の立場というよりも専門的な知識を持った方々とともに、水俣のそういう福祉の増進のためにこれからもぜひ努めてまいりたいと思いますし、先ほどの1回目の答弁の中で吉海部長の方から答弁がありましたけれども、4月1日からワークみなまたということで、これは知的障害の方々の授産施設でございますけれども、そこが経営の方がうまくいけば、将来的にはグループホームもつukれないかというふうな気持ちも持っております。

といいますのも、どんどん高齢者の扶助費というのは年々金額は上がってまいりますけれども、非常に国、県からの福祉的な予算というものはだんだん減ってきておりまして、そういう意味では、持続可能なものをしていくためには独立採算でやっていけるものをやはり構築する必要があるんじゃないかという思いから、ペットボトルのそういう授産施設を社会福祉事業団で取り組ませていただいたということがございます。ただ、もうかりませんと、また市から金を持ち出すだけになりますので、当然経営状態をかんがみながら、チャンスがあればそういうものをつくって対応していきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、休耕田の活用事業について答弁を求めます。

松山産業建設部長。

（産業建設部長 松山勝征君登壇）



産業建設部長（松山勝征君） 次に、休耕田の活用事業について順次お答えいたします。

まず、水俣市で新しく取り組もうとしていることはあるかについてお答えします。

市としましては、これまで中山間地等直接支払い事業を活用し、集落の農地の整備や景観の保全、また、県と連携して地域における農業や地産地消の推進を行ってきております。これらの事業を通じ、農業従事者の農業経営に対する意欲の向上を図ることで耕作放棄地を利用した農業経営規模の拡大を推進してきたところであります。

また、平成17年度から重点戦略事業の一環として、耕作が行われていない農地の活用と保全等を目的とする市民農園整備事業を計画いたしております。この事業は、市民が農業に触れ親しむことで、健康でゆとりのある生活を実現すること、遊休農地の活用による農地の保全や新規就農者の育成等を目的としております。この事業を実施するに当たりまして、市の農業振興地域整備計画の見直しも行うこととしておりますので、本事業を通じて市の農地の現況の把握や休耕田の活用等について施策を進めたいと思っております。

次に、市民の間に菜の花エコプロジェクトをやってみようと準備会が立ち上がっているが、承知しているかについてお答えします。

会の名称は菜の花エコプロジェクトかどうかははっきり把握をしておりますませんが、廃食油のリサイクルを目的とした利用促進協議会の設立について、第1回目の準備会が先日開催されたということはお聞きいたしております。準備会では、水俣地域で発生する廃食油のこれからの利用促進と菜の花活用等について協議する会の設立について話し合いが持たれたとお聞きいたしております。

また、寄る会みなまたにおかれましては、休耕田等を利用した、家庭と学校と地域とが連携し、環境と景観づくり、そして経済活動への展開につなげる地域おこしの一環として菜の花栽培の声も上がっているとお聞きしております。

次に、この菜の花エコプロジェクトを支援するつもりがあるかについてお答えします。

現段階で、設立されます会がどのような事業を展開されていかれるのかは、はっきり把握しておりませんので、どんな支援が必要であるのか判断できません。しかし、平成15年の12月議会でも議員の御質問にお答えしておりますように、菜の花エコプロジェクトの取り組みの基本は資源の循環型社会の構築を目指しておられるようですので、環境モデル都市の本市にとりましては意義のある取り組みであると思っております。

今後、会の設立に向けて準備会が進められていくと思いますが、まずはこの会に関係課の担当者を出席させていただき、意見の交換等をさせていただければと思っております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 菜の花エコプロジェクトについては、今、執行部の御答弁の中でもありましたよう

に、私は昨年の6月議会で質問しております。その後、執行部の方で御検討いただいたという経緯もあったんですけども、ちょっとここで申し上げたいんですけど、環境対策課の方がそのときに答弁をさせていただいたので、環境対策課の方で考えていただいたという経緯がございました。でもちょっと前に進まなかったというのが現実面でございまして、今新たに市民の間からやっぱりやってみようというような動きが出てきたので、私はこれが本当かなと反対に今思ってるところなんですけれども。

それで、菜の花エコプロジェクトは、御存じのように、いろんな観点からいろんな方が加わるんじゃないかなと思ってるんです。今回は休耕地ということで質問させていただいたんですけども、休耕地の観点から申し上げますと、例の田んぼは油田という考え方で、2週間ぐらい前のBSのある番組で、アメリカの方で代替エネルギーというのを考えて、二酸化炭素を出さないとか、地球温暖化をいかに防止するかということで、最後の章はいろんな世界じゅうの取り組みを上げておりましたけれども、その中に大豆油を使って代替燃料にできないかとか、さまざまな動きが世界じゅうにあるようで、一つは私どもが日本の中で今、国会議員の間の中にもこの菜の花エコプロジェクトを達成させようと議員の集まりがあるみたいなんですけれども、昔から日本では菜の花というのを植えてきましたし、また、植えると美しいし、いろんな意味で転作田に菜の花を植えて、菜種を収穫して、それを搾油しまして菜種油にするんですね。学校給食とかそういうところに使ってるということが多いようです。

昨年は伊万里のはちがめプランというところが平成16年度の環境水俣賞になられて、市長の方から賞状をお渡しになったと思うんですけども、いろいろ機は熟しているような感じがいたしまして、せっかく水俣市の方から賞も渡したわけですので、本家本元の水俣市がやはり取り組みを一步前進させられないかなというのが私の思いとしてあります。

それで、ここで2番目の質問とさせていただきたいのは、今回は農林水産課の方に休耕地の対応策として考えてみたらどうだろうかという質問をさせていただいたんですけども、先ほど御答弁にもあったんですけども、できましたらそういう話があるというところにアンテナを張っていただきまして、出かけて行って市民と一緒にその経過から加わっていただいて、気持ちを充実させていってこのプロジェクトと一緒にやっていくようにしていただけないかというふうに思いますので、これを2番目の質問にさせていただきたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

確かに昨年も御質問がございました。そのときも、どちらかというとなんまり前向きじゃないような多分答弁をいただろうと思いますけれども、菜の花エコプロジェクトというのは、考え方によってはすごく合理的で、また非常に見た目もきれいという利点がございます。

本渡市の方も、菜の花の方を1,000万ほどかけて、そういう公共の自動車等に燃料として使っているというふうなお話も聞いておりまして、水俣市といたしましても、おっしゃいましたように、多少の検討はさせていただきました。しかし、ただ私どもといたしましては、アルコールも一部入れられるということで、以前、私が聞いたときに、ガソリンにかわる燃料と、新エネルギーということで入れたところ、自動車のエンジンが何台か壊れたということで、あんまりアルコールがエンジンによくないというふうなお話も聞いておりますし、また、排気ガスの方はどうなのかということもまだ検討しておりませんで、総合的にぜひいろんな検討をさせていただければというように思っております。

ただ、先ほども部長の方からも答弁させていただきましたように、もし菜の花のエコプロジェクトの会があるときには、ぜひ職員の方にも教えていただきましたら、喜んで出席させていただきまして、また勉強をぜひしたいというふうにご考えております。

それと、休耕田につきましても、今後どうなるかわかりませんが、新しい給食センターの中で給食畑というのを、先ほども申し上げましたとおり、予算をつけておりまして、もし水俣市の給食にそういうものを供給できるとなったときに、地産地消でやろうと思っても地元だけでは足りないのではなからうかということで、そういう意味では休耕田の活用にもつながるのではないかとこのように一方では思っております。

以上です。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 時間があれてきましたので、3回目は要望にさせていただきます。

実は本渡の方で第2回九州菜の花サミットというのをやられまして、今回、休耕田のことで農林水産課の方にお伺いしたのは、かなりJAの方とかがこれには力を入れてやられたということでしたので、今度、第4回九州菜の花サミットというのが、ことしまたあると思います。それでぜひ、財政難とは思いますが、気持ちを入れていただくためにどなたか研修にでも行っていただけないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（松本満良君） 次に、長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物処分場について、順次お答えをさせていただきます。

まず、第3回水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の目的は何だったのかについてお答えします。

開催目的については、廃棄物最終処分場に関する知識や技術面などを論理的に習得するとともに

に、処分場に関する正しい理解と認識をより深めるために、廃棄物の専門でもある九州大学大学院工学研究院教授を招き、講演をいただいております。

講演は、「我が国の廃棄物処理とその変遷」を演題として、主な内容としましては、ごみ処理に関する国内外の埋立地での現状や、本市に計画されている安定型最終処分場、管理型最終処分場などの構造説明や、新しい取り組みである循環型資源化基地、リサイクラブル・フィル構想の説明をいただいております。

なお、会議終了後、ある検討委員に今回の会議についてお聞きしましたところ、最終処分場の構造など、専門的に聞きすることができ、よかったとの感想をいただき、この講演により専門的な知識を習得することができ、意義深いものであったと考えております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の今後のスケジュール、目的についてお答えします。

この委員会は、最終処分場に関し、各種資料等の情報収集を行い、環境保全上の観点から検討を行うこととなっております。したがって、環境影響評価準備書の前段階でもありますが、第3回検討委員会において委員長からお話がありますとおり、次回以降の検討委員会において、既に各委員から提案していただいております事項、例えば環境アセスの基準や道路交通網にかかわる搬入管理などについて今後御審議していかれるものとお聞きいたしております。

また、検討委員会の議事内容につきましては、委員長を中心に、委員の皆様方に図りながら状況に応じて決定していくものであると認識しております。

水俣市民の水源を守るために、水道水源保護条例を策定することについての御質問にお答えいたします。

先日の緒方議員からの同様の御質問にお答えいたしましたとおり、水道水源保護条例を制定することに関しましては、現時点では困難であると考えております。

次に、全国産廃問題市町村連絡会の活動に参加されるつもりはないかについてお答えします。議員が御指摘されております、岐阜県御嵩町に事務局がある連絡会での活動は、1に、産廃問題についての情報交換に関すること、2に、産廃問題研究、研修など人的交流に関することなど5項目の事業となっております。

簡単に申し上げますと、議員も御承知のとおり、産業廃棄物処理の問題は、市町村には法的権限や能力がないため、処分場設置後、不法投入などさまざまな問題があることから、連絡会に加入し、廃掃法などの法的な改善、計画などの策定を国に対し提起していくことや、ごみの研修会での人材派遣や処分場建設後の情報交換、交流事業となっております。しかし、加入自治体は、処分場建設中や既に建設された廃棄物問題に経験のある自治体でありますので、この事業が進む中で、本市があつたとき事業者に対しこういう条件をつけておけばよかったなど、後で反省をしないためにも、また、この連絡会は総会と研修会が年各1回の開催とお聞きしておりますが、加入

により本件にかかわる情報収集や有効な相談などができるならば加入を検討したいと考えております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 第3回水俣市廃棄物処分場検討委員会の目的は何だったのかお尋ねしますということで尋ねておりますけれども、これについて答弁をいただきました。

私は、正直言いまして、処分場の問題の総括的な話というのを、はっきり言ってもう勉強しているのが当たり前と思えますし、私も議会の方も、議員の方も勉強しています、総括的なことについてはですね。それは検討委員会の中身なので、検討委員会の人々が勉強するために提示されたんだろうと思うんですけれども、それよりも市民がやっぱり一番心配しているようなことについて、市長が2番目の質問の答弁の中でおっしゃっていただきましたけれども、例えば活断層の問題だとか水質の問題だとか、一番市民が心配していることがあると思うんですね、そういうことについてきちっと検討されなければもうこの検討委員会というのは必要はないんじゃないかなというふうに、私はずっとそれに立ち会って聞かせていただいて思ったものですから、こういうような質問をさせてもらいました。

それで、今後、重ねて答弁になるかもしれませんが、市民の気持ちに沿ったような検討、また、市長がいつもおっしゃってますように、自分は処分場は本当は来てほしくないというふうにおっしゃっているの、本当に来てほしくないとおっしゃるのならば、来てほしくないような、どうして水俣市には必要でないのかというような中身、そのことを検討するというふうにしないと、正直言いまして、アンケートとるときもそうです、それから検討委員会とかなんか設けられるときは、必ずある程度、設けられたところの気持ちなり主張が入っていると思うんです。どうしたって入ると思うんです。アンケートとるときには、今の子育てのことでもありますけれども、こういったふうに市政を持っていきたいかというのがその根本にあると思います。

私はこの検討委員会というのが、やっぱり市民の意思に沿って、市長を信じておりますので、本当に反対をする、ここには来てほしくないという気持ちならば、そのところで本当に細かいことを検討できるような中身にしていだけないかということで、これを2番目の質問ということにさせてもらいたいと思います。

それと、水道水源保護条例については、昨日、水道局の局長さんの方から今後ちょっと検討してもいいですよというようなことでおっしゃっていただいたと思ったんですけれども、私が、これは今回の問題があったからだけではなくて、この議会でも申し上げたことがあったと思いますけれども、水道水の中に合成洗剤の陰イオン系界面活性剤というものがあるんですけれども、それが顕著に出たときがございまして、本当に水道水源ということについては、ただ産廃問題だけではなくて、非常にこれは、水俣市がもしこれを誤れば本当に取り返しのつかないことになるだ

ろうというふうに思いますので、水道水源保護条例というのは、例えばそれをもって裁判にしたときに、確かにいろんなところで、業者をはっきり言いまして規制対象事業者など挙げていたりとかしましたところで、その裁判の中で負けた事例というのがあると思うんですけども、しかし、訴訟というのは負けても勝っても、やはり自分たちの本来の意見をきちんと出していくところなんだということを思っていたかかないと、これは裁判ざたになるからということで、いつもそういうような御答弁をいただくとおもうんですけども、そういうことではなく本当に水道水源を守ろうという気持ち、今こんな問題が起こったからこそ守りたいという思いで私どもが提案させてもらったということがございますので、よかったらもう一度前向きに考えていただけないかというふうに思います。

それと、全国産廃問題市町村連絡会なんですけれども、ここの代表をなさっているのが岐阜県の御嵩町というところで、ひょっとしたらお耳に残っているかもしれないんですけども、産業廃棄物問題で町民に対して住民投票条例をもとに住民投票をしたというところで、その当時、非常にセンセーショナルに報道されたところです。

私は今回、視察の中でこの御嵩町に何人かの議員と行かせていただいたんですけども、その中で一番よかったのは、何といても、御嵩町の一つ一つの闘いの歴史というか、この産廃問題をどうしてきたかということよりも、やっぱりまず町長さんにお会いできたということです。町長さんにお会いできたのは、この方がやっぱり悶々と闘ってこられたんだなって、町民の思いを一つずつ取り上げて闘ってこられたんだなということを目の当たりに感じる事ができたということが、まず一番、私にとってはよかったと思うんですけども。

それで、どうしてこの連絡会にほしいかということで、少しだけ申し上げますと、ここに御嵩町の「じょいなす御嵩」という町勢要覧があるんですけども、この町勢要覧のところの2ページ目をあけると、産廃問題がずっと経緯として書いてあるんです。2ページまでかなと思ったら、3ページ目もありまして、内容が、普通こういう町勢要覧の中に自分のところを、はっきり言ってちょっとグレーな問題ですよ、最終処分場の問題。おまけに町長は暴力を受けて刺されたりとかしているという経緯もありますし、そういうことを町勢要覧の中の1ページに持ってくるようなところはないと思うんですね。ところが、ここの町の姿勢というのは、御嵩町の産業廃棄物問題、それは日本全国を大きく揺るがした、金より命を御嵩町民は選択した。御嵩町民が産廃にノーと言ったのは、決して地域エゴからではない。木曽川の水を一滴も利用していない御嵩町民が木曽川下流域500万人の水道水を守ろうとしたのだというふうにあります。それから、問題を乗り越えて得たのは、自分たちのことは自分たちで考えよう、民意を反映した町政の実現をしようということで、結局その産廃の問題の中で本当に今の水俣市の市民の方たちが努力されているように、御嵩町では少しでも産業廃棄物というか、自分たちの出すごみが出ないようにというこ

とで、一生懸命努力されているということで、そういうことが町勢要覧の中にずっと出てきてるんです。

それで、私はこの連絡会にいろんなメリット、デメリットがあると思うんですけども、入っていただきたいというふうに思いましたのは、やはり本当に市民の気持ちというのをまず市長が大事に思われて、そして市民の人たちがずっと闘ってこられて、水俣で置きかえると、産業廃棄物で汚された海や海岸、もうこれ以上の産業廃棄物は要りません、命の水だけは子どもや孫に残したいんですというふうに、今、水俣市の方たちは2万人の署名を集めて県の方に絶対認可をおろさんでくださいというふうに本当に言ってられると思うんです。それは私は、この水俣市民が本当に長い間の苦しみをしてきたから、そこからわき出たことだというふうに思いますので、私はこの市民の思いをまず本当に市長は誇りに思っていていただいて、こんなすばらしい市民がいるんだということを、本当は産廃問題なんてどうでもいいというようなまちだってあると思うんです。けども、自分たちの命にはかえられないというふうに、御嵩町の町民と同じように、水俣市の市民もそういうことを鮮明にして、自分たちのまちからごみをなくそうというふうにもまた動いているという実績がありますので、私はこの思いも一つは持ってこの連絡会の中にぜひ入っていただいて、まずは町長にどなたか執行部の方が会っていただけないかなというふうなことを具体的に提案したいというふうに思っております。

そしてもう一つだけ、余談なんですけど、環境自治体会議の方にこの町長は来られまして、前の市長の吉井さんが、東海村の方と、それから一番大変だったところの方ですね、御嵩町の方を呼ばれて一緒にお話をされたという経緯があったようで、水俣にはすごく思いがあらわれて、日本一のそんな規模の処分場をどうしますかと、本当に市長は絶対にこのことについては反対してもらって、市民と一緒に県に言ってもらうように言ってくださいというふうに言われましたので、今の質問は、済みません、連絡会の方にぜひ入っていただきたいということですので、よろしく願います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 御嵩町の産廃問題について、まず、福祉環境部長の方から現状をお話ししていただいて、その後にもまた答弁をさせていただきたいと思います。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 御嵩町の件でございますが、これは2月に視察に行かれたということで、その状況をちょっとお聞きした後、またこちらの方でも調べさせていただきましたが、確かに住民投票等で反対とか賛成とかございましたようですが、業者の方につきましては、まだ建設については断念をいたしていないということと、岐阜県の方もその地区に産廃処理施設を設置する計画というのも撤回していないと、そういうようなことをお聞きしております。

現在、中断している理由といたしましては、その処分場建設予定地の一部が町の共有地と道路となっているためにまだ町が処分をしていないということで現在中断をしていると、そういうようなことをお聞きしておりますので、まだ建設を断念していないと、そういうことのようにございます。

以上でございます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 続きまして、質問にお答えをさせていただきます。

まず、最終処分場の検討委員会の方で、もう少しとめるいろんな方策を検討されたらと、それともちょっと専門的にというお話がございましたけれども、実は今、企業、そして県の方に資料請求をしても、環境影響評価方法書とか、そういった情報を今とってるといいますが、企業も実は持っていないんですね。ですから、資料の請求をしても我々も手に入れることができないと。私どもが自分でボーリング調査とかいたしますと相当な経費を要してしまいますので、実はその資料等をいただけるように、環境アセスの方が済むまで待っているような段階でございまして、そういうデータが入り次第、またもう少し突っ込んだいろんな検討をぜひしたいというふうに考えております。

それと、水道水源の条例を制定をしないかということで、きのう答弁がありましたけれども、ちょっと言い方の方がまずくて、我々ももう一回、再度確認をいたしましたら、同じ意見ですので、ちょっと読ませていただきます。

国の基準を超える上乘せ及び横出しの規制を水道水源保護条例において制定することは、事業者等から当該条例に基づく処分等について訴えを提訴された場合に、近年の最高裁判所例に見られるように、地方公共団体が敗訴し、損害賠償の責を負うばかりではなく、水道事業の運営に極めて大きな支障が生じることが予想されるためでありますということで、現在のところ考えられないというふうな状況であります。

それと、もう一つの市町村連絡協議会の方に入らないかということでございますが、当初私どもの方で情報を取りましたところ、ほとんど何かできたところ、それと建設中のところの方々が入っているということでございましたけれども、お聞きしましたら、そういうところ、関係ないところでも入っているということで、議員がおっしゃいましたように、経験をされたところの方が我々よりもいろんな経験をされておりますので、情報をとる必要があれば私どもも加入をしたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 時間が迫ってきましたので、最後は要望にさせてもらいたいと思います。

先ほど吉田議員の質問に対してずっとお答えしていただきましたけれども、反対すれば環境モ



デル都市の看板をおろさざるを得ないというふうに市長が言われたと思いますので、私は、昨年、命と水を守る会で総決起大会をなさったときにも、実はメッセージをいただいていたんですけども、市長に渡してくださいと言われてメッセージをいただいていたものがございます。それと今回も、3月6日付で、朝6時36分に函館の東山地域環境対策委員会という方から市長に対して要望といいますが、市長にお手紙をとということでいただいておりますので、これを読み上げて終わりたいと思います。

私は、函館市最終処分場の近くに住んでから17年になります。娘は心室中核欠損で生まれ、血液中、白血球の好中球減少症と診断され、3歳まで、完治するまでに毎日のように通院をしておりました。現在、アレルギーはあるものの、成長とともに丈夫になっていますが、心配は尽きることがありません。この子の子孫に何ら影響がないのか、後からわけのわからない病が取りつくのではないかと、不安のない日などありません。最終処分場は漏出防止を強化する技術が開発されているものの、永久的な完全な技術が世界にはありません。また、自然界の働きでバイオハザード、有害物質の何キロも目に見えない汚染物質を放出し、大気を汚染します。私は身を持って硫化水素の検知をし、どれだけ体に負荷があるのかを実感しています。世界じゅうの心ある科学者たちは最終処分場から出る汚染物質による健康被害の懸念をしております。法の定めた物質の多い少ないということは水俣には当てはまりません。この水俣を汚染させるか否かの決定です。不知火の海は豊かで美しかった、人間たちは生命史の約束を破って不知火の海に毒を盛った。環境の聖地水俣を二度と汚染してはなりません。廃棄物は人間たちの努力で最小限にとどめる方法があるはずで、水俣市長の勇気ある英断を待っている市民に、一日も早く建設に反対する意思を表明し、安心して安全なまち水俣を全世界に発信していただきますよう、処分場問題で苦しんでいる住民よりお願い申し上げます。

函館・東山地域環境対策委員会、築田敬子さんです。

以上です。

議長（松本満良君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了いたします。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分 散会

## 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成17年3月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時59分 散会

（出席議員） 20人

松本満良君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	本井道弘君	大川久洋君
竹下武義君	岩阪雅文君	松本和幸君
緒方誠也君	中山徹君	

（欠席議員） 1人

清水晶夫君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（岩橋建夫君）	次	長（久木田一也君）
議事係長（栄永尚子君）	書	記（中村俊彦君）
書記（赤司和弘君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収入役（徳富邦博君）	総務企画部長	（高口義幸君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長	（松山勝征君）
総合医療センター事務部長（森近君）	水道局長	（窪田正人君）
教育長（宮本勝彬君）	福祉環境部次長	（葦浦博行君）
産業建設部次長（松田大作君）	教育次長	（塩山一之君）
総務企画部総務課長（中田和哉君）	総務企画部企画課長	（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）		

議事日程 第4号

平成17年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |   |       |   |                       |
|---|-------|---|-----------------------|
| 1 | 西田弘志君 | 1 | ペイオフ解禁について            |
|   |       | 2 | 本会議の中継について            |
|   |       | 3 | 医療センター業務改善について        |
|   |       | 4 | 最終処分場について             |
| 2 | 野中重男君 | 1 | 水俣病問題について             |
|   |       | 2 | 防災行政無線放送の難聴問題の解消について  |
|   |       | 3 | 小・中学生の学力向上と環境教育について   |
| 3 | 大川末長君 | 1 | 産業廃棄物処分場問題について        |
|   |       | 2 | 小・中学生の学力向上について        |
|   |       | 3 | 一般会計決算特別委員会の意見・要望について |
|   |       | 4 | 産業団地への誘致企業について        |

(付託委員会)

第2 議第3号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

(総務文教)

第3 議第4号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

(総務文教)

第4 議第5号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

(総務文教)

第5 議第6号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

(総務文教)

第6 議第7号 水俣市児童館設置条例の制定について

(厚生)

第7 議第9号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について

(産業建設)

第8 議第10号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

(総務文教)

第9 議第11号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について

(厚生)

第10 議第12号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生)

第11 議第13号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第12 議第14号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第13 議第15号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設)

- 第14 議第 16 号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第15 議第 17 号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第16 議第 18 号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第17 議第 19 号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第18 議第 21 号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第19 議第 22 号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第20 議第 23 号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第21 議第 24 号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第22 議第 25 号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第23 議第 26 号 平成17年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第24 議第 27 号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生)
- 第25 議第 28 号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算 (厚生)
- 第26 議第 29 号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生)
- 第27 議第 30 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (産業建設)
- 第28 議第 31 号 平成17年度水俣市病院事業会計予算 (厚生)
- 第29 議第 32 号 平成17年度水俣市水道事業会計予算 (産業建設)
- 第30 議第 38 号 あらたに生じた土地の確認について (産業建設)
- 第31 議第 39 号 町区域の変更について (産業建設)
- 第32 議第 40 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について (総務文教)
- 第33 議第 41 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について (総務文教)
- 第34 議第 42 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について (総務文教)
- 第35 議第 43 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について (総務文教)

- 第36 議第 45 号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第37 議第 46 号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について ( )
- 第38 議第 47 号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について ( )
- 第39 特別委員会の設置について
- 第40 陳第 1 号 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について

平成17年 3 月第 2 回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
陳第 1 号	水俣市議会議員の現行定数の堅持を求め る陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元 村 永		

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

本日、市長から、条例案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、竹下武義議員外 9 人で発議の条例案 1 件、緒方誠也議員外 2 人で発議の条例案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで陳情 1 件を受理しましたので、議席に配付しておきました。

なお、本陳情の付託委員会については、議会の議決によって決定することといたしておりますので、御了承願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。  
初めに、西田弘志議員に許します。

(西田弘志君登壇)

西田弘志君 皆さん、おはようございます。

朝日会、西田でございます。

議員になりまして、もうすぐ2年になります。折り返し地点を迎えようとして、少しずつ議会、議員というものがわかってきたような気がしております。

前は多少エキサイトいたしまして、議長から諭される部分もありましたですが、新人でございますので、今までの既成概念にとらわれない、新人らしい一般質問としていきたいというふうに思っております。

今、市民、国民全体ですかね、いろんなところで控除の廃止、税金の引き上げというものが始まっております。高齢者控除の廃止、住宅ローン減税の縮小、昨年の秋は厚生年金保険料も上がっております。いろんなところで税金の引き上げ始まっているというふうな感じがしますし、4月以降も国民年金、この間、市報にも載ってございましたけど、年金も上がる、雇用保険料、自賠責保険、いろんなものが順番で上がっていくような気がしております。当然、消費税もあと2年ぐらいで大体視野に入ってきたような気がしております。今、税金は払いたくないというのじゃなくて、不満は、結局納めたお金をちゃんと使ってほしいというのがほとんどの意見だと思います。要らない公共工事とか役人の天下り先、そういうのにむだに使うのはよくない、そういう思いがあると思います。

水俣市民も全く同じでありまして、水俣市の予算も市民のお金であるというところに、きょうは視点、論点の重きを置いて順次質問をしていきたいというふうに思っております。

それとひとつここでお礼ですけど、昨年12月にJR九州の熊本の割引切符のことを取り上げさせていただきました。執行部の方で非常に強い折衝をさせていただいて、今は7,000円から4,000円をつばめぐりん切符が出たというふうに聞きまして、私も乗りました。実際、金額的にもすごく安くなってありますし、時間さえ都合がつけば十分かというふうに思っております。

執行部の皆さんには、大変お世話になりました。

順次質問の方に入らせていただきたいと思います。

1、ペイオフ解禁について。

A A4月1日からペイオフ解禁になります。市民の財産を預かる市としての基本的な考え方と対応策についてお尋ねをいたします。

2、本会議中の中継について。

A A市民参画型の行政、開かれた議会のためには、本会議を本庁ロビーなどで中継するなど、

市民への情報サービスが必要と思うが、議会がその必要性を確認した場合、市長はその予算措置を講ずる考えはあるかお尋ねをいたします。

3、医療センター業務改善について。

A 職員、看護師の所属する科によっては激務と感じられる方もいると聞いております。湯之見病院統合で、4月1日から新しい組織でのスタートになりますが、業務の改善につながるかお尋ねします。

4、最終処分場について。

A 買い上げにお金を使う余裕があるなら、市民税や固定資産税の評価などを引き下げてほしいなど声があります。阻止にはお金のかからない反対運動より、買い上げた方が得策と思うかお尋ねをいたします。

B 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の委員が辞任されましたが、理由をお尋ねをいたします。

C エコタウン内企業の1年間に出す産業廃棄物の量をお尋ねします。

D 奈良県天理市では県の許可はおりたが、市長、市民全体で反対運動を進めた結果、建設阻止に成功しています。阻止する方法として、成功している市町村を勉強し、水俣市も市民と一緒に反対運動を推進する気持ちはないかお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 西田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、ペイオフ解禁につきましては収入役から、本会議の中継につきましては総務企画部長から、医療センター業務改善につきましては総合医療センター事務部長から、最終処分場につきましては私からそれぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） ペイオフ解禁について答弁を求めます。

徳富収入役。

（収入役 徳富邦博君登壇）

収入役（徳富邦博君） ペイオフ制度下における公金管理についてお答えをいたします。

一昨日の真野議員への答弁と重複する点があるかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、ペイオフ制度の対象になる市の公金の状況について申し上げます。

公金のうち通常の支払い準備金として歳計現金、歳入歳出外現金は普通預金の形で水俣市指定金融機関に保管いたしており、その額は時期によって大きく変動いたしますが、おおむね約2億

円から10億円程度で推移をいたしております。また、公金のうち基金条例に基づく基金は、原則定期預金の形で水俣市指定金融機関並びに収納代理金融機関へ預金いたしております。その額は平成15年度の決算書のとおり16件で、約26億円余でございます。

お尋ねは、これらの公金をペイオフ制度の開始に伴って、どのように管理していくかということでございますが、地方自治法では、公金は最も安全かつ有利な方法で保管しなければならないと示されておりまして、これを基本に公金を管理いたしております。

ペイオフ制度が開始する以前は、金融機関への預金は全額保護されておりましたが、ペイオフ制度下では、無利子等の条件のついた決済性預金を除いて全額保護はなくなりました。したがって、ペイオフ制度下で公金を自治法でいうところの最も確実かつ有利な方法を確保するためには、確実性を求めるための適切なリスク管理をしながら、かつ有利性を求めていくことが求められます。

そのための方策といたしまして、平成13年3月に総務省から、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会取りまとめが示されたところでございます。

その中で、趣旨といたしましては、ペイオフ制度は預金している金融機関の経営が破たんした場合に適用されるものであるため、実際に公金を預けている金融機関が経営破たんに至るような状況にあるか否かを事前に的確に把握して公金の安全性を確保することが重要であるとなっております。この金融機関の経営状況の把握につきましては、一昨日、真野議員にお答えいたしましたように、金融機関の健全性の分析といたしまして自己資本比率など、収益性の分析といたしまして総資産業務純益率など、流動性の分析として貸借対照表の資産・負債各項目の流動性を見るなどの指標をもって判断するというふうになっております。さらに関連いたしまして、預金量の推移や不良債権の推移、保全率、株価の推移や格付機関の評価などと示されております。

このような内容を踏まえまして、市の具体的な対応策といたしまして、各金融機関から決算期ごとに開示情報、いわゆるディスクロージャー誌等を提出していただきました。必要に応じて直接説明をいただいております。さらに、実際の預金開始前には、有利性の確保のために各金融機関から預け入れの利率などの入札のほか、預金の安全性に、より正確性を期すために、各経営指標の提出を求め比較検討いたしまして、公金の安全性を監視いたしております。

そのほか、研究会の取りまとめでは、預金債権と地方債の借入金債務との相殺、国債・政府保証債・地方債等の債権の運用についても検討する必要があるというふうにも示されております。

以上、申し上げましたように、ペイオフ制度が開始されるに当たりまして、総務省の地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会取りまとめをもとにいたしまして、今後も自治法の求める確実かつ有利を基本にして公金を慎重に管理してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。



西田弘志君 答弁を聞きまして、安心しているところが多々あります。地方自治法の、公金は安全かつ有利な方法で保管という部分に関しましては、通常から金融機関の自己資本比率、総資産業務純利益ですか、貸借対照表、そういうものを絶えず見てらっしゃるということと、預金前に銀行、金融機関呼んでいろいろヒアリングされているというふうに受け取りました。二重、三重に安全で有利というところを確保されているのかなというふうに受け取っております。

安全というところから見ますと、幾ら安全とはいえ、決済性預金、金利がつかないというのは、もうほんとに話にならんというところでもありますけど、金融機関をちゃんと見ていただいて公金の管理をされてるというふうに受け取っております。

ぜひ、市民の大切な預り金ということでございますので、地方自治法にあります安全で有利な運用、そういう責任があるということだけは、ぜひ気をつけてやっていただきたいというふうに思います。これは要望で終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、本会議の中継について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

（総務企画部長 高口義幸君登壇）

総務企画部長（高口義幸君） 本会議の中継についてお答えをいたします。

本会議の中継につきましては、議会中継システムとして複数の業者から本市に提案がっております。提案の中でシステム内容の違いはございますが、最も導入経費が高額なものとしては、約2,200万円というものがあります。

今後は、まずは市議会として議会中継システム導入の目的、必要性などを十分御議論いただきたいと思っております。

なお、導入に当たっては、市議会の傍聴者の状況などを参考にするとともに、市全体における情報化の優先順位、財源の確保などを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 今、地方自治体は、地方分権にふさわしい主体的で効率的、効果的というものを求められております。私は、このIT化というのはすごく寄与するんじゃないかなというふうに思っておりますし、今月から実施されます電子申請受付もその一つだというふうに思います。

今、地方はもう交付税どんどん減っておりまして、今までみたいに何でもできるということはもう終わりました。今からは市民の方と合意の上で、優先順位を、何が大事かということ踏まえて決めていくのが非常に重要かと思っております。

それには、この議会でどんなことを議論して審議しているのかというのを、やっぱりオープンに見てもらって、それで市民の方から後押ししてもらおうのが一番いいんじゃないかなというふう

に思っております。

ある意味、この水俣市も株式会社と同じだというふうに、市長が代表取締役社長、執行部の方々が専務、営業部長で、議員は株主の代表で来て、いろんなところでこの監視する、監査する部分もあると思います。水俣市は日本放送と違って、ライブドアとフジテレビだけで6割、7割持ってるというものじゃありません。水俣市民全体が株主というふうな考えでいくべきだというふうに思っております。それには、やっぱりどんどん情報開示、ディスクロージャーを積極的に行うことが必要だと思いますし、この議会を見てもらう。4階まで上がってきてというのはなかなか難しいというのもあると思うんですよ。それには下で、ロビーで見れるとか、今、出水市、よその自治体ではインターネットで録画して後で見れる、そういうのも導入されてます。実際お金がかかることなので、その辺は今からだと思いますけど、きょう取り上げたのは、この開かれた議会というものを、ぜひ執行部の方々にも認識していただいて、同じ認識で一緒に前向きに検討していただきたいということで取り上げさせていただいております。

議会のことですから、議員がまず最初に議論するのは当然だと、それもわかっておりますので、ぜひ前向きに一緒にやっていただきたいというところで、要望で終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、医療センター業務改善について答弁を求めます。

森総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 森近君登壇）

総合医療センター事務部長（森 近君） 次に、湯之児病院統合で4月1日から新しい組織でのスタートになりますが、業務の改善につながるかとの質問にお答えします。

これまで医療現場におけます職員の業務改善につきましては、早出、遅出勤務体制の導入や院外処方せん発行により余裕が出てきました看護師を病棟に派遣するなど、常に職場環境の改善や業務の簡素、合理化に努めています。

各病棟などへの看護師の配置につきましては、国の基準に基づいて行っていますが、急な退職や病欠など、大変苦慮しています。

医療現場におけますスタッフの勤務体制は、患者様の様態、入院患者数等により、その時々で変化することから、部署によっては残業が続くなどの意見がありましたので、平成16年7月から各病棟に看護助手を1名増員し、看護師の業務の軽減に努めています。

また、今年4月からは、湯之児病院の看護助手を医療センターで再雇用して、さらに1名増員することといたしております。

このように、看護業務の軽減のために、できる限りの対策を講じてまいりたいと思います。

なお、看護科におきましては、業務改善のためのQCサークル活動の導入を検討し、業務改善

を現場から行っていこうという準備も進めています。

また、これまで湯之児病院の統合や経営健全化のために、看護師等の退職補充は時間制職員の採用で対応してきましたが、平成16年度におきましては、看護師6名を採用し、順次職員の退職補充を行っています。

さらに、4月に湯之児病院との統合に伴い、湯之児病院の看護師30名を医療センターで受け入れ、看護体制の充実に努めます。

また、病棟編成の見直しを行いまして、それぞれの病状にあわせて診療科別に病棟を配置するなど工夫し、職員が就労しやすい職場環境の整備など、引き続き職員の業務の改善に努めていきたいと考えています。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 今度取り上げさせていただいたのは、私、ホームページ持っていて掲示板に書き込みとかメールとかいただいたりするので、その中で1つありまして、何でも取り上げるというわけじゃないんですけど、森部長のところにも行っているいろいろお話も聞かせてはいただいておりますけど、きょうは、4月に合併するという大きな転換期を迎えるということで、今回取り上げさせていただきます。

今、聞きましたように、業務改善というのは少しずつなされているというふうに受けとめさせていただきました。市民の中には、忙しか云々という話の中で、それだけ給料をもらってるんじゃないのという意見があるのも実際でございます。でも、同じ病院内で身分が同じで業務の格差があると働く意欲がなくなったり、患者さんへのサービスが低下する、そういうのにつながるんじゃないかなというふうに思うんですね。それがひいては水俣市民の不利益につながる。それがいかんというふうに思うわけです。患者さんへのサービスというのは、もう実際やればやるほど切りはないというのはよくわかります。民間の顧客サービスとは違うんだらうなというのは、本当に察しがつきます。

医療センターの経営については、経費削減、競争入札されたり、機材の契約の見直しなどされて、何か15年度は黒字を5億4,000万ぐらい出された。経営改善はどんどんされている。それは事業決算を見て伺えるところでありますから、院長、事務部長あたりの御努力かなというふうに思います。

今後は、経営努力して黒字は出たんですが、職員に結局しわ寄せがいて、患者さんのサービスが落ちてというのがやっぱり怖いというふうに思います。ですから、結局赤字だったら黒字にせる、黒字にしたらサービスを、どんどん言われるのは仕方ないという部分あると思います。でも、サービスという部分はどんどん上を目指していくのが当然だと思いますので、経営改善、次は業務改善、そういうところにどんどん踏み入れていっていただきたいというふうな思いで取り

上げさせていただいております。

市民と患者さん、職員、いろんな意見があると思うので、それをぜひ聞きやすい体制にしてください、それをオープンに議論して、いい病院にしてもらいたい。この地域の中核医療機関として、ぜひ地域に愛されるような病院経営というものを目指していただきたいというふうに思っております。これは要望として終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、最終処分場について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、最終処分場についてお答えさせていただきます。

初めに、阻止にはお金のかからない反対運動より買い上げた方が得策と思うかについてお答えさせていただきます。

これまでも何度も申し上げておりますとおり、市には何の阻止する権限もございませんので、市ができることとすれば買い上げしかないと思っております。

また、これも何度も申し上げておりますし、先日の中山議員の御質問にもお答えしておりますが、熊本県の担当者から、住民が反対しても法の基準を満たしていれば許可するとの説明がなされておりますので、幾ら安上がりの方でも結果が伴わなければ意味がないと、そのように理解をしております。

次に、水俣市廃棄物検討委員会の委員の辞任理由についてお答えします。

先日の中山議員にもお答えいたしました、事前に検討委員会の趣旨を説明したにもかかわらず、検討委員の意義そのものを理解してもらうことができず、今もって最初から引き受けてもらえたのが不思議に思っているところでもあります。

次に、エコタウン企業の一年間に排出する産業廃棄物につきましては、年間で平成15年度約4,500トンの産業廃棄物が水俣市外の最終処分場で処理されております。熊本県の調査では、水俣・芦北地域において、平成12年度約23万7,000トン産業廃棄物が排出され、そのうち約3万4,000トンが最終処分されているとのことです。最終処分される廃棄物は、コンクリート片等の建設廃材や生コン等の汚泥が多くを占めており、例えば総合医療センターの増築工事でも、約2,000トンの建設廃材が処分されているとのことです。

次に、成功している市町村を勉強し、市民と一緒に反対運動を推進する気持ちはないかについてお答えします。

議員御指摘の天理市のこの事業者は、地元の建設業と砕石業が本業であり、砕石事業の跡地に処分場を建設する予定とのことです。現在も砕石業を続けており、まだ着工できていないとの

ことです。

全国の最終処分場の調査結果でも、86.4%が許可されているという現実からも、民間大手の資金力のある業者が最終処分場を建設しようとするれば、幾ら地元住民が反対しても、法令の基準を満たせば建設が許可されるという状況にあるものと考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 最終処分場、私ももう3回目になりますので、もう重複した部分が非常に出てきております。でも、最終処分場には基本的には反対でございまして、ずっとこれは取り上げさせていただきたいと思っております。

先日、買い上げてほしいという陳情があったというふうに聞いております。3月3日の議会の最終処分場問題特別委員会では、IWDは使命感を持って事業を進めている、売るつもりはない、売るのは難しいといった返事だったような、そういうふうに聞きました。前段でも言いましたが、水俣市の予算は市民の血税、市民のお金だと思わなくては困るというか、そんな簡単に自分たちのお金使うとという話が非常に聞こえてきております。最終的に反対ずっとして、最後に買い上げの話が出るんだったら市民も納得するところかと思うんですけど、反対は全然なく最初から買い上げという、最初からお金使おうというのは、これは市民に理解できるんでしょうかというのが非常にあります。私もそれは疑問に思います。

陳情があったというのは聞いておりますし、その意見を別に私は否定するつもりはありません。いろんな意見が当然あっていいと思います。でも、陳情があったから、それが市民の民意を反映しているというふうには思えないという部分があります。

今、現状を考えますと、安易にお金使うことより、建設反対に2万人の署名も集まっている。もし、それが民意というふうに思うのなら、反対運動を別にしてもいいと私は思うんですよ。それが市民の利益につながるのではないかとこのところを言いたいです。

検討委員会の委員が辞任された、やめられた委員、結局この検討委員会は県の環境アセスはリンクしていないということが多分あったと思います。これは検討委員会の中でも意見が反映されないなら意味がないというふうに言われておりました。2回目の検討委員会の中で、県の環境政策課ですかね、この委員会と、それからこのアセスの県の委員会としましては、直接的にはリンクしていないと、地元の方でいろんな問題があって、市の方でこういう検討委員会をつくって検討していこうというふうに私は理解しています。アセスの方は、要するによりよい事業計画というのが目的でございますので、一緒にやっていくようなものではないと御理解いただきたい、これは県の環境政策課が言っております。

基本的には、アセスとはもう関係ないという部分。この委員会で、市長はよく言われるように、

ハードルを高くするというふうなことを言われます。法律じゃないので、業者は、委員会の意向を受けて、ではハードルを高くしてこういうふうに努力しますとって許可された。いざ問題が起きたときに、廃掃法には全然触れてない、基準は守られている、罰せられることはあるんだろうかというふうな思いなんです。水道条例も同じようなものだと思うんですけど、水道条例はつくれば、皆そのまちが反対しているんですよというような意思表示のあらわれにもなると思うんですけど、高いハードルを上げようという議論よりは、水俣のあの場所につくっていいのか、安全か危険かという議論を、この検討委員会ではしていただきたい、そういう思いなんです。

次の、エコタウンの1年間の量ですけど、今、4,500トン。5,000トンと換算したときに、今度できる予定の400万トンを5,000で割ると800年ぐらいかかる。ここのエコタウンの出す量と、その今度つくろうとしているのは、あんまりかけ離れた大きいものができる。議論の中で、よくエコタウンがあるからという部分の話がありますが、そのために、少しの量が出るのに、そんな大きいごみ捨て場をつくるのが必要なかという、非常に疑問に思います。このことはまた後でちょっと話させていただきますけど。

次の奈良県天理市の話なぜ挙げるかといいますと、前回の市長の答弁の中で、よく言われる中で、奈良県の天理市の話も確か出たですね。「奈良の県知事が反対に回られました。そして印鑑も押しませんでした。しかし、きちっと基準を満たしたので国の方から、なぜ印鑑を押しないうかということと言われまして、しょうがなく押したという経緯もございます。ただ反対運動をすればとまるかということ、そうではないということ、私は半年間かけて申し上げてまいりました。」許可されたということと、産廃場ができたというのはまた別問題だと思います。私も天理に行かせていただいて話を聞きまして、天理市は、奈良県は結局認可した。法的に基準を満たせば、多分今度の話も法的に基準を満たせば県の許可はおりるかもしれません。でも天理市は、それじゃいかんということで、市長以下みんなで反対しようということで反対運動を進められて、今は阻止、とまってる状態。今、私が聞いたところでは、業者とはもう連絡もつかないというふうに聞いております。で、天理市は、ここに天理の環境と命を守る会というのをつくってやっていらっしゃる。水俣も、水俣の命と水を守る市民の会というのでできておりますけど、この会の会長は区長会の、その町の区長会の会長です。理事には市議会議員、商工会関係、青年会議所、その町のそういう会の代表の方がほとんど入ってらっしゃいます。顧問は天理市長。みんなでとめようというのをこういうふうにご努力されて、この資料を見ますと、もう県が許可されてからも何回も行って、二十何回。鉢巻き巻いて、若い人も年配の方も女性も一緒に行かれております。みんなでとめようという気があって、これは天理市にはそぐわない、そういう思いでみんなやって、今とまったというふうに私は聞いてきました。それで、市のその中に産業廃棄物対策室、これは反対のための対策室だそうです。市長みずからそれをつくろうということで職員を配置し

て音頭取りやって、県に行くときにも、職員も行きにくいけど一緒に行ってやったと。

こういうところも実際あるわけです。これはほんとに日本じゅうにしたら、ほんと何%かもしれないと思います。それでもとまっているところはあるという事実を知ってもらいたいし、知ってらっしゃるんでしょうけど、これも水俣市民に伝えてもいいんじゃないかなというふうに思うんです。反対したって、もう許可が下りるんじゃないっていう対応では、どうしても市民には伝わらない。もし反対したいという気があるんだったら、一緒にやっぱりやっていくというのが私は筋だというふうに思います。

市長は権限はない、それはもう何回も、市には何の権限もない、それはわかります。だって県知事が許可ですから。でも権利がないということはないと思うんですよ。前の市報には、熊本県の担当者から、住民が反対しても法の基準を満たしていれば許可するという説明がありましたというのを市報に載せてます。つまり県知事、市町村長に反対する権利がなく、その意思にかかわらず許可されることになっています。権利がないということはないと思うんですよ。それは私にも反対する、賛成する権利があると思いますし、市長には市長の反対、賛成の権利がある。天理市長だって御嵩町長だって、その権利を主張して反対と言われたと。反対する権利という、権利と権限は全然違うわけですから、その部分は主張されても全然構わないというふうに思うんです。ですから、そこをぜひ、認識はしてらっしゃるんでしょうけど、そこを強く言いたい。

きのうからも何回も、前回から、自分は買い上げを示してる、議会の方からは何も出てこないじゃないかということをよく言われる、きのうも言われてました。私が言いたいのは、反対したらとまりますよと前回から言ってますけど、これ2つ目の質問にしますけど、前回も言いましたメチル水銀の新聞が今年の12月に出ましたですね。水俣湾は、まだ浄化中である、規制値を越すメチル水銀、こういう新聞が出ました。これはもう当然皆さん知ってらっしゃいます。私は反対の一つの重要な理由づけに、やっぱりこういう水俣湾はまだ汚しちゃうかん、それをやっぱり強く訴えていく、環境省に伝えていくのも一つの手だと思います。

こういう資料とか、ほかには断層も、ことしの1月に断層の、山口、九州で危ない断層がありますよ、危ないですよというのが出ました、1月15日。大きくマグニチュード7以上が30年以内にあるんじゃないかと言われている断層があると。九州には福岡に2つ、熊本と鹿児島。熊本は日奈久断層で、これ有名ですね、日奈久断層。もう1個は出水断層です。下に行きゃ出水断層、上に行けば日奈久断層です。挟まれてるわけです。不知火海沿いはやっぱり危ないというふうなのが認識だと思うんですよ。そういうところにこんな大きい処分場をつくって大丈夫かいな。日奈久断層は予想でマグニチュード7.6、出水は7.0。発生率のパーセントは6%とか0から1%とか。実際これは政府が出してる地震調査会というのが出してる。こういうのも出ております。やっぱり不安だなと思うのが普通だと思うんですよ。ですから、ぜひこういう資料とか動植物の

資料もあるでしょうし、水の会もいろいろな資料を集めてると思います。そういうものを一緒に持って、聞きたいのは、今、市民も議会も反対、行政だけが今違うので、行政も一緒に反対したらどうでしょうかというのを一応提案をします。これは一つの提案としてしますので、それについてどうかというのをひとつお答えをいただきたい。

もう一つ、2つ聞きます。もう1個は、IWDがボーリングをしたと、14か16本したというふうに、この間、検討委員会でも言っておりました。市長はいつも事業者として透明性を高めるためには、きちんと情報公開をさせる、資料請求や説明に関して誠心誠意対応するように言う。もし拒否するような、信頼に値しない事業者なら反対する、これは変わってらっしゃらないと思うんですけど。ですから、ぜひ16本のボーリングの資料を出して、情報公開をしていただきたい、それを聞かれますかというのを2つ目の質問にさせていただきます。

提案とボーリングの資料を出しますか、聞きますかという、以上です。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 相当前語り長くて、メモをたくさんしたんで。

随分、お話を聞いておまして、ちょっと西田議員と認識が違うなというところがございます。

まず、天理市の例でございますけれども、私も天理市、そして奈良県に確認をさせていただきました。そのときに、先ほども申し上げましたけれども、このとまったと言われているような業者といますのは、建設業と砕石業をやっております。最終処分場の跡地に予定してるのは、結局その砕石場、掘った後の跡地を最終処分場として利用したいということでございますが、現在のところ、まだ砕石を続けている段階で、最終処分場としての容量とか、また、規模の方がわからないということで、現在まだ進んでないということであります。ただ、本業の方が財政的に支障を来たしたので、現在のところ、その企業が産廃処分場を引き受けてくれるスポンサーを探しているというふうな状況も聞いておまして、とまったということではないと。現在進行中であるというふうに私もはお聞きいたしております。

それと、先ほど、非常に大事なことですので申し上げさせていただきますと、この最終処分場の買い上げについても、最終段階でこういう話をした方がいいんじゃないかというふうなお話がありました。西田議員がおっしゃいますように、私も市民の血税というものは有効に使わなければいけないというふうに考えております。ところが最終的な段階になりますと、主導権はどうしても企業側に行ってしまう。これはなぜかといいますと、時間がかかればかかるほど企業が投資する経費というものはどんどんふえてまいりますので、多分設備投資の金額だけでも相当なものになるんじゃないかと。また、もう一つ、企業にもし許可がおりた場合に、こういう買い上げのお話をしましても、企業がこれまでかかった経費プラス、当然もうけの方も乗せて買えというふうな話になってくるんじゃないかというふうに思います。もし市の方から安い金額を提



示した場合には、企業としてはつくった方がもうけるということであれば、そういう金額ならつくまうということ、どっちにしても進む方向に進んでまいりますので、もし買い上げるのであれば、そういう許可がおりる前、ほんとに企業としても許認可がとれるんだろうかといった段階の方が、当然私どもも駆け引きから考えますと強く出れますし、企業の設備投資も安く抑えられますので、勝負をかけるのであれば、私は早い段階の方がいいんじゃないかと。それと、現実的に考えた場合に、どれだけの利益を企業が想定されているかわかりませんが、多分最終段階で、もし買い上げの申し入れを提示したときに、多分企業側としては数十億の、私は金額を提示してくるのではないかと。そういったときに、市としては買い上げるだけの財力はないというのも、また現実でございます、その点をぜひ西田議員には御理解をいただきたいというふうに考えております。

それと、産廃の排出量でございますけども、水俣市から産廃が出てるといったことはございますが、エコタウンの企業だけの想定をしたことではなくて、水俣市から産廃が出てると。先ほど医療センターの例を申し上げさせていただきましたのも、結局ほとんどの産廃というのは建設廃材が主でございます、今、水俣市も湯之見病院を閉鎖するわけでございますが、あそこを解体したときにも相当なものが出るということで、そういう意味では普通の企業の年間の一般的な排出量というのは、そういうのを想定したときには一例とはなりますけれども、余り参考にならないというふうに私どもは考えております。

ポーリング調査の資料の提出をどうされるかというふうな御質問でございますが、これは当然提出を求めてまいります。ただ、私どもといたしましては、専門的な知識は持っておりませんので、当然検討委員会の中で、また協議をしたいというふうに考えております。

それと、先ほど環境省にいろんな要望をしないかということでございますが、これは東京に行ったときに結構、相当の回数で環境省の廃棄物の担当の方々とも個人的にお会いして、全国の情報をくださいということをお願いをいたしております。それは当然とめられる方法はないかということも相談をいたしておりますし、また、廃棄物処分場での、もしいろんな被害を受けたところ、そういうところのお話も聞いておりますし、また、私個人だけではなくて、助役のお力もかけながら、相当な方々とお会いしておりますし、また、水俣の現状というのも伝えているのも現状であります。

あと、もう一つ……

(発言する者あり)

議長(松本満良君) 議会と一緒に行政も反対運動をしないかと。

市長(江口隆一君)(続) これも、もう何度も答弁の方でお答えさせていただいておりますけれども、先ほど水俣市がアンケートをとったときに、許可をされてるのが86.4%ということで、

当然もしとめられれば一番でありますけれども、もしできるときの可能性というのが86.4%もあるのであれば、現実的にはできたときのことも当然想定をしなければならないだろうと。そのときに、やはり企業と話し合えるようなスタンスというものを私は確保すべきだろうというふうに思っております。ですから、私のスタンスとしては、今、これまでも申し上げてきたように、中立の立場をとらせていただきたいと思います。ただ、反対に回るときがあるとすれば、具体的にとめられる方法というものを高い確率で私どもがこれだというものをもし見つけることができた場合、また、議会の皆様方からも提案していただいた場合には、当然それを検討した上で高い確率でとめられるといった場合に反対に回りたいというのはこれまでと変わりません。

それともう一つ、環境モデル都市といったようなのは何かと、ぜひ西田議員にも環境モデル都市の宣言文というものを見ていただきまして、結局簡単に、何というんですかね、申し上げますと、自分の土地にはごみは捨てさせないと。しかし、よそから持ってくるのは許さんというふうなことのようなことを環境モデル都市の市長として言うのは、非常にすべき行為ではないのではなからうかというふうに思っております。環境モデル都市という看板をおろすのであれば、私も堂々と反対をできますけれどもということもこれまで申し上げてまいりましたものですから、この2点がきちっと今申し上げたようにできますと反対に回ってもいいというふうに思っております。

(発言する者あり)

議長(松本満良君) ちょっと休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 開議

議長(松本満良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

江口市長。

市長(江口隆一君)(続) それでは、再度申し述べさせていただきます。

私が申し上げますのは、具体的にとめられる方法ということを提案してくださいというふうに、これまでずっと申し上げてまいりました。市長も一緒に反対しませんかということも、これまで議員の方々からも何度も質問は受けておりますけれども、それは具体的な提案というふうには私は受けとめておりません。具体的にとめられる方法を教えてくださいということをお願いしてまいりましたので、ただ反対するのではとめられないと最初から一貫して言っておりますので、具体的にこうすればとまるといったことをぜひ御提案をいただければ、またお答えさせていただきたいというふうに考えております。

議長(松本満良君) 西田議員、ちょっと挙手をして、ちゃんと発言を求めてください。

西田議員。

西田弘志君 かみ合いませんので。

具体的なという、それは自分からすると、一緒にすることが具体的な反対の手法というふうに提案したつもりです。これはもう考え方で平行線になるところもあるのかなと。自分はこういうふうに提案したというふうに思っております。

エコタウンの話ですけど、今も言われましたし、前回はエコタウンについては、水俣エコタウンでは地域で発生したものは地域でリサイクルする、地域内ゼロ・エミッションの確立を目指すこととしております。地域内ゼロ・エミッションとは、水俣市のごみを外に持ち出さないことを意味しておりますが、最終処分場を想定しなければ、これは実現できないものではないかと思えますと、これは前回の答弁で言ってらっしゃって、今回もやっぱりこういうふうな趣旨のことを言ってらっしゃる。IWDも、この間の特別委員会で、エコタウンの企業も2社は産廃を出しているんですよということを言うておりました。IWDも言ってるし、市長も言われると、何か環境モデル都市とかエコタウンのためには産廃場が必要なんだよと言われてるように、私はそう聞こえるですよ。前回はそういうふうに聞こえたんで、ちょっと質問したら、自分は言ってないということをおっしゃってました。それは、もう認識の違いかもしれないですけど。次の日の新聞にも、やっぱり聞いた人はそういうふうにとられたわけです。多分前回はそういうふうにとられた人が多いと思います。水俣市産廃処分場計画、市長、ごみゼロへ不可欠。市は地域で発生したものは地域でリサイクルするゼロ・エミッションの確立を目指しており、最終処分場を想定しなければ実現できないと、新聞でこういうふうにしたということ、新聞もそういうふうになんか思うとります。最終処分場を許さないというのは考えが相反する、ごみを市外に出さないということ。建設容認とも受け取れる答弁を行った。何かやっぱり言われると、エコタウンイコールやっぱり処分場が要するというふうになんか聞こえるんですね。それが違うんだったら違う形で表現してもらった方がいいと思います。エコタウンに対してのいろいろな考えがあると思うんですけど、私が思うエコタウンというのは、今入ってるエコタウンの企業が、1社はリサイクル率74%で3,400トン出している。もう1社はリサイクル率53%で1,000トン出している。大体4,400ぐらいですかね。エコタウンというのは、このリサイクル率53%、74%、これを100%に近づけていこうと、そういうお手伝いをしましょう、しますよと、そういう企業がいっぱい来てください。横のつながりをつくって、最終的には廃棄物ゼロにしましょう、それがゼロ・エミッションだというふうに私は思っているんですね。ゼロ・エミッションというのを調べると、産業界における生活活動の結果、排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団、産業クラスターを構築しようとする国際連合大学が提唱する構想です。ですから、簡単にいえば、廃棄物で捨てとったものを必

ず活用しましょう、むだに燃やしたり埋めたりしないようにしましょう、それを目指しましょうというのがゼロ・エミッションだと思うんです。水俣のエコタウンに来れば中間処理して出たものは、すぐ近くの山にあるけん捨てに行けるんですよというのがエコタウンというのとは私違うように思う。出してるのが、今の技術ではごみが出るというのは私もわかります。でも、すごい少量です、5,000トンと。それだったら、私、今の産廃はもう県単位ですというのが基本だと思ってるので、熊本県は熊本県、福岡県は福岡県、宮崎県は宮崎県。熊本県は熊本県で、そういう公共関与です、今8カ所準備してると。最低限つくって、今はしようがないけどそういうところに出します、最終的には水俣はゼロ・エミッションでごみを出さないようにします、そういう考えに基づいてエコタウンというのをすべきだと思うんですよ。ごみが出るけん、そこに処分場をつくりましょうというのとは違うというふうに私は思います。いろいろ認識はあると思います。

それで、水俣市の市長は、やっぱりそれだけの発言の意味があると思うんですよ。広島とか長崎の市長は、どっかで核実験やったら遺憾だというコメントを必ず出されますよ。それはもう当然。過去に広島、長崎は原爆を経験したことがあるからです。水俣市長も、よそで公害が起こったり環境汚染が発生した、そのときはイの一番にコメントを出して、やっぱりそれはいけませんと、やっぱり地球に優しいまちにせんといかんと、公害を起こさないようにしましょうとイの一番に言えるのは水俣市長だけだと思うんですよ、世界じゅう見たときに。そのときに水俣市は21分別して、私たちはこれだけやってる、廃棄物、焼却するものをどんどん減らしている、生ごみも減らしてますよと。最後に燃やして埋め立ての部分は自分たちの岡山に捨てとるわけでしょう、袋に。まちのみんなは、基本的にはそういうふうにゼロ・エミッションを一生懸命やっています。ですから、企業もリサイクル率100%を目指した企業いっぱい集まってきてもらっています。そういうのがエコタウン。そういうのを目指してますというのを、メッセージを世界じゅうに発信するのが、私は水俣市長の役割だと思うし、それを日本じゅう、世界じゅうから求められているというふうに思います。

ですから、それには産廃処分場はそぐわないと思いますので、中立と言わずに一緒に反対、市民も議会も反対ですから、一緒に行政も反対してとめてもらいたい、とめましょうというのをお願いしたい。もし、市長が去年、決起大会がありましたですけど、800人ぐらいでしたか、市長みずから反対と鉢巻き巻いて、それは入り切れんほど来ますよ。人も集まって、やっぱりそんだけ盛り上がります。水俣の浄財も100何枚集まっていると聞きましたけど、天理市は1,400万ぐらい集まったと。それはそれだけやっぱりこれはみんなとめんといかん、そのためにはお金を、頑張ってる人たちにお金を少しでもかんぱしようというというふうなことをされた。

ですから、ぜひ水俣市長も、この世界に胸を張れるようなまちづくりというものを一緒に考え

てしていただきたいということを要望して終わります。

議長（松本満良君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時40分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

野中重男君 日本共産党の野中重男です。

まず、この議会に提案されている一般会計予算案では、個人市民税が減収になり、法人市民税がふえる歳入構造になっています。報道によりますと、日本全体の構造がそのようになっていると言います。水俣でも勤労者の収入が減り、若者の就職が少なく、あったとしてもパートや臨時の仕事しかない。歳入構造は、これらの実態を如実に示していると思います。次に来るのは地方都市の地場産業、地場企業の経営難ではないでしょうか。私だけではなく、たくさんの方がこれらを憂いておられると思います。

さらにもう一つは、憲法、特に憲法9条の改正が国会を中心に議論されていることでもあります。昨日の新聞報道によりますと、自民党憲法起草委員会が最終調整中の憲法草案思案中で、自衛軍の保持の明記を打ち出したと言われています。憲法の9条2項を改変し、自衛軍の保持を明記することは、自衛隊に憲法的市民権を与えることにとどまらず、現憲法ではできないことになっている海外での武力行使、海外での戦争が大手を振ってできる国になることを意味しないでしょうか。これまで日本政府によって幾つかの法律がつくられてきましたけれども、憲法9条2項があったからこそ海外での武力行使ができない歯どめになってきたと私は考えます。日本の国是を守ってこそ市民生活も守れるのではないのでしょうか。

以下、市民生活の安定と発展を希望する立場から具体的な質問に入ります。

1、水俣病問題について。

A 昨年の12月議会で、市長は最高裁判決を受けて、水俣病問題の全面解決や地域社会の将来のことを見据えて、原告の方々や埋もれておられる被害者の皆さんを救済することが重要と答弁されています。ところで、熊本県が今回打ち出した対策の中で、沿岸住民の健康調査、環境調査についてはどのように考えておられるかお尋ねします。

B 熊本県の今回の対策では、新たに熊本県関係で1万3,000人を療養費支給対象としていますが、水俣市民の対象者はどれくらいと聞いておられるかお尋ねいたします。

C A現在、新たな水俣病認定申請者が熊本県関係で500人を超え、今後ますますふえると考えられますが、このことをどのように考えておられるかお尋ねします。

## 2、防災行政無線放送の難聴問題の解消について。

私は昨年9月議会で、2003年7月の豪雨災害の検証として、住民への的確な情報の提供や災害の種類ごとの避難の想定及び市役所からの市民への指示のための訓練などについて取り上げました。その中で、現在の防災行政無線放送では難聴問題は解決しないとして、各家庭に戸別受信機の設置を提案しました。そのときは9月に難聴調査を行い、戸別受信機を置くところを特定し、総合的に配備について検討すると答弁がされています。

その答弁を踏まえて、以下質問いたします。

A A昨年、防災行政無線放送の難聴調査がされていますが、その結果についてお尋ねします。

B B今度の議会提出の17年度予算案では、戸別受信機の設置について567万円が盛り込まれていますが、今回の予算案での設置予定台数、1台当たりの金額、今後の設置計画についてお尋ねします。

## 3、小・中学生の学力向上と環境教育について。

私は、この三、四年、文部科学省が進めてきたゆとり教育について議会でも取り上げ、その問題点を指摘してきました。ことしになり、期せずしてこのことが学力低下問題として話題になり、今、全国的な議論になっています。そのような中で、水俣市の教育委員会においては、いち早く平成16年度において、市内のすべての小・中学校を学力充実推進校に指定し、学力向上の取り組みを行ってきています。

私は、水俣市小・中学校の学力充実推進事業研究成果発表会を2月20日に第三中学校、2月27日に第二小学校の授業を参観しました。第二小学校では、生きる力として確かな学力、豊かな心の育成、社会を生き抜く体力の育成という3つの要素の育成目標を決め、取り組んでいることなどが紹介され、特に基礎学力の向上に向けて多くの努力がされていることが特徴でした。二小では、全学年で国語の授業を拝見しましたが、私は授業の進め方などについては素人ですので詳しくわかりませんが、先生と生徒が一体となっており、先生が緊張感を持って授業されていることは伝わってきました。大変充実した取り組みであったと思います。また、「環境と人権を語る会」講演会は、これからの水俣のあらゆる場面での、あるいはあらゆる施策での全体的な方向を示唆するものであったと思います。

そこで、まず第1点、質問をいたします。

A A水俣の子どもたちの学力は徐々に向上していると聞いていますが、将来の水俣の発展を支える子どもたちの育成には一層の学力の向上の取り組みが必要ではないかと考えています。また、水俣に住む者として、どの学校で学んでも高い学力が保障される教育環境が強く望まれると思

ます。

そこで、教育委員会として、今後の学力向上及びそれを支える教師の資質向上の方策は、具体的にどのように構想しておられるかお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題につきましては私から、防災行政無線放送の難聴問題の解消につきましては総務企画部長から、小・中学校の学力向上と環境教育につきましては教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病問題についてお答えします。

熊本県が打ち出した沿岸住民の健康調査と環境調査につきましては、昨年の12月議会でも申し上げましたとおり、調査によって不知火海沿岸に今でも健康被害や環境汚染が続いているような誤解が生じては困ると思っております。以前も風評被害により地域経済は大きな被害を受けておりますので、二度と繰り返してはならないと思っております。調査の実施については、まだ何もお聞きしておりませんが、住民生活を左右する大変重要な事柄でもありますので、その計画については国と十分に協議され、地元沿岸の市町村にも相談していただきたいと考えております。

次に、熊本県の対策案で、県内で新たな療養費支給の対象となっている1万3,000人のうち水俣市民の対象者がどれくらいかとの御質問ですが、熊本県水俣病対策課の説明によりますと、今のところは想定であり、はっきりとした人数は申し上げられないとのことでした。想定人数の出し方といたしましては、現在の患者比率や総合対策医療事業対象者比率、市町村の人口等を考慮し算出していると伺っております。

次に、新たな申請者がふえているが、どのように考えているかでございますが、今月2日現在、熊本県と鹿児島県の両県で954名の申請がされておりますが、そのうち水俣市は71名で、全体の約7.4%と比較的少ない申請者でございます。しかし、本日の新聞報道によりますと、1,000名を超えたそうでありまして、申請者の数は今後もふえ続けることが予測されますので、対応につきましては急務を要しております。一刻も早い対策の決定と申請者の方々を含むすべての被害者が納得できる解決が重要であると思っております。そして、そのためには以前から申し上げておりますとおり、政治決着しか方法はないと考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問に入らせていただきます。

先に健康調査、環境調査なんですけれども、12月議会のときも、今言われたように、調査することで今でも健康被害を持っている人がいるとか、あるいは環境汚染があるとかというのが出たら困るということでしたけれども、私はそれでいいんだろうかと思うんです、正直に申し上げて。健康被害を受けている人がいなければ、新たな認定申請者は出てこないですよ。つい最近も鹿児島県で認定になった人がいるでしょう。健康被害を受けた人が現にいるから認定になるわけです、そういう意味では。今の論理でいきますと、認定申請者が出てくるのが新たな健康被害者がいるとかということをご否定することになりませんか。

ですから、もう一度この点をお伺いします。調査をすること自体が誤解を生むと思ってらっしゃるのか、調査の結果について誤解が生まれると困ると思ってらっしゃるのか、ちょっと趣旨がよくわかりませんでしたのでお尋ねしたいと思います。

私の主張は、調査をして被害者がおれば、その被害者の人たちを全部救って、もう水俣病は終わらせる、あるいは環境汚染があれば、環境汚染が発生しないような対策を今すぐとれるものととれないものが当然あると思います。それをきちっと現状を把握した上で、短期、長期の計画を立てて、これを解決するというのが一番賢明な方法ではないかというふうに思うんです。これまでも、例えば34年で水俣病は終わったんだという議論もありました。あるいは一次訴訟の前には、もう名乗り出る人もいなかった。ところが一次訴訟が出てきて、48年の判決が出て、それでたくさんの申請者が出てきた。95年の解決策が出て1万数千人患者さん出て見えて、もうこれで終わりだろうなと思ってたら、今度の最高裁判決を受けて新たな申請者が1,000人単位で出てみえてる。しかもこの間、議論にもなってますように、水俣湾ではカサゴの水銀値が、国が決めた基準さえも上回ろうとしてる魚が現にいるということ。ですから、ある時点で終わったということで1回線を引いても、それが抜本的な政策でなければ次に再燃するし、それは必ず封じ込めようと思っても、それは不可能なんだということを、今、教訓にすべきなんではないかなと思うんです。だからこそ熊本県は柱を4つ立てておりますけれども、そのうちの2つとして環境調査と健康調査という項目を入れられたんではないかなというふうに思ってます。

ですから私は、先ほど申し上げました、調査をすること自体が誤解を生むと思ってらっしゃるのか、結果が誤解を生むと思ってらっしゃるのか、それを聞かせていただきたいということと、これは、国と県が協議してほしいという受け身の姿勢では僕はいけないと思います。むしろ被害現地の水俣市長が、この政策が必要だと判断したら、ぜひやってほしいということをきちっと述べるのが、僕は市長に対する市民の期待だと思ってます。これが第1点であります。

それから2点目、熊本県の案についてなんですけれども、水俣市としてもいろいろと意見があるということをおっしゃいましたし、今その中でも一部言われました。水俣市としての意見とか要望があるということなんですけれども、具体的には何を考えてらっしゃるのかをお尋ねしたい。こ



れが2点目です。

とりあえず議長、今の2点で。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 野中議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

私、以前も申し上げましたとおり、この水俣病というのは水俣市全体も私は被害者であるというふうに認識をいたしております。ですから、被害者の皆様方を救済することが重要というのも、議員の御質問の中でも書いてありますとおり重要であるというふうに認識をいたしております。ただ、調査をすることによって、現在も水俣市が汚染された地域であるというふうな認識をされることは、ぜひ避けたいということで、調査することには反対ではございませんけれども、そのことによってそういうイメージが広がることは、ぜひ防がなければいけないというふうに思っております。

それと、現在でも当然国、そして県、県議会の方にも、国会議員の方々にもいろんな要望をしておりますけれども、その中で強くお願いをしておりますのが、早期解決と、やはりせつかくでございますので、公式発表の50周年までには、ぜひ解決をしていただきたいというふうなことをまず要望をしております。それとあわせまして、当然患者救済、それと地域振興、この3点に重きを置いております。ただ、そのときに水俣病の50周年のときにも当然予算をお願いし、これまでの水俣病のいろんな教訓をもう一度検証するということと、環境モデル都市として世界の手本となれるようないろんな支援もお願いしたいということも、また個人的にはございますが、お願いをしているところでございます。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 環境調査については、されるべきだというふうに今御答弁いただいたと思いますので、それは一応確認させていただきました。

もう一つ、具体的に熊本県は4つの案は出しているんですが、意見や要望はどんなのがありますかというのを具体的な項目として、もし持ってらっしゃれば聞かせてくださいというふうに2回目の質問したつもりでしたけれども、それはお答えありませんでしたので、それをまず一つ改めて質問しますので、それが2回目の第1点です。

それから、2点目ですけれども、市長は最初の答弁の中で、患者が納得される対策案であってほしいということを言われたと思います。私もそのとおりです。今、環境省が対策案を出されまして、保健手帳の自己負担分の上限を一部外すとか、あるいは医療手帳の療養手当の支給が2回になっているのを1回でもいいだとか、幾つか出してますけれども、これらについてはほとんどの患者団体が、これでは不十分だということで批判されてます。これについては御承知のとおりだと思うんですね。それで、今、どういう患者さんたちがこういう名乗

りを挙げてらっしゃるかというのをちょっと紹介したいと思います。

朝日新聞の3月5日付の記事ですけれども、これに不知火患者会の大石利生さんのことが紹介されています。大石さんは水俣市内でお生まれになっておりまして、95年の解決策は、もう窓口閉じられていて、今後一切何をしてもだめなんだろうというふうに思ってたんだと。まだできるということで、今回名乗り出たんだということでした。それから、自分の症状が水俣病の症状であることをわからなかったというふうにも言っておられます。それから、私もこの間、数十人の方たちのお話をずっと聞いてきましたけれども、総合対策医療事業の申請受付があって、それに申し込んで該当者になれば一定の給付が受けられるということを実は知らなかったんだという人もいました。こういう人たちはどういう人なんだろうか。きょうの実は熊本日日新聞にそれが出ておりますので、これもちょっと紹介します。

水俣市の協立クリニック院長の高岡滋医師がこういうふうに言ってます。認定患者や95年の政府解決策に伴う総合対策医療事業の対象者と症状的には大差はない。それから、同じく水俣市内の池田医師、神経内科の先生ですが、この先生は熊本大学医学部に勤務していた約10年間、認定審査会の判断資料をつくる検診医をされていた方であります。この先生はこういうふうに言ってます。約130人を診察したけれども、ほぼ全員水俣病を否定しきれない人たちだとおっしゃってます。それから、津奈木町の松本央医師は730人の方の診断書をつくられたそうですけれども、家族内に認定者や医療事業の対象者が多くいるにもかかわらず、何の救済も得られていない人が少なくないというふうに述べてらっしゃいます。ですから、今名乗り出て見えてる患者さんは、そういう人なんだろうかと、私の実感からもそのように思いました。

それで、今度こそ抜本的な救済策がつけられなきゃいけないというふうに私は思ってます。もし抜本的な救済策がなければ、結局は訴訟が次々に起きることになるんじゃないかというふうにも考えます。訴訟が永遠と続きますと、水俣病はまだ終わってないというふうになると思いますので、今、御答弁いただきましたけれども、患者が納得できる救済策を政府においてもつくるべきだというふうにおっしゃいました。これらの市長のお考え、患者が納得できて、もう訴訟しなくていいような解決策をつくって患者を救済すべきだということを国とかに申し上げられる、そういうお考えはないか。

以上、お尋ねしたいと思います。

議長（松本満良君） 野中議員の質問中でございますけれども、市内の中心地が火災発生のごようでございます。

しばらく様子を確認したいと思いますので、休憩をしたいと思います。

午前11時05分 休憩

---

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） それでは、野中議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどと重複をいたしますけれども、今、要望をしておりますのは具体的まではいきませんけれども、先ほど申し上げました早期解決、それと地域振興、患者救済といったようなことをお願いをいたしております。

それと、議員おっしゃいますように、今の環境省の内容につきましては、大変物足りなさを感じておりますので、私、当初から申し上げておりましたとおり、もうこれは政治的な決着をしないと、なかなか私どもの要望も取り入れていただくことができないのではないかと認識で、昨年の11月ですか、そのぐらいから、もうこれは政治的な決着しかないというふうなことで、年末から鋭意政治的な決着がつくようにということでの現在いろんな活動を続けておりますし、これからもまた頑張ったいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、防災行政無線放送の難聴問題の解消について答弁を求めます。

高口総務企画部長。

（総務企画部長 高口義幸君登壇）

総務企画部長（高口義幸君） 防災行政無線の難聴問題の解消についてお答えいたします。

まず、難聴調査結果についてお答えいたします。

本市の防災行政無線につきましては平成6年度に整備し、現在、屋外拡声子局80局、戸別受信機約1,200台を設置いたしております。これまで放送内容が聞こえない、あるいは聞きづらいなどの御意見がありましたので、今年度、水俣市シルバー人材センターと水俣市身体障害者福祉協議会連合会に委託し、屋外拡声子局の音達調査、訪問による戸別受信機の聞き取り調査を行っております。現在の調査の状況につきましては、屋外拡声子局、戸別受信機の聞き取り調査ともほぼ完了し、3月中をめどに取りまとめの作業を行っている段階でございます。正式な報告書としては、いまだまとまっていない状況でございます。

しかし、調査内容の何点かについて簡単に御説明申し上げますと、戸別受信機のアンケートにつきましては、戸別受信機から放送が聞こえるかという問いに対して、約78%が聞こえると回答されております。聞こえないという方も10%あります。また、屋外拡声子局からの放送は聞こえるかとの問いに対して、33%の方が聞こえると回答されております。

なお、戸別受信機が聞こえない原因といたしましては、使用方法の誤りや故障であると思われるので、早急に対応する必要があるかと判断し、戸別受信機設置宅へ故障時の連絡先などを記

載した戸別受信機取扱説明書を現在配布しているところでございます。

この調査の結果につきましては、今後十分に分析を行い対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、戸別受信機の設置についてお答えいたします。

平成17年度予算で購入します戸別受信機は200台を予定しております。1台当たりの価格につきましては、本市を含めて他の町村が3万から3万5,000円で購入していましたが、一括して大量に購入することにより購入単価が引き下がり、予算上は1台当たり2万8,350円を現在予定をいたしております。今後、さらに安く購入できるよう業者の方と価格交渉等をしてまいりたいと考えております。

今後の設置計画につきましては、平成16年及び17年度で組織率100%を目指して、自主防災組織の設立を進めておりますが、この自主防災組織へ気象情報、災害情報などを早期に提供し、組織の連絡網を利用して、情報伝達を効率的に行うため、班ごとに戸別受信機を設置することといたしております。

今後、自主防災組織が市内全域に設置されることを前提といたしまして、市内班数と同じ約1,000台の設置を考えております。しかしながら、一度に設置することは財政的に厳しい状況でありますので、自主防災組織の設立状況も見ながら、今後5年間で毎年度200台ずつ、合計約1,000台の設置を計画いたしております。

なお、この設置計画につきましては、先ほどお答えいたしました難聴調査結果も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重雄君 去年御答弁いただいたのが、予算にも入ってますように、少しずつ進んでるのかなというふうにも思ってます。それで、基本的には、一番大切な情報が市民に正確に伝わる必要があると思っておりましたので、一つ提案を申し上げたいというふうに思ってます。

水俣市は日本無線で、その機械を使って市役所の屋上から中尾山に飛ばすのでしょうか。それから、戸別受信機に電波が飛ぶ、あるいは外にあります屋外拡声機に電波が飛んで放送となるようなシステムになってると思います。同じようなシステムが静岡県の熱海市にも実はありまして、熱海市も山合いの市ということもあって、なかなか住民に放送が伝わらない、情報が伝わらないということで随分悩んでいたそうであります。ここでは、うちもそうですが、水俣市役所の屋上からFM電波を飛ばしているんですね。戸別受信機も屋外拡声器のところもFM電波を受信して、それを声で伝えるというシステムになってます。ここで、熱海市で考えたのは、FM電波を受信できるラジオなり等を各家庭に購入していただければ、確実に情報が伝わるんじゃないかというシステムを考えたそうであります。私も携帯ラジオを持っておりますけれども、残念ながら

普通のラジオでは70メガヘルツとか72メガヘルツ以上しか普通放送されてる電波は受信できません。熱海市は69.4メガヘルツ。うちの確か周波数は69.765メガヘルツというのが水俣市が飛ばしてる電波の周波数だったと思います。ですから、熱海市のようなことを考えられないんだらうかということで、幾つか情報をとってみましたら、日本の弱電メーカーに発注しますと、1台当たりの金額が3,000円とか4,000円だとかになって高いんだそうであります。それで、熱海市に走っている69.4メガヘルツを受信できるラジオみたいなものを、短波が受信できるラジオみたいなものを中国に特注して、何と1台700円で、消費税入れて735円で購入したそうであります。それで、熱海市で一括して購入しまして、一部分補助を出して、ほぼ1年間かからずの間に完売をして、それで、市役所からの情報を各家庭で傍受できるようなシステムにしたと。完全ではないとしても、先ほど戸別受信機の、よく聞こえるが78%という話でしたね。屋外放送については、よく聞こえるが33%というふうに御答弁いただいたんだったのでしょうか。違っておればごめんなさい、ちょっと訂正してください。ですから、屋外放送については、やっぱり聞こえないというのが3分の2の方がそうおっしゃってるということを受けとめた上で、こういうのも2万8,000円と約700円、1,000円を比べると、それこそ数十分の1で購入できて、少し補助を出すだけで市民のところにもそういう戸別受信のFMを傍受できるラジオがいくとなると、これはなかなか使えるんじゃないかなというふうに思いました。担当課の方には、もう情報を伝えてありますので、いろいろと実験もされていると思いますが、69.765メガヘルツだと、なかなかチューニングが大変で、合わせにくくて聞こえないというのもあるかと思えます。ですから、小数点一けたくらい、3けたまで傍受できるそういう機械をつくれれば、安くつくれば、それもいいと思えますけれども、3けたまではなかなか大変だということであれば、1けたに電波のヘルツを変えてもらうだとかも考えて、法律上は全く問題ないというふうに熱海市から聞いてますので、こういうものも、もう5年間で1,000台設置したいという計画であります。それこそ200台入れるのに500万かかるということですので、その5倍ですから2,500万かかるわけですね、1,000台入れるのに。価格交渉して少し下がったとしても、それくらいのお金がかかります。もし1,000円くらいで、そういうものが入るのであれば、圧倒的に財政的にも有利だし、それぞれの家庭で情報をとれるという意味ですぐれたものがあるんじゃないかなと思ってますので、こういうのも検討されたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（松本満良君） 高口総務企画部長。

総務企画部長（高口義幸君） 今の野中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の防災ラジオの件につきましては、議員の方からも情報提供いただいておりますが、実は私の方にも消防庁の防災課長の方からメールをいただいております。そういったものがありますよということで、早速熱海市の方とも連絡をとりまして、実はサンプルというか、1台こちら

の方にいただきまして、市内の何カ所かで、周波数が、先ほどおっしゃられた3けたの周波数ですんで、受けられるかということで実際調査をしております。ただ、現実には受信できませんでした。ということで、あとはその周波数を変えるとか、出力を変えろという方法もあるかということで、九州電波管理局ですか、今ちょっと名前が変わってますけども、そちらの方にも担当の方から問い合わせをしたようでございますが、今の防災無線の周波数を上げる、あるいは周波数をかえる、あるいは出力を上げる、これについては相当難しいという御返事をいただいております。常時周波数を69.765に合わせてればよろしいんでしょうけども、戸別受信機のようにですね。ただ、いつ防災情報が出るかというのは難しい部分もありますので、今の状況で言いますと、きちんとした情報が伝わる戸別受信機を各班ごとに整備し、それを今進めております戸別の自主防災組織を通してきちんと伝えるというふうなことが一番確実に伝わる方法ではないのかなと。あとは従来からやっております電話によるサービスが、放送内容のサービスをやっておりますので、そういったものの周知広報を図るというふうなことが現段階では適当ではないかなというふうに考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 安価に確実に市民に情報が伝わるということをいずれも願ってるわけですので、私も、またこのことについては今後研究したいと思います。

次、お願いします。

議長（松本満良君） 次に、小・中学生の学力向上と環境教育について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 水俣の子どもたちの学力は上がりつつあるが、どの学校で学んでも高い学力が保障されるために、今後、教育委員会としてどのように学力向上を図り、教師の資質向上を図っていくのか、また、今後の環境教育の方向性をどのように考えているかという御質問にお答えいたします。

まず、水俣における子どもたちの学力の現状は、ここ二、三年全国標準に比較して高くなってきております。全国標準値を50とする標準学力テストの結果は、水俣市内のほとんどの小・中学校がこの値を超えております。1ないし2の学校で標準値に達しない教科のある学校もありますが、その値はほぼ標準値に近く、中には大きく上回って、かなり高い力を身につけている学校もあります。しかし、おおむね標準値を超えているからと安心するのではなく、課題を見つけ、さらに高い目標に向かうことが求められます。議員の御指摘にもありますように、どの学校で学んでも等しく子どもたちが高い学力を身につけるということが重要であり、その点から見ると、若干の学校差や学級差があることも事実です。

この点からも、本年度、教育委員会は全校に学力充実のための研究指定を実施したわけです。学校現場では、子どもたちの学力を確実に高めていこうと強く自覚して、この1年間学力向上に取り組んできました。

議員から先ほど御紹介がありましたように、先日、小・中学校の学力充実研究成果発表会を行ったところですが、どの学校でも真剣な子どもたちの学ぶ姿と教える教師の姿、そして、それを支える保護者や地域の方々の姿を見ることができました。一方で課題も見えてきました。このような今年度の成果と課題に立って、次年度からは以下のような取り組みを進めていきたいと考えております。

第1に、今年度に引き続き、市内16小・中学校のすべてで児童・生徒の学力実態に即した学力向上対策に取り組んでもらいます。そして、年度の終わりには、先日行いましたような学習成果の発表の場を設けて、地域の方々にその取り組みをごらんいただきたいと考えています。

次に、小・中学校の教師によるプロジェクトチームを編成して、市内の児童・生徒の学力向上対策を企画、提言していただくと考えております。プロジェクトチームの先生方には広い視野で研修をしていただきながら、斬新なアイデアと実践力で市内小・中学校に活力をもたらしていただきたいと期待しております。

第3に、市内すべての小学校で放課後の時間を活用して放課後補充教室を開催しようと企画しています。これは退職された校長先生方を指導者として委嘱し、学校の先生方と一緒に毎週1回放課後に児童の学習指導に当たっていただくものです。

第4に、学力向上研究推進指定校を募ります。昨年は教育委員会で全小・中学校を指定しましたが、来年度は、我こそはという学校に手を挙げていただき、主体的に学力充実の研究に取り組んでもらおうというもので、予算的にも十分な措置をしていこうと考えています。

第5に、それら水俣市研究指定校、県教育委員会指定校、そして全部の学校の学力向上対策に対して、教育委員会から随時指導訪問に当たり、学習指導や研究等についての指導助言に当たっていくことにしております。

以上、5つの施策をまとめて、児童・生徒の学力向上対策としての学力向上プロジェクトの柱の一つとしていこうと考えております。

学力向上のプロジェクトには、もう一つの柱を考えています。それは、教職員の資質、指導力向上対策です。議員御指摘のとおり、学力向上のかぎは教職員の資質向上にあります。そこで、まず、市内小中学校の管理職による教職員資質指導力向上対策委員会を立ち上げて、教職員の指導力や資質を高める方策について提言していただきます。提言された内容は、順次実現させていきたいと考えています。

次に、現在、水俣には小・中学校の教職員による自主的な研究組織として、教科等研究会が組

織されており、そこが教科や道徳等の指導法について、教師が磨き合う場となっております。そこで、教師の教科指導の力をつける、この教科等研究会のさらなる活性化のために、教育委員会としても財政的な助成をしていきたいと考えています。また、教師個々の教育研究を奨励し、その成果を共有していくために、個人研究を公募し、十分な助成をしていきます。さらに、現在、環境教育の学習資料として、教育委員会で平成6年に作成し、平成12年度に改訂した心豊かに水俣という生活環境副読本の第二次改訂作業を通して、先生方に環境教育のあり方等を深めていただきたいと考えています。

以上のように、児童・生徒の学力向上対策と教職員の資質、指導力向上対策の2つの柱で、これからの水俣の教育の一層の充実を図っていく所存です。市民の皆様の温かい御理解、御協力をお願いいたします。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

第二小学校の授業参観のときは、地域の区長さんとか児童・民生委員の方も10人ばかりおいでになってまして、授業参観が終わってから校長先生、教頭先生と懇談もいたしました。校長先生から御紹介いただいたのは、子どもたちが家庭学習を意識的にするようになってきたと。全部ではないけれども、そういう芽が出てきて、それを見て父母の方が家庭でも援助せないかなということが変わってこられてる。それが見え初めたということも紹介されました。今、働き盛りで小学校、中学校の子どもを抱える親、私もそうでしたけれども、日々の生活に追われて、なかなか子どものことまで手が回らないというのが現実にあります。そういう中で、子どもたちが学ぶことで、さらに親御さんにも刺激を与えるということになれば、それは大変うれしいことだなというふうに思ってますので、今、2つの柱で具体的な項目を挙げていただきましたけれども、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の質問に入りますが、もう一つは、教育委員会で取り組まれた環境と人権を語る講演会のことでした。土曜日の午後でしたので、私もずっとお伺いしたんですけれども、改めて杉本さん、あるいは浜元二徳さんの話を聞きましたし、それからハンセン病の元患者の志村さん、それからPTA関係のお父さん、それから御夫人のパネラーの話もありました。水俣だからこそ、私は、こういう取り組みが本当にいっぱいあって、学習の機会がないといけないんだなということを改めて思いまして、実はこの企画に参加して拝聴させていただいてよかったなというふうにも考えてます。それで、社会人を相手にしたこういう学習の機会とともに、学校教育においても、今、ISOの取り組みをそれぞれ学校でされてますけれども、この前、水俣高校の卒業式で潮谷知事もおっしゃってましたけれども、とても感銘を受けたんですが、水俣の高校を卒業したということを誇りに持とうということと呼ばかておられました。そのとおりだなという



ふうと思うんですね。この公害の町で育って、だからこそこで学んだものは多かったんだということを子どもたちがいろんな社会に出ていって言える、そういう子どもが、ぜひ学校では育ってほしいというふうにも思います。

そういう観点で、今後、学力向上とともに環境教育の面においては、どういう取り組みだとかを計画されてるか、計画されてるのがあれば、それを示していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 議員御指摘のとおり、環境教育の重要さというのは、しっかり受けとめさせていただいているところでございます。私たちにとりまして、水俣の子どもたちが水俣に生まれてよかったと、本当に思えるような教育の営みを我々は展開していかなければならないと、そのように思っております。したがって、子どもたちがこの水俣の地で、自信と誇りを持って生きていける、そんな活動を私たちはしかけていかなければならないのではないかなと思っております。幸い学校教育におきまして、水俣は学校版環境ISOという先進的な取り組みをしております。このことによって、いろんな地区の方々から訪問を受けたり、あるいは子どもたちがいろいろな場に出かけていって、そして、あるいはその訪問を受けたその場でいろんな子どもたちが発表をしたりしながら、子どもたちの出番が非常に多くなってきているということも事実でございます。要は、水俣病の教訓を生かし、まさに、その教訓を全国に発信している学校版ISOの取り組みが、子どもたちに自信と誇りを持たせているのではないかと、そのように私も受けとめております。したがって、この学校版ISOは、水俣の独特のものとして、水俣ならではの環境教育として、また、今後も取り組んでいかなければならないと、そのように思っているところでございます。

ただ、最近、水俣に負けられないような勢いでほかの他県、あるいは他市あたりが、この環境教育に取り組んできております。したがって、水俣としては、やはり環境教育の先進地として一歩前にやっばり出ていかなければならない、そんな立場にあるのではないかとというふうに受けとめております。したがって、次年度は複数の学校にお願いをいたしまして、地域と学校が一体となった環境教育のあり方を学校の一つのモデル校として指定をいたしました。その指定をいたしまして、地域と学校が一体となって日常的、かつ継続的に先進的な取り組みを進めていくような研究を進めてまいりたいと、そのように今思っているところでございます。

これらの取り組みを通しまして、環境の世紀、21世紀の真ん中で生きていく子どもたちが、感性豊かでたくましい子どもに育っていくように、そのことを願いながら、私たちも一生懸命に取り組んでいきたいと、そのように思っております。どうか御協力のほどをよろしくお願いいたし

ます。

議長（松本満良君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

先ほど火災がありました件につきまして、消防署の方から情報が届けられております。

11時15分、消防署が確認をしたところ、負傷者はゼロであるということ、11時17分に鎮火したという連絡が入りましたので、御報告をしておきます。

以上です。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

---

午後1時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

大川末長君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団の大川末長でございます。

時期的に三寒四温の時期で、健康管理が非常に難しい時期でございます。お互い健康には十分気をつけたいものでございます。

それでは、早速通告に従って質問をさせていただきます。

1、産業廃棄物処分場問題について。

産業廃棄物処分場問題は、昨年3月の市広報紙で県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の縦覧の広告が行われて以来、私も市民の方からもさまざまな意見を聞きました。この間の市執行部におかれては、市廃棄物最終処分場検討委員会を設立されたり、市広報紙で今回の問題について、わかりやすく説明してられました。また、市長は、これまでの議会を通じて、一貫して中立の立場をとってられました。

今議会の施政方針の中で、産業廃棄物処分場の許可率が、実に86.4%に達しているという事実を聞きました。また、これまでの答弁の中で、許可されなかった事案が企業の資金力が弱いとか、技術的に基準をクリアできなかったということであり、単に反対運動があったからというものではなかったということでした。このような事実を見ると、事業者との話し合いの機会を確保し、もし許可された場合は、国の基準以上の施設を整備させ、厳しい監視体制を確保するというリスク管理の観点から見ると、市長の中立の立場は、水俣市の将来を考えると、市政を預かるものとして、しかるべき選択であったのかなと考えます。しかし、産業廃棄物処分場が来てほしいという市長はいない、環境モデル都市という看板を捨てるなら反対するという市長の言葉を聞くと

き、これは苦渋の選択であったと思います。

市長は12月議会においても、この問題は政治的な駆け引きにすべきでないと言われた。私も全く同感であります。しかし、先日の特別委員会での事業者側の説明によると、このような動きがあったのではないかという、ますます疑念を強く感じました。しかし、今こそ執行部と議会が一体となって、具体的対応に取り組むべきだと思います。

そこで、質問します。

これまでの経緯を検証された市長は、今後の取り組みに対してどう対応されるのかを質問いたします。

## 2、小・中学生の学力向上について。

私は12月議会で、子どもたちの学力の現状認識と、その向上対策について質問をしました。その答弁で、水俣市教育委員会では、平成16年度に市内全小・中学校を学力充実指定校として取り組みを進めていることをお聞きしました。学力向上は、大きくは国家的な規模の問題でもありますが、子どもを持つ親にとっては身近で切実な問題でもあります。先ほどの野中議員、あるいは昨日の福田議員も関連の質問をされましたが、それほど市民の関心も高いと言えると思います。教育委員会の施策として取り組んでこられたこの事業が、果たしてどのような成果を上げたのか気になるところです。

先日、その成果発表会が各学校を会場に開催されたそうですが、各学校では具体的にどのような取り組みをされたのか、例を挙げて紹介いただきながら、この1年の取り組みによってどのような効果があったのか、その成果について質問します。

## 3、一般会計決算委員会の意見・要望について。

決算特別委員会の決算認定の意義は、議会が議決した予算が適正に執行されたか、その行政効果や経済効果はどうであったかを住民にかわって審査評価し、その結果は後年度の予算編成と財政運営に生かすことであると思います。委員会が数日かけて審査し、認定するに当たっては、改善点、意見、要望を挙げるが、ややもすると執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるのではないかと思います。

平成15年度分については昨年11月に行い、6項目の意見・要望を挙げました。例えば、空き店舗活性化支援事業については、若者の雇用促進、商店街の活性化につながり、今後もさらに推進すべきだ。また、水俣の観光の目玉である湯の児、湯の鶴温泉への新しい施策を取り入れ、観光振興、流入人口の増加に努めるべきという意見について、17年度の施策、予算にどのように反映されたかを質問いたします。

## 4、産業団地への誘致企業について。

水俣産業団地もほとんど埋まっており、近年の土地開発公社事業にしては、まれに見る成功事

例であると思います。ここで、この団地については総括をし、今後のあり方などを検討する時期ではないかと思えます。あそこへは市内の事業所、企業なども移転しましたが、外部からの誘致企業も6社ほどあります。誘致に当たっては、補助金、税制優遇など、当市の持ち出しも多分にあっておりますが、誘致企業の当市への波及効果はどれくらいあったのか。また、産業団地の今後の展開について、市はどう考えているのか質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 大川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、産業廃棄物処分場問題については私から、小・中学生の学力向上につきましては教育長から、一般会計決算特別委員会の意見・要望について及び産業団地への誘致企業については産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、産業廃棄物処分場問題について、これまでの経緯を検証し、今後の取り組みについてどう対応されるのかについてお答えさせていただきます。

経緯につきましては、市民、議会、市の動きなど、12月定例会でも大川議員へ答弁いたしておりますので、省略させていただきますけれども、それぞれのその後の主な動きとして、まず市民130人で最終処分場反対の署名を県知事あてに提出されました。

次に、建設計画地の一番身近に住んでおられる湯出地区の自然環境を育てる会代表から、167名の署名とともに、自然環境の保全及び育成を求める陳情書が水俣市へ提出されております。また、水俣の命と水を守る市民の会では、「いのちと水」の会報発刊などがされており、市民の声である意見は重く受けとめております。しかし、水俣市はこれまで水俣病発生後、さまざまな形で自治体、市民、企業などが一体となって、あつれきや対立の解消を図りながら、市民と協働で水俣市の再生を図ってまいりましたが、会報の内容は、これまで私が、この問題について発言したことや、中立の趣旨についても、さらに熊本県が要件を満たしていれば許可しますと、はっきり発言しているにもかかわらず、記載してありませんでした。また、水俣市がこれまで環境ISO市民監査など十分な情報公開を行い、市民にきちんと情報を公開している観点からしてみると、遺憾に思うところでもあり、水俣市に影響がある大企業が進出してきたがゆえに、本当の意味での情報公開や、偏った偏見的な情報を流し、市民へ混乱を与えることは水俣病の教訓をこれまで学んだのかと疑問に思う次第です。

さらに、本来であれば、この建設計画をとめるための論議をしなければいけないのに、許認可権限がある県、または事業を進める企業に向けられなくてはならないことを私に向けられるとい

うことは、政治的なにおいが感じられ、残念でなりません。また、本当にとめる気持ちがあるのか不思議でもあり、このままでは市役所も打つ手が打てず、手おくれになる危惧さえあります。

さらに、議会におかれましては、廃棄物最終処分場問題特別委員会が設置される中、各会派による視察等が実施されたとお聞きいたしております。また、3月3日には、この特別委員会で長崎・木臼野地区建設予定地の視察と事業者からの事業に関する説明が実施されておりますので、事業者からの説明により、新たな情報を習得され、特別委員会の中でも審査をいただき、廃棄物最終処分場問題について、よりよい提案をしていただければと期待しているところであります。また、議会の特別委員会は重く厳粛なものであり、委員会開催の審査により、この問題をより深く追求していくものと認識しておりますが、今後、事業者が環境影響評価調査結果をまとめられ、環境影響評価準備書の段階に入り、私たちにも専門的な知識が必要となってくるものと思います。しかし、市が設置した廃棄物最終処分場検討委員会には、廃棄物等に関する専門的な知識を持った委員や、議会代表として2名の議員にもお世話になっている中で、議会におかれては、特別委員会が設置されたわけですが、今後、この特別委員会が政治的な利用や、ただ単なる議員同士の情報の共有化と意見の収集だけにとどまることなく、市民の健康と安心安全を守るために、よりよい審査と提案をしていただくよう、強く切望するものでもあります。また、市と議会が情報の共有化を図るために、17日、議会閉会日に議員の皆様方へ執行部から説明を行う予定となっておりますので、その中でも御相談させていただきたいと思いますが、議会でも力を合わせて検討をいただくようお願いいたします。

次に、水俣市の今後の取り組み、対応については、先ほど申し上げましたとおり、いまだ環境影響評価準備書の前段階にあり、少ない情報のもと、虚偽や過大な情報に惑わされることなく、慎重に一つずつ検証するため、せんだって全国に向け本市から発信した処分場の調査などを鋭意行い、考察しながら、さらに廃棄物最終処分場検討委員会においても、各委員の皆様方から、既に検討事項を提案していただいているとお聞きいたしておりますので、問題解決に向け検証していければと考えております。

また、水俣市の環境と市民の健康で、安心・安全な暮らしを守るため、この事業計画に関する情報をこれまでどおり市民と共有しながら、市民が不安を抱かないように、正しい情報の発信を適時行ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 2回目の質問をします。

処分場建設を阻止するための運動は、その取り組み方を間違うと、市民感情を二分したり、しこりを残しかねません。そういう事態を決して引き起こしてはならないと思います。私も市長が答弁されたように、少ない情報のもと、虚偽や過大な情報に惑わされることなく、科学的根拠に

基づいて、環境モデル都市を全国に発信している水俣らしく取り組むことが重要であると思いません。

そういう意味で、過去を検証しながら先へ進む中で、どうしても気になることがあります。それは、12月議会で、IWD東亜熊本（株）の方が、市議員と直接面談した際に、最終処分場の縮小は考えられないかという提案があったということで、片方では建設絶対反対を唱えながら、片方では建設を容認するような、全く市民を愚弄した、こうした市民に不審を抱かせるような行動はとってはならないという趣旨の質問をしました。なぜわざわざ弁明されたのかよくわかりませんでしたが、そのときに中山議員は、私が木臼野の計画を縮小したらどうかという話を、私は全然言ってないと発言されました。しかし、先日の特別委員会では、中山議員は、縮小することは考えていないのですかということは確かに聞きましたと発言されました。また、12月議会では、命と水を守る会とは何らかかわりのないこととも発言されていますが、これも先日の特別委員会の席で山口専務は、自分は命と水を守る会の役員だと言われたと証言されました。中山議員の12月議会での発言と、市議会特別委員会での発言が食い違う虚偽の発言は、中山議員が市民から選挙で選ばれた議員で、しかも命と水を守る会という市民団体の役員という立場にあられることからして、ゆゆしき問題であり、市民を裏切るような、このような運動の進め方というのは、断じてやってはいけないことであると思います。

市長は、この問題に対してどのように考えられるか質問します。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 大川議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

もし大川議員がおっしゃいますように、市議会というのは水俣市民の3万人の代表としてこの場にいるわけであります。その議会の中で、虚偽をもし発言されたのであれば、市民をまさに冒した行為に当たるのではないかということで、ぜひ真実を求めていただきたいと思います。また、逆にIWDの幹部の方が、またうそを申されているのであっても、まさにしかりでございまして、ぜひその真実を特別委員会の中ではっきりさせていただくことが、多くの市民にとっても、また我々にとっても大きな一つの判断材料になるものということで、ぜひ真相究明に努力をしていただきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、小・中学生の学力向上について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 教育委員会では本年度、全小・中学校を学力充実研究推進校に指定し、先日、その成果発表会が行われたが、各学校ではどんな取り組みを進め、この1年間の取り組み

によってどのような効果があったのかとのお尋ねにお答えいたします。

子どもたちの学力を高めることは、学校の最も重要な責任であるとの認識のもと、教育委員会では学力充実推進事業として、児童・生徒や地域の実態に応じた学力向上の取り組みを進めてまいりました。学校における日常的な取り組みの例を挙げますと、音読カードの活用、朝の読書活動、漢字や計算大会の実施、学力向上タイムの設定、基礎学力テストの実施など、それぞれの学校が工夫に満ちた取り組みを継続的に進めてきております。

また、最も重要な授業の充実という点で申し上げますと、すべての学校において、学力検査や熊本県が独自に実施する評価問題ゆうチャレンジの結果を分析して、児童・生徒の課題を洗い出した上で、各学校で基礎基本の徹底と、子どもがみずから考える授業を目指した研究を進めてきています。

先生たちがお互いに授業をして検討する研究授業の回数も大幅にふえ、しかも、それをこれまで以上に地域や保護者に対して公開するようになってきております。以前の教師だけの閉じられた世界での研究から、説明責任にこたえる外部に開かれた研究へと教師の意識が確実に変わってまいりました。その結果、成果として、どの学校でも共通に見られることは、児童・生徒に学習への構え、集中する姿勢が出てきたことです。

また、多くの学校で学力が上昇しつつあります。学力は単純に数値化できない部分も多いのですが、ある小学校では前年よりも15ポイント上がっております、何よりも、それぞれの学校で先生方がその手ごたえを感じておられることをうれしく思っているところです。ある小学校では、研究に取り組んできた結果、算数が好きだという児童が非常に多くなり、結果的に不登校児童がほとんどいなくなりました。

児童・生徒に対して、このような研究指定の成果が上がりつつある一方で、見逃せないもう一つの成果として、教師の意識や姿勢の変容を上げることができます。

この研究指定を通して、それぞれの学校では、みずからの職責を再認識し、教師が一体となって子どもたちを伸ばすことに取り組んできました。教師自身が謙虚な態度で教材研究に取り組み、チームとして動く雰囲気できたとか、教師同士が一つにまとまり、児童のために研究に取り組む姿勢ができたなどの報告を、何人もの校長から受けております。

先日、水俣市教育論文表彰式を行いました。応募数が昨年度までの約2倍にふえ、しかも教科研究ばかりでなく、学校経営、図書館教育、健康安全教育、保健室経営、学校事務など、実践研究の幅が大きく広がってきています。

私自身、先日の研究成果発表会で、すべての学校を回りまして、子どもたちの学びの様子、先生たちの教える姿、そして、それを支える保護者、地域の皆様の温かいまなざしを見て、この研究指定をお願いしたことに間違いはなかったと実感しました、やはり学校の最大の使命は、子ども

もたちに学ぶことの楽しさを伝えることであり、教師の喜びもそこに尽きると、そう思ったところでは。

研究発表会には保護者の方ばかりでなく、地域の方々も多数来ておられました。ある小学校では、近年、地域の大人たちが子どもたちに対して伝統芸能の継承に取り組んでこられました、子どもたちの見事な演奏に感激しておられる様子を見て、地域と学校の熱いつながりを感じました。

このように、今年度の学力充実推進事業においては、子どもの学力、教職員の意識、そして保護者、地域の方々の信頼という3点から、それぞれに大きな成果を得ることができたものと考えています。今後も、この成果をもとに、より一層充実した学校教育が展開されるよう、教育委員会としても最大の努力を傾けていく所存です。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 この1年間の各学校の取り組みと、その成果についてはよくわかりました。各学校で頑張っておられる先生方の熱意には敬意を表したいと思います。しかし、学力向上へのこの事業の成果は十分評価するものの、さらに今後のよりよい成長を目指すためには、この事業を総括し、問題点や課題を明らかにすることが大事ではないかと思えます。

そこで質問ですが、この1年間の各学校の学力向上への取り組みにおいて、新たに見つかった課題は何なのか、今後、検討すべき点はなかったのか、そして、今後どう結びつけようと考えておられるのか、教育委員会の見解について質問いたします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 成果は理解できたが、課題はなかったのかという御質問ですけれども、成果と同様に課題も見えました。議員御指摘のように、課題を検討することは、これからの教育を実践していく上で非常に重要なことであり、今回の全校指定というのが、そういう意味からも大変大きな収穫であったと、そのようにとらえております。

確かに水俣の学力の向上の底上げはできてきたと思っております。しかし、議員が御指摘のように、各学校間におきまして、その成果と、それから取り組みの積極性、そういったものに関しては、やや温度差があったのではないかと、そのように受けとめておりますし、また、先生方の指導法につきましても、もっともっと工夫改善すべき点があるのではないかというようなことも感じました。また、一人一人の子どもたちの変容を見詰める教育というものを、もっと突っ込んでいかなければならないと思いましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、地域との積極的なかわりがまだまだの学校もございます。そういう意味からも、そういう課題をしっかり押さえながら、今後進んでいかなければならないと思っておりますが、とりあえずは校長会等を通して、その課題を校長先生方をお願いをして、それぞれの学校でまた取り組んでいただ



くように御指導申し上げたところでございます。

この課題をもとに次年度の施策をまた展開していかなければなりませんけれども、要は、いつも申し上げておりますように、やっぱり学力向上の行き着くところは教師の指導力であろうと、そのように思っております。次年度も、この教師の指導力の向上に向けて、精いっぱい教育委員会としても取り組んでいきたいと、そのように思っております。

いずれにしましても、学校、地域、保護者が、それぞれの責任をお互いに依存することなく、それぞれがみずからの責任を果たしながら、そして、その中の中心に子どもを据えて頑張っていかなければならないと、そのように思っております。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 3回目の質問をいたします。

市内各学校の学力向上への取り組み状況と成果については、今の答弁でわかりましたが、それを総括して評価するためには、児童・生徒の学力状況や学習の定着状況を把握することが重要だと思います。本当にそれが定着しているのかということが大事だと思います。ただ単なる一過性のものであってはいけないというふうに思うわけです。

では、そのために学校では、どのようなテストを利用し、どのように活用されているのかという点について質問いたします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 学校のテストの活用についてお答えいたします。

各学校では、多様な観点から生きて働く学力を診断するために、いろいろなテストを実施しております。さきの答弁で申し上げましたように、標準学力テストというのを年度当初と終わりに2回実施しております。これは全国の平均と比べまして、どの位置にあるのかというのを見るのに非常に都合がよいということでございます。また、教科書の確認といたしまして私版のテストも行っておりまして、学校が独自につくりました問題を作成して、それで子どもたちの評価をしているところでございます。これもさきに申し上げましたけれども、県の方ではゆうチャレンジとか、あるいは熊本県学力調査というのを実施しておりまして、これは毎年作成されております。子どもたちがみずからの問題、どこにつまずいているのか、そのみずからの問題を解決するために役立っているということでございます。要するに、いろいろなそういうテストを繰り返して行いながら、そして、その分析を行いながら、子どもたちがやる気につながる、そんな評価を目指しているところでございます。

議長（松本満良君） 次に、一般会計特別委員会の意見・要望について答弁を求めます。

松山産業建設部長。

（産業建設部長 松山勝征君登壇）

産業建設部長（松山勝征君） 次に、一般会計決算特別委員会の意見・要望は、平成17年度の施策、予算にどのように反映されたかについてお答えします。

平成15年度水俣市一般会計決算審査における一般会計決算特別委員会からの意見・要望としまして、商業関係では、空き店舗活性化支援事業については、若者の雇用促進、商店街の活性化につながり、今後もさらに推進していただきたいとの御意見を、また、観光関係では、水俣の観光の目玉である湯の児、湯の鶴温泉への新しい施策を取り入れ、観光振興、流入人口の増加に努めていただきたいとの貴重な御意見をいただきました。

まず、商業関係につきましては、平成15年度から3年間の期限つきで、水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金制度を制定し、商店街等が行うイベントなどの商店街活性化地域活動事業や、空き店舗活性化支援事業などを支援してまいりました。これまでの成果としましては、平成15年度は、イベント事業の実施が4件、空き店舗への入居が1件、平成16年度は、イベント事業等の実施が3件、空き店舗への入居が4件となっております。

このように、本事業による空き店舗への入居は、昨年度から本年度に至るまで合計5件となっており、空き店舗解消につながっております。小さな事業の積み重ねであります。自分たちの商店街は自分たちの手で活性していこうという前向きな動きが出ているほか、空き店舗の活用やイベント時の集客増加など、少ない投資で期待以上の成果が得られていると思っております。

また、平成17年度におきましては、商店街からシャッターアート事業など、新たなイベント事業の要望や、空き店舗への新規事業の要望が3件あっており、空き店舗の継続事業を含めまして、所要の予算をお願いをしているところでございます。

今後は、商店街及び中心市街地の活性化を図るため、引き続き本補助金制度や、国・県等の制度を活用しながら、積極的に商店街等の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、観光関係につきましては、長引く景気の低迷等の影響によりまして、観光入り込み客が伸び悩んでいるのが現状であります。その中で、修学旅行の増加や田浦インターの開通など、今後期待される要素もでございます。

これまで本市の観光の中心である湯の児、湯の鶴温泉への入り込み客の増加を図っていくため、観光物産協会エコみなまと連携を図り、誘客のための各種イベントを初め、受け入れ態勢の充実を図るため、旅館やタクシードライバーを対象とした、おもてなし研修等を実施してまいりました。平成17年度からは、先日の施政方針にありまして、これまでの取り組みに加えまして、新たな施策として、昔から湯治場として栄えてきた湯の鶴温泉を核とした当地域の振興を図るため、薬草を薬湯や薬膳料理として活用し、趣のある魅力的な温泉地づくりを行い、薬湯治場としてのブランド確率を図っていく湯の鶴湯治村づくりプロジェクトを策定し、地域の方と一緒に、本プロジェクトの具体化を検討してまいりたいと考えております。

また、湯の鶴地域振興に係る平成17年度予算につきましては、同プロジェクトに係る湯の鶴湯治村づくり事業を初め、人も地域も経済も元気な農山漁村地域の実現を目指す元気村づくり推進事業、湯の鶴棚田を活用した棚田触れ合い探訪ツアーとしてふるさと・水と土保全対策事業等をお願いしております。

一方、湯の児温泉を核とした湯の児地域の振興につきましても、平成17年度予算といたしまして、不知火海の環境を再生し、漁業振興や観光の振興につなげていく海藻の森モデル事業を初め、海岸保全施設の整備による防災機能の強化を図る湯の児海岸高潮対策事業、日本の桜百選に選ばれている湯の児海岸線等の桜の再生、保存を図る水俣花の名所再生事業、湯の児海水浴場の整備に係る湯の児地区観光開発事業等の予算をお願いをしております。

さらに海をテーマとしました体験プログラムの開発と、エコツーリズムの推進を図るなど、関係機関、団体と一緒に、流入人口の増加に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このように、今後は県・市・関係団体等が連携しながら、さらなる観光振興に努めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 2回目の質問をいたします。

これは、当市に限ったことではありませんが、商店街でシャッターの閉まった空き店舗を見ると、寂しさと活気のなさを感じるものでございます。そういう観点から、空き店舗をなくし、にぎやかな商店街を取り戻すことが元気な水俣づくりの原点であろうと思います。

先ほどの答弁の中に、昨年は空き店舗への入居が4件あったということでしたが、現在市内では何軒ぐらいの空き店舗があるのか、把握できているのかということを一問します。

それと、観光関係についても、湯の児、湯の鶴へは、それぞれ新たな施策と、それへの予算措置もされているようで、実のある施策展開を期待しますが、ひとつ湯の鶴地域振興については、湯の鶴湯治村づくりプロジェクトを立ち上げるということでもございましたけども、この中へさきに撤去された全天候型ゲートボール場の再現は考えられないか、以上の2点について質問します。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） 大川議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、商店街の空き店舗状況はどうなってるかという御質問でございますけど、商店街の経営を取り巻く環境は、非常にまだ厳しい状況が続いております。市としまして商店街の活性化を図るために、先ほど申し上げましたように、いきいき商店街づくり事業等の支援補助金の制度を平成15年度から始めまして、商店街の地域活動や空き店舗活用事業等を支援してきておりますが、

平成16年10月1日現在の空き店舗軒数は16軒でございます。この支援制度は、新年度で一応、平成17年度で一応終わりますけど、事業効果としましては、支援制度が始まります前は25軒ほどございましたが、この制度が始まってから16軒と減少してきておりますので、事業効果があらわれてきているんじゃないかと思っております。

次の湯の鶴のゲートボール場の再現は考えられないかという御質問でございますけど、全天候型ゲートボール場につきましては、老朽化に伴います安全性を確保するために、地元の方々と相談しながら御理解いただき、平成16年の3月に撤去をいたしました。しかし、地元住民を中心としまして、高齢者の福祉施設の場として、また、湯の鶴観光の一助としてゲートボール場を建設してほしいという声があることも承知をいたしております。早急にゲートボール場施設を建設するという事は、本市の厳しい財政状況からは困難ではないかと考えておりますが、今後は地元住民を初め、市内外の利用者の方のニーズを踏まえながら、湯の鶴地域の活性化方策の中で、市としてどのように対応していくか研究していきたいと考えております。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 決算特別委員会の審査は執行済みのもので、認定に当たっての意見、要望は軽んじられる傾向にあるのではないかとの思いで、6点挙げた審査の要望のうち2点について質問して、確認してみましたけども、この2点については、今年度の予算、施策に反映されていることが確認できました。他の4点についても同様であろうというふうに思います。ぜひ行政効果や経済効果に結びつけていただきたいという要望で終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、産業団地への誘致企業について答弁を求めます。

松山産業建設部長。

（産業建設部長 松山勝征君登壇）

産業建設部長（松山勝征君） 産業団地へ誘致した企業の当市への波及効果と今後の展開についてお答えします。

本市の産業振興の中核地となっております水俣産業団地には、平成13年2月のエコタウンプランの承認後、今日まで家電リサイクル企業を初め、6社のリサイクル企業が立地し、稼働状況も順調で安定した経営がなされております。

リサイクル企業の従業員数は全体で116人で、今後、新規の誘致企業の立地や、既存の企業の中には増設工事の計画が進行中でありますので、今後、雇用の増加に大いに期待をいたしております。また、採用の折には、極力地元からの採用を行っていただくようお願いをいたしております。

市への経済等の波及効果は、これまで誘致により立地しました企業の建設事業費が約30億9,000万円、15年度の総売上額が約17億9,000万円、116人の従業員の年間給与は、少なく見積って

も2億円を超えると見込まれますので、詳細については積算はいたしておりませんが、市の経済には相当の効果をもたらしていると認識をしております。

なお、平成16年の水俣産業団地全体の出荷額は約35億円、従業員数は約200人となっております。

また、リサイクル企業には、積極的な工場公開をお願いしており、資源の循環型社会モデルとしての情報発信の役割を担ってもらっております。工場の視察や環境学習のために多くの人々が訪れておりますので、このことも多方面にわたり効果をもたらしていると考えられます。平成14年度の工場見学者は3,358人、平成15年度には4,315人を受け入れております。

今後の展開としましては、先ほど申し上げましたように、水俣エコタウン事業に賛同いただき、立地された企業にも増設などの設備投資の動きが出てまいりました。リプラ・テックでは、自社で製造した原料用再生樹脂ペレットを使った樹脂混合ボード製品を製造する工場を7月からの操業に向けて工事が進んでおります。また、田中商店では、今後の洗瓶量の増加を見込んだ製品倉庫建設を、家電のアクトビーリサイクリングでは、破碎機ラインの稼働軽減のための増設の準備に入っております。

そのほかに誘致企業ではありませんが、環境と経済、そして福祉が両立する施設として、ペットボトルのリサイクル作業などを通じて、障害者の方々の自立と社会参加を促進することを目的に、水俣市社会福祉事業団による知的障害者通所授産施設「わくワークみなまた」が産業団地内に4月に開所いたすことになっております。

また、一般家庭等から排出される生ごみを有料で回収し、生ごみリサイクルとして土壌改良剤や肥料などを製造する工場が、5月からの操業開始に向けて工事が急ピッチで進んでおります。

このように、水俣エコタウン事業については、資源循環型地域社会の構築を目指し、環境と調和した産業の創出を図ってまいりました。しかしながら、リサイクル技術の急激な進展により、当初のプランで期待されたものと現在の環境リサイクル企業の時流にずれが生じてきておりますので、現行のエコタウンプランのグレードアップを図るため、未誘致業種である紙おむつ、廃木材、古紙、繊維等のリサイクル企業の集積だけでなく、エコタウン及び産業間の連携強化によるゼロエミッションを加速するとともに、省エネ、温暖化防止に大きく貢献する環境と経済が両立した持続可能な次代エコタウン像のあり方を検討してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 産業団地なるものは、どの県、あるいは市町村でも団地を起こされて企業誘致をしようとしておりますが、なかなかこの団地が埋まらないのが現状でございます。この水俣の産業団地は、90%強の埋まりぐあいということで、本当に成功であったというふうに思います。

ただいま全体の波及効果ということでお尋ねをいたしましたけども、もっと突っ込んで、この誘致

企業6社全企業の100名を超える、116名の従業員とおっしゃいましたが、この年間給与が2億余りだということでございます。これらからの市民税、そして誘致した当初は企業に対しては税制優遇措置がとられておると思いますが、これが終わった時点での固定資産税、そういうのを総合すると、経済効果だけでも相当あると思われるが、どのくらい見込まれるのかお尋ねしたいと思います。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） 大川議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、現在116名の従業員がおりますけど、市民税額、それからリサイクル企業6社の優遇制度期間が終了後の法人、市民税、それから固定資産税を合計しますと、おおよそ毎年5,000万円の税収を見込んでいます。

議長（松本満良君） 大川末長議員。

大川末長君 それでは最後の質問をいたします。

現在のところ公害を発生させるような企業はなく、誘致に当たっての行政のあらゆる面からの精査の結果であろうと思います。しかし、おのおの企業の今後の事業展開によっては、思わぬ事態も発生しかねません。行政としては、今後、おのおの企業との関係をどのようにされていくのかについて質問します。

議長（松本満良君） 松山産業建設部長。

産業建設部長（松山勝征君） お答えいたします。

誘致企業につきましては、本市独自の環境に配慮した工場等の立地に関する協定、それから本市の環境基本条例と公害防止条例に基づく環境保全協定を結んでおります。

環境に配慮した工場との立地に関する協定の主な内容は、ISO14001を取得すること、それから、廃棄物ゼロの取り組みを積極的に行うこと、周辺住民の情報開示の求めには、可能な限り応じていただくこと、担当職員の立入検査には関係住民も同行できると、そういうことになっております。

環境保全協定には公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の適正処理、環境への負荷の軽減について、企業が社会的責任を有すると言明いたしております。

これらの協定を遵守をしていただいておりますので、環境にマイナスになるような影響を及ぼす事態は発生はしないものと確信をいたしております。

そのほかに、企業に協定の趣旨に沿って積極的に工場をオープンにして、工場見学者の見学に応じていただくと、そういうこともお願いをいたしております。

以上です。

議長（松本満良君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結いたします。

この際、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 21 分 休憩

---

午後 2 時 32 分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 2 議第 3 号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第 2、議第 3 号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 3 議第 4 号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第 3、議第 4 号水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 4 議第 5 号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第 4、議第 5 号水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 5 議第 6 号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第 5、議第 6 号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第7号 水俣市児童館設置条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第6、議第7号水俣市児童館設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第9号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第7、議第9号水俣市法定外公共物管理条例の制定についてを議題いたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第10号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第8、議第10号文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第11号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第9、議第11号水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---



日程第10 議第12号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第10、議第12号環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第13号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第11、議第13号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第14号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第12、議第14号水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第15号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第13、議第15号水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第16号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第14、議第16号水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第17号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第15、議第17号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第18号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第16、議第18号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第19号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第17、議第19号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第21号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第18、議第21号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第22号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第19、議第22号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第23号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第20、議第23号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第21 議第24号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第21、議第24号水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第22 議第25号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第22、議第25号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第23 議第26号 平成17年度水俣市一般会計予算

議長（松本満良君） 日程第23、議第26号平成17年度水俣市一般会計予算を議題といたします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いいたします。

それでは、予算書43ページから44ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

45ページから71ページ、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

72ページから89ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

89ページから105ページ、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

105ページから115ページ、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

115ページから119ページ、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

120ページから133ページ、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

134ページから137ページ、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

137ページから162ページ、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） ないようですので、次に移ります。

162ページから165ページ、第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費について質疑は

ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

予算書11ページから16ページ、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) ないようですので、次に移ります。

17ページから21ページ、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) ないようですので、次に移ります。

22ページから31ページ、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) ないようですので、次に移ります。

31ページから42ページ、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました、歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

これで議第26号平成17年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

日程第24 議第27号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

議長(松本満良君) 日程第24、議第27号平成17年度水俣市国民健康保健事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第25 議第28号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算

議長（松本満良君） 日程第25、議第28号平成17年度水俣市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第26 議第29号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算

議長（松本満良君） 日程第26、議第29号平成17年度水俣市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第27 議第30号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

議長（松本満良君） 日程第27、議第30号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第28 議第31号 平成17年度水俣市病院事業会計予算

議長（松本満良君） 日程第28、議第31号平成17年度水俣市病院事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第29 議第32号 平成17年度水俣市水道事業会計予算

議長（松本満良君） 日程第29、議第32号平成17年度水俣市水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第30 議第38号 あらたに生じた土地の確認について

議長(松本満良君) 日程第30、議第38号あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第31 議第39号 町区域の変更について

議長(松本満良君) 日程第31、町区域の変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第32 議第40号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

日程第33 議第41号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

日程第34 議第42号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

日程第35 議第43号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について

議長(松本満良君) 日程第32、議第40号から日程第35、議第43号までの地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第36 議第45号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第36、議第45号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

---

議第45号

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
平成17年3月11日提出

水俣市長 江口隆一

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「及び第21条の9」を「、第21条の9」に改め、「療育医療」の次に「及び第21条の9の2に規定する小児慢性特定疾患研究事業の医療」を加え、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

議長（松本満良君） 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 本日、追加提案いたしました議第45号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は児童福祉法の一部改正に伴い、これまで国と県が医療費の全額を給付していた小児慢性特定疾病研究事業について、平成17年4月1日から生計中心者の所得に応じて、一部自己負担が発生することになりました。そのため、この自己負担分についても助成の対象とすることで、この疾病に罹患した子どもの健全な育成と、子育て支援を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本満良君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のため、しばらく休憩いたします。

午後2時44分 休憩

---

午後2時45分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。



議第45号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

ただいま質疑を終わりました議第3号から議第45号まで議案35件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第37 議第46号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第38 議第47号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第37、議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日程第38、議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、両件を一括して議題といたします。

---

#### 議第46号

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年3月11日

提出者議員	竹	下	武	義
"	福	田	斉	
"	淵	上	道	昭
"	牧	下	恭	之
"	大	川	末	長
"	真	野	頼	隆
"	本	井	道	弘
"	大	川	久	洋
"	岩	阪	雅	文
"	松	本	和	幸

水俣市議会議長 松本満良様

(別紙)

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例

水俣市議会議員定数条例(平成14年条例第42号)の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の水俣市議会議員の一般選挙から適用する。

(提案理由)

住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員の定数を本案のように制定しようとするものである。

議第47号

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年3月11日

提出者議員 緒方誠也

” 中村幸治

” 谷口真次

水俣市議会議長 松本満良様

(別紙)

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例

水俣市議会議員定数条例(平成14年条例第42号)の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の水俣市議会議員の一般選挙から適用する。

(提案理由)

住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員の定数を本案のように制定しようとするものである。

---

議長(松本満良君) 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第46号について、竹下武義議員。

(竹下武義君登壇)

竹下武義君 議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案の理由を申し上げます。

本市住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員定数を削減しようとするものであり、具体的には現行22人を4人削減し、18人にしようとするものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長(松本満良君) 次に、議第47号について、緒方誠也議員。

(緒方誠也君登壇)

緒方誠也君 議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

住民の意向、人口の減少、厳しい財政事情、他市の状況と市議会機能の維持強化による市民生活の向上を考え合わせ、別紙のように現行22人を20人に改めるものであります。

全会一致の賛同をよろしくお願いをいたします。

議長(松本満良君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩いたします。

午後 2 時47分 休憩

---

午後 2 時48分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第39 特別委員会の設置について

議長（松本満良君） 日程第39、特別委員会の設置についてを議題といたします。

---

##### 特別委員会の設置について

1. 名 称 議員定数検討特別委員会
  2. 構成人員 9人
  3. 審査事項 議第46号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議第47号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
（本日、陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情についてを付託）
  4. 審査期限 審査終了の日まで
  5. 審査費用 議会費既決予算の中から支出する。
- 

議長（松本満良君） お諮りいたします。

議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について及び議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員9人をもって構成する議員定数検討特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにし  
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって議員定数検討特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議員定数検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、藤本寿子議員、吉田正和議員、中村幸治議員、真野頼隆議員、淵上道昭議員、野中重男議員、大川久洋議員、岩阪雅文議員、緒方誠也議員、以上9人を指名いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 御異議なしと認めます。

したがってただいま指名いたしました9人の議員を議員定数検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議員定数検討特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩いたします。

午後2時50分 休憩

---

午後2時58分 開議

議長(松本満良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数検討特別委員会の正副委員長互選の結果を御報告いたします。

委員長大川久洋議員

副委員長緒方誠也議員

以上のとおりであります。

---

日程第40 陳第1号 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について

議長(松本満良君) 日程第40、陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳第1号は、会議規則第134条第2項の規定により、議員定数検討特別委員会に付託の上、審査終了の日まで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 御異議なしと認めます。

したがって本件はそのように決定いたしました。

---

議長（松本満良君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午まで御通告願います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時59分 散会

## 平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成17年3月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

午前10時50分 閉会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（岩橋建夫君）	次	長（久木田一也君）
議事係長（栄永尚子君）	書	記（中村俊彦君）
書記（赤司和弘君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収入役（徳富邦博君）	総務企画部長	（高口義幸君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長	（松山勝征君）
総合医療センター事務部長（森近君）	水道局長	（窪田正人君）
教育長（宮本勝彬君）	福祉環境部次長	（葦浦博行君）
産業建設部次長（松田大作君）	教育次長	（塩山一之君）
総務企画部総務課長（中田和哉君）	総務企画部企画課長	（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）		

議事日程 第5号

平成17年3月17日 午前10時開議

- 第1 議第3号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第2 議第4号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 第3 議第5号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第4 議第6号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第5 議第7号 水俣市児童館設置条例の制定について
- 第6 議第9号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について
- 第7 議第10号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第8 議第11号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について
- 第9 議第12号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第13号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第14号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第15号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第16号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第17号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第18号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第19号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第21号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第22号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第23号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第24号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第25号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第26号 平成17年度水俣市一般会計予算
- 第23 議第27号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議第28号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算

- 第25 議第 29 号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第26 議第 30 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第27 議第 31 号 平成17年度水俣市病院事業会計予算
- 第28 議第 32 号 平成17年度水俣市水道事業会計予算
- 第29 議第 38 号 あらたに生じた土地の確認について
- 第30 議第 39 号 町区域の変更について
- 第31 議第 40 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第32 議第 41 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第33 議第 42 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第34 議第 43 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第35 議第 45 号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 陳第 5 号 企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情について
- 第37 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務文教委員会
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 厚生委員会
- 1 陳第 2 号 規模・場所を問わない水俣市内の産廃最終処分場建設反対に関する陳情  
            について
- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について
- 産業建設委員会
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第38 意見第1号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について
- 第39 意見第2号 企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

---



議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会で発議の意見書案 1 件、総務文教委員会で発議の意見書案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成16年度後期の一般会計定期監査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 
- 日程第 1 議第 3 号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 2 議第 4 号 水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議第 5 号 水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議第 6 号 旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 5 議第 7 号 水俣市児童館設置条例の制定について
- 日程第 6 議第 9 号 水俣市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第 7 議第 10 号 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議第 11 号 水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議第 12 号 環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議第 13 号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議第 14 号 水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議第 15 号 水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議第 16 号 水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議第 17 号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議第 18 号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議第 19 号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議第 21 号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議第22号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第23号 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第24号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第25号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第26号 平成17年度水俣市一般会計予算
- 日程第23 議第27号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議第28号 平成17年度水俣市老人保健特別会計予算
- 日程第25 議第29号 平成17年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議第30号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議第31号 平成17年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第28 議第32号 平成17年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第29 議第38号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第30 議第39号 町区域の変更について
- 日程第31 議第40号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第32 議第41号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第33 議第42号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第34 議第43号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第35 議第45号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 陳第5号 企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情について

議長（松本満良君） 日程第1、議第3号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから、日程第36、陳第5号企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情についてまで、36件を一括して議題といたします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長牧下恭之議員。

（総務文教委員長 牧下恭之君登壇）

総務文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について申し上げます。

す。

本案は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、人事行政の運営等の状況を公表する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

主な質疑として、公表の範囲についてただしたのに対し、県への報告については項目など規範が決められているため、それにより報告することになるが、サービスの状況については、服務規程の中に育児休業などの項目があり、それに該当者があれば何人であったといった最終的な数字を報告することになる。職員の氏名やプライバシーに関しては出さないとの答弁がありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、修学部分休業を導入するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、三位一体の改革により、施設整備に係る国庫補助負担金の一般財源化が予想される状況の中、施設整備時の財源を確保するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

別段の質疑、そして討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、山野線代替バス交通基金の目的以外に、旧山野線沿線の交通体系の再編に要する財源についても充てることとし、旧山野線沿線地域の効率的なバスの運行及び利用者の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、文化財保護法の一部を改正する法律が平成17年4月1日から施行されることに伴い、関係条文等を整備するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

別段質疑、そして討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、久木野支所機能の見直しにより、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、支所としての形は残るが、何を残すのかとただしたのに対し、将来的に久木野分収林の事務をしなければならないような可能性も残っているため、残しておかないと事務処理に支障を来たすおそれもあり、任意設置の支所として残すものであるとの答弁がありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、婦人相談員の国庫負担基準の変更等に伴い、非常勤職員の報酬額の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う地方自治法の一部改正に伴う条例整備等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

別段の質疑、そして討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の特殊勤務手当の支給について適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、変更したことによる影響についてただしたのに対し、ほとんど影響は出ないとの

答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成17年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、証明書等交付事務委託経費、公共施設整備基金積立金、コミュニティバス運行事業、男女共同参画社会形成推進事業、自治会制度設立準備事業、地籍調査事業、第8款消防費に、自主防災組織補助金、防災行政無線戸別受信機購入経費、第9款教育費に、市学力向上対策事業、地域生涯学習施設整備事業、小・中学校運営経費、文化・体育施設管理運営経費等を計上している。これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。また、債務負担行為として、ファクシミリ借上等を計上し、地方債については、過疎対策事業債等を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、弁護士委託料について、現在係争中の訴訟についてただしたのに対し、新幹線の騒音問題に関し、公害等調整委員会にかかっているものが1件あるとの答弁がありました。

また、水俣芦北広域行政事務組合負担金について、合併後新たな算定基準が出されたのかとただしたのに対し、算定の方法は同じである。なお、均等割の4が3になったが、率に関しては同じであるとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号から議第43号まで地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体の事務を久木野郵便局、袋郵便局、釣橋郵便局及び湯出郵便局において取り扱わせるため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、交付手数料は変わらないか、また、1年ごとに更新する理由及び協定の中身についてただしたのに対し、手数料については従来と変わらない金額である。また、更新期間を1年としたことについては他意はないが、3年契約にすれば3年間拘束されることになるため、何かあったときのために1年ごとに切りかえることにしたものである。協定の中身については、各郵便局と水俣市の業務区分や取扱いに対する経費負担、請求者から徴収する交付手数料の納付方法、その他申請用紙等の負担に関し規定するものであるとの答弁がありました。

別段の討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、継続審査となっておりました陳第5号企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情については、今日の建設業界を取り巻く厳しい状況下にあっては、今後建設投資が増加していくことは予想しがたい状況であり、建設事業者が生き残るための企業合併を進めるに当たっては、

合併による受注機会の減少というデメリットの解消に向け積極的に県に対し優遇措置の導入について検討を求めていくことは必要なことであり、また市長も、県発注工事に対する優遇措置の導入について検討の申し入れを行っていることから、議会としても早期に採択すべきであるという意見と、陳情の採択については反対ではないが、建設業協会に入っていない零細の建設業者が、企業合併によってどのような不利益をこうむることになるのか、また合併によってどの程度のメリット・デメリットが出てくるのか、細部にわたって調査・理解すべき点もあるのではないかとといった意見も出されましたが、採決した結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

議長（松本満良君） 次に、厚生委員長野中重男議員。

（厚生委員長 野中重男君登壇）

厚生委員長（野中重男君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第7号水俣市児童館設置条例の制定について申し上げます。

本案は、児童厚生施設として水俣市児童館を設置するために制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、児童館の事業内容についてただしたのに対し、乳幼児の子育て支援や児童の健全育成のための場所の提供を行い、スポーツイベントや誕生会なども実施したいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、知的障害者更生施設を障害者サービスセンターとするために制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、環境水俣賞の対象である流域生態系部門と海洋生態系部門を統一し、共生社会部門を見直し、新たに水俣市が目指す循環型社会形成部門と先進技術部門を設けるために制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国保水俣市立湯之見病院の閉鎖、国保水俣市立総合医療センターの病床数の見直し及び組織の充実、責任体制の明確化を図ることに伴い制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、湯之児病院の閉鎖に伴い退職される職員数についてただしたのに対し、すでに退職された方もいるが、医師1人、看護師6人など12人が退職されるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、ワークプラザ使用料の適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市介護予防・生活支援事業に新たな事業を加えようとするために制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市障害者デイサービスセンターの移転等に伴い制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成17年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとして、第3款民生費に、社会福祉協議会運営費補助金及び法人立保育所の運営費負担金、身体障害者・知的障害者・生活保護者の扶助費、老人ホーム恵愛園及び明水園の管理運営委託料のほか国民健康保険事業特別会計並びに介護保険特別会計への繰出金を計上し、第4款衛生費に、老人保健特別会計への繰出金、病院事業会計負担金、乳幼児医療費助成費、ごみ収集・処理業務委託料のほか火葬場費、ごみ処理費及びし尿処理費に対する水俣芦北広域行政事務組合負担金を計上している。

これらの財源として、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金等をもって充当するものである。

また、債務負担行為として、小型合併処理浄化槽設置整備資金の融資に対する利子補給・損失補償をそれぞれ計上し、地方債として、過疎対策事業債及び生活環境施設整備事業債の限度額を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市民課の職員が数人削減になっているが、窓口業務に支障はないかとただしたのに対し、4月の繁忙期には逼迫した状況になると思うが、住民サービスを低下させないためにも、係間の連携を密にし、窓口の応援体制の整備を行い、少ない人数で頑張っていきたいとの答弁が

ありました。

また、児童手当が平成16年度の当初予算と比べ5,000万円ほど増額になった理由についてただしたのに対し、昨年の法改正により、対象が就学前から小学3年生までとなったためであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1,872万8,000円とし、その主な内容は、歳出において、療養給付費負担金、高額療養費補助金、老人保健医療費拠出金、介護納付金を計上し、これらの財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金、繰越金等をもって充当するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人間ドック、脳ドックの募集定員と申し込み状況についてただしたのに対し、人間ドックが120人で、そのうち脳ドックの受診を30人募集し、申し込み開始日から二、三日で定員いっぱいになるとの答弁がありました。

さらに、病気の早期発見、ひいては医療費の抑制につながるので募集定員をふやすことはできないかとただしたのに対し、平成16年度までは募集を先着順にしていたため、毎年同じ人が受診するなど公平性に欠けていたが、17年度からは募集方法を見直し、より多くの被保険者が公平に受診できるような制度を考えたいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号平成17年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億9,450万3,000円とし、その主なものは、歳出において、医療給付費を計上し、この財源として、支払基金交付金、国庫支出金等をもって充当するものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号平成17年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,184万円とし、その内容は、歳出において、介護認定審査会費、介護サービス給付費、支援サービス給付費等を計上し、これらの財源として介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等をもって充当するものである。

また、地方債として、財政安定化貸付金を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス給付費と支援サービス給付費が大幅に増額になった理由についてただしたのに対し、介護認定者の増加及び認定は受けたが、今までサービスを受けていない未利用者がサービスを利用されるようになったのが要因であるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。



次に、議第31号平成17年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

本年度の予算は、収益的収入に66億9,589万4,000円、収益的支出に66億6,741万6,000円を計上、収益的収入の主なものとして、入院収益及び外来収益等の医業収益、補助金、負担金等の医業外収益を計上し、収益的支出の主なものとして、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料及び電気料等の経費や企業債利息等の医業外費用を計上している。

また、資本的収入に2億7,248万9,000円、資本的支出に4億1,248万8,000円を計上し、資本的支出に対する資本的収入の不足分1億3,999万9,000円は、一時借入金をもって措置する予定である。

資本的支出の主なものとして、人間ドック改修工事等の建設工事費、全身麻酔器等の器機及び備品購入費並びに企業債償還金を計上している。

また、病院施設整備事業等の企業債、一時借入金の限度額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一般会計から病院事業会計への繰入金についてただしたのに対し、17年度当初予算では3億8,000万円を繰り入れ、昨年より2,000万円少ない状況であるとの答弁がありました。

また、湯之児病院の閉鎖に伴う利益の減少により、長期の収支計画の変更が必要ではないかとただしたのに対し、統合後のシミュレーションを描いており、収支も試算どおりである。医師の確保などの多くの課題があるが、経営の健全化に向け、職員一丸となって努力していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第45号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、小児慢性特定疾患の医療費の自己負担分を新たに医療費の助成対象とするため改正しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小児慢性特定疾患の対象者についてただしたのに対し、認定者29人のうち、就学前の乳幼児医療費助成対象者は8人であり、そのうち生計中心者の所得により自己負担が発生するとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生委員会の審査報告を終わります

議長（松本満良君） 次に、産業建設委員長 淵上道昭議員。

（産業建設委員長 淵上道昭君登壇）

産業建設委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託

されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第9号水俣市法定外公共物管理条例の制定について申し上げます。

本案は、里道及び水路の国からの無償譲与に伴い、平成17年4月から機能管理、財産管理ともに本市の事務として行うことになるため、新たに条例を制定し、法定外公共物の管理に関し、必要な事項を定めようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市農業委員会の委員のうち、選挙による委員定数を20人から17人に変更するとともに、市議会が推薦する学識経験を有する委員定数を2人と定め、委員の数を現行の26人から22人とするため、本案のように改正しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第5条及び第11条の規定により、船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成17年4月1日から施行されることに伴い改正するもので、その改正の内容は、雇入契約公認に係る手数料を、申請から届け出に変わったことにより、徴収しないようにするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給水装置工事の設計審査手数料及び工事検査手数料等に関する規定内容の整備を図るため改正するもので、その改正の内容は、これまで新設のみとしていた設計審査手数料を、新設を除く場合にも1件1,000円、工事検査手数料に工事1件につき500円を追加し、新設を除くとしていた開栓手数料を、新設の場合にも平日500円、休日2,000円徴収しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成17年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第5款農林水産業費に、農地情報管理システム整備事業、中山間地域等直接支払事業、袋地区防災ため池整備事業負担金、森林整備地域活動支援事業、沿岸漁業整備開発事業、第6款商工費に、地場企業支援事業、みなまた環境テクノセンター管理運営事業、新水俣駅交流センター管理事業、第7款土木費に、八ノ窪・湯出線道路改良事業、桜ヶ丘・大戸口線道路新設事業、宝川内線道路改良事業、鶴田橋災害関連事業、月浦台地開発事業、特殊地下

壕対策事業、白浜団地建替事業、第10款災害復旧費に過年発生災害復旧事業等を計上している。

これらの財源としては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国県支出金、市債等を充当している。

また、債務負担行為として、白浜団地3号棟建設工事を計上している。

このほか、地方債については、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、みなまた環境テクノセンターの今後の事業展開についてただしたのに対し、従来の研究事業に加え、環境教育に関する事業の展開も図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から、稚アユ放流事業について、その費用対効果等も十分チェックしていただきたいとの意見が出されたほか、水俣花の名所再生事業について、予算計上されている桜のシロアリ駆除に加え、雑木などの撤去や防除面の研究等も行っていたいただきたいとの意見がありました。

審査の結果、原案に賛成であるという意見と、水俣港地方港湾改修事業負担金等については事業の緊急性が少ないと思われるため、本予算には賛成しがたいという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億260万5,000円を計上している。

歳出については、公共下水道事業費、公債費等を計上している。

なお、公共下水道事業費の主な事業として、東部污水管整備関係経費等を計上している。

これらの財源としては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債等を充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造資金の融資に対する損失補償外1件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業債及び公営企業借換債を計上しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号平成17年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,880万1,000円、収益的支出に4億535万6,000円、資本的収入に2,204万1,000円、資本的支出に1億8,301万4,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第38号あらたに生じた土地の確認について及び議第39号町区域の変更についての両

件を一括して申し上げます。

熊本県が実施する丸島漁港広域漁港整備事業の公有水面埋め立てにより生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、市議会の議決を必要とするので提案するものであり、公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市祇園町に編入するに当たり、町区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要とするので、今回あわせて提案するものである。

埋立場所は、丸島地区の丸島漁港の一部の公有水面で、面積9,200.04平方メートルである。

埋立地は、漁業従事者の漁具保管修理施設用地、漁船保管施設用地、船揚場用地、臨港道路、護岸として利用する計画であるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年3月15日

総務文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第3号	水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第14号	水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第17号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第18号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第26号	平成17年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第40号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について	原案可決	全員賛成
議第41号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について	原案可決	全員賛成
議第42号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について	原案可決	全員賛成
議第43号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について	原案可決	全員賛成
陳第5号	企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情について	採択	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年3月15日

厚生常任委員長 野中重男

水俣市議会議長 松本満良様

### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第7号	水俣市児童館設置条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第22号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第23号	水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第24号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第26号	平成17年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第27号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第28号	平成17年度水俣市老人保健特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第29号	平成17年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第31号	平成17年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第45号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年3月15日

産業建設常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 松本満良 様

### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第9号	水俣市法定外公共物管理条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第21号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第25号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第26号	平成17年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	賛成多数
議第30号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決	全員賛成
議第32号	平成17年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第38号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	全員賛成
議第39号	町区域の変更について	原案可決	全員賛成

議長（松本満良君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から議第26号について討論の通告があります。

これから発言を許します。

野中重男議員。

野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第26号について反対討論を行います。

2005年度予算案では、防災行政無線放送の難聴問題の改善のための戸別受信機の設置、第一小学校区での学童保育の設置に向けての同校の余裕教室の改修工事、特殊地下壕対策工事など、市民の皆さんの要望を入れたものも一部入ってます。その一方、市民の要望から見て緊急な事業として考えられないと思われるものが組まれています。水俣港湾改修事業は、海岸を埋め立てて道路をつくるものですが、今年度も2,200万円が組まれております。同じく湯の児海岸工事についても、高潮はないと言われているのに、ことしも1,350万円が組まれております。市民の皆さんから土木課に寄せられている要望は、1年間に約1億円、そのうち実施できたものは約5,000万円、積み残しが3億円くらいあると聞いております。財政は現在でも逼迫していますし、これからますます厳しくなると考えます。だからこそ急がなくてもよいものは一時わきに置いて、市民生活に密着するところから予算を振り向けていくべきだと考えます。

以上のように、今回の予算は、一部前進面はあるものの、急がなくてもよいものが組まれているなど、同意できないものがありますので、反対であります。

以上で討論を終わります。

議長（松本満良君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議第3号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから議第25号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてまで、21件を一括して採決いたします。

本21件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本21件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本 21件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

---

議長（松本満良君） 議第26号平成17年度水俣市一般会計予算を採決いたします。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本満良君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

---

議長（松本満良君） 議第27号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から議第45号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、13件を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

---

議長（松本満良君） 陳第5号企業間連携に対する優遇措置の導入に関する陳情についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

日程第37 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について



厚生委員会

- 1 陳第2号 規模・場所を問わない水俣市内の産廃最終処分場建設反対に関する陳情について

- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

議長（松本満良君） 日程第37、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがってそのように決定いたしました。

---

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年3月15日

総務文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年3月15日

厚生常任委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳 第 2 号	規模・場所を問わない水俣市内の産廃最終処分場建設反対に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年3月15日

産業建設常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年3月11日

議会運営委員長 緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第38 意見第1号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について

日程第39 意見第2号 企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書について

議長（松本満良君） 日程第38、意見第1号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について及び日程第39、意見第2号企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書についての2件を一括して議題といたします。

意見第1号

発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年3月17日

提出者議員 田 中 功  
" 緒 方 誠 也  
" 大 川 久 洋  
" 大 川 末 長  
" 真 野 頼 隆  
" 谷 口 真 次  
" 野 中 重 男

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

(別紙)

### 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢であられることが多く、文部科学省の調査では、小・中学生全体の6%に上る可能性があるとしてされています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

#### 記

- 1、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
- 1、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(5歳児健診)や就学時健診制度を確立すること。
- 1、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 1、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 1、専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
- 1、発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様  
厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 様  
文部科学大臣 中 山 成 彬 様

### 意見第2号

#### 企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会議事規則第14条の規定により提出します。

平成17年3月17日

提出者議員 福 田 斉  
" 牧 下 恭 之  
" 西 田 弘 志  
" 吉 田 正 和

” 中 村 幸 治  
” 本 井 道 弘  
” 岩 阪 雅 文  
” 中 山 徹

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

(別紙)

### 企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書

今日の建設業界を取り巻く環境は、景気の低迷、国や市町村の財政構造改革に伴う公共事業予算抑制による建設投資の縮小等により、収益性が悪化し、大変厳しい状況下にあります。

そのような中、建設事業者は公共工事等の円滑かつ適正な施工等を通じ、地域社会の発展に貢献しております。

しかしながら、今後建設投資の増加については予想しがたい状況であることから、企業の生き残り策として、協業化、合併等による経営基盤の強化を図ることが求められています。

したがって県におかれましては、下記の事項について御検討いただきますよう強く要望いたします。

#### 記

- 1、合併した建設事業者に対し、入札参加者資格審査の格付における加点評価及び氏名における優遇措置の導入を図ること。
- 2、合併した事業者の入札に関し、合併前に入札資格の格付により合併した業者の数だけ指名を受けられる優遇策の導入を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月17日

水 俣 市 議 会

熊本県知事 潮 谷 義 子 様

---

議長（松本満良君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第1号提出者代表田中功議員。

（田中功君登壇）

田中 功君 案文を読み上げまして提出理由といたします。

### 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢であらわれることが多く、文部科学省の調査では、小・中学生全体の6%に上る可能性があるとされています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな

支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急を実施するよう強く要望します。

記

1、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。

1、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度（5歳児健診）や就学時健診制度を確立すること。

1、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。

1、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。

1、専門医の養成並びに人材の確保を図ること。

1、発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いします。

議長（松本満良君） 次に、意見第2号提出者代表福田斉議員。

（福田斉君登壇）

福田 斉君 それでは、意見第2号について、案文を読み上げ提案理由の説明にかえさせていただきます。

企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書

今日の建設業界を取り巻く環境は、景気の低迷、国や市町村の財政構造改革に伴う公共事業予算抑制による建設投資の縮小等により、収益性が悪化し、大変厳しい状況下にあります。

そのような中、建設事業者は公共工事等の円滑かつ適正な施工等を通じ、地域社会の発展に貢献しております。

しかしながら、今後建設投資の増加については予想しがたい状況であることから、企業の生き残り策として、協業化、合併等による経営基盤の強化を図ることが求められています。

したがって県におかれましては、下記の事項について御検討いただきますよう強く要望いたします。

記

1、合併した建設事業者に対し、入札参加者資格審査の格付における加点評価及び氏名におけ

る優遇措置の導入を図ること。

2、合併した事業者の入札に関し、合併前の入札資格の格付により合併した業者の数だけ指名を受けられる優遇策の導入を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました議案2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

意見第1号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について及び意見第2号企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本2件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 御異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも原案のとおり可決いたしました。

---

議長（松本満良君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了いたしました。

これで平成17年第2回水俣市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本満良

署名議員 牧下恭之

署名議員 谷口真次





## 平成17年3月第2回水俣市議会定例会（2月28日～3月17日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 2 号	水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	2月28日 原案可決	
議第 3 号	水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 4 号	水俣市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 5 号	水俣市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 6 号	旧山野線沿線交通基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 7 号	水俣市児童館設置条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 8 号	水俣市九州新幹線濁水等被害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	2月28日	産業建設	2月28日 原案可決	
議第 9 号	水俣市法定外公共物管理条例の制定について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 10 号	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 11 号	水俣市おおさき偕生学園条例を廃止する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 12 号	環境水俣賞顕彰条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 13 号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 14 号	水俣市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 15 号	水俣市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 16 号	水俣市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 17 号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 18 号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 19 号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 20 号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務文教	2月28日 原案可決	
議第 21 号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 22 号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 23 号	水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 24 号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 25 号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 26 号	平成17年度水俣市一般会計予算	2月28日	各 委	3月17日 原案可決	
議第 27 号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 28 号	平成17年度水俣市老人保健特別会計予算	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 29 号	平成17年度水俣市介護保険特別会計予算	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 30 号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 31 号	平成17年度水俣市病院事業会計予算	2月28日	厚 生	3月17日 原案可決	
議第 32 号	平成17年度水俣市水道事業会計予算	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 33 号	平成16年度水俣市一般会計補正予算 (第7号)	2月28日	産業建設	2月28日 原案可決	
議第 34 号	平成16年度水俣市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第3号)	2月28日	厚 生	2月28日 原案可決	
議第 35 号	平成16年度水俣市介護保険特別会計 補正予算 (第4号)	2月28日	厚 生	2月28日 原案可決	
議第 36 号	平成16年度水俣市公共下水道事業特 別会計補正予算 (第3号)	2月28日	産業建設	2月28日 原案可決	
議第 37 号	平成16年度水俣市水道事業会計補正 予算 (第2号)	2月28日	産業建設	2月28日 原案可決	
議第 38 号	あらたに生じた土地の確認について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 39 号	町区域の変更について	2月28日	産業建設	3月17日 原案可決	
議第 40 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する規約について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 41 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する規約について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 42 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する規約について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 43 号	地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する規約について	2月28日	総務文教	3月17日 原案可決	
議第 44 号	水俣市議会政務調査費の交付に関する 条例の一部を改正する条例の制定につ いて	2月28日	省 略	2月28日 原案可決	議 員 提 案
議第 45 号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条 例の一部を改正する条例の制定につ いて	3月11日	厚 生	3月17日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第46号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	3月11日 継続審査	議 員 提 案
議第47号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	3月11日 継続審査	議 員 提 案

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について	3月17日	省 略	3月17日 原案可決	
意見第2号	企業間連携に対する優遇措置の導入を求める意見書について	3月17日	省 略	3月17日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報 告 月 日
報告第2号	専決処分の報告について	2月28日
報告第3号	専決処分の報告について	2月28日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月17日	総務文教	3月17日 継続調査	
環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	3月17日	厚 生	3月17日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月17日	産業建設	3月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月17日	議会運営	3月17日	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	水俣市議会議員の現行定数の 堅持を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元 村 永	議員定数 検討特別	3月11日	3月11日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	規模・場所を問わない水俣市 内の産廃最終処分場建設反対 に関する陳情について	水俣市旭町 2-2-5 山 田 功	厚 生	9月11日	3月17日 継続審査
陳第5号	企業間連携に対する優遇措置 の導入に関する陳情について	水俣市陣内 1-5-3 古 里 信 夫	総務文教	12月16日	3月17日 採 択

